

+27-49

索  
引

明治三十四年 法令全書索引

凡例

- 一本編ハイロハヲ以テ部ヲ分チ部中事類項目ヲ設ク然レトモ  
毎一年間發布ニ係ル法令ノ索引ナルカ故ニ其項目ニ至リテ  
ハ年々異同アルヲ免レヌ
- 一令中數多ノ事項ヲ包括シ又ハ彼此相關涉スルモノハ檢索  
ノ便ヲ圖リ之ヲ各部ニ掲ク但シ其事項ヲ甲部ノ項ニ掲ケ乙  
部ノ項ニ略スルモノ、如キハ乙部ノ項ニ於テ某部某項ニ載  
スト記ス
- 一租税ト地租貨幣ト銀貨俸給ト増俸トノ如キハ各其項ヲ掲ク  
ト雖モ其事項ハ特ニ一方ニ登載ス
- 一法令中國名ノ略書等ニ係ルモノハ其本名ノ項ニ掲ク例ヘハ

C8  
4

露國ノ如キハ露西亞ノ項ニ掲クルノ類ナリ  
 一イロハ四十七音中「非オエ」ハ都テ「イヲエ」ニ併載シ又濁音半濁音ハ清音ニ併載ス  
 一件名ノ下法令ノ名稱ハ記スルニ符號ヲ以テス(詔)ハ詔勅(法)ハ法律(勅)ハ勅令(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルハ半契約(閣)ハ閣令(省)ハ省令(訓)ハ訓令(達)ハ達告(告)ハ告示ナリ  
 一稱謂ヲ分ツ率ネ普通ノ慣用ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ヘハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

索引總目

イノ部	郵便	五	馬具	二七	水ノ部	
英吉利	郵船	二四	馬術	二七	北海道	三一
伊豆七島	移住	二四	拔擢	二七	歩兵	三二
育成所	ロノ部		報告	二七	繩工	三三
有位者	露西亞	二四	配賦、配置、配備	二八	俸給	三三
尉官	録事	二四	配達		奉務	三四
醫官	ハノ部		發賣頒布	二九	補職、補充、補闕	三四
醫術	布陸	二四	發電機	二九	補習	三五
醫學	博覽會	二四	發賣、賣却	二九	補助	三五
委員	法制	二五	販賣	二九	保護	三五
委託	判事	二五	排下、排兵、排込	二九	保管	三六
遺族	判任	二五	派遣	二九	保證	三六
印章、印鑑	砲臺	二六	廢物	二九	募集	三七
印紙	砲兵	二六	ニノ部		貿易	三七
優等章	砲術	二六	日誌	二九	册御	三七
優遇	褻章	二六	日當	三〇	露標	三七
	佩刀	二七	任用、任命、任免	三〇	ヘノ部	
	背囊	二七	入學、入會	三〇	兵器	三七
			入營	三一	兵備	三七

〔編修、編纂〕	三八	〔膠木〕	四一	〔帳簿〕	四五	〔林野〕	五一
〔編制〕	三八	〔等級〕	四一	〔茶業〕	四五	〔旅行、旅費〕	五一
〔變換地〕	三八	〔等差〕	四一	〔貯金〕	四五	〔糧食〕	五一
〔辨當料〕	三八	〔登用〕	四一	〔抽籤〕	四六	〔履歷〕	五一
〔辨償〕	三八	〔登記〕	四一	〔實錢〕	四六	〔里程〕	五一
〔返納〕	三八	〔特賣〕	四二	〔直稅〕	四六	〔立標〕	五一
〔標識〕	三八	〔特許〕	四二	〔治瘵〕	四六	〔稟請〕	五一
〔平時〕	三八	〔特別〕	四二	〔治罪〕	四六	〔流用〕	五一
〔表尺〕	三九	〔督促〕	四三	〔懲戒、懲罰〕	四六	〔ヌノ部〕	五一
〔表辨〕	三九	〔チノ部〕	四三	〔除喪〕	四七	〔塗色〕	五二
トノ部		〔鎮守府〕	四三	〔リノ部〕		〔ルノ部〕	
〔獨逸〕	三九	〔地方〕	四三	〔領事〕	四七	〔ヲノ部〕	
〔東宮〕	三九	〔地租〕	四四	〔領收〕	四七	〔濠太利亞〕	五二
〔土地〕	三九	〔地質〕	四四	〔理事〕	四七	〔沖繩〕	五三
〔王木〕	三九	〔勅語〕	四四	〔陸軍〕	四七	〔大藏〕	五三
〔屯田兵〕	三九	〔勅令〕	四四	〔陸地〕	四七	〔恩給〕	五三
〔燈臺、燈明、燈竿〕	四〇	〔徵兵、徵集、徵募〕	四四	〔林區署〕	五〇	〔恩賞〕	五三
〔徒弟〕	四〇	〔徵收〕	四四	〔林務官〕	五〇	〔音曲〕	五三
〔度量衡〕	四〇	〔厨夫〕	四五	〔林產物〕	五〇	〔ヲノ部〕	

〔王女〕	五三	〔學生〕	六五	〔監吏、監守、監護〕	六七	〔彈藥〕	七二
カノ部		〔學級〕	六五	〔監督、監察〕	六八	〔帶劍〕	七二
〔海軍〕	五三	〔學資〕	六六	〔監獄〕	六八	〔獸鞍、獸馬、獸轡〕	七二
〔海兵團〕	五三	〔學齡〕	六六	〔看守、看護、看病〕	六九	〔退隱〕	七三
〔海圖〕	五三	〔學術〕	六六	〔假留監〕	六九	〔待命〕	七三
〔海外〕	五三	〔考績〕	六六	〔ヨノ部〕		〔待遇〕	七三
〔海底〕	五三	〔家計〕	六六	〔用品〕	六九	〔代言〕	七三
〔海岸砲〕	五三	〔抗法、抗物〕	六六	〔用紙〕	六九	〔代表、代理〕	七三
〔艦船〕	五七	〔鑑札〕	六六	〔預金〕	六九	〔代用〕	七四
〔艦營、艦隊〕	五七	〔鑑査〕	六六	〔豫算、豫定〕	六九	〔代納〕	七四
〔航海〕	五八	〔號令、詞〕	六六	〔豫備〕	七〇	〔建物〕	七四
〔航路〕	五八	〔樂譜〕	六六	〔ヌノ部〕		〔臺帳〕	七四
〔高等官〕	五八	〔歌舞〕	六六	〔島嶼、島廳〕	七一	〔烟草〕	七四
〔下士卒〕	五九	〔架橋〕	六六	〔炭山、炭田、炭坑〕	七一	〔貸借〕	七四
〔交際官〕	六〇	〔加給〕	六七	〔大審院〕	七一	〔對照表〕	七五
〔交換〕	六〇	〔間稅〕	六七	〔大隊旗〕	七一	〔滯納〕	七五
〔交替、交代〕	六〇	〔貸付、貸渡、貸下〕	六七	〔大學〕	七二	〔レノ部〕	
〔降魔〕	六一	〔爲替〕	六七	〔隊附、隊外〕	七二	〔禮式〕	七五
〔學校、學舍〕	六一	〔解散〕	六七	〔鍛冶〕	七三	〔冷鐵〕	七六

〔練習〕	七六	〔年俸〕	八〇	〔運搬〕	八二	〔管長〕	八七
ツノ部		〔年報〕	八〇	ノノ部		〔管理〕	八七
〔曹長〕	七六	〔年輪〕	八〇	〔農商務〕	八二	〔還幸〕	八七
〔卒〕	七七	ノノ部		〔農作物〕	八二	〔供奉〕	八七
〔租稅〕	七七	〔内閣〕	八〇	〔宮内〕	八二	〔軍法〕	八七
〔内務〕	七七	〔内務〕	八二	〔皇太子〕	八二	〔軍隊〕	八七
〔測候〕	七八	〔内閣〕	八二	〔皇女〕	八二	〔軍艦〕	八七
〔測量測器〕	七八	〔難民〕	八二	〔宮内〕	八二	〔軍港〕	八七
〔速射砲〕	七八	〔納領納入納付〕	八二	〔外交〕	八二	〔軍醫〕	八七
〔増俸〕	七八	〔納稅納金〕	八二	〔外務〕	八二	〔軍吏軍曹〕	八八
〔訴訟訴答〕	七八	ヲノ部		〔外交〕	八二	〔軍人軍屬〕	八八
〔避難〕	七九	〔剛吠〕	八一	〔外國〕	八三	〔軍刀〕	八八
ツノ部		ムノ部		〔官制〕	八三	〔軍馬〕	八九
〔對馬〕	七九	〔村田銃〕	八一	〔官等官階〕	八五	〔軍事〕	八九
〔圖書〕	七九	〔無任所〕	八二	〔官職〕	八五	〔郡區〕	八九
〔圖畫圖誌圖工〕	八〇	ッノ部		〔官吏官員〕	八五	〔訓導〕	八九
〔圖面圖彙圖解〕	八〇	〔請負〕	八二	〔官幣社〕	八六	〔鑛業鑛山鑛場〕	八九
〔通信〕	八〇	〔賣下賣捌〕	八二	〔官有〕	八六	〔會社〕	九〇
ネノ部		〔運用運轉〕	八二	〔官費〕	八六	〔會議〕	九〇

〔會期〕	九〇	〔藥同法〕	九六	〔檢事、檢察〕	一〇〇	〔刑事〕	一〇六
〔會計〕	九〇	〔藥劑藥品藥價〕	九六	〔檢定〕	一〇〇	〔刑死者〕	一〇六
〔會同〕	九二	〔藥學〕	九六	〔檢閱、検査〕	一〇〇	フノ部	
〔會葬〕	九三	〔約定〕	九六	〔檢渡〕	一〇二	〔府縣〕	一〇六
〔貨幣〕	九三	マノ部		〔拳銃〕	一〇二	〔文官、武官〕	一〇七
〔科目、課目〕	九三	〔磨工〕	九七	〔現役〕	一〇二	〔武器〕	一〇八
〔火夫〕	九四	〔前金、前渡〕	九七	〔原野〕	一〇三	〔武庫〕	一〇八
〔火藥、火具、火焚〕	九四	ケノ部		〔原器〕	一〇三	〔文具〕	一〇八
〔靴工〕	九四	〔元勳〕	九七	〔建築〕	一〇三	〔物品、物件〕	一〇八
〔組合〕	九四	〔憲兵〕	九七	〔橋樑〕	一〇三	〔服制〕	一一〇
〔勸業〕	九四	〔警視、警察、警部〕	九七	〔敬禮〕	一〇三	〔服裝〕	一一一
〔觀測〕	九四	〔警備〕	九八	〔敬禮〕	一〇三	〔服役〕	一一一
〔繰越、繰替〕	九四	〔教授、教諭、教官〕	九八	〔經理〕	一〇三	〔服役〕	一一一
ヤノ部		〔教員〕	九八	〔經費〕	一〇四	〔服務〕	一一一
〔雇、傭〕	九五	〔教導〕	九九	〔計畫〕	一〇四	〔服業〕	一一二
〔野外〕	九五	〔教導〕	九九	〔決算〕	一〇五	〔復習〕	一一二
〔野戰〕	九五	〔教育〕	九九	〔結婚〕	一〇五	〔副馬〕	一一二
〔野砲〕	九五	〔教誨〕	九九	〔結婚〕	一〇五	〔不開港〕	一一三
〔槍腕貫〕	九六	〔教則、教科、教令、教範、教程〕	九九	〔契約〕	一〇五	〔浮標〕	一一三
						〔扶助〕	一一三

〔佛道〕	一二三	〔公報〕	一二五	〔營業〕	一二九	〔停年〕	一三一
〔分限〕	一二三	〔公賣〕	一二五	〔營業〕	一二九	〔停職〕	一三一
〔分遣〕	一二三	〔公證〕	一二五	〔要塞〕	一二九	〔程度〕	一三一
〔分合筆〕	一二三	〔公債〕	一二六	〔要務〕	一二九	〔手續〕	一三一
コノ部		〔候補〕	一二六	〔幼稚園〕	一二九	〔手摺〕	一三一
〔御影〕	一二三	〔後備〕	一二七	〔演習〕	一三〇	〔手摺料〕	一三一
〔御料地〕	一二三	〔戸長〕	一二七	テノ部		〔調劑〕	一三一
〔御獵場〕	一二三	〔戸籍〕	一二七	〔朝鮮〕	一三〇	〔調定〕	一三一
〔近衛〕	一二三	〔昆布〕	一二七	〔丁抹〕	一三〇	〔調査〕	一三一
〔顧問〕	一二三	〔極印〕	一二七	〔遞信〕	一三〇	〔調理〕	一三一
〔國道〕	一二三	〔控訴〕	一二七	〔鐵道〕	一三〇	〔堤防〕	一三一
〔國庫〕	一二四	〔護送〕	一二八	〔電信、電報、電話〕	一三一	〔鳥獸獵〕	一三一
〔國稅〕	一二四	〔露去〕	一二八	〔典獄〕	一三七	〔剔毛〕	一三一
〔國葬〕	一二四	〔虎列刺〕	一二八	〔條約〕	一三七	〔適任〕	一三一
〔工廠、工場〕	一二四	ニノ部		〔定員〕	一三八	〔傳習〕	一三一
〔工兵〕	一二四	〔備戍〕	一二八	〔定數〕	一三〇	〔傳遞、遞傳〕	一三一
〔工事〕	一二五	〔衛生〕	一二八	〔定額〕	一三〇	アノ部	
〔公使〕	一二五	〔霧林〕	一二九	〔歸國〕	一三一	〔亞米利加〕	一三一
〔公務〕	一二五	〔營內、營外〕	一二九	〔停會〕	一三一		

〔參事〕	一三三	〔雜誌〕	一四六	〔銀行〕	一五二	〔名簿〕	一五五
〔判決〕	一三四	〔採用〕	一四六	〔銀貨〕	一五二	〔明細書〕	一五五
〔裁判〕	一三四	〔探炭〕	一四六	〔機關〕	一五二	〔命名〕	一五五
〔造幣〕	一四一	〔再服役〕	一四六	〔器械〕	一五二	〔命令〕	一五五
〔造兵〕	一四一	〔差押〕	一四六	〔器具〕	一五二	〔免役〕	一五五
〔造船〕	一四一	〔罪犯〕	一四七	〔氣象〕	一五二	〔免狀〕	一五五
〔山林、山野〕	一四一	ヤノ部		〔印章〕	一五三	〔免許〕	一五六
〔山砲〕	一四二	〔宮中〕	一四七	〔旗幟〕	一五三		
〔鐵費〕	一四二	〔行幸、行啓〕	一四七	〔勳務〕	一五三	ニノ部	
〔歳入、歳出〕	一四二	〔行政〕	一四七	〔保職〕	一五三	〔民事〕	一五六
〔倉庫〕	一四四	〔貴族院〕	一四八	〔保暇〕	一五三	〔見習〕	一五六
〔財産〕	一四四	〔議會、議長、議員〕	一四八	〔寄託〕	一五三	〔見本〕	一五七
〔債務〕	一四五	〔儀式〕	一四八	〔供託〕	一五三	〔身元〕	一五七
〔作業〕	一四五	〔騎兵〕	一四八	〔供給〕	一五三	テノ部	
〔材料〕	一四五	〔接手、技工〕	一四九	〔給料〕	一五三	〔乘輿院〕	一五七
〔產物〕	一四五	〔技術〕	一四九	〔給與〕	一五四	〔爵位〕	一五七
〔採典〕	一四五	〔共進會〕	一四九	〔救濟〕	一五四	〔市町村〕	一五七
〔採砲、採法〕	一四六	〔金庫〕	一四九	ニノ部		〔市制〕	一五七
〔裝蹄〕	一四六	〔金錢、金員〕	一五一	メノ部		〔師團〕	一五八

〔將校、將官〕	一五八	〔獸醫〕	一六二	〔修理〕	一六五	〔寫真〕	一七二
〔上長官〕	一五八	〔書記〕	一六二	〔輻重〕	一六五	〔食料〕	一七二
〔士官、准士官〕	一五九	〔書籍〕	一六三	〔輸入、輸出〕	一六五	〔需品、需用品〕	一七二
〔志願兵〕	一五九	〔執達吏〕	一六三	〔森林〕	一六六	〔田品〕	一七二
〔新兵〕	一六〇	〔巡視〕	一六三	〔酒造〕	一六六	〔田版〕	一七二
〔新年〕	一六〇	〔巡查〕	一六三	〔商業〕	一六六	〔唱歌〕	一七二
〔新聞紙〕	一六〇	〔守備〕	一六三	〔商船〕	一六六	〔處務〕	一七三
〔司法〕	一六〇	〔職制〕	一六三	〔賜暇〕	一六七	〔辭令〕	一七三
〔司倉〕	一六〇	〔職員〕	一六三	〔紙幣〕	一六七	〔進等、進級〕	一七三
〔司檢〕	一六〇	〔職工〕	一六三	〔證書、證狀、證券〕	一六七	〔信號〕	一七三
〔主計〕	一六〇	〔銃工〕	一六三	〔證約〕	一六七	〔乘員、乘艦〕	一七四
〔主理〕	一六〇	〔霰水雷〕	一六三	〔證明〕	一六七	〔乘馬〕	一七四
〔主事、主務〕	一六〇	〔入口〕	一六三	〔償還〕	一六八	〔種畜〕	一七四
〔主管〕	一六二	〔審問〕	一六三	〔所得稅〕	一六八	〔射擊〕	一七四
〔神社、神職、神官〕	一六二	〔審査〕	一六三	〔收用〕	一六八	〔殉難〕	一七四
〔社寺〕	一六二	〔試補〕	一六四	〔收稅〕	一六八	〔震災〕	一七四
〔宗派、宗規〕	一六二	〔試驗〕	一六四	〔收入、收納〕	一六八	〔診斷〕	一七四
〔助教、授〕	一六二	〔試振借區〕	一六四	〔支出〕	一七〇	〔傷痕、疾病〕	一七四
〔舍監〕	一六二	〔修業〕	一六五	〔任排〕	一七〇	〔根治監〕	一七四

〔囚人〕	一七五	〔清國〕	一七八	〔席次〕	一八二
〔評定〕	一七五	〔政府〕	一七八	〔積量〕	一八二
〔非職〕	一七五	〔少尉、少機關士〕	一七八	〔設備〕	一八二
〔傘工〕	一七五	〔小銃〕	一七八	〔整理〕	一八二
〔被服〕	一七五	〔照準〕	一七八	〔戰役、戰時〕	一八三
〔被管〕	一七五	〔生徒〕	一七八	〔召集、召集〕	一八三
〔備荒儲蓄〕	一七六	〔消防〕	一八〇	〔宣告〕	一八三
〔費用〕	一七六	〔潜水〕	一八〇	スノ部	
〔費用〕	一七六	〔船舶〕	一八〇	〔柵密〕	一八三
〔病院、病室〕	一七六	〔船稅〕	一八一	〔水雷〕	一八四
〔引繼、引渡〕	一七七	〔稅關〕	一八一	〔水路〕	一八四
〔引換〕	一七七	〔石炭〕	一八一	〔水産〕	一八四
モノ部		〔製絨〕	一八一	〔水面〕	一八五
〔文部〕	一七七	〔製絲〕	一八一	〔水害〕	一八五
〔木工〕	一七七	〔製煉〕	一八二	〔出納〕	一八五
〔木杯〕	一七七	〔製藥〕	一八二		
〔木材〕	一七七	〔精算〕	一八二		
〔沒收〕	一七七	〔選舉〕	一八二		

索引

イノ部

〔英吉利〕

- 英領北ボルネオ郵政廳ニテ書留郵便物紛失ノト申辨  
償金支拂金額 (告) 遞信第二百五十六號(二)六二一
- 英領殖民地ビクトリア郵政廳書留郵便物ノ紛失ニ對  
シ賠償セヌ (告) 遞信第二百八十三號(三)六三四
- 英領殖民地フロリダ島萬國郵便聯合ニ加盟  
(告) 遞信第二百六十二號(二)六三二
- 澳洲英領殖民地及英領新銀奈滿萬國郵便聯合ニ加盟  
(告) 遞信第二百十七號(二)五九五
- 澳洲英領殖民地及英領新銀奈宛ノ郵便物課稅權據方  
(告) 遞信第二百三十二號(二)五七一

〔伊豆七島〕

- 東京府管轄伊豆七島稅品收入證明規程  
(達) 會計檢査院第五號(二)六八五
- 三木水車馬會成所十三木水支所設置  
(達) 陸總第七十五號(二)一九九

- 青野軍馬會成所大山支所設置 (達) 陸總第四百四十二號(二)五九二

〔有位者〕

- 有位者改姓名實屬接續居及死亡ノトキ府位局へ届出  
方 (達) 宮内乙第二號(二)二五五
- 明治二十年達第三號(有位者改姓名實屬替及死去ノ  
トキ届出方) 廢止 (達) 宮内乙第二號(二)二五五
- 有位者族籍現在地管府位局へ届出書式  
(達) 宮内乙第三號(二)二五五

〔尉官〕

- 輕便隊尉官勤務日誌ノ算紙ヲ定ム  
(達) 海軍第十八號(二)一五

〔醫官〕

- 也田兵隊附醫官服務規則改訂所規程改正  
(達) 陸總第四十七號(四)一五

〔醫術〕

- 醫術開業試驗規則第十四條第十五條改正  
(告) 內務第十八號(二)三四一
- 明治三十四年第二回醫術開業並ニ藥劑師試驗舉行地  
及期日 (告) 內務第十三號(四)一三三
- 明治三十五年第一回醫術開業並ニ藥劑師試驗舉行地  
及期日 (告) 內務第五十六號(二)五九六
- 醫術開業並ニ藥劑師試驗願書ハ本人自書シ寫眞添附  
(告) 內務第五十七號(二)五九七



〔醫學〕

- 高等中學校醫學部ノ學科及其程度第四條中改正 (省)文部第五號九 三三九
- 高等中學校醫學部附設藥料ノ學科及其程度第二條第五條中追加改正 (省)文部第六號九 三三一
- 〔委員〕
- 「コロンブス」世界博覽會出品ニ關シ各地方ニ事務委員設置等及出品目録調製報告方 (訓)臨時博覽會事務局第一號(一〇)三三一

〔委任〕

- 鐵道廳ノ司掌ニ關スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)內務第九號七 二九二
- 土木監督署ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)內務第二十號(一)三四二
- 造幣局稅關ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)大藏第五號三 一五
- 民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任方 (省)陸軍第三號三 一五
- 鎮守府ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)海軍第二號三 一五
- 司法官廳ヨリ起スヘキ民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)司法第十一號九 三三八

○官林ニ關スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)農商務第一號(二) 二

- 郵便電信、郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)逓信第四號六 二七二
- 官有土地水面ニ關スル處分委任條件設定明治八年乙第六十五號中及十二年乙第二十九號十七年乙第十號同件廢止 (訓)內務第十四號七 一九三
- 鐵道ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル經費ノ一週年度仕拂命令濟額及殘高報告書調製式並ニ差出方 (訓)大藏第三十六號四 一五三
- 鐵道ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル諸拂戻及缺損補填金、非職俸給ノ一週年度仕拂命令濟額殘高報告書調製式並ニ差出方 (訓)大藏第三十七號四 一五三
- 租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下檢査委任方 (訓)大藏第四十五號五 一六六
- 陸軍省所轄物件ノ貸下賣却鄂北海道廳府縣へ委任並ニ其徵收金額收納及通報方 (訓)陸軍第八號二(二)四九
- 委任經理ニ係ル會計ノ檢査及證明手續書 (達)陸軍第三十號九 三六〇
- 物品出納證明程式、作業及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方 (達)陸軍第六十二號三(二)四四五
- 物品出納證明程式、作業及鐵道會計證明規定中ノ保證委任方 (達)陸軍第八十二號三(二)四八〇

〔印章、印鑑〕

- 人民私費ニテ開設セル橋梁渡津及道路等ニ於テ印鑑携帯ノ電信取扱所配達人ニ貸錢請求スルヲ得ス (訓)內務第六號五 一六五
- 逓信監察官吏印章流失 (省)逓信第二十七號三 二八
- 逓信監察官吏印章遺失 (省)逓信第二十八號三 二九
- 逓信監察官吏ノ印章紛失 (省)逓信第三十六號三 三三
- 許入電信器機室鍵、逓信監察官吏之印章紛失 (省)逓信第四十七號三 四七
- 逓信監察官吏之印章紛失 (省)逓信第五十一號三 七九
- 逓信省監察印章紛失 (省)逓信第七十六號三 九一
- 逓信省監察印章紛失 (省)逓信第八十六號三 九八
- 見合印鑑紛失 (省)逓信第六號(二) 四
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (省)逓信第二號(二) 二
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (省)逓信第八號(二) 六
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (省)逓信第七十五號(三) 九一
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (省)逓信第一百號(四) 一〇九
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (省)逓信第七號(四) 二一九
- 貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (省)逓信第一百四十三號(六) 二六六

○委任仕拂命令官ノ違及收入監督官吏ノ違中改正 (達)海軍第六十三號四 一六三

- 大林區署長處務規程設定同委任條件廢止 (訓)農商務第三十七號九 三三一
- 〔委託〕
- 社寺ノ土地ニ係ル御料地委託出願方 (省)宮内第九號五 二三八
- 社寺上地官林委託規則 (省)農商務第五號四 二五
- 明治二十三年度以降物品中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除委託方 (達)陸軍第五十三號四 一六六
- 明治二十四年度以降經費中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除委託方 (達)陸軍第五十六號四 一六八
- 委託檢査ニ係ル責任解除及檢査成績報告順序 (達)陸軍第九十六號七 二四七
- 明治二十三、二十四兩年度歳出中選借費ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ委託セラレタルニ附キ會計規則第九十八條ニ據リ官吏ノ提出スル仕拂計算書及其下檢査書差出方 (訓)逓信第四號(六) 一八〇
- 〔遺族〕○遺族扶助ハフノ部扶助ニ載ス
- 〔印刷〕
- 印刷局官制中改正 (勅)第二百二十二號七 一九三
- 造幣局印刷局稅關職員俸給 (勅)第二百二十四號七 一九三

○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第四百四十九號(七) 三〇七	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第五百五十四號(七) 三〇九	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第五百五十五號(七) 三〇九	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第五百五十八號(七) 四〇六	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第五百五十九號(七) 四〇七	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第六百六十三號(七) 四〇二	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第六百六十九號(七) 四〇四	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第七百七十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第七百九十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第七百九十三號(八) 四〇九	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第七百九十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第七百九十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百零九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百一十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百二十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百三十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百四十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百五十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百六十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百七十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百八十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十一號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十二號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十三號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十四號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十五號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十六號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十七號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十八號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第八百九十九號(八) 四〇八	○貨幣封入郵便物受授見合印鑑紛失 (告) 逓信第九百號(八) 四〇八
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------

○繼札用品出納規程第八條及印紙類出納規程第十三條 刪除 (勅) 大藏第六十九號(八) 三三三	○酒造稅則ノ納稅保證額草稅則ノ證明金及印紙類賣下 代金ニ關シ他ノ地方管内現在者ニ對シ請求アルトキ 引續及取扱方 (勅) 大藏第七十四號(八) 三四四	○要塞砲兵照准最優等章同優等章及要塞砲兵照准最優 等章同優等章圖式 (達) 陸軍第三百三十八號(二) 三六七	○元勳優遇 (詔) 五月六日(五) 三	○郵便 (勅) 第四百四十七號(七) 二二五	○郵便及電信局官制改正 (勅) 第四百四十八號(七) 二二七	○郵便及電信局官制、郵便及電信局官制、電信建 築官制、電話交換局官制中改正 (勅) 第三百二十二號(二) 三九九	○郵便及電信局郵便為替貯金管理所船舶用檢所航路標 識管理所職員俸給 (勅) 第五百五十五號(七) 二四九	○三等郵便電信局長郵便局長電信局長手當金年額改定 (告) 逓信第十二號(八) 三〇八	○大阪及赤間關郵便貯金分局改稱 (告) 逓信第十號(八) 三〇八	○郵便為替貯金出納官更身元保證金取扱規則第三條中 改正 (告) 逓信第十三號(九) 三三三	○第四種郵便物トシテ差出スヘキ營業品見本及確形ノ 帶紙包紙ニ記載方 (告) 逓信第十四號(九) 三三三	○郵便電信、郵便為替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟 ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (告) 逓信第四號(六) 二七二	○戰時陸軍郵便部配達率其他諸率服制 (勅) 第八十六號(八) 三〇三	○山城國船屋郵便局設置 (告) 逓信第八十四號(八) 四七〇	○山城國伏見郵便電信局吹文電報機字及並刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百二十五號(二) 五九九	○山城國向日町郵便局郵便為替事務開始 (告) 逓信第二百五十二號(二) 六〇一	○大和國紫雲寺郵便局移轉改稱 (告) 逓信第四百四十五號(八) 二九九	○大和國谷田郵便局改稱 (告) 逓信第五百五十五號(七) 三〇八	○大和國郡山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百四十六號(二) 五九九	○大和國宮野、小森郵便局郵便為替事務開始 (告) 逓信第二百五十二號(二) 六〇一	○河内國國分郵便局移轉改稱 (告) 逓信第七十六號(八) 四〇八
---	--	---	---------------------	------------------------	--------------------------------	---	---	---	----------------------------------	--	--	--	------------------------------------	--------------------------------	--	---	-------------------------------------	----------------------------------	--	---	----------------------------------

○和泉國福田、水間郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十二號(二)六〇一	○伊勢國松阪郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九
○攝津國大阪市大阪郵便電信局漢町電信支局移轉改稱 (告) 遞信第二百二十四號(五) 一三三	○志摩國磯部の矢野郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第十四號(二) 一一
○攝津國三田郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百六十五號(二)六二五	○志摩國島羽郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第五十八號(三) 八二
○攝津國道場、今西郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十二號(二)六〇一	○志摩國島羽郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九
○攝津國有馬郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九	○尾張國宮田郵便局郵便為替及貯金事務開始 (告) 遞信第八十二號(三) 九四
○攝津國御影郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百二十五號(二)五九九	○尾張國半田郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百十三號(九) 五四九
○伊賀國阿保郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第十四號(二) 一一	○尾張國善日寺郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百八十一號(二)六三三
○伊賀國上野郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九	○尾張國中島郵便局設置 (告) 遞信第八十二號(三) 九四
○伊勢國御見郵便局設置 (告) 遞信第八十二號(三) 九四	○三河國中島郵便局設置 (告) 遞信第八十二號(三) 九四
○伊勢國山田郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百五十二號(七) 三〇八	○三河國岡崎郵便局同電信局合併 (告) 遞信第三百三十三號(五) 一三六
○伊勢國中八郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第十四號(二) 一一	○三河國櫻井郵便局移轉改稱 (告) 遞信第六十五號(七) 四四二
○伊勢國椋木、六軒、東草部郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十二號(二)六〇一	○三河國九久平横須賀郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百八十一號(二)六三三

○三河國西尾郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九	○駿河國沼津藤枝郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百十三號(九) 五四九
○三河國西尾郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百九十三號(二)六四一	○駿河國藤枝、清水郵便局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九
○遠江國鎌多、阿多古郵便局設置 (告) 遞信第八十二號(三) 九四	○駿河國江ノ浦郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十二號(二)六〇一
○遠江國中村郵便局移轉改稱 (告) 遞信第八十三號(三) 九七	○甲斐國中三郵便局設置 (告) 遞信第九十九號(五) 一三六
○遠江國掛川郵便局同電信局合併 (告) 遞信第三百三十三號(五) 一三六	○甲斐國御嶽郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第九號(二) 九
○遠江國靜波、相良郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百六十三號(二)六二二	○甲斐國御嶽郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百二十五號(二)五九九
○遠江國二俣郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第五十五號(三) 八〇	○甲斐國重崎、勝沼、上野原郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百四十六號(二)五九九
○遠江國二俣郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第一百十二號(四) 三三三	○甲斐國小井川、一町田中郵便局郵便為替事務開始 (告) 遞信第二百五十二號(二)六〇一
○遠江國御坂郵便局郵便為替及貯金事務開始 (告) 遞信第二百五十一號(二)六〇一	○伊豆國下田郵便局同電信局合併 (告) 遞信第五十四號(三) 九七
○遠江國中四郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九	○伊豆國下田郵便電信局電信為替開始 (告) 遞信第九十號(三) 九九
○遠江國森町郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百二十三號(五) 一三〇	○伊豆國三島郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第五十五號(三) 八〇
○遠江國金谷郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百六十八號(二)六二四	○伊豆國熱海郵便局同電信局合併 (告) 遞信第三百三十三號(五) 一三六
○駿河國小山郵便局設置 (告) 遞信第八十二號(三) 九四	

○相模國箱根郵便局同電信局合併 (告)遞信第六十一號(三) 八五	○相模國宮ノ下、浦賀郵便電信局電信局併開 (告)遞信第九十號(三) 九九	○相模國平塚、山北郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百五十一號(二)六〇一	○武藏國東京郵便電信局駒込支局同西久保支局併 (告)遞信第八十七號(三) 九八	○武藏國東京郵便電信局青山支局併成ニ麻布郵便支 局電信取扱開始及改稱 (告)遞信第九十八號(四) 一〇八	○武藏國東京郵便電信局飯田町支局併 (告)遞信第九十五號(四) 一三三	○武藏國東京市飯田町郵便電信支局内ニ電話所併 (告)遞信第九十六號(六) 二九〇	○武藏國東京市中六郵便電信支局電信局併開 (告)遞信第二百五十號(二)六〇〇	○武藏國東京市神田小川町同日本橋通郵便局併取 取所 (告)遞信第八十一號(三) 九六	○武藏國横濱郵便電信局梅ヶ枝郵便支局移轉改稱 (告)遞信第二百四十一號(一〇)五九四	○武藏國八王子郵便局同電信局合併 (告)遞信第四百十號(六) 一八五	○武藏國赤羽郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第三百三十七號(六) 一七七	○武藏國川越郵便電信局電信局併開 (告)遞信第九十號(三) 九九	○武藏國水庄、熊谷郵便電信局歐文電報數字及亞刺比 亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第二百六十八號(二)六二四	○安房國館山郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第五十八號(三) 八二	○安房國館山郵便電信局電信局併開 (告)遞信第九十號(三) 九九	○上總國法木作郵便局移轉改稱 (告)遞信第二百十九號(一〇)五九六	○上總國水更津郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數 字記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第五十八號(三) 八二	○上總國水更津郵便電信局電信局併開 (告)遞信第九十號(三) 九九	○上總國市宿郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百八十一號(二)六二五	○下總國相馬郵便局併 (告)遞信第八十二號(三) 九六	○下總國我孫子郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百八十號(二)六二三
-------------------------------------	---	--	--	---	--	---	---	---	---	---------------------------------------	--	-------------------------------------	---	--	-------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	---	--------------------------------	---

○下總國岩井郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百八十一號(二)六二三	○下總國鎌子郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第四號(二) 三	○常陸國川島郵便局併 (告)遞信第三百三十六號(六) 一四一	○常陸國高道祖、瓜連郵便局併 (告)遞信第三百一十一號(九) 五八八	○常陸國町田郵便局移轉改稱 (告)遞信第二百十號(九) 五八八	○常陸國石岡郵便局郵便電信局併 (告)遞信第四十五號(三) 八六	○常陸國石岡郵便電信局併開 (告)遞信第一百十一號(四) 一三〇	○常陸國湊郵便局郵便電信局併 (告)遞信第六十五號(三) 八五	○常陸國龍ヶ崎郵便局郵便電信局併 (告)遞信第二百三十六號(一〇)五七四	○常陸國森山郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第三百三十八號(六) 一七七	○常陸國穴戸、石塚郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百八十一號(二)六二三	○常陸國水戸、下市郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百八十五號(二)六三三	○近江國三岐、石塚郵便局併 (告)遞信第八十二號(三) 九六	○近江國西大路郵便局移轉改稱 (告)遞信第六十六號(三) 八六	○近江國彦根、八幡郵便局同電信局合併 (告)遞信第二百二十一號(五) 一三〇	○近江國長濱二等郵便電信局ヲ三等ニ改定 (告)遞信第二百五十一號(七) 一〇八	○近江國水口郵便電信局電信局併開 (告)遞信第九十號(三) 九九	○近江國米原郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百五十一號(二)六〇一	○近江國武佐郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百五十二號(二)六〇一	○美濃國大鷲郵便局併 (告)遞信第八十二號(三) 九六	○美濃國島田村高田郵便局改稱 (告)遞信第八十四號(三) 九七	○美濃國下田郵便局移轉改稱 (告)遞信第二百二十六號(五) 一三二	○美濃國大垣郵便局同電信局合併 (告)遞信第九十八號(九) 五二四	○美濃國多治見郵便局郵便電信局併 (告)遞信第二百七十八號(二)六三三	○美濃國桐洞、白鳥、下麻生郵便局郵便局併及貯金事務開 (告)遞信第二百八十一號(二)六三三	○美濃國中津川、關郵便電信局電信局併開 (告)遞信第九十號(三) 九六
---	---	-----------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	---	--	--	---	-----------------------------------	------------------------------------	---	--	-------------------------------------	---	---	--------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--

- 美濃國笠松郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百九十三號(三) 六四
- 飛騨國大谷、角川郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四
- 飛騨國船津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百九十號(三) 六三
- 信濃國中八郵便電信局電信為替開股 (告) 逓信第九十號(三) 九六
- 信濃國輕井澤郵便局郵便為替及時金事務開股 (告) 逓信第三百三十七號(六) 一七七
- 信濃國飯島郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第三百三十八號(六) 一七七
- 信濃國巖原郵便局郵便為替及時金事務開股 (告) 逓信第二百五十一號(一) 九〇
- 信濃國東穂高、西條郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第二百五十二號(一) 九〇
- 信濃國浦野郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第二百八十一號(三) 九三
- 信濃國小諸郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(三) 二二
- 信濃國中四郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七
- 上野國伊香保郵便局同電信局合併 (告) 逓信第八十號(三) 九四
- 上野國大岡々、伊香保、太田郵便電信局電信為替開股 (告) 逓信第九十號(三) 九六
- 上野國月夜野、水崎、大胡郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第二百五十二號(一) 九〇
- 上野國太田郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七
- 下野國板室、賀蘇尼郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四
- 下野國鍋山郵便局設置 (告) 逓信第二百一十一號(九) 九四
- 下野國那須郵便局改稱 (告) 逓信第十九號(一) 二〇
- 下野國日光郵便局同電信局合併 (告) 逓信第六十一號(三) 八三
- 下野國足利郵便局同電信局合併 (告) 逓信第二百二十二號(五) 二九
- 下野國太田原郵便電信局電信為替開股 (告) 逓信第九十號(三) 九六
- 下野國梁田、岡々田郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第二百五十二號(一) 九〇
- 磐城國宮岡郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三號(一) 三
- 磐城國中村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十號(三) 九〇

- 磐城國小高郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十五號(三) 四六
- 磐城國角田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第六十五號(三) 八五
- 磐城國白河郵便局同電信局合併 (告) 逓信第二百五十二號(七) 三〇
- 磐城國中六郵便電信局電信為替開股 (告) 逓信第九十號(三) 九六
- 磐城國平郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第四十四號(三) 四四
- 磐城國宮岡、三春郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞  
數字肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七
- 岩代國郡山郵便局同電信局合併 (告) 逓信第三百三十三號(五) 一三六
- 岩代國月館、関部郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第三百三十八號(六) 一七七
- 岩代國百目木郵便局郵便為替及時金事務開股 (告) 逓信第二百五十一號(一) 九〇
- 岩代國館之岡、群岡郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第二百五十二號(一) 九〇
- 岩代國二本松、桑折、保原郵便電信局電信為替開股 (告) 逓信第九十號(三) 九六
- 岩代國保原、桑折、須賀川郵便電信局歐文電報數字及  
亞刺比亞數字肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七
- 岩代國喜多方郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第十二號(一) 一〇
- 岩代國喜多方郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數  
字肥入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第一百十二號(四) 二二
- 陸前國中四郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第六十五號(三) 八五
- 陸前國鹽竈郵便局同電信局合併 (告) 逓信第二百二十二號(五) 二九
- 陸前國古川郵便電信局電信為替開股 (告) 逓信第九十號(三) 九六
- 陸前國細倉郵便局郵便為替及時金事務開股 (告) 逓信第三百三十七號(六) 一七七
- 陸前國秋ノ波郵便局郵便為替及時金事務開股 (告) 逓信第二百八十號(三) 九三
- 陸前國槻ノ木、増田郵便局郵便為替事務開股 (告) 逓信第二百八十一號(三) 九三
- 陸前國仙臺市河原町郵便為替取扱所設置 (告) 逓信第二百四十九號(一) 九〇
- 陸前國石島谷寺田、侍濱郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四

○陸中國山田邊野郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第六十五號(三) 八五	○陸中國野邊地郵便電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十號(三) 九九
○陸中國磐井郵便局同電信局合併 (告)遞信第一百五十二號(七) 三〇八	○陸中國野邊地、田名部郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第十一號(一) 一〇
○陸中國宮古郵便局同電信局合併 (告)遞信第二百十八號(一〇)五五五	○陸中國野邊地郵便電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十一號(四) 一三〇
○陸中國黒澤尻郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百三十四號(一〇)五七四	○陸中國野邊地、田名部郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第十一號(一) 一〇
○陸中國大植郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百六十七號(一)六三三	○陸中國野邊地郵便電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十號(三) 九九
○陸中國水澤郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百七十八號(三)六三三	○陸中國田名部、野邊地郵便電信局電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第二百三十三號(一〇)五七五
○陸中國勢井郵便電信局改稱 (告)遞信第六十六號(七) 四九二	○陸中國十三郵便局郵便爲替及時金事務開設 (告)遞信第二百五十一號(一)六〇一
○陸中國釜石、石巻郵便電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十號(三) 九九	○陸中國大湊郵便局郵便爲替事務開設 (告)遞信第二百五十二號(一)六〇一
○陸中國麻澤、新町郵便局郵便爲替事務開設 (告)遞信第二百五十二號(一)六〇一	○陸中國吉田郵便局設置 (告)遞信第八十二號(三) 九四
○陸中國龍川郵便局設置 (告)遞信第八十二號(三) 九四	○羽前國吉田郵便局設置 (告)遞信第八十二號(三) 九四
○陸中國上野、尻内郵便局設置 (告)遞信第七十八號(八) 四九九	○羽前國口田澤郵便局設置 (告)遞信第二百九十一號(三)六三九
○陸中國上野、尻内郵便局開局延期 (告)遞信第七十九號(八) 四八一	○羽前國樺郵便局移轉改稱 (告)遞信第八十三號(三) 九七
○陸中國上野郵便局改稱同局及尻内郵便局開局 (告)遞信第七十九號(八) 四八一	○羽前國古町郵便局改稱 (告)遞信第六十六號(四) 一七
○陸中國水澤郵便局改稱同局及尻内郵便局開局 (告)遞信第八十三號(八) 四七〇	

○羽前國田川湯郵便局改稱 (告)遞信第一百十三號(四) 一三三	○羽後國大曲、湯澤郵便電信局電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第二百二十五號(一〇)五九九
○羽前國刈安、關根郵便局移轉改稱 (告)遞信第二百六十號(二)六二二	○羽後國老方郵便局貯金事務移同國金浦郵便局ニ同事務開設 (告)遞信第二百四十八號(二)六〇〇
○羽前國砂塚郵便局廢止 (告)遞信第八十四號(三) 九八	○若狹國小波郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第二百二十五號(一〇)五九九
○羽前國中四郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第六十五號(三) 八五	○越前國大納、下山郵便局開局 (告)遞信第二百七十號(二)六二五
○羽前國米澤郵便局同電信局合併 (告)遞信第一百五十二號(七) 三〇八	○越前國舟橋郵便局移轉改稱 (告)遞信第二百四十號(一〇)五九二
○羽前國谷地郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百二十二號(九) 五四九	○越前國三國郵便局同電信局合併 (告)遞信第二百二十二號(五) 一三九
○羽前國崎間郵便局同電信局合併 (告)遞信第二百十三號(九) 五四九	○越前國大野郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百四十七號(二)六〇〇
○羽前國新庄郵便電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十號(三) 九九	○越前國武生郵便電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十號(三) 九九
○羽前國山邊、漆山、余目郵便局郵便爲替事務開設 (告)遞信第二百八十一號(三)六三三	
○羽後國横澤、堀川、李侍郵便局設置 (告)遞信第八十二號(三) 九四	
○羽後國水庄、大館、土崎添郵便及電信局電信爲替開設 (告)遞信第九十號(三) 九九	
○羽後國水庄郵便局羽後水庄電信局合併 (告)遞信第二百十三號(九) 五四九	

○越前國吉崎、砂子阪郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十一號(三)六三三	○佐渡國水津郵便局開設 (告) 逓信第百八十二號(三) 九四
○加賀國安宅郵便局開設 (告) 逓信第百五十六號(七) 四四六	○越後國桃谷郵便局移轉改稱 (告) 逓信第百六十一號(二)六三三
○加賀國大聖寺、小松郵便局同電信局合併 (告) 逓信第百六十一號(三) 八三	○越後國中條郵便局改稱 (告) 逓信第百八十九號(三)六三六
○加賀國寺井、助橋郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百五十二號(一)六〇一	○越後國野口郵便局改稱 (告) 逓信第百九十四號(二)六四一
○能登國七尾郵便局同電信局合併 (告) 逓信第百五十二號(七) 三〇八	○越後國山雲崎郵便局同電信局合併 (告) 逓信第百六十一號(三) 八三
○越中國放生津郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百六十五號(三) 八五	○越後國中四郵便及電信局電信為替開施 (告) 逓信第百九十號(三) 九九
○越中國東尋常郵便局同電信局合併 (告) 逓信第百二十二號(五) 二二九	○佐渡國赤泊郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十一號(三)六三三
○越中國中四郵便電信局電信為替開施 (告) 逓信第百九十號(三) 九九	○越後國新湯市木町郵便為替取扱所設置 (告) 逓信第百二十二號(一〇)五九七
○越中國福岡、四方、上大久保郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百三十三號(三) 三二	○丹波國福知山、岡部郵便電信局電信為替開施 (告) 逓信第百九十號(三) 九九
○越中國中田、開邊郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百五十二號(一)六〇一	○丹波國篠山郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百二十九號(三)六三〇
○越中國魚津郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第百二十五號(一〇)五九九	○丹後國舞鶴郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百五十五號(三) 八〇
○越中國富山市東四十物町郵便為替取扱所設置 (告) 逓信第百二十二號(一〇)五九七	○丹後國舞鶴郵便電信局電信為替開施 (告) 逓信第百五十五號(一)六〇〇

○丹後國宮津郵便局同電信局合併 (告) 逓信第百五十二號(七) 三〇八	○伯耆國倉吉郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第百二十五號(一〇)五九九
○丹後國加悦郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百十四號(二) 一一	○出雲國安來郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百五十五號(三) 八〇
○丹後國市場、間人郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百五十二號(二)六〇一	○出雲國今市郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百二十九號(三)六三〇
○但馬國養父市場郵便局改稱 (告) 逓信第百六十四號(二)六三三	○出雲國中六郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十八號(二) 一五
○但馬國和田山郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百七十九號(二)六三三	○出雲國荒島、三刀屋郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十一號(三)六三三
○但馬國梁瀬郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百五十二號(一)六〇一	○石見國大森郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百五十五號(三) 八〇
○但馬國八鹿、山石、生野郵便電信局電信為替開施 (告) 逓信第百九十號(三) 九九	○石見國中九郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十八號(二) 一五
○但馬國生野郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第百十二號(四) 三三	○隱岐國知夫郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十八號(二) 一五
○因幡國浦富、那家郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百十八號(二) 一五	○播磨國片島郵便局移轉改稱 (告) 逓信第百八十三號(三) 九七
○伯耆國瀨口、多里、山長郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百十八號(二) 一五	○播磨國瀨野、赤穂郵便局郵便電信局トス (告) 逓信第百五十五號(三) 八〇
○伯耆國黒阪、印賀郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百八十二號(三)六三三	○播磨國瀨野郵便局郵便為替事務開施 (告) 逓信第百五十二號(一)六〇一
○伯耆國境郵便局電信為替開施 (告) 逓信第百九十號(三) 九九	○播磨國石野郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第百十二號(四) 三三

○ 榮作國行方郵便局設置 (告) 逡信第八十二號(三) 九四	○ 備中國倉敷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第四十五號(三) 四六
○ 榮作國川崎、通谷、和田南郵便局改稱 (告) 逡信第八十四號(三) 九七	○ 備中國中五郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二十五號(三) 二四
○ 榮作國中五郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二十五號(三) 二四	○ 備後國尾引郵便局改稱 (告) 逡信第二百七十五號(三) 三〇
○ 榮作國廣川郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第三十三號(三) 三三	○ 備後國新郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第五十五號(三) 八〇
○ 榮作國真加部郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第七十八號(三) 九三	○ 備後國小呂郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第十八號(二) 一五
○ 備前國出町郵便局設置 (告) 逡信第八十二號(三) 九四	○ 備後國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二十五號(三) 二四
○ 備前國藤井郵便局移轉改稱 (告) 逡信第八十三號(三) 九七	○ 備後國下總真郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二百八十一號(三) 三三
○ 備前國下加茂、仁堀東郵便局改稱 (告) 逡信第八十四號(三) 九七	○ 備後國福山郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字 記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逡信第二百六十八號(二) 天四
○ 備前國一口市郵便局廢止 (告) 逡信第八十五號(三) 九八	○ 安藝國飯室郵便局移轉改稱 (告) 逡信第四十六號(三) 四六
○ 備前國四大寺郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第五十五號(三) 八〇	○ 安藝國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第十八號(二) 一五
○ 備前國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二十五號(三) 二四	○ 安藝國白市草津大朝郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二十五號(三) 二四
○ 備前國岡山市東中島町郵便為替取扱所設置 (告) 逡信第二百四十九號(二) 天〇〇	○ 安藝國上瀬野、水内、田万里郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二百八十一號(三) 三三
○ 備中國東山内郵便局設置 (告) 逡信第八十二號(三) 九四	
○ 備中國下野部下原郵便局改稱 (告) 逡信第八十四號(三) 九七	

○ 安藝國廣島市京橋町郵便為替取扱所設置 (告) 逡信第二百四十九號(二) 天〇〇	○ 長門國下里郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第二百七十九號(三) 天三三
○ 周防國野谷、逢前郵便局設置 (告) 逡信第八十二號(三) 九四	○ 紀伊國下里、名手郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二百八十一號(三) 三三
○ 周防國山口郵便電信局等級及監督區域改定 (告) 逡信第九十三號(四) 一〇五	○ 紀伊國周參見郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三號(二) 三
○ 周防國中四郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第十八號(二) 一五	○ 紀伊國古座郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第九號(二) 九
○ 周防國新港郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 逡信第二十四號(三) 三三	○ 紀伊國周參見、古座郵便電信局歐文電報數字及亞刺 比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逡信第二百二十五號(三) 五九九
○ 周防國本郷、呼坂、花岡郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二十五號(三) 二四	
○ 周防國三田尻郵便局電信為替開施 (告) 逡信第九十號(三) 九九	
○ 長門國新木郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第五十五號(三) 八〇	
○ 長門國小野田郵便局設置 (告) 逡信第八十二號(三) 九四	
○ 長門國赤間關郵便電信局等級及監督區域改定 (告) 逡信第九十三號(四) 一〇五	
○ 長門國小野田郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 逡信第二百五十一號(二) 天〇一	
○ 長門國中六郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第十八號(二) 一五	
○ 長門國松山郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二百五十二號(二) 天〇一	
○ 長門國萩郵便局電信為替開施 (告) 逡信第九十號(三) 九九	
○ 長門國岩瀨、寒川郵便局設置 (告) 逡信第六十八號(三) 八六	
○ 紀伊國中三郵便局移轉改稱 (告) 逡信第七十號(三) 八七	
○ 紀伊國中六郵便局廢止 (告) 逡信第六十九號(三) 八七	
○ 紀伊國中四郵便電信局電信為替開施 (告) 逡信第九十號(三) 九九	
○ 長門國山田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第二百七十九號(三) 天三三	
○ 紀伊國下里、名手郵便局郵便為替事務開施 (告) 逡信第二百八十一號(三) 三三	
○ 紀伊國周參見郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逡信第三號(二) 三	
○ 紀伊國周參見、古座郵便電信局歐文電報數字及亞刺 比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逡信第二百二十五號(三) 五九九	



- 紀伊國引木、阿田和、新鹿郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第十四號(二) 二
- 紀伊國三輪崎郵便局郵便為替及貯金事務開股  
(告) 通信第二百八十號(三) 三六三
- 紀伊國日邊郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
記入ノ和文電報取扱開始 (告) 通信第七十二號(三) 九〇
- 淡路國洲本郵便電信局電信為替開股  
(告) 通信第九十號(三) 九六
- 淡路國郡家郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二百五十二號(一) 〇一〇
- 阿波國中三郵便局開股  
(告) 通信第二百二十七號(三) 一〇三
- 阿波國撫養郵便局同電信局合併  
(告) 通信第二百十八號(一) 〇五五
- 阿波國中五郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第十八號(二) 一五
- 阿波國大寺、久千田郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二百五十三號(一) 〇一〇
- 阿波國神島市通町郵便為替取扱所開股  
(告) 通信第二百二十三號(一) 〇五七
- 讃岐國粟島善通寺、元山郵便局開股  
(告) 通信第八十二號(三) 九四
- 讃岐國國山郵便局郵便電信局トス  
(告) 通信第四十五號(三) 一〇六
- 讃岐國志度、坂山郵便電信局電信為替開股  
(告) 通信第九十號(三) 九六
- 讃岐國志度郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字  
記入ノ和文電報取扱開始 (告) 通信第二百二十五號(一) 〇五九
- 讃岐國中四郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第十八號(二) 一五
- 讃岐國平水、阪元、加田郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二百五十二號(一) 〇一〇
- 伊豫國近永郵便局開股  
(告) 通信第八十二號(三) 九四
- 伊豫國今治郵便局同電信局合併  
(告) 通信第三百三十五號(六) 一〇一
- 伊豫國郡中郵便局郵便電信局トス  
(告) 通信第三號(二) 三
- 伊豫國川之江郵便局郵便電信局トス  
(告) 通信第九號(二) 九
- 伊豫國郡中、川之江郵便電信局歐文電報數字及亞刺  
比亞數字記入ノ和文電報取扱開始  
(告) 通信第二百二十五號(一) 〇五九
- 伊豫國中十郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二百五十五號(三) 一〇四
- 伊豫國堀井、宮浦、壬生川郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二百五十二號(一) 〇一〇

- 伊豫國八幡濱、西條、三津波郵便電信局電信為替開股  
(告) 通信第九十號(三) 九六
- 土佐國中郵便局開股 (告) 通信第二百七十三號(三) 六二九
- 土佐國弘前郵便局移轉改稱 (告) 通信第八十三號(三) 九七
- 土佐國柏島郵便局郵便為替及貯金事務開股  
(告) 通信第二十四號(三) 二二
- 土佐國中六郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二十五號(三) 二四
- 土佐國黒石郵便局郵便為替及貯金事務開股  
(告) 通信第三十二號(三) 二二
- 土佐國田野々郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第三十三號(三) 二二
- 土佐國下ノ加江、大野、佐喜濱郵便局郵便為替事務開  
股 (告) 通信第二百八十一號(三) 六三三
- 土佐國伊野郵便電信局電信為替開股  
(告) 通信第九十號(三) 九六
- 筑前國博多郵便電信局移轉改稱  
(告) 通信第七十九號(三) 九四
- 筑前國新北郵便局移轉改稱 (告) 通信第八十八號(三) 九六
- 筑前國小竹郵便局郵便為替及貯金事務開股  
(告) 通信第十七號(二) 一五
- 筑前國中十郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第十八號(二) 一五
- 筑前國山家郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第三百三十八號(六) 一七
- 筑前國甘木若松郵便電信局電信為替開股  
(告) 通信第九十號(三) 九六
- 筑後國北野郵便局開股 (告) 通信第八十二號(三) 九四
- 筑後國柳川郵便局同電信局合併  
(告) 通信第三百三十三號(三) 一〇六
- 筑後國津守郵便局郵便為替及貯金事務開股  
(告) 通信第十七號(二) 一五
- 筑後國中五郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第十八號(二) 一五
- 筑後國北野郵便局郵便為替及貯金事務開股  
(告) 通信第二百五十一號(一) 〇一〇
- 筑後國羽犬塚郵便局郵便為替事務開股  
(告) 通信第二百五十二號(一) 〇一〇
- 筑後國大牟田郵便局電信為替開股  
(告) 通信第二百五十八號(二) 〇一一
- 豐前國門司郵便局フ二等ニ改定  
(告) 通信第六十四號(三) 八四
- 豐前國門司郵便局開局 (告) 通信第三百二號(三) 五八
- 豐前國門司郵便局小倉移轉出事務取扱開始  
(告) 通信第三百四號(三) 五九
- 豐前國宮園郵便局移轉改稱 (告) 通信第八十三號(三) 九七

○肥前國中津郵便局同電信局合併 (告) 遞信第百二十二號(五) 二九	○肥前國志佐郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第十七號(二) 一五
○豐前國赤池、椎田、曾根郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第十八號(二) 一五	○肥前國中六郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第十八號(二) 一五
○豐前國行橋郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第九十號(三) 九九	○肥前國深淵郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二十四號(三) 三三
○豐後國中園郵便局移轉改稱 (告) 遞信第八十三號(三) 九七	○肥前國中五郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二十五號(三) 二四
○豐後國中五郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二十五號(三) 二四	○肥前國多其郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第三十二號(三) 三二
○豐後國谷川郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百五十一號(二) 六一	○肥前國鹽田郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十一號(二) 六三
○豐後國砂田、月畑郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百五十二號(二) 六一	○肥前國中四郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第九十號(三) 九九
○豐後國日田郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第九十號(三) 九九	○肥後國人吉郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二十九號(三) 二九
○肥前國奈留島、世知原郵便局開設 (告) 遞信第八十二號(三) 九四	○肥後國宇土郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第六十六號(三) 八六
○肥前國唐津郵便局同電信局合併 (告) 遞信第五十四號(三) 七九	○肥後國八代郵便局同電信局合併 (告) 遞信百三十五號(天) 一四
○肥前國大村郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第六十五號(三) 八五	○肥後國中十郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信二十五號(三) 二四
○肥前國島原港郵便局島原電信局合併 (告) 遞信第二百十三號(九) 九四九	

○肥後國木山、宮田郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三十三號(三) 二二	○薩摩國櫻井、東郷郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第三十二號(三) 二二
○肥後國宮原町、高森、原町郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十一號(三) 六四	○薩摩國中五郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三十三號(三) 二二
○肥後國熊本坪井町郵便為替取扱所設置 (告) 遞信第百三十四號(五) 一七	○薩摩國米ノ津、中津郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十一號(二) 六三
○日向國古江、土々呂、神門郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二十五號(三) 二四	○豐後國藤邊郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十一號(二) 六三
○日向國斐町、村所、新町郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第三十二號(三) 二二	○豐後國郷ノ浦郵便電信局電信為替開施 (告) 遞信第九十一號(三) 一〇一
○日向國都農、加久藤郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三十三號(三) 二二	○對馬國仁位郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三十三號(三) 三三
○日向國宇納間郵便局郵便為替及貯金事務開施 (告) 遞信第二百五十一號(二) 六一	○對馬國琴郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十一號(二) 六三
○日向國曾木郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百五十二號(二) 六一	○對馬國原野郵便局電信為替開施 (告) 遞信第九十一號(三) 一〇一
○大隅國加治木郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第六十五號(三) 八五	○渡島國中五郵便局開設 (告) 遞信第八十二號(三) 九四
○大隅國垂水、國分、重富郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第三十三號(三) 二二	○渡島國川波郵便局廢止 (告) 遞信第八十四號(三) 九八
○大隅國末吉郵便局郵便為替事務開施 (告) 遞信第二百八十一號(二) 六一	○渡島國森郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百五十二號(七) 三〇八
○薩摩國龍村郵便局改稱 (告) 遞信百五十三號(七) 三〇九	○渡島國福島郵便局郵便電信局トス (告) 遞信第二百九十號(二) 六三〇

○ 渡島國七飯郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第七十七號(三) 九二	○ 北見國常呂郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四
○ 渡島國七飯郵便電信局自原郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第二百五十一號(二) 九〇	○ 北見國網走郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十一號(三) 二五
○ 渡島國熊石郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百九十三號(三) 九四	○ 北見國網走郵便電信局電信爲替開始 (告) 逓信第九十一號(三) 一〇三
○ 後志國能登郵便局改稱 (告) 逓信第三十二號(三) 三三	○ 北見國網走郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七
○ 後志國湖路郵便局改稱 (告) 逓信第二百七十一號(三) 八八	○ 北見國稚内郵便電信局外三郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第十三號(二) 一〇
○ 後志國余市郵便局同電信局合併 (告) 逓信第二百七十四號(三) 九〇	○ 勝田國岩野郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四
○ 後志國神楽内郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第四百四十四號(三) 九八	○ 勝田國岩野郵便局同電信局合併 (告) 逓信第三百三十三號(三) 一〇
○ 後志國久遠郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百九十三號(三) 九四	○ 日高國佐布太郵便局移轉改稱 (告) 逓信第八十三號(三) 九七
○ 石狩國歌志内郵便局設置 (告) 逓信第二百五十七號(二) 九二	○ 日高國油河郵便局同電信局合併 (告) 逓信第三百三十三號(三) 一〇
○ 石狩國篠路村美戸太郵便局改稱 (告) 逓信第三百五號(三) 九四	○ 日高國下々方郵便電信局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第四百四十四號(三) 九八
○ 石狩國岩見澤郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第四百四十四號(三) 九八	○ 十勝國大津郵便局同電信局合併 (告) 逓信第四百四十四號(三) 九八
○ 石狩國岩見澤郵便局小爲替提出事務取扱開始 (告) 逓信第四百四十五號(二) 九四	○ 十勝國茂野郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第五百二十三號(三) 一〇
○ 天鹽國札幌郵便電信局鳩尻郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第十三號(一) 一〇	○ 十勝國茂野郵便局同電信局合併 (告) 逓信第三百八十八號(三) 九三

○ 釧路國太田郵便局開局期日改定 (告) 逓信第五十二號(三) 九七	○ 在外國本邦郵便電信局長以下局長月手當金給與額ヲ定ム (勅) 第六十七號(三) 一〇
○ 釧路國釧路中郵便局同電信局合併 (告) 逓信第五十六號(三) 九八	○ 在外國本邦郵便電信局長以下局長月手當金給與細則 (告) 逓信第七號(三) 二五
○ 釧路國標葉郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十一號(三) 二五	○ 朝鮮國仁川郵便局京城出張所郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第二百七號(三) 九八
○ 釧路國標葉郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七	○ 萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中修正 (告) 逓信第四十二號(三) 三五
○ 根室國標葉郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四	○ 萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中修正 (告) 逓信第四百四號(一) 二六
○ 根室國別海郵便電信局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第十三號(一) 一〇	○ 英領北ボルネオ國萬國郵便聯合ニ加入並ニ萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中追加 (告) 逓信第五十七號(三) 一〇
○ 根室國別海、標葉郵便電信局歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第二百三十三號(一〇) 九七	○ 萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項中廢止 (告) 逓信第二百二十八號(三) 一〇
○ 千島國內保、乳谷路郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四	○ 英領北ボルネオ郵政廳ニテ書留郵便物紛失ノ手當償金支拂金額 (告) 逓信第二百五十六號(二) 九二
○ 千島國科古丹郵便局開局事務取扱期日 (告) 逓信第一百一號(二) 一〇	○ 英領殖民地フレチー島萬國郵便聯合ニ加盟 (告) 逓信第二百六十二號(二) 九三
○ 千島國紗那郵便局郵便爲替及時金並務開始 (告) 逓信第四百四十四號(三) 九八	○ 英領殖民地ビクトリア郵政廳書留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償セズ (告) 逓信第三百八十三號(三) 九四
○ 琉球國金武郵便局設置 (告) 逓信第八十二號(三) 九四	○ 英領殖民地及英領新銀奈萬國郵便聯合ニ加盟 (告) 逓信第二百七十七號(一〇) 九五
○ 各郵便電信局及電信局ニテ私私私私私私ノ別ナク與付發送 (告) 逓信第二百八十八號(三) 九六	

○ 歐洲英領殖民地及英領新領地ノ郵便物課稅抽據方 (告) 通信第二百三十二號(二) 〇五七二	○ 露國皇太子殿下御訪問トシテ京都ハ 行幸 (告) 宮内第十號(五) 一三〇
○ 日耳曼保護ニ屬スル東亞弗利加地方萬國郵便聯合ニ 加入 (告) 通信第二百三十號(五) 一三三	○ 長崎島嶼日阿新開海底電信線ヲ經由シテ本邦ト露 西亞國西伯利亞間發着ノ電報料ヲ定メ十八年第九號 布達(朝鮮國發着ノ電報料及海外電報ノ國內傳送料) 中刪除 (告) 通信第五號(六) 二八二
○ 獨逸保護ニ屬スル東阿非利加萬國郵便爲替約定ニ 加入 (告) 通信第二百三十七號(二) 〇五七四	[錄事] ○ 理事錄事俸給制定理事錄事官俸給廢止 (勅) 第二百六號(七) 一六九
○ 土耳其萬國郵便爲替約定ニ加盟 (告) 通信第二百三十七號(三) 〇五七五	○ 理事錄事俸給制定主理錄事官俸給廢止 (勅) 第六十九號(四) 一八六
[郵船] ○ 明治二十三年勅令第二百六十二號(外國通航ノ郵船 下ノ關福江兩港ハ廻船特許)中追加改正 (勅) 第二百三十六號(二) 〇五七三	○ 主理錄事俸給制定主理錄事官俸給廢止 (勅) 第三百三十二號(七) 二〇六
[移住] ○ 屯田兵移住給與規則中改正加除 (勅) 第二百三十一號(二) 〇五七六	ハノ部 ○ 布哇國皇帝カラカラ第一世陛下崩御ニ附キ宮中喪 (告) 宮内第三號(二) 一四
ロノ部 [露西亞] ○ 露國皇太子殿下御遊離ニ附キ發行者處罰 (詔) 五月十一日(五) 一三	○ 布哇國皇帝カラカラ第一世陛下崩御ニ附キ宮中 喪問卷內者喪服服用 (告) 宮内第四號(二) 一四
○ 露國皇太子殿下御遊離ニ附キ一層注意ヲ加ヘ警察ヲ 嚴密ニシ隣館ノ實ヲ察シタルニ勉メシム (勅) 內務第七號(五) 一六七	[博覽會] ○ 第三回內國勸業博覽會事務局官制廢止 (勅) 第二十一號(三) 一七

○ 臨時博覽會事務局官制 (勅) 第五十二號(六) 八六	○ 法制局官制第二條中刪除 (勅) 第八十六號(七) 一三六
○ 一千八百九十三年北亞米利加合衆國イリノイ州シカ ゴ府ニ於テ開設スル「コロロン」世界博覽會各國出 品入ニ關スル規程輸入稅免除規程及出品部類目錄 (告) 農商務第五號(六) 一四四	[判事] ○ 判事檢事俸給令制定判事檢事官俸給令廢止 (勅) 第三百三十四號(七) 二〇七
○ 「コロロン」世界博覽會ハ普通商品美術品及美術工 藝品出品者心得方 (告) 臨時博覽會事務局第一號(一〇) 〇五九六	○ 地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フハ判事檢事及庶務 判事監督判事ノ補職ヲ定ム (勅) 司法第五號(八) 一三四
○ 「コロロン」世界博覽會出品規則 (告) 臨時博覽會事務局第二號(一) 〇五九七	[判任] ○ 文武判任官等級表 (勅) 第二百四十九號(二) 〇五九〇
○ 「コロロン」世界博覽會出品物ニ關スル費用補助規 則 (告) 臨時博覽會事務局第三號(三) 〇六〇一	○ 判任官俸給令制定判任官官俸給令廢止 (勅) 第八十三號(七) 一三二
○ 「コロロン」世界博覽會美術品出品規程 (告) 臨時博覽會事務局第四號(三) 〇六〇二	○ 巡察看守ヲ判任官待遇トス (勅) 第七十號(八) 一三二
○ 「コロロン」世界博覽會出品物ニ關スル鑑定規則 (告) 臨時博覽會事務局第五號(三) 〇六〇七	○ 貴族院及衆議院守衛ヲ判任官待遇トス (勅) 第二百八號(二) 〇五九三
○ 「コロロン」世界博覽會出品ニ關シ各地方ニ事務委 員設置等及出品標目録調製報告方 (勅) 臨時博覽會事務局第一號(一〇) 〇六一	○ 判任文官缺員ノトキ補缺採用方 (達) 陸達第五百二十三號(八) 〇五九四
○ 各地方ニテ賽會ヲ付與スヘキ博覽會共進會等開設ノ トキ報告方設定十九年勅令第三號同件廢止 (勅) 農商務第三號(二) 〇六一	○ 技術官教授主理編修及判任文官俸給改正ニ附キ心得 方 (達) 海軍第六十八號(八) 〇三〇〇
[法制] ○ 法制局官制中改正 (勅) 第四十號(四) 〇六一	○ 海軍省判任官配置表 (達) 海軍第六十七號(八) 〇三〇〇
	○ 軍事費廳判任文官俸給定員表 (達) 海軍第六十九號(七) 〇三〇〇

○明治三十三年陸軍第百三十七號勅令 任官進等馬具中及鞍  
俸ニ關スル規程第二項廢止 (連)海軍第百十號(四) 三三〇

〔砲臺〕

○陸軍砲臺警守採用ニ附申出力  
(連)陸軍第九十七號(七) 三三〇  
○工兵陸軍砲臺警守一等給定員數定二十二年陸軍第百  
四十九號(陸軍下士ニ等給支給方)中刪除  
(連)陸軍第百六十四號(二)四三〇

〔砲兵〕

○陸軍砲兵會講條例改正 (勅)第五十六號(六) 三三〇  
○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第百九十九號(二)三三〇  
○砲兵方面條例第四條中改正 (勅)第百九十三號(九) 三三〇  
○砲兵第一方面橫須賀支隊砲兵第二方面下ノ關支隊同  
對馬支隊設置 (連)陸軍第七十六號(五) 一六六  
○要塞砲兵小銃射擊演習勅令 (連)陸軍第一號(一) 一  
○要塞砲兵附屬最優等軍同優等軍及要塞砲兵觀測最優  
等軍同優等軍圖式 (連)陸軍第百三十八號(一〇)三三〇  
○砲兵聯隊中、大隊ノ番號及稱呼 (連)陸軍第三號(一) 三  
○野戰砲兵編典 (連)陸軍第百四十九號(二)四六六  
○騎兵騎隊野戰砲兵編典及馬術騎兵武將用法教範施  
行期限 (連)陸軍第百五十六號(二)四一〇  
○騎兵砲兵騎重兵馬具中鞍下毛布ノ品數改正 (連)陸軍第六十八號(四) 一六六

○七洲米野砲臺外部屬品及砲兵馬具中改正  
(連)陸軍第六十三號(四) 一六六

○野戰砲兵及騎重兵戰用冷鐵砲騎器具制式中改正加除  
(連)陸軍第百七十四號(三)四七三

○砲兵馬具制式改正 (連)陸軍第百八十號(三)四七九

○衛生部軍部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方數  
定砲工兵監陸軍兵隊鐵工長同下長砲兵監工長同下長  
軍部軍醫部下士再服役ニ關スル取扱方廢止  
(連)陸軍第百六十六號(二)四三六

〔砲臺〕

○海岸砲臺廢廢編纂規則 (連)陸軍第百四十六號(一〇)三三〇

〔砲兵〕

○砲術練習規程條例中改正加除 (勅)第十七號(四) 三三〇  
○砲術練習規程條例中改正 (連)海軍第三十四號(四) 四七  
○砲術練習規程則水雷術練習規程則機關學校規則計  
學規則則鐵冶木工練習生規則中刪除  
(連)海軍第七十號(四) 一六六

○砲術練習規程則第四條第五條中追加改正  
(連)海軍第百八號(五) 三三〇

〔砲臺〕

○各地方ニテ裝置ヲ付與スルニ關シテ會同進會等開設ノ  
トキ報告方數定十九年勅令第三號同件廢止  
(訓)農商務第三號(二) 六

〔佩刀〕

○著守長著守奉佩刀改正 (連)陸軍第十二號(三) 三三〇

〔背囊〕

○士官背囊制式改正 (連)陸軍第四十四號(三) 三三〇

〔馬具〕

○騎兵馬具中鞍上兩草尺度修正 (連)陸軍第六十二號(四) 一六〇  
○騎兵馬具制式中旅蓋及馬鞍蓋ヲ彩色ニ改メ (連)陸軍第九十一號(六) 三三〇  
○七洲米野砲臺外部屬品及砲兵馬具中改正 (連)陸軍第六十三號(四) 一六六

○騎兵砲兵騎重兵馬具中鞍下毛布ノ品數改正 (連)陸軍第六十八號(四) 一六六

〔馬術〕

○馬術教範 (連)陸軍第百五十四號(二)四三〇  
○騎兵、騎重兵、野戰砲兵編典及馬術騎兵武器用法教範  
施行期限 (連)陸軍第百五十六號(二)四三〇

〔拔擢〕

○海軍上長官士官拔擢進級取扱規則 (連)海軍第百六十九號(八) 三三〇  
○海軍上長官士官拔擢名簿制式第二條中改正 (連)海軍第百七十號(八) 三三〇

〔報告〕

○府廳事務獎勵ノ要セシメ處分後報告條件中刪除  
(省)內務第八號(七) 二九〇  
○明治三十三年度已降內務省所管經費決算報告書及豫  
算現額計算書差出力及其格式 (訓)內務第三十四號(二)三三〇  
○直轄機關稅務及同分府職員報告表調製及報告方數定  
二十二年勅令第十六號(最稅部職員報告表及報告方  
廢止 (訓)大藏第十七號(五) 三三〇

○明治三十三年勅令第八號因稅務納處分施行實況報告  
表處分稅務報告表廢止消納處分報告方數定  
(訓)大藏第三十號(四) 三三〇

○國稅賦課現計書及報告表調製手續數定二十三年勅令  
第二十九號二十四年勅令第五十二號同件廢止  
(訓)大藏第七十五號(二)四三〇

○歲出ノ內任拂豫算ヲ以テ任拂命令ヲ發任セル經費ノ  
一週年度任拂命令濟額及現高報告書調製格式並ニ條  
出方 (訓)大藏第三十六號(四) 一五五

○歲出ノ內任拂豫算ヲ以テ任拂命令ヲ委任セル附拂度  
及缺損補填金、非職俸給ノ一週年度任拂命令附額續  
高報告書調製格式並ニ差出力 (訓)大藏第三十七號(四) 一五五

○明治三十三年度備前備後備前備後備前備後備前備後  
備前備後備前備後備前備後備前備後備前備後備前  
(省)大藏第四號(四) 三三〇

- 委託検査ニ係ル責任解除及検査成績報告順序 (逕)陸海軍第九十六號(七) 二四七
- 會計監督部長若クハ會計監督官検査成績報告方 (逕)海軍第四十二號(三) 一七三
- 消防兵器報告ヲ定ム (逕)海軍第四百四十二號(七) 二五二
- 艦船常備兵器消耗報告用紙廢止 (逕)海軍第四百四十三號(七) 二五三
- 軍艦及水雷艦機關口誌並ニ機關口誌摘要報告設定機關於日誌及豫備機關室日誌廢止 (逕)海軍第二百十八號(二)四三三
- 司法事務ニ關スル廳府縣令發布ノトキ報告方設定十五年丙第十五號遼同伴廢止 (勅)司法第二號(五) 一六五
- 各地方ニテ事實ヲ付與スルハ博覽會共進會等開會ノトキ報告方設定十九年訓令第三號同伴廢止 (勅)農商務第三號(二) 六
- 明治二十三年年度歳入歳入總報告書中不納賦額說明非關製造出方 (勅)農商務第六號(三) 一五
- 廣積ヲ要セス處分後報告條件 (勅)農商務第十號(三) 一三
- 廣積ヲ要セス處分後報告條件中追加修正 (勅)農商務第二十五號(五) 一七四
- 官有山林原野事項報告書式 (勅)農商務第十五號(三) 四四
- 官林事項報告書式改定 (勅)農商務第十六號(三) 四四
- 官有地及官有建物整理報告手續 (勅)農商務第二十一號(四) 一五二
- 萬國電信條約書附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ附キ萬國電信總局ヨリノ報告及回答 (告)逕信第九十七號(七) 四八七
- 萬國電信總局報告中改正 (告)逕信第二百三十號(一〇)五六一
- 配賦、配置、配備、配達 (勅)大藏第十九號(三) 三〇
- 明治二十四年度内國稅徵收費配賦並ニ取扱順序 (勅)大藏第七十一號(八) 三三五
- 明治二十四年度内國稅徵收費配賦並ニ取扱順序 (勅)大藏第七十一號(八) 三三五
- 大小架橋雜列器具材料員數表並配賦表中改正追加 (逕)陸海軍第四十五號(三) 一三三
- 大小架橋雜列ニ要スル橋樑材料架橋器具員數表中及配賦表改正 (逕)陸海軍第九十三號(七) 二二九
- 工兵中隊隊器具表同隊馬配賦表中改正追加 (逕)陸海軍第五號(七) 二五三
- 明治二十四年近衛及海軍新兵配賦表(告)陸軍第六號(六) 一四〇
- 海軍省聘任官配賦表 (逕)海軍第六十七號(八) 三三〇
- 學水雷兵配賦表中改正 (逕)海軍第二十八號(三) 一三一
- 也田兵配備表改正 (逕)陸海軍第八號(三) 一六
- 戰時陸軍郵便部配達卒其他諸卒服制 (勅)第百八十六號(八) 三〇三
- 人民私設ニテ開設セル橋梁渡津及道路等ニ於テ印鑑携帶ノ電信取扱所配達人ニ貸錢請求スルヲ得ス (勅)內務第六號(五) 一六五

- 電信局所開始若クハ既設電信局所電報配達町程表ノ改正ニ附キ照會ヲ受クタルトキ町村名及里程取調送付方 (勅)逕信第十號(九) 二二七
- 發賣頒布 (勅)出版物發賣頒布禁止ハシメノ部出版二號(五) 一〇四
- 發電機 (勅)海軍第九十號(七) 三七九
- 發電機ト同一鐵ニ連接附著セル發電機用ノ汽機ヲ兵器取扱トス (逕)海軍第九十號(七) 三七九
- 買賣、賣却 (勅)會計規則第八十一條ニ據リ工事及物件ノ買賣貸借ニ係ル契約書ハ大林區區長署名捺印 (勅)農商務第二十四號(五) 一七四
- 中央備蓄儲蓄金ニテ購入セル公債證書賣却ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第二百十二號(二)四四一
- 陸軍省所轄物件ノ貸下賣却鄂北海道廳府縣ハ委任並ニ其徵收金額收納及通報方 (勅)陸軍第八號(二)三四九
- 液體發射機ニ係ル物品ノ出納及時驗發却處分方 (逕)海軍第八十八號(四) 一八〇
- 丁採國大北部電信會社所有旭前對馬間ノ海底電信線本邦政府ニ買收 (告)逕信第九十二號(四) 一〇三
- 販賣 (勅)度算簿器ノ制限、製作修履及販賣ノ免許並檢定ニ關スル規則第九條表中追加 (勅)第二百三號(二)三三九
- 拂下、拂戻、拂込 (勅)明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書同公報ノ拂下代價並ニ特許料水面面調製ノ手数料及請求手續)中改正 (告)農商務第三號(四) 一〇四
- 明治二十一年訓令第一號(西洋形商船海員雇入原止)配費用紙拂下代金整理方)但書改正 (勅)逕信第五號(六) 一八四
- 恩賞諸條附屬拂戻、缺損補填金、非職俸給ニ係ル會計規則第百條ノ官定任命方 (勅)大藏第七號(二) 八
- 撤出ノ内任拂換算ヲ以テ任命命令ヲ委任セル諸拂戻及缺損補填金、非職俸給ノ一週年度仕拂命令濟額額高報告書調製式並ニ差出力 (勅)大藏第三十七號(四) 一五三
- 預金部拂戻金對照表調製方 (勅)大藏第十號(三) 九
- 身元保證金拂込書式中追加 (勅)大藏第十二號(三) 一五
- 派遣 (各種ノ試驗傳習其他ノ必要ニ由リ地方廳若クハ警察署ノ請求ニ應ジ農商務省技術官派遣ノトキ旅費日當ヲ拂方 (告)農商務第四號(四) 一七
- 廢則 (三條内大臣奏法ニ附キ三日間廢則) (告)官內第八號(三) 四
- 日誌 (二ノ部)

○ 艦隊隊務官勤務日誌ノ冊紙ヲ定ム

(達)海軍第十八號(三) 一五

○ 航海日誌中追加改正

(達)海軍第九十三號(九) 三八二

○ 軍艦及水雷艦機關日誌並ニ機關日誌摘要報告體定

機關日誌及摘要機關日誌廢止

(達)海軍第二百十八號(二)四三三

〔日選〕

○ 各種ノ試驗傳習其他ノ必要ニ由リ地方官若クハ警察

署ノ職員ニ照シ農商務省技術官海運ノトテ旅費日當

賃拂方

(省)農商務第四號(四) 二二七

〔任用、任命、任免〕

○ 海軍高等武官任用條例中追加

(勅)第三號(一) 一

○ 海軍下士任用訓練條例中改正

(勅)第三十一號(三) 三六

○ 高等官任命及奉給令制定高等官等俸給令廢止

(勅)第八十二號(七) 二二七

○ 高等官任命及奉給令制定施行ニ附キ奉給支給方

(省)大藏第十九號(七) 二九二

○ 警察廳長ニ補スヘキ警視特別任用方

(勅)第三十七號(四) 五九

○ 北海道集治監分監長及北海道廳典獄特別任用方

(勅)第一百十三號(七) 一八四

○ 郵政長府縣警備官典獄警視特別任用方

(勅)第二百三十七號(二)三九四

○ 府縣立師範學校長特別任用令 (勅)第七十三號(六) 二六六

○ 府縣立師範學校校長任命及俸給令 (勅)第七十二號(八) 二六六

○ 公立中學校專門學校校長職務職員名稱待遇及任免

(勅)第三百四十四號(三)四〇二

○ 小學校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則

(省)文部第二十號(二)三六九

○ 技術官タル資格ヲ有スル者ヲ本官ニ任用方

(勅)第九十一號(九) 三〇八

○ 東京郵便電信學校卒業生任用方

(勅)第九十二號(九) 三〇九

○ 陸軍下士以下任免命據等ニ附キ書ヲ發スルモノト發

セサルモノノ區分 (達)陸軍第七十號(五) 一九二

○ 出納官任命規程中追加改正 (訓)農商務第二十號(四) 一五三

〔入學、入會〕

○ 明治二十四年陸軍大學校入學始備政ニ再查檢査課目

表 (達)陸軍第七號(三) 一〇

○ 陸軍經理學校監督學生及軍吏學生二十四年入學試驗

格例 (達)陸軍第四十一號(三) 九三

○ 陸軍被服工長學會第二期學生入會ニ附キ檢査方

(達)陸軍第二十五號(三) 六九

○ 陸軍部內附學校學會(入學及分進者ニ係ル俸給其他

給與方 (達)陸軍第七十號(三)四七二

〔入營〕

○ 明治二十四年徵集總工土工入營期限

(勅)第四十九號(五) 八四

○ 明治二十二年背令第七號(警備隊兵卒入營前取扱方)

(省)陸軍第八號(一〇)三九〇

水ノ部

〔北海道〕

○ 北海道廳官制改正

(勅)第一百十一號(七) 一六

○ 北海道廳高等官俸給

(勅)第一百十九號(七) 一八九

○ 北海道集治監官制

(勅)第一百八號(七) 一七三

○ 北海道集治監分監長及北海道廳典獄特別任用方

(勅)第一百十三號(七) 一八四

○ 北海道集治監水監及分監設置場所

(省)內務第三十五號(七) 四五六

○ 北海道廳長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ郡名指定

(省)內務第四十一號(八) 四六一

○ 北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜貸渡ハ隨意契

約ニ依ルヲ得 (勅)第六十三號(七) 二五二

○ 北海道水産稅則施行細則第三條中刪除改正

(省)大藏第二十號(八) 三〇七

○ 北海道水産稅算出價額改正

(省)大藏第四號(三) 一四

○ 北海道水産稅品產出額及其價額報告方

(訓)大藏第六十四號(八) 一九七

○ 明治二十三年訓令第四百二十號同第四百三十三號(會計

規則ニ依リ檢査員ノ任命並ニ水屬大臣及事務管理廳

ノ職務北海道廳長官府縣知事執行)中追加

(訓)大藏第十三號(三) 一七

○ 北海道地方稅徵收ニ係ル納入告知書發行方及督促令

狀發付以前ニ上納セントスル者取扱方

(訓)大藏第十五號(三) 二〇

○ 司法省主管收入金ニシテ北海道廳府縣取扱ニ係ル懸

削及沒收金ヲ大藏省主管トシ並ニ其收納取扱方

(訓)大藏第六十三號(七) 一九六

○ 北海道廳府縣ノ取扱ニ係ル各省主管諸收入ヲ大藏省

主管トシ並ニ其收納整理取扱方

(訓)大藏第七十七號(一〇)三九七

○ 明治二十三年訓令第四百十號(北海道廳府縣ニテ陸

軍省所管歲入ノ收納取扱方)中加除

(訓)陸軍甲第四號(三) 四一

○ 明治二十三年訓令第四百十號(北海道廳府縣ニテ陸

軍省所管歲入ノ收納取扱方)廢止

(訓)陸軍甲第七號(二)三九六

○ 陸軍省所管物件ノ貸下及知等北海道廳府縣(委任並

ニ其徵收金額收納及通報方 (訓)陸軍甲第八號(二)三九九

○ 北海道廳府縣ノ取扱ニ係ル歲入金毎年度概算書及月

額金庫區分表產出方 (訓)農商務第四十四號(二)三九〇

○北海道廳府廳ノ取扱ニ係ル各府收入主管變換ニ附シ  
其測定額明細書收入計算書調製方

(逕)會計検査院第六號(二)四三五

〔步兵〕

○屯田歩兵大隊旗ヲ定ム

(逕)陸軍第八十二號(六) 三三三

○歩兵操典改正

(逕)陸軍第七號(七) 二五五

○歩兵射擊教練中改正追加

(逕)陸軍第三百三十四號(九) 三七九

〔縫工〕

○明治三十四年徵集縫工職工入替期限

(勅)第四百九號(五) 八四

〔俸給〕

○高等官任命及俸給令制定高等官等俸給令廢止

(勅)第八十二號(七) 二二七

○高等官任命及俸給令制定施行ニ附シ俸給支給方

(省)大藏第十九號(七) 二二二

○判任官俸給令制定判任官官等俸給令廢止

(勅)第八十三號(七) 二二三

○技術官俸給令制定技術官官等俸給令廢止

(勅)第八十四號(七) 二二三

○官制及俸給令改正ノ際俸給支給方

(勅)第六十五號(八) 二五五

○樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官俸給改正

(勅)第九十六號(七) 二六〇

○東宮職中大夫、丞、少輔、主事、主事補ノ官制俸給  
ヲ定ム

(逕)宮内甲第一號(六) 二五〇

○明治三十二年達第十二號内大臣同格書記官宮中顧問官  
俸給中宮中顧問官ノ俸給ヲ廢シ現任者中恩給支給  
方

(逕)宮内甲第五號(二)四九七

○公使館領事館費用條例制定無任所外交官俸及交際  
官並領事費用條例廢止

(勅)第三十三號(三) 二六

○土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給

(勅)第四百十四號(七) 一八四

○集治監留置監督官俸給

(勅)第四百十五號(七) 一八五

○集治監留置看守人員及俸給第四項中追加

(勅)第四百十六號(七) 一八六

○造幣局印刷局稅關職員俸給

(勅)第四百二十四號(七) 一九五

○千住製鐵所高等官俸給

(勅)第四百二十七號(七) 一九九

○理事事務俸給制定理事事務官等俸給廢止

(勅)第四百二十六號(七) 一九八

○陸軍編修俸給

(勅)第四百二十九號(七) 二〇一

○陸地測量官俸給

(勅)第四百三十號(七) 二〇三

○海軍軍人俸給令改正

(勅)第四百三十一號(七) 二〇二

○海軍軍人俸給及手當金支給細則改正

(逕)海軍第六十三號(八) 二八九

○海軍軍人俸給及手當金支給細則第七條改正

(逕)海軍第二百十四號(二)四一八

○主理職務俸給制定主理職務官等俸給廢止

(勅)第三百三十二號(七) 二〇六

○海軍編修俸給

(勅)第三百三十三號(七) 二〇六

○陸軍海軍諸學校文官教授俸給

(勅)第二百二十八號(七) 二〇〇

○技術官教授主理編修及判任文官俸給改正ニ附シ心得  
方

(逕)海軍第六十八號(八) 二〇〇

○判任事務俸給令制定判任事務官等俸給令廢止

(勅)第三百三十四號(七) 二〇七

○裁判所書記長書記俸給制定裁判所書記長書記官等俸  
給廢止

(勅)第三百三十五號(七) 二二三

○帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官俸給令

(勅)第三百三十九號(七) 二三三

○帝國大學及文部省直轄諸學校教育俸給減額方

(勅)第二百四號(二)三三〇

○宮岡製絲所大小林區署山監督署職員俸給制定林務  
官補書記營林主事營林主事補俸給廢止

(勅)第四百十六號(七) 二二三

○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶用檢所航路標  
識管理所職員俸給

(勅)第五百十五號(七) 二四四

○逕信所管學級職員俸給

(勅)第五百十六號(七) 二四七

○會計検査院高等官俸

(勅)第九十七號(七) 二六一

○行政裁判所長官及評定官俸

(勅)第三十二號(三) 二七

○行政裁判所長官並評定官俸改正

(勅)第九十八號(七) 二六二

○鐵道廳高等官俸給

(勅)第四百十七號(七) 一八七

○警視廳高等官俸給令

(勅)第三百五十五號(四) 二六

○警視廳高等官俸給令改正

(勅)第四百十八號(七) 一八七

○警察廳長俸給ノ區別ニ關シ警察署指定

(省)內務第九號(四) 一〇三

○巡查水部警察署警察分署附警部及消防士消防機關士  
監獄書記看守長俸給令

(勅)第三十六號(四) 二七

○北海道廳高等官俸給

(勅)第四百十九號(七) 一八九

○北海道郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ郡名指定

(省)內務第四十一號(八) 四六一

○札幌農學校教育俸給支給方

(勅)第四十一號(四) 六四

○札幌農學校高等官俸給

(勅)第四百十三號(七) 二三九

○地方高等官俸給令制定地方官官等俸給令廢止

(勅)第二百二十號(七) 一九〇

○郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ郡名增加

(省)內務第四十六號(九) 五五〇

○府縣立師範學校校長任命及俸給令

(勅)第四百七十二號(八) 二六六

○收税局俸給制定收税局官等俸給廢止

(勅)第四百六十號(七) 二五〇

○逕信俸給令

(勅)第四百六十九號(八) 二六〇

○貴族院議院書記官長並書記官俸

(勅)第四百一號(七) 一六五



○明治二十三年省令第十七號(文官聘任以上ノ者係給支給ニ係ル仕拂命令同請求書及金額氏名表書式)備考追加 (省)大藏第八號(四) 三〇	○海軍准士官下士増俸規則第一條中改正 (達)海軍第八十號(七) 三三七
○明治二十三年訓令第九十九號(北海道廳野府縣費内國稅徵收費廣島嶼山費ニテ支給スル俸給ニ係ル仕拂命令同請求書送付トキ記載方)中改正 (訓)大藏第五十四號(六) 一八一	○海軍准士官下士増俸規則第五條改正 (達)海軍第九十二號(七) 三三八
○恩賞請願諸掛其缺損補填金非職俸給ニ係ル會計規則第百條ノ官更任命方 (訓)大藏第七號(二) 八	○海軍准士官下士増俸規則第二條中改正 (達)海軍第二百三十號(二)四〇四
○職出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル諸掛及缺損補填金非職俸給ノ一週年度仕拂命令對照表高報告書調製機式並ニ送出力 (訓)大藏第三十七號(四) 一五五	○文官増俸規則 (達)海軍第八十一號(七) 三三八
○明治二十一年度以前非職俸給支給額訂正方 (訓)大藏第二十五號(三) 四	○明治二十三年達第百三十七號聘任文官通等具申及増俸ニ關スル規程第三項廢止 (達)海軍第一百號(五) 二二三
○探備後備ノ軍籍ニアル文官陸軍召集條例ニ依リ召集中俸給支給方 (勅)第百六十二號(七) 二五二	○府縣制市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法並ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法施行方 (勅)第二百四十八號(二)四〇五
○陸軍部内諸學校學會へ入學及分遣者ニ係ル俸給其他給與方 (達)陸軍第七十號(三)四七二	○二十五年度ニ於ケル尋常師範學校ノ設備並ニ教諭助教諭會監訓導書記ノ人員及俸額ヲ定ム (省)文部第二十五號(二)三七五
○召集歐戰官俸給其他給與豫算方 (達)陸軍第八十一號(三)四八〇	○官國幣社神職奉務規則 (訓)內務第十七號(八) 二〇六
○海軍高等武官増俸規則 (達)海軍第七十九號(七) 三三七	○府縣鄉村社神官奉務規則改正 (訓)內務第十二號(七) 一八七
○海軍准士官下士増俸規則中改正 (達)海軍第十六號(三) 一〇	○地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事檢事及區廳判所監督判事補職ヲ定ム (訓)司法第五號(八) 三三四

○陸軍衛生部現役士官補充條例中改正追加 (勅)第三十八號(四) 六〇	○貴族院子爵議員補選選舉 (詔)三月三日(三) 一
○陸軍衛生部現役下士補充條例中改正追加 (勅)第百七十六號(八) 二七二	○貴族院子爵議員補選選舉 (詔)五月八日(五) 三
○陸軍陸軍部現役士官補充條例中改正追加 (勅)第二十號(三) 二六	○貴族院子爵議員補選選舉 (詔)六月四日(六) 五
○陸軍軍吏部現役下士補充條例 (勅)第百八十七號(七) 三〇五	○貴族院男爵議員補選選舉 (詔)十月八日(一〇) 九
○陸軍軍吏部現役下士補充條例 (勅)第百八十八號(七) 三〇六	○陸軍工兵監職補缺トシテ學術檢査施行 (達)陸軍第九十號(六) 二二五
○陸軍各兵科現役士官補充條例第二十七條第二十八條中追加 (勅)第二百號(一〇)三三四	○判任文官缺員ノトキ補缺採用方 (達)陸軍第二百二十三號(八) 三三四
○陸軍各兵科現役下士補充條例改正前屯田兵ニ轉科セラル下士現役又ハ再服役中ノ者ニ係ル年功 (達)陸軍第五十四號(四) 一六	○第三師管下二十四年度徵集新兵補缺 (勅)第二百四十六號(二)四〇三
○陸軍陸軍部現役將校補充條例第二條ニ依リ勤務演習施行ノトキ召集方 (省)陸軍第六號(四) 三〇	○補習 (勅)第二百四十六號(二)四〇三
○明治二十四年度豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費目 (勅)第七十六號(七) 一二四	○補習科ノ教科目及修業年限 (省)文部第八號(二)三四四
○震災水害ニ附キ要スル旅費等ハ明治二十四年度豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルヲ得 (勅)第二百二十三號(二)三九〇	○専修科徒弟學校實業補習學校ノ教科目修業年限等ノ規程制定ニ至ル間府縣知事便宜取調ヘ文部大臣ノ指揮ヲ請ハシム (省)文部第九號(二)三四四
○貴族院伯爵議員補選選舉 (詔)七月二十五日(七) 七	○愛知岐阜富山福岡四縣土木費補助トシテ二十四年度豫算外支出 (勅)第二百四十七號(三)四〇四
	○「ロンドン」世界博覽會出品物ニ關スル費用補助規則 (省)臨時博覽會事務局第三號(三)三六一
	○學齡兒童保護者ト認ムヘキ要件 (省)文部第十六號(二)三九九

- 各官衙各所保費ニ係ル家計保證金身元保證金等ニ  
關スル公債證書取扱方 (逕)陸軍第九十八號(七) 二五二
- 陸軍武官家計保證金取扱手續改正 (逕)陸軍第三百三十二號(九) 三七二
- 〔保管〕
- 出納官吏身元保證金代用記名公債證書ノ代ニ他人ノ  
同證書ヲ以テ保管ノ請求アルトキ取扱方 (訓)大藏第二號(二) 一
- 大藏省所屬出納官吏保費金員紛失ノトキ報告方 (訓)大藏第十四號(三) 一七
- 保管物取扱規程 (訓)大藏第五十六號(七) 一八五
- 保管物會計官吏身元保證金額定メ方 (訓)大藏第五十八號(七) 一八六
- 保管物會計官吏身元保證金ニ係ル土地代納並ニ免除  
願取扱規程方 (訓)大藏第六十號(七) 一八八
- 債權者ノ送押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保管金  
供託金銀及有價證券ノ送押命令ヲ裁判所ヨリ大臣、  
局長ニ送ルトキ寄託ノ要項記載方 (訓)司法第三號(五) 一六六
- 物品會計官吏保管品ノ亡失毀損ニ關シ事實證明セザ  
ルトキ處分方 (訓)農商務第四十七號(三)三三〇
- 通官省所管債入金取扱出納官吏保管ノ金員紛失ノト  
キ報告方 (訓)通官第三號(三) 四四
- 〔保證〕
- 土木工事起業者保證金納付方 (勅)第二十六號(三) 三三
- 明治二十三年勅令第四號(出納官吏身元保證金納付  
方)第一條中追加 (勅)第五十一號(六) 八五
- 出納官吏身元保證金代用記名公債證書ノ代ニ他人ノ  
同證書ヲ以テ保管ノ請求アルトキ取扱方 (訓)大藏第二號(二) 一
- 出納官吏身元保證金代用トシテ第三者ノ土地若クハ  
公債證書ヲ入ノトキ證書發式 (訓)大藏第五十三號(六) 一七六
- 出納官吏身元保證金取扱規則中納付書以下書式中第  
五號乙改正 (訓)大藏第七十三號(九) 二九九
- 郵便爲替貯金出納官吏身元保證金取扱規則第三條中  
改正 (省)通官第十三號(九) 三五
- 保管物會計官吏身元保證金額定メ方 (訓)大藏第五十八號(七) 一八六
- 保管物會計官吏身元保證金ニ係ル土地代納並ニ免除  
願取扱規程方 (訓)大藏第六十號(七) 一八八
- 身元保證金拂込書式中追加 (訓)大藏第十二號(三) 一三
- 酒造稅則ノ納稅保證煙草稅則ノ納稅金及印紙額發下  
代金ニ關シ他ノ地方管内現住者ニ對シ請求アルトキ  
引續及取扱方 (訓)大藏第七十四號(二)〇三三
- 各官衙各所保費ニ係ル家計保證金身元保證金等ニ  
關スル公債證書取扱方 (逕)陸軍第九十八號(七) 二五二

- 物品出納證明規程、作業及鐵道會計證明規程中ノ保  
障委任方 (逕)陸軍第六十二號(二)四四
- 物品出納證明規程式作業及鐵道會計證明規程中ノ保證  
委任方途中追加 (逕)陸軍第八十二號(三)四八〇
- 〔募集〕
- 整理公債第三回募集 (省)大藏第二十四號(八) 四九五
- 明治二十五年陸地測量部修技所生徒募集 (逕)陸軍第一百一號(七) 二五二
- 〔貿易〕
- 外交官領事官貿易事務官公使館書記生及領事館書記  
生賜暇歸朝規則 (勅)第七十四號(七) 二二
- 〔崩御〕
- 布哇國皇帝カラカワ第一世陛下崩御ニ附キ宮中喪  
(省)宮内第三號(二) 一三
- 布哇國皇帝カラカワ第一世陛下崩御ニ附キ宮中喪  
染内者喪服着用 (省)宮内第四號(二) 一三
- 〔墓標〕
- 刑死者ノ墓標寫眞等ニ係ル取締方 (省)內務第十一號(七) 二九二
- 〔兵器〕
- 兵器彈藥細目名稱表 (逕)陸軍第十三號(三) 二九
- 兵器彈藥細目名稱表中改正加除 (逕)陸軍第十三號(七) 二五三
- 明治十八年乃至二十三年ノ發令ニ係ル兵器彈藥等諸  
表四十八件廢止 (逕)陸軍第十四號(三) 二九
- 兵器彈藥取扱規則設定兵器修理規則其他矛盾スルモ  
ノ廢止 (逕)陸軍第四十三號(三) 一〇一
- 海軍省所管軍艦及水雷艦並ニ兵器製造費繰越使用方  
(法)第一號(三) 一
- 兵器ノ運搬取扱方 (逕)海軍第二十三號(三) 二五
- 發光信號燈用赤光燃料ヲ兵器屬品トシ需用品定額表  
中亞爾佛兒赤劑除 (逕)海軍第二十號(六) 三三
- 消給兵器報告方定ム (逕)海軍第四十二號(七) 二五二
- 艦船常備兵器消耗報告用紙廢止 (逕)海軍第四十三號(七) 二五二
- 海軍兵器出納規程中改正加除 (逕)海軍第五十號(八) 二六三
- 發電機ト同一型ニ連接附著セル發電機用ノ汽機ヲ兵  
器取扱トス (逕)海軍第九十號(九) 三二九
- 〔兵備〕
- 陸軍兵備會計規則 (勅)第二十二號(三) 二七
- 軍隊ニ於ケル通常兵備品ハ陸軍物品會計規程ニ係ル  
(逕)陸軍第三十二號(三) 七九
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主管會計官吏表中  
改正 (逕)海軍第六十一號(三) 二二

○兵備品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第八十二號(四) 一七四	○資料給與方設定二十三年進第百二十三號(判)任官以下辨當料廢止 (逕)海軍第六十二號(三) 一七四
○兵備品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第九十九號(六) 三三二	○英領北ボルネオ郵政廳ニテ書留郵便物紛失ノトキ辨償支拂金額 (告)通借第百五十六號(二)六二一
○兵備品及通帶物品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第百八十二號(五) 三三八	○前金渡概算波ノ返納金告知書ニシテ金庫ニ於テ現金領收後誤認見シ全部若クハ一部貸入ニ關入ヲ要スルトキ整理手續 (告)大藏第十五號(六) 二七三
○兵備品測器定數表中刪除 (逕)海軍第七十一號(四) 一六六	○本省陸軍諸官符返納被服品取扱手續廢止 (逕)陸軍第百二十二號(八) 三三三
○兵備品測器定數表中追加 (逕)海軍第百三十七號(六) 三三八	○電信柱敷地手當金過渡(限)拂ニ係ル返納金收入整理 (逕)通借第九號(五) 二七
○兵備品測器定數表中加除 (逕)海軍第百二十四號(三)四七二	○米丁ノ分計算表調製出方 (逕)通借第九號(五) 二七
○陸軍編修俸給 (勅)第百二十九號(七) 三〇一	○標識 (勅)第百四十九號(七) 三三八
○海軍編修俸給 (勅)第百三十三號(七) 三〇六	○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶司檢所航路標識管理所職員俸給 (勅)第百五十五號(七) 二四九
○技術官教授主理編修及判任文官俸給改正ニ附キ心得方 (逕)海軍第百六十八號(八) 三〇〇	○橫濱市ニ航路標識管理所設置 (告)通借第百七十三號(八) 四九七
○海岸砲々類廢除編修規則 (逕)陸軍第百四十六號(一〇)四二二	○平時備重兵一大隊賦役及屬品定數表改正 (逕)陸軍第十一號(三) 一九
○編制 (省)文部第十二號(二)三三三	
○等級編制等ニ關スル規則 (勅)大藏第六十五號(八) 一七九	
○變換地取扱方更正 (勅)大藏第六十五號(八) 一七九	
○辨當料 (勅)第二十七號(三) 三三	
○明治六年大藏省進第百六十一號(辨當料改正)同二十年閣令第四號(文具支給規則)廢止	

○七冊米野山砲表尺ノ挿録中修正 (逕)陸軍第五號(三) 九	○官有土地森林原野收入金徵收規程制定官有地階級收入金徵收規程廢止 (勅)農商務第十一號(三) 三三
○七冊米野山砲用表尺改正 (逕)陸軍第百五十一號(二)四一七	○明治二十四年度經常歲出入内國稅徵收費科目及同年度臨時歲出入土地整理費科目 (勅)大藏第十八號(三) 二四
○陸軍會葬式及陸軍喪式制定陸軍會葬式廢止 (勅)第百二十號(二)三三五	○明治二十三年度土地整理費任拂豫算殘額取扱方 (勅)大藏第二十七號(三) 四二
トノ部	○出納官吏身元保證金代用トシテ第三者ノ土地若クハ公債證書入ノトキ證書書式 (勅)大藏第五十三號(六) 一七六
○獨逸 (獨逸)保護ニ關スル東阿非利加領萬國郵便爲替約定ニ加入 (告)通借第百三十七號(二〇)五七四	○保管物會計官吏身元保證金ニ係ル土地代納金ニ免除願取扱方 (勅)大藏第六十號(七) 一八八
○東宮武官官制改正 (勅)第六十一號(六) 九九	○土木監督官官制改正 (勅)第百四號(七) 一七〇
○東宮中大夫、亮ヲ廢シ主事、主事補ヲ置キ官制俸給ヲ定ム (逕)宮内甲第一號(六) 二二〇	○土木監督官衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給 (勅)第百十四號(七) 一八四
○土地收用法及所得稅法中府縣事務會ノ行フヘキ職務 (勅)第百九十六號(九) 三二七	○土木監督官ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)内務第二十號(二)三四二
○官有土地水面ニ關スル處分委任條件制定明治八年進乙第六十五號中及十二年進乙第二十九號十七年進乙第十號同伴廢止 (勅)内務第十四號(七) 一九三	○土木工事起業者保證金納付方 (勅)第二十六號(三) 三三
○土地分會筆取扱手續第一條第二條中改正島嶼及收稅部出張所地租事務取扱手續第二條刪除 (勅)大藏第五十七號(七) 二八五	○愛知岐阜富山福岡四縣土木費補助トシテ二十四年度豫算外支出 (勅)第百四十七號(二)四〇四
	○屯田兵 (勅)第百八十五號(八) 三〇一
	○屯田兵給與令中改正加除 (勅)第百三十三號(二)三八〇

○陸軍給與令細則第五章中及屯田兵給與令細則第五章中改正追加 (達)陸軍部百十八號(八) 三三	○肥前國平月村田助港口私設燈臺廢止 (告)遞信部百四十八號(七) 三〇七
○屯田兵移住給與規則中改正追加 (勅)第三百三十一號(一)三三五	○渡島國福山燈臺白色燈明ノ明滅變更 (告)遞信部第一號(一) 一
○屯田兵配備表改正 (達)陸軍部第八號(三) 一六	○後志國奥尻島北端稍穂崎ニ建設ノ燈臺燈明點火 (告)遞信部第二百四十三號(一)五九七
○屯田兵司令部本部服務規則 (達)陸軍部二十四號(三) 六七	○石狩國石狩川口西岸ニ建設ノ燈臺燈明點火 (告)遞信部第二百七十六號(二)六二〇
○屯田兵下士兵卒服役細則廢止 (達)陸軍部三十六號(三) 八四	○膽振國室蘭港大黒島ニ建設ノ燈臺燈明點火 (告)遞信部第二百二十六號(一〇)五九九
○屯田兵服役細則 (達)陸軍部三十七號(三) 八四	○日高國幌泉ニ建設ノ燈臺燈明點火 (告)遞信部第二百二十七號(一〇)五六〇
○屯田兵隊附醫官服務規則並陸軍所規程改正 (達)陸軍部四十七號(四) 一三五	○日高國浦河ニ建設ノ燈臺燈明點火 (告)遞信部第二百二十八號(一〇)五六〇
○屯田兵軍醫部服務規則 (達)陸軍部五十一號(四) 一六二	○釧路國釧路崎ニ建設ノ燈臺燈明點火 (告)遞信部百七十號(七) 四五五
○近衛師團及屯田兵監督部服務規則 (達)陸軍部百三十一號(七) 一六九	
○陸軍各兵科現役下士補充條例改正前屯田兵ニ轉科セ ル下士現役又ハ再服役中ノ者ニ係ル年期 (達)陸軍部第五十四號(四) 一六六	
○屯田歩兵大隊旗ヲ定ム (達)陸軍部八十二號(六) 二三三	
○[燈臺、燈明、燈竿]	
○捕津國川邊郡尾ヶ崎町立尾ヶ崎燈臺破壞 (告)遞信部百九十六號(九) 四七九	
○肥前國佐賀郡大龍間村私設燈竿點火 (告)遞信部百八十五號(八) 四七一	
	○專修科徒弟學校實業補習學校ノ教科目修業年限等ノ 規程設定ニ至ル間府縣知事便宜取調(文部大臣ノ指 揮ヲ請ハシム (告)文部第九號(二)三四四
	○[度量衡]
	○度量衡法 (法)第三號(三) 二
	○度量衡法施行規則 (告)農商務部第十一號(八) 三三三

○度量衡器ノ制限、製作、修繕及販賣ノ免許並檢定ニ關 スル規則 (勅)第七十七號(八) 二七二	○海軍軍人傷病疾病恩給等條例第四條削除 (達)海軍部二十七號(三) 二七
○度量衡器ノ制限、製作、修繕及販賣ノ免許並檢定ニ關 スル規則第九條表中追加 (勅)第二百三號(二)三三九	○[登用]
○度量衡檢査規則中附則追加 (告)農商務部第七號(七) 二八五	○判事檢査登用試驗規則 (告)司法第三號(五) 四七
○度量衡檢定所、地方原器、檢定用具檢定補助用具及度 量衡檢定成績表ニ關スル規程 (勅)農商務部三十五號(八) 三三三	○裁判所書記登用試驗規則 (告)司法第四號(五) 五三
○度量衡器ノ製作、修繕原器拂下代ノ徵收取扱規程 (勅)農商務部四十號(九) 三三七	○執達吏登用規則中追加改正 (告)司法第六號(六) 二七二
○明治十九年訓令第十九號(度量衡種類表ニ掲載ナキ 權衡ノ製作ヲ許サス)廢止 (訓)農商務部二十九號(七) 一八六	○[登記]
○[膠木]	○政府ニ納ムル手数料ハ登記印紙ヲ以テスルヲ得 (勅)第二百四十五號(二)四〇三
○天皇、皇后兩陛下ノ御影並ニ教育ニ關スル勅諭ノ體 本ハ尊重ニ奉陪セシム (訓)文部第四號(一)三五一	○月籍登記書式中改正追加 (訓)內務部第十一號(六) 一八四
○明治二十二年告示第一號(特許發明ノ明細書同公報 ノ拂下代價並ニ書類膠木圖面調製ノ手数料及請求手 續)中改正 (告)農商務部第三號(三) 一〇四	○大阪地方裁判所管内大阪區裁判所船場出張所ヲ廢シ 其登記事務ヲ同區裁判所ノ管轄トス (告)司法第一號(四) 三三
○[等級]	○登記所位置管轄區域表中改正 (告)司法第五號(五) 五四
○文武高等官官職等級表 (勅)第二百十五號(二)三四二	○鹿兒島地方裁判所管内手打登記所保管ノ存公證簿紛 失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第六號(二) 五
○文武判任官等級表 (勅)第二百四十九號(二)四〇六	○鹿兒島地方裁判所管内加治木區裁判所保存ノ存公證 簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第九十六號(一〇)五七二
○[等差]	○宮山地方裁判所管内宮山區裁判所松木閉出張所保管 ノ存公證簿印簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第六十四號(四) 一三二

- 福島地方裁判所管内白河區裁判所管內出取所保管ノ存公證判印簿燒失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告) 司法第六十七號(五) 一五八
- 明治三十四年告示第六十七號(福島地方裁判所管内白河區裁判所管內出取所保管ノ存公證判印簿燒失ニ附キ更ニ登記ヲ出願方)中改正 (告) 司法第六十九號(六) 一四二
- 兩館地方裁判所管内福山區裁判所管轄地所公證簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告) 司法第八十七號(八) 四七〇
- 長府地方裁判所管内平戶區裁判所保管ノ存公證簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告) 司法第八十九號(九) 五五八
- 名古屋地方裁判所管内名古屋區裁判所把出取所簿燒失ニ附キ更ニ登記事務同區裁判所ニテ取扱フ (告) 司法第九十一號(一一) 五九五
- 官有森林原野及產物特賣規程 (告) 農商務第八號(九) 四七九
- 官有森林原野及產物特賣規程 (特許) (告) 農商務第八號(九) 四七九
- 明治三十三年勅令第二百六十二號(外國通航ノ郵船下ノ關福江兩港へ廻船特許)中追加改正 (勅) 第二百三十六號(二) 三九三
- 昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出特許 (勅) 第九十九號(一〇) 三三三
- 昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出スル特許ニ關スル手續 (告) 大藏第二十四號(一〇) 三三六
- 明治三十二年告示第一號(特許發明ノ明細書同公報ノ拂下代價並ニ書籍膠木圖面圖製ノ手数料及請求手續)中改正 (告) 農商務第三號(四) 一〇四
- 特別輸出港規則施行細則第一條改正 (勅) 第四號(二) 三
- 警察署長ニ補スヘキ警視特別任用方 (告) 大藏第二十三號(九) 三三五
- 郡區長府縣參事官典獄警視特別任用方 (勅) 第三十七號(四) 九九
- 北海道渠治監分監長及北海道廳典獄特別任用方 (勅) 第二百三十七號(二) 三九四
- 府縣立師範學校長特別任用令 (勅) 第九十三號(七) 一八四
- 北海道郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ郡名指定 (勅) 第七十三號(八) 二六六
- 郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡增加 (告) 內務第四十一號(八) 四六一
- 小學校令等未施行地方ニ於ケル正准教員ノ別及特別處分方 (告) 內務第四十六號(九) 五五〇
- (告) 文部第二十四號(二) 三七五

- 官有森林原野及產物特別處分規則第四條追加 (勅) 第六十六號(六) 一〇四
- 官有森林原野及產物特別處分規則中改正追加 (勅) 第二百二號(一〇) 三六
- 明治三十四年度借入債出總額算及同年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫) 三月十一日(三) 一
- 特別使用文具ノ定ム (達) 海軍第九十八號(六) 三三〇
- 特別用文具備付規則 (訓) 農商務第十八號(四) 一五二
- 督促
- 北海道地方稅徵收ニ係ル納入告知書發行方及督促令狀發行以前ニ上納セントスル者取扱方 (訓) 大藏第十五號(三) 二〇
- 子ノ部
- 鎮守府
- 吳鎮守府定員表中改正 (勅) 第七十二號(六) 一〇八
- 橫濱鎮守府定員表中改正追加 (勅) 第八十號(八) 二八九
- 橫須賀鎮守府海兵團定員職別表中改正 (達) 海軍第四十五號(三) 七四
- 吳鎮守府海兵團定員職別表中改正 (達) 海軍第四十六號(三) 七五
- 佐世保鎮守府海兵團定員職別表中改正 (達) 海軍第四十七號(三) 七六
- 鎮守府准士官下士卒定員職別表中吳ノ部改正 (達) 海軍第四十八號(三) 七七
- 鎮守府准士官下士卒定員職別表中吳ノ部中改正 (達) 海軍第九十八號(七) 二四〇
- 鎮守府造船材料資金會計規則中改正 (勅) 第九十五號(九) 三二六
- 鎮守府造船材料資金取扱規程 (達) 海軍第五十號(三) 八〇
- 佐世保鎮守府ニ造船材料倉庫ヲ設ケサル間其職務執行方 (達) 海軍第四十八號(七) 二五四
- 鎮守府ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (告) 海軍第二號(三) 一五
- 地方
- 地方官官制第七條第八條中改正削除 (勅) 第一百十二號(七) 一八三
- 地方高等官俸給令制定地方官官俸給令廢止 (勅) 第一百二十號(七) 一九〇
- 地方衛生會規則 (勅) 第七十四號(八) 二六七
- 地方測候所位置變更增加 (告) 內務第二十號(六) 一八四
- 地方測候所位置變更 (告) 內務第四十五號(五) 四七九
- 各地方ニテ褒賞ヲ付與スヘキ博覽會共進會等開設ノ手續報告方制定十九年訓令第三號同件廢止 (訓) 農商務第三號(二) 六

- 度量衡檢定所、地方原器檢定用具檢定補助用具及度量衡檢定成績表ニ關スル規程 (勅)農商務第三十五號(八) 二三
- 地租 ○ ソノ部租稅ニ載ス (勅)農商務第三十五號(八) 二三
- 農商務省官制改正地質調査所官制廢止 (勅)第九十四號(七) 一五六
- 勅諭
- 天皇 皇后兩陛下ノ御影並ニ教官ニ關スル勅諭ノ際 水ハ尊重ニ奉置セシム (勅)文部第四號(二)三五
- 勅令
- 司法事務ニ關スル廳府縣令發布ノトキ報告力檢定十五年內第十五號送同件廢止 (勅)司法第三號(五) 一六五
- 徵兵、徵集、徵募
- 徵兵、徵集、徵募改正 (省)內務第十六號(八) 三二
- 徵兵令第二十七條ニ依リ徵集スヘキ者屬分方 (省)陸軍第五號(四) 三三
- 徵兵事務條例施行細則附錄格式中記入方 (勅)陸軍甲第三號(三) 一三
- 現役兵ヲ徵集シ又ハ豫備徵兵ヨリ現役兵ニ繰上ケタルトキ其月薪額送付方 (勅)陸軍甲第一號(三) 一三
- 明治二十四年徵集新兵員數表 (勅)第四十八號(五) 八三
- 第三師管下二十四年徵集新兵補缺 (勅)第二百四十六號(二)四〇三
- 明治二十四年徵集縫工輸入警期限 (勅)第四十九號(五) 八四
- 海軍志願兵徵募細則中改正追加 (省)海軍第一號(二) 一一
- 明治二十四年海軍志願兵徵募員 (告)海軍第二號(二) 一一
- 海兵團徵募官服務規則中追加 (達)海軍第二號(二) 一一
- 徵收
- 地租徵收期限改正 (法)第二號(三) 一
- 船稅徵收手續施行延期 (省)大藏第一號(二) 一
- 租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下檢査委任方 (勅)大藏第四十五號(五) 一六六
- 明治二十三年訓令第三十一號(內國稅徵收費任拂豫算整理手續)中改正 (勅)大藏第二十號(三) 三三
- 明治二十三年訓令第三十一號(大藏省所管內國稅徵收費任拂豫算整理手續)第一項改正 (勅)大藏第三十二號(四) 四七
- 明治二十四年度內國稅徵收費配賦並取扱順序 (勅)大藏第十九號(三) 三〇
- 明治二十四年度內國稅徵收費配賦並取扱順序中改正 (勅)大藏第七十一號(八) 三三五
- 內國稅徵收費支拂旅費支給方檢定十九年訓令第二十八號第二項(內國稅徵收費支拂等外備員旅費額表)ニ

- 十三年同第百四十七號(府縣國稅檢査員月額旅費支給方)二十四年同第六號(同上追加)廢止 (勅)大藏第二十一號(三) 三三
- 內國稅徵收費支拂旅費支給方第一項改正 (勅)大藏第六十七號(八) 二〇四
- 內國稅徵收費支拂旅費支給方第五項第七項第八項改正 (勅)大藏第七十二號(五) 二二五
- 內國稅徵收費所屬物品會計規程第十八條削除 (勅)大藏第六十二號(七) 一九五
- 賭收入取納取扱順序中追加改正二十三年訓令第四十七號(大藏省所管賭貸付金徵收取扱方)同年第六六七七號(大藏省所管賭貸付金徵收取扱方)同第六六七七號廢止 (勅)大藏第二十二號(三) 三七
- 官有土地森林原野收入金徵收規程檢定官有地質收入金徵收規程廢止 (勅)農商務第十一號(三) 三五
- 度量衡器ノ製作、修理原器地下代ノ徵收取扱規程檢定 (勅)農商務第四十號(五) 二二七
- 厨夫
- 隨工、牙科、人、工及病院病室廚夫定員表檢定二十一年陸達第二百二十八號同件廢止 (達)陸達第四百三十三號(二)四〇八
- 帳簿
- 明治二十二年省令第十一號(諸計算書任拂命令領收證及諸帳簿格式)中刪除 (省)大藏第九號(四) 三九
- 明治二十二年省令第十一號(諸計算書任拂命令領收證及諸帳簿格式)中改正 (省)大藏第二十六號(二)四七
- 地租ニ關スル階級額格式中改正追加 (勅)大藏第八號(三) 九
- 地租ニ關スル階級額格式中廢止更正 (勅)大藏第四十一號(四) 一五九
- 計算規程規程第五條中追加 (達)海軍第七十五號(四) 一六九
- 計算規程規程中削除改正 (達)海軍第八十七號(五) 三九〇
- 森林施業ニ要スル階級額表 (勅)農商務第十七號(四) 九〇
- 茶業
- 茶業組合規則第二十七條中追加 (省)農商務第二號(三) 一一
- 貯金 ○ 郵便貯金預所及郵便局貯金事務開施ハ、ノ部郵便ニ載ス (勅)第四百四十八號(七) 二二七
- 郵便貯金管理所官制制定郵便貯金局官制廢止 (勅)第四百四十八號(七) 二二七
- 郵便及電信局官制、郵便貯金管理所官制、電信局營業官制、電話交換局官制中改正 (勅)第三百二十三號(二)四四九
- 郵便及電信局郵便貯金管理所船舶司檢所航路標識管理所職員俸給 (勅)第五百五十五號(七) 二四九
- 大阪及赤川關郵便貯金分局收稱 (省)通債第十號(八) 三〇八
- 郵便貯金郵便貯金出納計算證明規程 (達)會計檢査院第三號(三) 一一四

○郵便貯金出納官更身元保証金取扱規則第三條中改正 (省) 通信第十三號(乙) 三五

〔貨〕

○人民私費ニテ開設セル橋渡津及道路等ニ於テ印鑑機帶ノ電信取扱所配達人ニ賃借請求スルヲ得ス (訓) 内務第六號(五) 一六五

〔直税〕

○直税分限間税分限位置中改正追加 (省) 大藏第十四號(六) 二七五  
○直税課前稅署及同分限職員報告表開製及報告方設定 (省) 大藏第十四號(六) 二七五  
○二十一年開令第十六號(收稅部職員報告式及報告方) 廢止 (訓) 大藏第十七號(三) 二〇

〔治療〕

○コック結核病治療液使用取替方 (省) 内務第三號(五) 一四  
○普魯西國救護ロベルトコック氏ノ發明ニ係ル結核病治療液ハ衛生試驗所ノ検査ヲ經シテ販賣授與スルヲ得ス (省) 内務第四號(三) 一四  
○衛生部治療器械開列器械定數表中追加 (陸) 陸軍第二十一號(三) 五九  
○衛生部治療器械開列器械定數表中削除 (陸) 陸軍第十九號(八) 三三

○治療品出納規程改正 (海) 海軍第四百號(七) 二二二  
○治療品出納規程第三十條中削除 (海) 海軍第五百五號(八) 二六六  
○海軍軍醫學校生徒及軍醫ヲ匿カサル東京各團勤務ノ下士卒疾病ニ罹リタルトキ治療及體重秤量擔當方 (海) 海軍第二十二號(三) 二四  
○營外居住ノ軍人軍屬公務、演習、行軍ノタメ傷病疾病ニ罹リ所屬部隊軍醫ノ治療ヲ求メタルトキハ藥價ヲ要セス (陸) 陸軍第二十七號(三) 七

〔治罪〕

○海軍治罪法執行規則改正 (海) 海軍第八十三號(九) 三三九  
○懲戒(懲罰) 市町村立小學校長及教員懲戒處分並私立小學校長及教員業務停止及免狀職務ニ關スル規則 (省) 文部第二十二號(二) 三七一  
○貴族院衆議院守衛懲罰方 (勅) 第三百三十九號(三) 三九七  
○司法省主管收入金ニシテ遺囑府縣取扱ニ係ル懲罰及沒收金ヲ大藏省主管トシ並ニ其收納取扱方 (訓) 大藏第六十三號(七) 一六  
○懲罰及沒收金主管轉換ニ附キ引續整理方 (訓) 大藏第六十六號(八) 二〇四  
○司法省主管懲罰及沒收金ヲ陸軍省主管トス (陸) 陸軍第二十號(八) 三三

○懲罰及沒收金主管轉換ニ附キ引續整理方 (陸) 陸軍第二十一號(八) 三三

〔除喪〕

○孝明天皇御例祭當日除喪 (省) 宮内第六號(二) 一〇  
リノ部

〔領事〕

○日本帝國領事規則中改正 (勅) 第六十四號(六) 一〇三  
○外交官領事官貿易事務官公使館書記生及領事館書記生職階規則 (勅) 第七十四號(七) 一一三  
○外交官及領事官官制中改正刪除 (勅) 第百二號(七) 一六六  
○公使館領事館費用條例制定無任所外交官年俸及交際官並領事費用條例廢止 (勅) 第三十三號(三) 一八  
○公使館領事館費用條例第六條中追加 (勅) 第五十號(六) 八五  
○公使館領事館費用條例中改正 (勅) 第百三號(五) 一七  
○公使館領事館費用條例第三號表中追加 (勅) 第百六十八號(八) 二五九  
○公使館領事館費用條例細則 (省) 外務第一號(四) 一五  
〔領收〕○領收證書ハシノ部附設ニ設ス  
〔理事〕  
○理事職務給制定理事職務等係給廢止 (勅) 第百二十六號(五) 一六

○理事及理事候補服制 (勅) 第九號(三) 六  
○理事及理事候補服制中改正 (勅) 第二百一號(一〇) 三五  
○理事職務補服規則 (陸) 陸軍第九號(三) 一七  
○理事職務補服規則用ノトキ敬禮法ハ陸軍將校ニ同シ (陸) 陸軍第十六號(三) 五

○理事職務服制第一條中追加 (陸) 陸軍第六十九號(四) 一八六

〔陸軍〕○陸軍諸學校ハカノ部學校ニ設ス (勅) 第九十號(七) 一四五

○陸軍省官制中改正刪除 (勅) 第九十號(七) 一四五  
○陸軍省官制中改正ニ附キ現行法令中會計局長會計局ヲ總理局長、經理局トス (陸) 陸軍第二百二十七號(九) 三三七  
○陸軍武官官等表改正 (勅) 第二十八號(三) 三  
○陸軍將校服制中改正 (勅) 第二十九號(三) 三  
○陸軍下士以下服制中改正 (勅) 第三十號(三) 三  
○服制陸軍郵便部配給率其他諸率服制 (勅) 第百八十六號(八) 三〇二  
○陸軍砲兵會館條例改正 (勅) 第五十六號(六) 九三  
○陸軍工兵會館條例改正 (勂) 第五十七號(六) 九四  
○陸軍兵備品會計規則 (勅) 第二十二號(三) 七  
○陸軍各兵科現役士官補充條例第二十七條第二十八條中追加 (勅) 第二百號(一〇) 三三  
○陸軍衛生部現役士官補充條例中改正追加 (勅) 第三十八號(四) 六〇

○陸軍衛生部現役下士補充條例中改正加除 (勅)第七十六號(八) 二七一	○陸軍定員令附表第十一號中改正 (勅)第二百四十二號(二) 二五九
○陸軍獸醫部現役士官補充條例中改正加除 (勅)第二十號(三) 二二六	○陸軍給與令中追加改正 (勅)第二百五號(七) 一九七
○陸軍軍吏部現役下士補充條例 (勅)第八十七號(九) 三〇五	○陸軍給與令中改正 (勅)第六十四號(八) 二五三
○陸軍軍吏部現役下士補充條例 (勅)第八十八號(九) 三〇六	○陸軍給與令中改正 (勅)第八十四號(八) 二五九
○陸軍海軍諸學校文官教授俸給 (勅)第二百二十八號(七) 二〇〇	○陸軍給與令細則第九章中追加改正 (省)陸軍第九號(二) 三三八
○陸軍編修俸給 (勅)第二百二十九號(七) 二〇一	○陸軍給與令細則第二章第三章第四章第六中改正加除 (勅)第二百一十一號(二) 三〇一
○預備後備ノ軍籍ニアル文官陸軍召集條例ニ依リ召集 (勅)第六十二號(七) 二五二	○陸軍給與令細則第二章中改正追加 (勅)陸軍第八十三號(二) 二四八
○陸軍乘馬飼養條例第一條第二條改正刪除 (勅)第六十三號(六) 一〇〇	○陸軍給與令細則第六章第四條中改正 (勅)陸軍第六十五號(二) 二四三
○海軍將校分限令制定陸軍將校分限令中海軍將校分 限ニ關スル件廢止 (勅)第七十九號(七) 二一九	○陸軍給與令細則第五章改正 (勅)陸軍第四十九號(四) 一四八
○陸軍會葬式及陸軍喪式制定陸軍會葬式廢止 (勅)第二百十號(二) 三三三	○陸軍給與令細則第五章中及屯田兵給與令細則第五章 中改正追加 (勅)陸軍第十八號(八) 三三三
○陸軍定員令附表第十三號中改正刪除 (勅)第四十二號(四) 六六	○明治十一年陸軍第七十九號(給與規則第五章附錄)同 十四年陸軍第四十八號(給與規則第五章附錄)廢 止 (勅)陸軍第三十五號(三) 八四
○陸軍定員令附表第十二號丙丁表改正 (勅)第五十八號(六) 九九	○陸軍教導團生徒召集規則改正 (省)陸軍第一號(三) 三
○陸軍定員令中改正 (勅)第九十四號(九) 三二〇	○陸軍教導團生徒召集規則第五條第十八條中刪除改正 (省)陸軍第七號(五) 四三
○陸軍定員令中改正 (勅)第二百三十二號(二) 三三〇	

○明治二十三年省令第二號(陸軍豫備兵定時演習召集 方)中加除 (省)陸軍第二號(三) 二	○陸軍武官家計保護金取扱手續改正 (勅)陸軍第三十二號(九) 三七二
○陸軍豫備後備將校補充條例第二條ニ依リ勤務演習施 行ノ下召集方 (省)陸軍第六號(四) 三四	○陸軍營務事務規程設定營繕假規則廢止 (勅)陸軍第三百三十三號(九) 三七五
○陸軍臨時召集旅費概算表二十四年度取扱方 (勅)陸軍第三號(三) 一八	○陸軍物品會計規程改正 (勅)陸軍第七十二號(五) 一九五
○明治二十三年訓令第十號北海道廳府廳ニテ陸軍 省所管職入ノ收納取扱方)廢止 (勅)陸軍第七號(二) 三三九	○陸軍物品會計規程中刪除 (勅)陸軍第八號(八) 二五七
○陸軍省處務細則改正 (勅)陸軍第十號(八) 二五七	○陸軍省所管職入職出各局無擔任區分改正 (勅)陸軍第六十五號(四) 一八二
○陸軍蹄鐵工採用規則 (勅)陸軍第十五號(三) 三三	○陸軍省所管職入職出各局無擔任區分中加除 (勅)陸軍第七十三號(五) 一九九
○陸軍病院條例中改正加除 (勅)陸軍第二十六號(三) 六九	○工兵監護砲臺監守一等給定員設定二十一年陸軍第百 四十九號(陸軍下士)一等給支給方)中刪除 (勅)陸軍第六十四號(二) 二四五
○明治二十一年陸軍第二百四十三號(陸軍病院條例中 ノ入院料及藥價)廢止 (勅)陸軍第二十八號(三) 七一	○陸軍砲臺監守採用ニ附キ中出方 (勅)陸軍第九十七號(七) 二五〇
○陸軍軍醫附屬中隊章附著方 (勅)陸軍第四十二號(三) 九四	○陸軍各兵科現役下士補充條例改正前屯田兵ニ轉科セ ル下士現役又ハ再服役中ノ者ニ係ル時期 (勅)陸軍第五十四號(四) 一六六
○陸軍禮式中改正加除 (勅)陸軍第六十八號(二) 二四九	○陸軍下士以下任免命牌等ニ附キ中出方 (勅)陸軍第七十號(五) 一九一
○陸軍禮式附錄 (勅)陸軍第六十九號(二) 二五二	○陸軍里程表中改正 (勅)陸軍第三號(三) 六
○陸軍服裝規則中加除改正 (勅)陸軍第六十號(四) 一七三	○陸軍里程表中改正 (勅)陸軍第六號(三) 九
○陸軍服裝規則第五十條中追加 (勅)陸軍第六十六號(八) 二五五	○陸軍里程表中改正 (勅)陸軍第十七號(八) 二五八
○陸軍備人服制 (勅)陸軍第六十六號(八) 二五五	
○陸軍備人被服給與規則 (勅)陸軍第六十五號(八) 二五五	



- 陸軍里程表中改正 (逕)陸軍第三百三十六號(四) 一六〇
- 陸軍里程表中改正 (逕)陸軍第三百五十八號(一)四三三
- 明治二十三年迄乙第四〇三號陸軍省所管豫算事務順序中改正削除 (逕)陸軍第二十九號(三) 七三
- 陸海軍喇叭階前日次及所用區分表中追加 (逕)陸軍第八十八號(六) 三三三
- 明治二十四年陸軍一年志願兵官費服役人員 (省)陸軍第一號(三) 三二
- 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗合格例、陸軍一年志願兵志願者學科試驗及合格例並ニ志願者心得、同取扱手續體定明治二十年當宗第七號(陸軍幼年學校生徒合格者入校取消ノ件)廢止 (省)陸軍第十號(一)五九六
- 〔陸地〕○陸地測量ハソノ部測量ニ載ス
- 〔林區署〕
  - 大小林區署官制改正 (勅)第四百四十四號(七) 二二〇
  - 富岡製絲所大小林區署嶺山監督署職員俸給制定林務官補書記營林主事營林主事補俸給廢止 (勅)第四百四十六號(七) 二二三
  - 大林區署長處務規程體定同委任條件廢止 (勅)第四百四十六號(七) 二二三
  - 大林區署長處務規程第十二條中追加 (勅)農商務第三十七號(九) 三三二
  - (勅)農商務第四十六號(二)三三七
- 大林區署管内旅費規則中甲號表改正 (勅)農商務第三十四號(八) 二〇七
- 林區署物品會計規程中追加 (勅)農商務第八號(三) 一七
- 林區署物品會計規程第六十二條更正 (勅)農商務第三十三號(八) 一九八
- 小林區署用品代料支給規則第五條中改正刪除 (勅)農商務第二十三號(五) 一七四
- 〔林務官〕
  - 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制 (勅)第四百四十四號(五) 六七
  - 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制中追加改正 (勅)第三百三十號(二)三六五
  - 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服帶劔並廢式規定 (勅)農商務第三十號(七) 一八八
  - 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服帶劔並廢式規定中追加 (勅)農商務第四十五號(二)三五五
  - 富岡製絲所大小林區署嶺山監督署職員俸給制定林務官補書記營林主事營林主事補俸給廢止 (勅)第四百四十六號(七) 二二三
  - 〔林產物〕
    - 林產物品會計規程第二十七條更正 (勅)農商務第三十二號(八) 一六

- 官有森林原野ノ公賣ハ林產物公賣規程ニ準據 (省)農商務第七號(七) 三〇七
- 〔林野〕
  - 官有林野ノ立木又ハ木材ノ檢査及引渡用印形並ニ使用方 (省)農商務第八號(七) 二八九
  - 將校演習旅行條例 (勅)第四百九十七號(一〇)三九九
  - 將校演習旅行條例細則 (逕)陸軍第四百四十二號(一〇)四〇六
  - 武文官以下公務旅行手續廢止 (逕)海軍第五十八號(三) 二二三
  - 各廳長及勅任官以下職員旅行方 (逕)海軍第五十九號(三) 二二三
  - 內國旅費規則中改正刪除 (勅)第四百六十六號(八) 二五六
  - 警察官及其他內國旅費規則中改正刪除 (省)內務第十五號(八) 三二〇
  - 判任待遇ノ監獄醫及教誨師旅費支給額 (勅)內務第十六號(八) 二〇五
  - 學校職員及郡區書記局長旅費額改正 (勅)內務第十八號(八) 二〇六
  - 府縣間稅檢査員月額旅費支給方訓令中追加 (勅)大藏第六號(一) 七
  - 內國稅徵收費支辨旅費支給方體定十九年訓令第二十八號第二項(內國稅徵收費支辨外備員旅費額表)三、十三年同第四百四十七號(府縣間稅檢査員月額旅費支
- 給方)二十四年同第六號(同上追加)廢止 (勅)大藏第二十一號(三) 三
- 內國稅徵收費支辨旅費支給方第一項改正 (勅)大藏第六十七號(八) 二〇四
- 內國稅徵收費支辨旅費支給方第五項第七項第八項改正 (勅)大藏第七十二號(九) 三三
- 海軍內國旅費規則中改正追加 (逕)海軍第一百一號(五) 三三四
- 海軍內國旅費規則改正 (逕)海軍第六十四號(八) 二九六
- 海軍內國旅費規則中刪除改正 (逕)海軍第二百十五號(二)四一六
- 海軍外國旅費規定額表附則第一項改正 (逕)海軍第六十五號(八) 三三四
- 大林區署管内旅費規則中甲號表改正 (勅)農商務第三十四號(八) 二〇七
- 帝國國會議長副議長議員及旅費支給規則中刪除改正 (勅)第四百七十九號(八) 二八八
- 徵兵參事員旅費額改正 (省)內務第十六號(八) 三二一
- 陸軍臨時召集旅費概算表二十四年度取扱方 (勅)陸軍第三十三號(五) 一七四
- 各種ノ試驗傳習其他ノ必要ニ由リ地方廳若クハ營務署ノ請求ニ應シ農商務省ノ技術官派遣ノトキハ其旅費及口當ヲ負擔セシム (省)農商務第四號(四) 一七



- 海軍上長官士官按通級取扱規則 (達)海軍第六十九號(八) 三三三
- 海軍上長官士官按通級取扱規則第二條中改正 (達)海軍第七十號(八) 三三七
- 海軍準進級條例第二條中改正 (達)海軍第六十八號(四) 一六四
- 海軍武官待命休職條例 (達)海軍第四百四十六號(七) 二五四
- 海軍武官待命休職條例第二條改正 (達)海軍第三百二十五號(三) 四七五
- 海軍將官會議條例第一條改正 (勅)第三百三十四號(一) 二九一
- 海軍技術會議條例第十一條改正 (達)海軍第六號(一) 一
- 海軍會計監督部條例改正 (勅)第七十八號(七) 二一八
- 海軍遊兵廢條制定海軍遊兵廢條制廢止 (勅)第二十五號(三) 三〇
- 海軍海陸軍醫部員服務通則中改正 (達)海軍第三百二十二號(六) 二五五
- 海軍省所轄各屬ノ函ヲ檢シ書記ヲ置ク (勅)第四十三號(四) 六九
- 海軍省判任官配置表 (達)海軍第六十七號(八) 三三〇
- 海軍軍人俸給令改正 (勅)第三百三十一號(七) 二〇三
- 海軍軍人手當金規則第七條削除 (勅)第七號(三) 五
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則改正 (達)海軍第六十三號(八) 二八九
- 海軍軍人俸給及手當金支給細則第七條改正 (達)海軍第三百十四號(一) 二四八
- 海軍高等武官俸給規則 (達)海軍第七十九號(七) 三三七
- 海軍准士官下士俸給規則中改正 (達)海軍第十六號(三) 一〇
- 海軍准士官下士俸給規則第一條中改正 (達)海軍第八十號(九) 三三七
- 海軍准士官下士俸給規則第五條改正 (達)海軍第九十二號(七) 三八一
- 海軍准士官下士俸給規則第二條中改正 (達)海軍第二十號(二) 四四
- 陸軍海軍諸學校文官教授俸給 (勅)第二百二十八號(七) 二〇〇
- 海軍編修俸給 (勅)第三百三十三號(七) 二〇六
- 海軍內國旅費規則中改正追加 (達)海軍第十一號(四) 三三四
- 海軍內國旅費規則改正 (達)海軍第六十四號(八) 二九六
- 海軍內國旅費規則中刪除改正 (達)海軍第二百十五號(二) 四九
- 海軍外國旅費定額表附則第一項改正 (達)海軍第六十五號(八) 三三四
- 海軍服制中追加 (勅)第十二號(三) 二五
- 海軍服制中改正 (勅)第三百三十五號(二) 五九
- 海軍被服條例中追加 (勅)第十三號(三) 三三
- 海軍被服條例第一條第六條中追加 (勅)第八號(三) 五

- 明治三十二年訓令第八號第一樣式(府縣海軍兵役志願人員表)中追加 (勅)海軍第一號(二) 一
- 海軍志願兵徵集細則中改正追加 (達)海軍第一號(二) 一
- 海軍志願兵身附檢査格例第二條中追加 (達)海軍第一號(二) 一
- 明治三十四年海軍志願兵徵集兵員 (達)海軍第二號(二) 二
- 明治三十四年近衛及海軍新兵配賦表 (達)陸軍第六號(六) 一四〇
- 海軍少尉及相當官學術檢査規則 (達)海軍第七十一號(八) 三三七
- 海軍士官學術檢査規則及毎年ノ學術檢査ヲ受ケシメサル者指定ノ途廢止 (達)海軍第七十二號(八) 三三九
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第二條中追加 (達)海軍第三百二號(一〇) 四〇
- 水工練習生續治練習生規則廢定海軍練習生規則廢止 (達)海軍第二十號(三) 一九
- 水雷工練習生規則廢定海軍水雷練習生規則廢止 (達)海軍第八十四號(四) 一七九
- 海軍各工場服業時間表改正 (達)海軍第二百十九號(二) 四三三
- 海軍工場定時間外服業者及潜水者加給規則改正 (達)海軍第二百二十三號(三) 四七一
- 橫須賀鎮守府任用海軍技工臨時採用手續 (達)海軍第一號(二) 一
- 橫須賀鎮守府任用海軍技工志願期日延期 (達)海軍第三號(三) 五〇
- 海軍軍人定限年齡計算方並ニ准士官以上豫備後備ニ入ルトキ辭令書下付 (達)海軍第二百五號(一〇) 四九
- 明治三十三年達第三百二十二號(海軍軍人定限年齡計算方並ニ後備編入方)廢止 (達)海軍第二百六號(一〇) 四九
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等差例第四條削除 (達)海軍第二十七號(三) 二七
- 海軍治罪法執行規則改正 (達)海軍第八十三號(九) 三三九
- 海軍省所管軍艦及水雷艇並ニ兵器製造野操艦使用方 (法)第一號(三) 一
- 海軍會計監督規則第二十六條中追加 (達)海軍第九十二號(五) 二〇〇
- 海軍會計監督規則改正 (達)海軍第六十一號(八) 二六
- 海軍財產調理規程廢止 (達)海軍第四十三號(三) 七三
- 海軍財產取扱手續 (達)海軍第四十四號(三) 七五
- 海軍通幣物品會計規程中改正追加 (達)海軍第四十九號(三) 七九
- 海軍通幣物品會計規程中加除 (達)海軍第八十六號(四) 一七六
- 海軍通幣物品會計規程中追加改正 (達)海軍第三號(五) 三〇
- 海軍通幣物品會計規程第四條乙追加 (達)海軍第七十七號(六) 二九

- 海軍通商物品會計規程中改正削除 (達)海軍第五十一號(八) 二六五
- 海軍通商物品會計規程第十二條改正 (達)海軍第二百四十二號(二) 四〇六
- 海軍艦船取外物品出納手續 (達)海軍第五十二號(一) 四
- 海軍艦船取外物品出納手續第八條削除 (達)海軍第二百八十八號(二) 四〇九
- 海軍兵器出納規程中改正削除 (達)海軍第二百五十號(八) 二六五
- 海軍運用號令改正 (達)海軍第二百二十九號(三) 四八〇
- 海軍操砲規程式及遠射砲操法中改正 (達)海軍第二百九十二號(五) 二〇九
- 海軍操砲規程式中安式十二號遠射砲操法追加 (達)海軍第二百五十五號(五) 二二二
- 陸海軍砲隊隊目次及所用區分表中追加 (達)海軍第二百六十六號(六) 二二二
- 陸海軍砲隊隊目次及所用區分表中追加 (達)海軍第二百六十六號(六) 二二二
- 海軍野砲夫教科書改正 (達)海軍第二百二十七號(三) 四七九
- 在外海軍用船租稅ハ前金拂付スルヲ得 (勅)第二百四十四號(三) 二九
- 筑前國箱館郡海軍操備廣田ノ内試掘借區出願許可並ニ其實地圖 (告)農商務第一號(一) 六
- 豐前國田川郡海軍省後備廣田山全部ヲ解キ試掘借區出願許可 (告)農商務第二號(三) 五〇
- 海軍艦船へ信號符字點附 (告)通信第四十一號(三) 四七三
- 海軍艦船へ信號符字點附 (告)通信第八十八號(八) 四七三
- 海兵團 (海兵團) (達)海軍第三號(一) 一
- 海兵團徵募官服務規則中追加 (達)海軍第四十五號(五) 七四
- 橫須賀鎮守府海兵團定員職別表中改正 (達)海軍第四十五號(五) 七四
- 吳鎮守府海兵團定員職別表中改正 (達)海軍第四十六號(五) 七五
- 佐世保鎮守府海兵團定員職別表中改正 (達)海軍第四十七號(五) 七六
- 軍艦團定員表中改正 (勅)第六十號(六) 九八
- 軍艦團定員表中改正 (勅)第九十八號(二) 三三
- 水路圖供給規則制定海圖水路供給規則廢止 (達)海軍第十一號(一) 七
- 秘密圖書測器海圖出納規程中追加 (達)海軍第四十四號(五) 二一〇
- 秘密圖書測器海圖出納規程中追加 (達)海軍第四十四號(五) 二一〇
- [海外]○シノ部外國ニ職ス (達)海軍第六十號(八) 二七五

[海底] ○海底電信ハテノ部電信ニ職ス

[海岸砲]

- 海軍砲隊規程廢止規則 (達)陸軍第四百四十六號(一〇) 二二二
- 常備艦隊飛込隊 (達)海軍第十三號(三) 九
- 橫須賀鎮守府所管軍艦運送ヲ常備艦隊ニ編入 (達)海軍第四百四十四號(七) 二五二
- 武藏ヲ常備艦隊ニ編入 (達)海軍第三十一號(三) 四六
- 淺間ヲ第五種ニ編入 (達)海軍第三十二號(三) 四六
- 洞窟艦艇城ノ役務ヲ解ク (達)海軍第六十六號(四) 一六三
- 練習艦天龍ノ役務ヲ解ク (達)海軍第七十三號(四) 一六八
- 海軍兵學校附屬天龍ヲ警備艦トス (達)海軍第二百三十一號(一) 三九二
- 八重山ヲ警備艦トス (達)海軍第八十一號(四) 一七二
- 常備艦隊軍艦扶桑ヲ除隊シ警備艦トス (達)海軍第四百四十五號(七) 二五三
- 警備艦扶桑ノ役務ヲ解ク (達)海軍第九十四號(一〇) 三八八
- 千代田ヲ警備艦トシ赤城ヲ練習艦トス (達)海軍第七十四號(八) 三三三
- 練習艦風翔ヲ海軍兵學校附屬トス (達)海軍第二百一十一號(一〇) 三九三
- 練習艦金剛ノ役務ヲ解ク (達)海軍第二百一十一號(一〇) 三九三

○練習艦筑波ノ役務ヲ解ク (達)海軍第二百十七號(一) 四二〇

- 千島定員職別表 (達)海軍第二十六號(三) 二六
- 武藏定員中減員並ニ其職別表 (達)海軍第三十號(三) 三一
- 迅鯨定員職別表中改正 (達)海軍第八十三號(四) 一七五
- 愛宕定員職別表 (達)海軍第二百二十五號(六) 三三六
- 八重山定員職別表中改正 (達)海軍第二百五十六號(八) 二六七
- 浜道高千穂巖島千代田扶桑八重山各定員職別表中改正 (達)海軍第七十五號(八) 三三三
- 千代田定員職別表中改正 (達)海軍第九十七號(一〇) 三八九
- 高雄定員職別表中改正 (達)海軍第九十八號(一〇) 三八九
- 磐城非役艦タル間常置人員 (達)海軍第二百十號(一〇) 四一〇
- 金剛非役艦タル間常置人員 (達)海軍第二百十二號(一二) 四一五
- 筑波非役艦タル間常置人員 (達)海軍第二百三十一號(一) 三九二
- 海軍艦船へ信號符字點附 (告)通信第四十一號(三) 四七三
- 海軍艦船へ信號符字點附 (告)通信第八十八號(八) 四七三
- 海軍艦船取外物品出納手續 (達)海軍第五十二號(一) 四
- 海軍艦船取外物品出納手續第八條削除 (達)海軍第二百八十八號(二) 四〇九
- 明治三十四年度中鎮守府艦艇醫品倉庫ヨリ供給シ艦船附屬トスル物件種目 (達)海軍第六十九號(四) 一六四
- 艦船常備兵器消耗報告用紙廢止 (達)海軍第四百十三號(三) 四七五

- 艦船積荷及外殼等ノ檢査ノ定ム (海軍第百二十九號) 二三三
- 明治二十二年海軍第百九號(海軍病院入院ノ下士卒 退院ノ備其乘組船所在不明ノトキ及刑罰滿限出監ノトキ送付力)中追加 (海軍第十號) 六
- 〔艦隊、艦隊〕
- 需品經理規程制定艦需品經理規程廢止 (海軍第五十一號) 六
- 艦隊司令長官將旗ヲ他艦ニ移ストハ八旗艦增加定員ノ全員若シハ若干員ヲ新旗艦ニ移スコトヲ得 (海軍第百五十七號) 二二九
- 〔航海〕
- 航海日誌中追加改正 (海軍第百九十三號) 三六一
- 〔航路〕
- 航路標識管理所官制 (勅)第百四十九號(七) 二二八
- 郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶司檢所航路標識管理所職員俸給 (勅)第百五十五號(七) 二四九
- 橫濱市ニ航路標識管理所設置 (省)通信第百七十三號(八) 四九七
- 〔高等官〕
- 文武高等官官職等級表 (勅)第百二十五號(二) 四三三
- 高等官任命及俸給令制定品等官官等俸給令廢止 (勅)第八十二號(七) 二二七
- 高等官任命及俸給令制定施行ニ附キ俸給支給方 (省)大藏第十九號(七) 二九三
- 土木監督醫衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給 (勅)第百十四號(七) 一八四
- 集計監督留置高等官俸給 (勅)第百十五號(七) 一八五
- 千住製鐵所高等官俸給 (勅)第百二十七號(七) 一九九
- 帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官俸給令 (勅)第百三十九號(七) 三三三
- 會計檢査院高等官俸 (勅)第百九十七號(七) 一六一
- 鐵道監督高等官俸給 (勅)第百十七號(七) 一八七
- 警視廳高等官俸給令 (勅)第百三十五號(七) 一八六
- 警視廳高等官俸給令改正 (勅)第百十八號(七) 一八七
- 北海道高等官俸給 (勅)第百十九號(七) 一八九
- 札幌農學校高等官俸給 (勅)第百四十三號(七) 三三九
- 地方高等官俸給令制定地方官官等俸給令廢止 (勅)第百二十號(七) 一九〇
- 海軍高等武官任用條例中追加 (勅)第百七十八號(八) 二八五
- 海軍高等武官進級條例改正 (勅)第百七十九號(八) 二八七
- 海軍高等武官俸給令 (海軍第百七十九號) 三三七
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第二條中追加 (海軍第百二十二號(二) 四〇四

- 高等武官每等定員 (海軍第百八十九號) 一八六
- 高等武官每等定員中追加 (海軍第百七十七號) 三三三
- 高等武官每等定員廢止 (海軍第百二十七號(二) 四〇九
- 宮内省高等官俸給常服 (勅)宮内第百三十三號(二) 四二二
- 〔下士卒〕
- 陸軍軍吏部現役下士卒補充條例 (勅)第百八十七號(九) 三〇九
- 陸軍軍吏部豫備後備下士卒補充條例 (勅)第百八十八號(九) 三〇六
- 軍吏部下士卒補充條例細則 (海軍第百二十八號) 三五五
- 軍吏部下士卒補充條例 (海軍第百二十九號) 三五四
- 陸軍衛生部現役下士卒補充條例中改正追加 (勅)第百七十六號(八) 二七二
- 衛生部下士卒補充條例 (海軍第百三十三號(八) 二六八
- 衛生部軍吏部下士卒及看護手再服役ニ關スル取扱方廢止 (海軍第百六十六號(二) 四〇六
- 定砲工兵監職騎兵隊職工長同下最砲兵隊工長同下最軍吏部軍醫部下士卒再服役ニ關スル取扱方廢止 (海軍第百六十六號(二) 四〇六
- 陸軍下士卒以下任免命職等ニ關シテ機スルモノトシテ (海軍第百七十號) 一九一
- 陸軍戸山學校教官部附下士卒採用方 (海軍第百六十號(二) 四三三
- 陸軍騎馬學校條例中關射手ニ下士卒採用方 (海軍第百七十五號(二) 四四七
- 各兵科隊附下士卒隊外ニ採用力制定明治十六年遠乙第八十號遠同十八年遠乙第百七十一號遠同伴廢止 (海軍第百四十七號) 二五三
- 屯田兵下士卒卒服細則廢止 (海軍第百三十六號) 八四
- 陸軍各兵科現役下士卒補充條例改正屯田兵ニ轉科セシメ下士卒現役又ハ再服役中ノ者ニ係ル年期 (海軍第百五十四號) 一六六
- 明治二十一年陸軍第百五十號(軍吏部下士卒)一號給定員)中改正 (海軍第百五十九號) 一七三
- 工兵兵隊砲隊守一號給定員廢定二十一年陸軍第百四十九號(陸軍下士卒)一號給支給方)中刪除 (海軍第百六十四號(二) 四四四
- 各部隊兵卒ノ砲兵工科學會生徒志願者ニ生徒命シ力 (海軍第百三十號) 七五
- 下士卒隊外居住、外泊力ヲ定メ二十三年陸軍第七十號同伴廢止 (海軍第百九十二號) 二二六
- 明治二十二年省令第七號(醫備隊兵卒入營前取扱方)中改正 (省)陸軍第八號(一〇) 五九
- 後備役工兵卒高橋支助戸籍不明ニ附キ所在發見ノトキ (海軍第百五十五號(四) 一五二
- 陸軍下士卒以下服制中改正 (勅)第百三十號(三) 四四
- 海軍大學校下士卒定員職別表中改正 (海軍第百二十八號(六) 二二二

○ 鎮守府進士官下士卒定員職別表中吳ノ部改正 (逕)海軍第四十八號(三) 七	○ 明治二十二年海軍第三百九號(海軍病院入院ノ下士卒退院ノ節北乘組船所在不明ノトキ及刑罰滿限出放ノトキ送付方)中追加 (逕)海軍第十號(二) 六
○ 鎮守府進士官下士卒定員職別表吳ノ部中改正 (逕)海軍第三十八號(七) 二四〇	○ 海軍軍醫學校生徒及軍醫ヲ囚カサル東京各府勤務ノ下士卒疾病ニ罹リタルトキ處置方 (逕)海軍第二十二號(三) 二四
○ 海軍進士官下士卒俸規則中改正 (逕)海軍第十六號(三) 一〇	○ 明治二十二年海軍第九十四號(下士卒服狀證書補發及送付方)廢止 (逕)海軍百十二號(六) 二二七
○ 海軍進士官下士卒俸規則第五條改正 (逕)海軍第八十號(九) 三三七	[交換官] ○ 公使館領事館費用條例制定無任所外交官俸及交換官城領事費用條例廢止 (勅)第三百三十三號(三) 三八
○ 海軍進士官下士卒俸規則第二條中改正 (逕)海軍第二百二十號(二) 二四四	[交換] ○ 電話交換局官制 (勅)第五百五十二號(七) 二四三
○ 海軍下士作用進級條例中改正 (勅)第三百一十一號(三) 三六	○ 郵便及電信局官制、郵便爲替貯金管理所官制、電信總局官制、電話交換局官制中改正 (勅)第三百二十三號(二) 二四九
○ 海軍下士卒學術檢査規則第一條中追加 (逕)海軍第六十七號(四) 一六三	○ 電話交換規則第十五條中及第十六條改正 (告)逕信第一號(二) 一
○ 下士卒學術檢査規則中追加 (逕)海軍第三號(二) 一	○ 電話交換規則第十二條改正 (告)逕信第六號(六) 二八五
○ 學術檢査規則中追加 (逕)海軍第四號(二) 二	○ 官有森林交換規程 (勅)農商務第三十八號(九) 二三四
○ 一等下士進士官ノ職務心得ヲ命スルハ程何ヲ要ス (逕)海軍第九十五號(一〇) 三八八	[交換] ○ 會計生務官交換ノトキ繰出金月計對照表中前任後任ノ區分記載方式 (勅)大藏第四十三號(四) 一六一
○ 下士卒學術檢査規則中追加 (逕)海軍第六十號(三) 二二三	
○ 下士卒水雷隊攻擊部勤務日數ヲ海上勤務ニ算入 (逕)海軍第二百十六號(二) 二四九	

○ 出納官直物品會計官直交代事務引續ヲ爲シタルトキ  
通知方 (逕)海軍第七號(二) 五

○ 出納官直交代ノ際事務引續ヲ爲シタルトキ會計檢査院ノ通知方  
(勅)逕信第一號(二) 一

[降臨]  
○ 皇太后降臨  
(告)宮内第十二號(八) 四九八

○ 成仁親王殿下ノ王女降臨  
(告)宮内第七號(三) 三

○ 能久親王殿下ノ王女降臨  
(告)宮内第二十四號(三) 六四二

[學校學舍]  
○ 陸軍大學校條例改正  
(勅)第七十一號(八) 二六一

○ 明治二十四年陸軍大學校入學始期並ニ再檢査課目表  
(逕)陸軍第七號(三) 一〇

○ 陸軍砲工學校條例中改正追加  
(勅)第二百二十四號(二) 二五二

○ 陸軍砲工學校學生トシテ少尉分遣方  
(逕)陸軍第七十九號(六) 二二七

○ 陸軍砲工學校學生分遣ハ定員ヲ超過スルヲ得  
(逕)陸軍第四百七十七號(二) 四二五

○ 陸軍士官學校條例第二十九條改正  
(勅)第二百二十五號(二) 二五五

○ 陸軍幼年學校條例第三條第八條中改正刪除  
(勅)第二百二十六號(二) 二五五

○ 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年學校生徒、志願者學科試驗規程、陸軍一年志願兵志願

者學科試驗及合格條例並ニ志願者心得、同取扱手續  
股定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格者入校取消ノ件)廢止  
(告)陸軍第十號(一〇) 五七六

○ 明治二十四年陸軍告示第十號第九號(士官候補生幼年學校生徒志願者身上明細表)中品行ニ係ル點  
明方 (勅)刑法第十三號(三) 三三八

○ 陸軍戶山學校條例中改正刪除  
(勅)第六十七號(八) 二五八

○ 陸軍戶山學校條例中改正追加  
(勅)第三百二十七號(二) 三三四

○ 陸軍戶山學校教習部附下士採用方  
(逕)陸軍第六十號(二) 四三三

○ 陸軍砲兵學校條例中改正  
(勅)第十號(三) 一九

○ 陸軍砲兵學校條例中改正刪除  
(勅)第二百二十八號(二) 二五八

○ 陸軍砲兵學校條例中屬技手ニ下士採用方  
(逕)陸軍第七十五號(三) 四七四

○ 陸軍砲兵射的學校條例中改正追加  
(勅)第二百二十九號(二) 二六一

○ 陸軍砲兵射的學校學生學期心得方  
(逕)陸軍第五百九十九號(二) 四三三

○ 陸軍經理學校學生召集規則第一條第十三條中追加  
(逕)陸軍第五十號(四) 一六一

○ 陸軍經理學校監督學生及軍吏學生二十四年入學試驗  
格例 (逕)陸軍第四十一號(三) 九三

○ 陸軍經理學校監督學生軍吏學生召集  
(逕)陸軍百號(七) 二五二

○陸軍軍醫學校條例第十六條削除 (勅)第二百十九號(二)三四七	○陸軍部内諸學校學令(入學及分道者)係ル條給其他給與方 (達)陸軍部第七十號(二)三四七
○陸軍砲兵工科學令生徒募集規則第四條第五條削除 (達)陸軍第七十七號(五) 二〇六	○陸軍海軍附屬學校教官教授俸給 (勅)第二百二十八號(七) 二〇〇
○各部隊兵卒ノ砲兵工科學令生徒志願者ニ生徒命シ方 (達)陸軍第三十號(五) 七五	○海軍大學校條例中改正追加 (勅)第四十七號(五) 八一
○明治二十四年砲兵工科學令生徒募集規則 (達)陸軍第三十號(五) 七五	○海軍大學校條例第八條ニ依リ付與スルハハ即章圖樣 (達)海軍部百十四號(六) 二一八
○明治二十四年砲兵工科學令生徒募集規則中追加 (達)陸軍第三十號(五) 七五	○海軍大學校規則第三條中追加 (達)海軍部百三十三號(三) 四七
○陸軍砲兵工科學令生徒募集 (告)陸軍第四號(四) 二一八	○海軍大學校規則第二條改正 (達)海軍部百三十三號(六) 二二七
○陸軍附屬學令條例第十一條中削除 (告)陸軍第八號(八) 四七	○海軍大學校規則中削除 (達)海軍部百九十一號(九) 四八〇
○陸軍被服工長學令條例第十二條改正 (勅)第二百二十號(二)三四八	○海軍大學校下士卒定員職別表中改正 (達)海軍部百二十八號(六) 二三一
○陸軍被服工長學令第二期學生入令ニ附テ檢査方 (勅)第二百二十一號(二)三四八	○海軍兵學校規則 (達)海軍部百十七號(三) 三三
○陸軍被服工長學令第二期學生入令ニ附テ檢査方 (達)陸軍第二十五號(三) 六九	○明治二十四年海軍兵學校將校生徒及機關生徒志願者心得 (告)海軍第四號(三) 三六
○陸軍被服工長學令學生募集規則 (達)陸軍第八十一號(六) 三三三	○明治二十四年海軍兵學校將校生徒及機關生徒志願者心得 (告)海軍第五號(三) 九二
○明治二十四年陸軍被服工長學令學生檢査規則召集方 (告)陸軍第七號(六) 一六	○海軍軍醫學校規則中削除 (達)海軍部百九十一號(九) 四八〇
○明治二十四年陸軍被服工長學令學生募集檢査規則 (達)陸軍百三十五號(九) 三七九	○海軍軍醫學校生徒及軍醫ヲ限カサル東京各屬勤務ノ下士卒疾病ニ罹リタルトハ施設及體直等事務當方 (達)海軍部百二十三號(三) 三三
	○海軍軍醫學校規則中削除 (達)海軍部百七十號(四) 一六

○海軍士官學校規則中削除 (達)海軍部百九十一號(九) 四八〇	○海軍造船工學校生徒制服制表中削除 (達)海軍部百七十八號(八) 四三三
○海軍士官學校練習生規則第一條第三條中改正 (達)海軍部百三十一號(六) 二四〇	○海軍造船工學校生徒制服制表中追加 (達)海軍部百三十六號(二)三四七
○海軍士官學校練習生規則中改正追加 (達)海軍部百五十九號(八) 二五〇	○學校職員及部區書記ノ長旅費額改正 (勅)內務部百十八號(八) 二〇六
○海軍機關學校條例定員中改正 (勅)部百八十二號(八) 二九一	○官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正 (勅)大藏部百二十三號(三) 四九
○海軍機關學校規則中削除 (達)海軍部百七十號(四) 一六	○官立學校及圖書館仕務命令官儀入金ノ仕務受ニ組織及報告並ニ檢査方 (勅)大藏部百二十四號(三) 四〇
○海軍機關學校規則第二十三條改正 (達)海軍部百六號(五) 三二一	○帝國大學職員定員制定帝國大學職員官等定員廢止 (勅)部百三十六號(七) 二二三
○海軍造船工學校官制第一條改正 (勅)部百五十八號(七) 二四九	○帝國大學教授助教授人員 (勅)部百四十號(七) 二三五
○海軍造船工學校條例第四條中削除 (達)海軍部百九十三號(九) 二〇〇	○帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官俸給令 (勅)部百三十九號(七) 二三三
○海軍造船工學校條例第六條中追加 (達)海軍部百三十三號(六) 二五六	○帝國大學及文部省直轄諸學校教官俸給減額方 (勅)部百四十四號(二)三四〇
○海軍造船工學校條例改正 (達)海軍部百六十六號(八) 二四四	○文部省直轄諸學校官制改正 (勅)部百三十七號(七) 二三五
○明治二十三年告示第十八號(海軍造船工學校生徒志願者心得方)第三項改正 (告)海軍第七號(六) 二九八	○文部省直轄諸學校教官人員 (勅)部百四十一號(七) 二三五
○海軍造船工學校生徒志願規則 (勅)部百五十三號(六) 八八	○師範學校令中改正追加 (勅)部百二十六號(二)三四五
○海軍造船工學校生徒志願規則第三條中改正 (勅)部百五十九號(七) 二四九	○尋常師範學校附屬小學校規程 (告)文部部百二十六號(二)三四五
○海軍造船工學校生徒志願規則分 (達)海軍部百二十七號(六) 二五二	○尋常師範學校官制改正 (勅)部百二十七號(二)三四五
	○府縣立師範學校長任命及俸給令 (勅)部百七十二號(八) 二六六

○府縣立師範學校長特別任用令 (勅)第百七十三號(二)三六六  
○二十五年度ニ於ケル尋常師範學校ノ設備並ニ救護助  
教諭會監副等掛配ノ人員及俸額ヲ定ム  
(省)文部第二十五號(二)三七五

○尋常師範學校及市町村立小學校職員待遇ニ附キ心得  
方 (訓)文部第六號(二)三五四  
○尋常師範學校ニテ支給スヘキ生徒ノ學費種目及支給  
方 散定十九年訓令第四號同校男生徒學費支給要項廢  
止 (訓)文部第七號(二)三五四

○尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定施行ニ  
附キ受檢者願書提出方 (省)文部第一號(四)一〇六  
○府縣制市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣  
立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助  
料法並ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法  
施行方 (勅)第百四十八號(二)三四五

○中學校令中改正追加 (勅)第百四十三號(二)三四〇  
○高等中學校醫學部ノ學科及其程度第四條中改正  
(省)文部第五號(九)三三九  
○高等中學校醫學部附設藥學科ノ學科及其程度第二條  
第五條中追加改正 (省)文部第六號(九)三三一

○山口縣立山口農學校ヲ中學校ノ學科程度ト同等以  
上下認ム (省)文部第二號(七)四四四  
○尋常中學校設備規則 (省)文部第二十七號(三)三八七

○幼稚園圖書館音樂學校其他小學校ニ類スル各種學校  
及私立小學校等ニ關スル規則 (省)文部第十八號(二)三六〇  
○小學校祝日大祭日儀式規程 (省)文部第四號(六)二八〇

○小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式執行ノ際唱歌用ニ供  
スル唱歌及樂譜ハ文部大臣ノ認可ヲ經シテ並ニ其  
歌、譜漸次文部省ニテ撰定頒布 (訓)文部第二號(二)三四三  
○小學校正教員准教員ノ別ヲ定ム (省)文部第三號(五)四三三

○小學校正教員准教員ノ別改正 (省)文部第二十三號(二)三七三  
○小學校令等未施行地方ニ於ケル正准教員ノ別及特別  
處分方 (省)文部第二十四號(二)三七五  
○市町村立小學校長及教員名稱及待遇  
(勅)第七十三號(六)一〇九

○市町村立小學校長及教員名稱及待遇改正  
(勅)第百十八號(二)三四七  
○小學校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則  
(省)文部第二十號(二)三三九  
○小學校長及教員職務及服務規則  
(省)文部第二十一號(二)三三九

○市町村立小學校長及教員懲戒處分並私立小學校長及  
教員職務停止及免狀狀撤奪ニ關スル規則  
(省)文部第二十二號(二)三三九  
○小學校教員檢定等ニ關スル規則 (省)文部第十九號(二)三三六

○府縣小學校教員俸給基金管理規則 (省)文部第七號(二)三三三

○公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免  
(勅)第百四十四號(二)三四三  
(勅)第五號(二)三三三

○小學校令施行方 (勅)第十九號(三)二四  
○小學校令施行ニ際シ從來ノ市町村立小學校一時存續  
處分方 (訓)文部第五號(二)三五四

○小學校令施行ニ要スル略規則悉皆發布ニ附キ普通教  
育ノ施設ニ關スル文部大臣ノ意見表示 (訓)文部第五號(二)三五四

○小學校教員大綱 (省)文部第十一號(二)三五五  
○小學校設備規則 (省)文部第二號(四)三三三

○小學校設備規則改正 (省)文部第十五號(二)三三八  
○私立小學校代用規則 (省)文部第一號(三)二二  
○私立小學校代用規則第十四條追加  
(省)文部第十七號(二)三六〇

○補習科ノ教科目及修業年限 (省)文部第八號(二)三三三  
○非修科徒弟學校實業補習學校ノ教科目修業年限等ノ  
規程散定ニ至ル間府縣知事便宜取調(文部大臣ノ指  
揮ヲ請ハント (省)文部第九號(二)三四四

○隨意科目等ニ關スル規則 (省)文部第十號(二)三四四  
○學級編制等ニ關スル規則 (省)文部第十二號(二)三五三

○小學校ノ每週教授時間ノ制限 (省)文部第十三號(二)三五六  
○小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則 (省)文部第十四號(二)三五六

○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル  
納金收入ニ關スル規則散定方 (訓)文部第三號(二)三四四

○學齡兒童保護者ト認ムヘキ要件 (省)文部第十六號(二)三五九  
○南船學校官制改正 (勅)第四十五號(五)六六

○南船學校官制中改正 (勅)第百五十三號(七)二四四  
○東京、南船兩南船學校規則中刪除  
(省)通信第六十三號(三)八四

○東京南船學校分校規則 (省)通信第百八十號(八)四六二  
○東京郵便電信學校官制改正 (勅)第百五十四號(七)二四四

○東京郵便電信學校規則中增加 (省)通信第百三號(四)一一〇  
○東京郵便電信學校規則中改正追加  
(省)通信第百十六號(四)一一三

○東京郵便電信學校卒業生任用方 (勅)第百九十二號(九)一〇九  
○通信省所管學校職員俸給 (勅)第百五十六號(七)二四七

○札幌農學校官制中改正 (勅)第六號(二)三三三  
○札幌農學校官制改正 (勅)第百四十二號(七)三三八

○札幌農學校官俸給支給方 (勅)第百四十一號(四)六四  
○札幌農學校高等官俸給 (勅)第百四十三號(七)三三九

○[學生] ○セノ部生徒ニ載ヌ  
[學級]  
○學級編制等ニ關スル規則 (省)文部第十二號(二)三五三



(學費) (學給) (學術) (考績) (家計) (抗法抗物) (鑑査) (號令詞) (樂譜) (架橋) (監査) (歌舞)

〔學費〕

○ 尋常師範學校ニテ支給スヘキ生徒ノ學費種目及支給方假定十九年訓令第四號同校男生徒學費支給要項廢止 (訓) 文部第七號(一一)三五四

〔學術〕

○ 學齡兒童保護者ト認ムヘキ要件 (省) 文部第十六號(一一)三九四  
〔學術〕 ○ 學術檢査ハクノ部檢査ニ限ス

〔考績〕

○ 大審院裁判所職員考績條例廢止 (訓) 司法第八號(九) 二二七

〔家計〕

○ 各官衙各所貯保管ニ係ル家計保護金身元保證金等ニ關スル公債證書取扱方 (達) 陸軍第九十八號(七) 二五二  
○ 陸軍武官家計保護金取扱手續改正 (達) 陸軍第三百二十二號(九) 三七二

〔抗法抗物〕

○ 日本抗法第三十一號ニ據リ勅ムヘキ明治二十五年分鐵山借置賦稅納付方 (省) 農商務第十號(八) 三〇九  
○ 明治七年工部省第三十號布達(賦稅納付)ノ抗物廢見ノトキ見水差出方廢止 (省) 農商務第十三號(一〇) 三〇六

〔鑑査〕

○ 鑑査用品出納規程第八條及印紙類出納規程第十三條削除 (訓) 大藏第六十九號(八) 三三三

〔鑑査〕

○ コロンブス世界博覽會出品物ニ關スル鑑査規則 (省) 臨時博覽會事務局第五號(一二) 六三七

〔號令詞〕

○ 海軍軍用號令圖改正 (達) 海軍第二百二十九號(三) 四八〇

〔樂譜〕

○ 小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式執行ノ際唱歌用ニ供スル唱歌及樂譜ハ文部大臣ノ認可ヲ經シテ並ニ其歌辭漸次文部省ニテ指定頒布 (訓) 文部第三號(一〇) 三三三

〔歌舞〕

○ 大勳位勲章親王殿下舞臺ニ附キ歌舞音曲停止 (訓) 第四號(一〇) 三三

〔架橋〕

○ 大小架橋權列材料器具結束及納置法ヲ定ム (達) 陸軍第四十六號(三) 二二四  
○ 大小架橋權列器具材料員數表並配賦表中改正追加 (達) 陸軍第四十五號(三) 二二四

○ 大小架橋權列ニ要スル橋樑材料架橋器具員數表中及配賦表改正 (達) 陸軍第九十三號(七) 二二九  
○ 橋樑材料架橋器具員數表中修正 (達) 陸軍第六十三號(二) 四三九

○ 橋樑材料並架橋器具圖解中改正 (達) 陸軍第三百二十七號(九) 三〇〇

〔加給〕

○ 海軍工場定時間外服業者潜水者加給規則改正 (達) 海軍第二百二十三號(三) 四七一

〔間稅〕

○ 直稅分與間稅分界位置中改正追加 (省) 大藏第十四號(六) 二七三  
○ 直稅署間稅署及同分署職員報告表調製及報告方假定二十一年訓令第十六號(稅稅部職員調書式及報告方)廢止 (訓) 大藏第十七號(三) 二〇〇  
○ 府縣間稅檢査員月額旅費支給方訓令中追加 (訓) 大藏第六號(二) 七

○ 內國稅徵收費支辨旅費支給方假定十九年訓令第二十八號第二項(內國稅徵收費支辨等外備員旅費額表)二十三三年同第四百十七號(府縣間稅檢査員月額旅費支給方)二十四年同第六號(同上追加)廢止 (訓) 大藏第二十一號(三) 三三

〔貸付貸渡貸下〕

○ タノ部貸借ニ限ス  
〔爲替〕 ○ 郵便爲替ハイノ部郵便ニ限ス  
○ 電信爲替ハテノ部電信ニ限ス

〔解散〕

○ 乘降院解散 (昭) 十二月二十五日(三) 三三

〔監吏監守監護〕

○ 稅關監吏及監吏補服制表中改正 (勅) 第二百四十號(三) 三九七

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服並二帶劔ノ制 (勅) 第四百十四號(五) 三〇七

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服並二帶劔ノ制中追加改正 (勅) 第三百三十號(二) 三六五

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服並劔並禮式規定 (訓) 農商務第三十號(七) 一八八

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守服裝帶劔並禮式規定中追加 (訓) 農商務第四十五號(二) 三五五

○ 陸軍砲臺監守採用ニ附キ申出方 (達) 陸軍第九十七號(七) 二五〇

○ 陸軍工兵監護補缺トシテ學術檢査施行 (達) 陸軍第九十號(六) 二二三

○ 工兵監護砲臺監守一帯給定員假定二十一年陸軍第四百十九號(陸軍下士)ニ一帯給支給方(中)刪除 (達) 陸軍第六十四號(二) 四三三

○ 衛生部軍吏部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方假定地工兵監護砲臺監守工長同下長砲兵附工長同下長軍吏部軍醫部下士再服役ニ關スル取扱方廢止 (達) 陸軍第六十六號(二) 四三六

○ 監護及備入服制表中改正 (達) 海軍第二十九號(三) 三三一

(加給)

(間稅)

(貸付貸渡貸下)

(爲替)

(解散)

(監吏監守監護)

○ 監護及病人被服規則中改正追加 (逕)海軍第二百二十二號(三)四七	○ 海軍會計監督規則第二十六條中追加 (逕)海軍第九十二號(五) 二〇〇
<b>[監督、監察]</b>	○ 海軍會計監督規則改正 (逕)海軍第六十一號(八) 二七八
○ 土木監督署官制中改正 (勅)第四百四號(七) 一七〇	○ 會計監督部長若クハ會計監督官検査成績報告力 (逕)海軍第四十二號(三) 七
○ 土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給 (勅)第四百十四號(七) 一八四	○ 明治二十四年逕第四十二號(會計監督部長若クハ會計監督官検査成績報告力)廢止 (逕)海軍第七十七號(八) 三三三
○ 土木監督署ニ係ル民事訴訟ニ附テ國ヲ代表スル權利 (省)內務第二十號(二)三四	○ 委任仕拂命令官ノ逕及收入監督官吏ノ逕中改正 (逕)海軍第六十三號(四) 一六三
○ 嶺山監督署官制 (勅)第四百四十五號(七) 二二三	○ 造船遊兵監督官條例改正 (勅)第八十號(七) 一三三
○ 嶺山監督署官制施行期限變更 (勅)第二百十四號(二)三四	○ 地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事檢事及區裁判所監督判事補職ヲ定ム (勅)司法第五號(八) 三三四
○ 穴岡製絲所大小林區署嶺山監督署職員俸給制定林務官補書記林主事林林主事補俸給廢止 (勅)第四百四十六號(七) 二二三	○ 逕信監督官吏章流失 (告)逕信第二十七號(三) 二八
○ 近衛師團及屯田兵監督部服務規則 (逕)陸軍第三百三十一號(九) 三六九	○ 逕信監督官吏章紛失 (告)逕信第二十八號(三) 二九
○ 明治二十三年陸軍第六十一號(會計主務官及收入官吏ノ任務知照方)同第六十二號(仕拂命令官收入監督官下檢査官所管區分)同第九十一號(陸軍省所管歳入收納取扱順序)中加除改正 (逕)陸軍第四十號(三) 九二	○ 逕信監督官吏章紛失 (告)逕信第三十六號(三) 三三
○ 明治二十三年陸軍第六十二號(仕拂命令官收入監督官下檢査官及所管區分表)中追加 (逕)陸軍第八十七號(六) 三三三	○ 逕信監督官吏章紛失 (告)逕信第四十七號(三) 四七
○ 海軍會計監督部條例改正 (勅)第七十八號(七) 二八	○ 逕信省監察章紛失 (告)逕信第七十六號(三) 九二
	○ 逕信省監察章紛失 (告)逕信第八十六號(三) 九八
	<b>[監獄]</b>
	○ 逕信本部警察署警察分署附及消防士消防機關士監獄書記若守長俸給令 (勅)第三十六號(四) 九七

○ 判任待遇ノ監獄醫及教習師旅費支給額 (勅)內務第十六號(八) 二〇五	○ 集治監假留監守人制第五條中削除 (勅)第七十七號(七) 一七三
<b>[看守、看護、看病]</b>	○ 集治監假留監守人制第五條中追加 (勅)第七十五號(七) 一八五
○ 逕信本部警察署警察分署附及消防士消防機關士監獄書記若守長俸給令 (勅)第三十六號(四) 九七	○ 集治監假留監守人員及俸給第四項中追加 (勅)第七十六號(七) 一八六
○ 集治監假留監守人員及俸給第四項中追加 (勅)第七十六號(七) 一八六	<b>ヨノ部</b>
○ 逕信若守ヲ判任官待遇トス (勅)第七十七號(八) 二八一	<b>[用紙]</b>
○ 若守長若守半佩刀改定 (勅)內務第十九號(八) 二〇八	○ 艦船常備兵器消耗報告用紙廢止 (逕)海軍第四百十三號(五) 二五三
○ 衛生部軍吏部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方廢定砲工兵監獄醫兵階級工長同下長砲兵階級工長同下長軍吏部軍醫部下士再服役ニ關スル取扱方廢止 (逕)陸軍第十二號(三) 二七	○ 明治二十一年訓令第一號(西洋形商船海員雇入廢止)附用紙拂下代金整理力)但再改正 (勅)逕信第五號(六) 一八四
○ 支關番以下被服調製式及被服代金給與手續並ニ陸軍若病人被服調製式及被服代金給與手續廢止 (逕)陸軍第六十六號(二)四三六	<b>[用品]</b> ○ フノ部物品ニ載ス
○ 階級工若病人階級工及病院病室廚夫定員表改定二十一 年陸軍第二百二十八號同件廢止 (逕)陸軍第六十六號(八) 二七七	<b>[預金]</b>
○ 海軍若病人教科書改正 (逕)海軍第二百二十七號(二)四七九	○ 預金部預金對照表調製方 (勅)大藏第十號(三) 九
<b>[假留監]</b>	○ 債權者ノ差押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保管金供託金及有價證券ノ差押命令ヲ裁判所ヨリ大臣、局長ニ送ルトキ若押託ノ要項記載力 (勅)司法第三號(五) 一六六
	<b>[豫算、豫定]</b>
	○ 明治二十四年度歳入歳出總豫算及同年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫)三月十一日(三) 一
	○ 明治二十四年度歳入歳出總豫算追加 (豫)十二月八日(三) 六

- 豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)四月一日(四) 一
- 明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費目 (勅)第七十六號(七) 一二四
- 震災水害ニ附キ要スル旅費等ハ明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルヲ得 (勅)第二百二十三號(二)三〇〇
- 愛知県岐阜山福岡四縣土木費補助トシテ二十四年度豫算外支出 (勅)第二百四十七號(二)三四〇
- 府縣歳入歳出豫算調製式並ニ費目流用規則 (省)内務第十二號(八) 二九三
- 郡縣入歳出豫算調製式並ニ費目流用規定 (省)内務第二號(四) 二八
- 郡縣入歳出豫算調製式並ニ費目流用規定第五條中削除改正 (省)内務第十三號(八) 三〇七
- 畿出豫算概定順序中追加 (訓)内務第一號(三) 九
- 明治二十三年度已降内務省所管經費決算報告及豫算現狀計算書並出方及其様式 (訓)内務第二十四號(二)三九九
- 明治二十三年訓令第三十一號(内國稅徵收費仕拂豫算整理手續)中改正 (訓)大藏第二十號(三) 三三
- 明治二十三年訓令第三十一號(大藏省所管内國稅徵收費仕拂豫算整理手續)第二項改正 (訓)大藏第三十二號(四) 四七
- 明治二十三年度土地整理費預備金取扱方 (訓)大藏第二十七號(三) 四二
- 歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル經費ノ一週年度仕拂命令濟額及殘高報告書調製様式並ニ差出方 (訓)大藏第三十六號(四) 一五三
- 歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル諸拂戻及缺損補填金、非職停給ノ一週年度仕拂命令濟額殘高報告書調製様式並ニ差出方 (訓)大藏第三十七號(四) 一五三
- 明治二十三年送乙第四〇三號陸軍省所管豫算事務順序中改正削除 (送)陸軍第二十九號(三) 七二
- 歳入歳出豫算調製規程第九條第十條中改正追加 (送)海軍第七十六號(四) 一七〇
- 明治二十三年度歳入歳出豫算額測定濟額對照表式及差出方 (訓)農商務第七號(三) 一五
- 明治二十五年年度歳入歳出豫算書科目適用方 (訓)農商務第九號(三) 三三
- 明治二十五年年度内務省所管豫定經費要求書科目適用方 (訓)内務第三號(三) 二〇
- 明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費目 (勅)第七十六號(七) 一二四

- 震災水害ニ附キ要スル旅費等ハ明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルヲ得 (勅)第二百二十三號(二)三〇〇
- 豫備後備ノ軍需ニアル支官陸軍召集條例ニ依リ召集中俸給支給方 (勅)第六十二號(七) 二五二
- 陸軍軍支部豫備後備下士補充條例 (勅)第八十八號(七) 三〇六
- 明治二十三年省令第二號(陸軍豫備兵定時講習召集方)中追加 (省)陸軍第二號(三) 二
- 陸軍豫備後備將校補充條例第二條ニ依リ勤務講習施行ノトキ召集方 (省)陸軍第六號(四) 四
- 現役兵ヲ徵集シ又ハ豫備徵兵ヨリ現役兵ニ繰上ケタルトキ其月給寫送付方 (訓)陸軍甲第一號(三) 二二
- 豫備後備兵教練復習命令改正 (送)陸軍第十七號(三) 五五
- 各兵科士官候補生及豫備見習士官被服徵收ノ定メニ十年陸軍第二百二十九號(士官候補生被服徵收)廢止 (送)陸軍第七十一號(五) 一〇二
- 村田騎銃携帶豫備品制式 (送)陸軍第九號(八) 二五七
- 海軍軍人定限年帥計算方並ニ准士官以上豫備後備ニ入ルトキ辭令書下附 (送)海軍第二百五號(一〇)四〇九
- 筑前國船屋郡海軍豫備隊田ノ内試掘區區出願許可並ニ其賣測圖 (省)農商務第一號(二) 六
- 豊前國田川郡海軍省豫備隊山全部ヲ解キ試掘區區出願許可 (省)農商務第一號(二) 六
- 明治二十三年度土地整理費預備金取扱方 (訓)大藏第二十七號(三) 四二
- 歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル經費ノ一週年度仕拂命令濟額及殘高報告書調製様式並ニ差出方 (訓)大藏第三十六號(四) 一五三
- 歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル諸拂戻及缺損補填金、非職停給ノ一週年度仕拂命令濟額殘高報告書調製様式並ニ差出方 (訓)大藏第三十七號(四) 一五三
- 明治二十三年送乙第四〇三號陸軍省所管豫算事務順序中改正削除 (送)陸軍第二十九號(三) 七二
- 歳入歳出豫算調製規程第九條第十條中改正追加 (送)海軍第七十六號(四) 一七〇
- 明治二十三年度歳入歳出豫算額測定濟額對照表式及差出方 (訓)農商務第七號(三) 一五
- 明治二十五年年度歳入歳出豫算書科目適用方 (訓)農商務第九號(三) 三三
- 明治二十五年年度内務省所管豫定經費要求書科目適用方 (訓)内務第三號(三) 二〇
- 明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費目 (勅)第七十六號(七) 一二四

願差許

夕ノ部

- 高嶼島廳 (勅)第九十九號(七) 三〇八
- 小笠原島南々西ニ散在スル三島嶼ノ所屬及名稱ヲ定メ土地分合年取扱手續第一條第二條中改正島嶼及收稅部出張所地租事務取扱手續第二條削除 (訓)大藏第五十七號(七) 一八五
- 炭山炭田、炭坑 (訓)大藏第五十七號(七) 一八五
- 豊前國田川郡海軍省豫備隊山全部ヲ解キ試掘區區出願許可 (省)農商務第二號(三) 二〇
- 筑前國船屋郡海軍豫備隊田ノ内試掘區區出願許可並ニ其賣測圖 (省)農商務第一號(二) 六
- 新原炭坑採炭規程 (送)海軍第二百二十一號(六) 二三四
- 新原炭坑採炭規程 (省)海軍第六號(六) 一八〇
- 大審院裁判所職員考績條例廢止 (訓)司法第八號(五) 二二七
- 津田三藏被告事件審問裁判ノタメ大審院法廷ヲ大津地方裁判所ニ閉ク (省)司法第六十五號(五) 一三三
- 屯田步兵大隊旗ヲ定ム (送)陸軍第八十二號(六) 三三三
- (大學)○帝國大學及陸海軍大學校ハカノ部學校ニ載ス

〔隊附隊外〕

○各兵科隊附下士ヲ隊外ニ採用方假定期明治十六年迄乙  
第八十號迄同十八年迄乙第七十一號迄同伴廢止  
(達)陸軍第四百四號(七) 二五三

○屯田兵隊附醫官服務規則並診所所規程改正  
(達)陸軍第四百七十七號(四) 一五三

〔鑄冶〕

○木工練習生鑄冶練習生規則並海軍練習生規則廢止  
(達)海軍第二十號(三) 一九

○砲術練習規則水術術練習規則機關學校規則主計  
學校規則鑄冶木工練習生規則中削除  
(達)海軍第七十號(四) 一六四

○五等木工五等鑄冶教育規則中改正  
(達)海軍第二十一號(三) 二二

〔彈藥〕

○兵器彈藥細目名稱表  
(達)陸軍第十三號(三) 二九

○兵器彈藥細目名稱表中正加除  
(達)陸軍第十三號(七) 二五三

○明治十八年乃至二十三年ノ發令ニ係ル兵器彈藥等諸  
表四十八件廢止  
(達)陸軍第十四號(三) 二九

○兵器彈藥取扱規則並兵器修理規則其他矛盾スルモ  
ノ廢止  
(達)陸軍第四十三號(三) 一〇一

○野戰電信隊演習用拳銃彈藥支給表改正  
(達)陸軍第二十號(三) 五

○七洲米野砲前車箱及彈藥箱右側板中改正  
(達)陸軍第六十四號(四) 一八一

○七洲米山砲彈藥箱附著門管濫口部木螺子ノ位置及螺  
著法修正  
(達)陸軍第八十三號(六) 二三四

○七洲米野山砲用榴散彈ニ種働信管採用及其材料修正  
加除  
(達)陸軍第五十一號(二)四七

〔帶劔〕

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服  
並ニ帶劔ノ制  
(勅)第四百四號(五) 六七

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服  
並ニ帶劔ノ制中追加改正  
(勅)第三百三十號(二)三六五

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服  
帶劔並禮式規定  
(訓)農商務第三十號(七) 一八八

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服  
帶劔並禮式規定中追加  
(訓)農商務第四十五號(二)三五五

〔獸鞍獸馬獸服〕

○平時輕重兵一大隊獸鞍及馬品定數表改正  
(達)陸軍第十一號(三) 一九

○砲兵獸馬具制式改正  
(達)陸軍第八十號(三)四七九

○工兵中隊獸器具獸馬具制式及納置法中改正  
(達)陸軍第九十五號(七) 二五九

○工兵中隊獸器具表同獸馬配賦表中改正追加  
(達)陸軍第五十五號(七) 二五三

○工兵中隊獸器具獸馬具制式及納置法  
(達)陸軍第六十六號(七) 二五四

〔退隱〕

○府縣制市制市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣  
立師範學校校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助  
料法並ニ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法  
施行方  
(勅)第二百四十八號(三)四〇五

○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル  
納金收入ニ關スル規則並定方  
(訓)文部第三號(一〇)三四四

○市町村立小學校校長及教員名稱及待遇  
(勅)第七十三號(六) 一〇九

○市町村立小學校校長及教員名稱及待遇改正  
(勅)第二百十八號(二)四七

○公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免  
(勅)第二百四十四號(三)四〇一

○尋常師範學校及市町村立小學校職員待遇ニ附キ心得  
方  
(訓)文部第六號(二)三五四

○市町村立小學校校長及教員名稱及待遇  
(勅)第七十三號(六) 一〇九

○市町村立小學校校長及教員名稱及待遇改正  
(勅)第二百十八號(二)四七

○巡查看守ヲ判任官待遇トス  
(勅)第七十號(八) 二六一

○裁判官及裁判官守衛ヲ判任官待遇トス  
(勅)第二百八號(二)三三三

○判任待遇ノ監獄醫及教習師旅費支給額  
(訓)內務第十六號(八) 二〇五

〔代言〕

○代官人引續免許ハ滿期前必ス出願スル機注意セシム  
(訓)司法第一號(三) 七

○明治十五年第三七九六號(代官人組合現員取調届  
出力)廢止  
(訓)司法第六號(八) 三三五

○代官出願人試験本年ニ限リ十月執行  
(訓)司法第四號(七) 一八八

○代官出願人試験本年ニ限リ十月執行  
(告)司法第八十號(七) 四四六

〔代表代理〕

○民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルニ附キテノ  
規定  
(勅)第三號(二) 二

○鐵道關ノ司掌ニ屬スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル  
權利委任  
(告)內務第九號(七) 二九

○土木監督署ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利  
委任  
(告)內務第二十號(二)三三二

○遊樂局稅關ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利  
委任  
(告)大藏第五號(三) 一五

○民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任方

(省)陸軍第三號(三) 一五

○鎮守府ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任

(省)海軍第二號(三) 一五

○司法官廳ヨリ起スヘキ民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任

(省)司法第十一號(二) 三六

○官林ニ關スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任

(省)農商務第一號(二) 二

○郵便電信郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任

(省)通商第四號(六) 二七

○現金前渡ヲ受ケタル官吏ノ代理者罷免及其取扱手續

(達)陸軍第八十五號(六) 二二〇

〔代用〕

○私立小學校代用規則

(省)文部第一號(三) 二

○私立小學校代用規則第十四條追加

(省)文部第十七號(二)三六〇

〔代納〕

○保管物會計官吏元保健康金ニ係ル土地代納並ニ免除願取扱手續方

(訓)大藏第六十號(七) 一八八

○各廳所屬建物中大破シ解散ヲ要スルトキ届出方

(達)海軍第四百十七號(七) 二五五

○官有地及官有建物整理報告手續

(訓)農商務第二十一號(四) 一五二

〔選舉〕

○租稅其他ノ缺損額補償備置整理並ニ前年度末現在額及増減金額事由等取調報告方

(訓)大藏第七十九號(二)三九〇

○明治二十三年度土地増報調製費仕拂豫算額取扱方

(訓)大藏第二十七號(三) 四二

○明治二十四年度經常歳出入内國稅徵收費目及同年度臨時歳出土地増報調製費科目

(訓)大藏第十八號(三) 二四

〔租草〕

○烟草稅則施行細則第十五條改正

(省)大藏第二號(三) 二

○烟草稅則施行細則第二十八條第二十九條中刪除

(省)大藏第七號(四) 三兩

○烟草稅則取扱方要領第二款中刪除

(訓)大藏第三十九號(四) 一五八

○酒造稅則ノ納稅保照烟草稅則ノ附約金及印紙額賣下代金ニ關シ他ノ地方管内現住者ニ對シ請求アルトキ引續及取扱方

(訓)大藏第七十四號(二)三四四

〔賃借〕

○在外國難民貸與金一時繰替支辨方

(勅)第一號(二) 一

○外國公使館敷地トシテ官有地貸渡ハ隨意ノ約定ニ依ルヲ得

(勅)第七十五號(七) 一一三

○北海邊關ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜貸渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得

(勅)第六十三號(七) 二五三

○賭收入取納取扱順序中加除改正二十三年訓令第四十七號(大藏省所管賭貸付金徵收取扱方)同年第六六七號迄廢止

(訓)大藏第二十二號(三) 三七

○賭貸付金取扱順序第二條中改正

(訓)大藏第四十四號(五) 一六六

○陸軍省所轄物件ノ貸下賣却等北海道廳府縣ヘ委任並ニ其徵收金額取納及通報方

(訓)陸軍第八號(二)二四九

○各廳定員外樂組員ノ衣服齒ヲ貸與品トシ需用品定額表中衣服齒刪除

(達)海軍第二百二十三號(六) 三二六

○需品經理規程第五條貸與品表

(達)海軍第八十四號(九) 三九五

○會計規則第八十一條ニ據リ工事及物件ノ賣買貸借ニ係ル契約書ハ大臣區署長署名捺印

(訓)農商務第二十四號(五) 一七四

〔對照表〕

○歳出金月計對照表送付方

(訓)大藏第一號(二) 一

○歳入歳出金月計對照表ニ金員外ノ誤認被見ノトキ附明方

(訓)大藏第四號(二) 二

○明治二十三年度所屬歳入歳出金月計對照表式

(訓)大藏第三十四號(四) 六一

○歳出金月計對照表中書式調製申辨方

(訓)大藏第四十七號(五) 一六七

○歳出仕拂未済繰越金月計對照表ニ掲載方

(訓)大藏第四十號(四) 一五九

○會計主務官交替ノトキ歳出金月計對照表中前任後任ノ區分記載書式

(訓)大藏第四十三號(四) 一六一

○乙年度所屬國稅金ヲ甲年度中入金庫ヘ納入セル分ヲ前月マテ累計計額ニ掲クヘキ四月以降ノ月計對照表申辨方

(訓)大藏第四十九號(五) 一七六

○預金部抽戻金對照表調製方

(訓)大藏第十號(三) 九

○明治二十三年度歳入豫算額調定濟額對照表書式及送出方

(訓)農商務第七號(三) 一五

〔滯納〕

○明治二十三年訓令第八號國稅滯納處分施行實況報告表處分報告表廢止滯納處分報告方廢定

(訓)大藏第三十號(四) 四五

レノ部

〔禮式〕

○警察禮式設定警察官吏禮式心得廢止

(訓)内務第十五號(八) 一九九

○明治十九年省令第十八號(警察官吏禮式)廢止

(省)内務第十四號(八) 三〇九

- 看守長看守禮式ハ警察禮式ニ據ル (訓)内務第十九號(二)二〇八
- 陸軍禮式中改正加除 (達)陸軍第六十八號(二)四九九
- 陸軍禮式附錄 (達)陸軍第六十九號(二)四六二
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守服裝帶劍禮式規定 (訓)農商務第三十號(七)一八八
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守服裝帶劍禮式規定中追加 (訓)農商務第四十五號(二)三五五
- 野戰砲兵及騎重兵戰川冷鏡製器具制式中改正加除 (達)陸軍第七十四號(二)四七三
- 砲術練習條例中改正加除 (勅)第十七號(三)一三三
- 砲術練習艦規則中改正 (達)海軍第三十四號(三)一〇七
- 砲術練習艦規則水雷術練習艦規則機關學校規則主計學校規則鍛冶、木工練習生規則中加除 (達)海軍第七十號(四)一六四
- 砲術練習艦規則第四條第五條中追加改正 (達)海軍第八十八號(五)一三三
- 高等水兵練習條例廢止 (勅)第十六號(三)一三三
- 水雷術練習艦條例中改正追加 (勅)第十八號(三)一三三
- 水雷術練習艦規則中改正 (達)海軍第三十五號(三)一四九

- 水雷術練習艦規則第四條第五條中追加改正 (達)海軍第九十九號(五)一三三
  - 水雷術練習艦甲種收程中追加 (達)海軍第三十六號(三)一〇一
  - 水雷術練習艦乙種收程中追加 (達)海軍第三十七號(三)一〇三
  - 水雷工練習生規則設定海軍水雷術練習生規則廢止 (達)海軍第八十四號(四)一七五
  - 木工練習生鍛冶練習生規則設定海軍練習生規則廢止 (達)海軍第三十號(三)一〇九
  - 海軍主計學校練習生規則第一條第三條中改正 (達)海軍第三十一號(三)一〇四
  - 海軍主計學校練習生規則中改正追加 (達)海軍第五十九號(八)一七〇
- ソノ部
- 海軍省所轄各關ノ屬ヲ廢シ書記ヲ置ク (勅)第四十三號(四)一六五
  - 陸軍乘馬學校條例中屬技手ニ下士准用方 (達)陸軍第七十五號(二)四七四
- 〔曹長〕
- 明治九年達第三十一號達(軍曹ニ曹長心得若クハ代勤等ヲ命シタルトヤハ平刀ヲ帶ハンム)廢止 (達)陸軍第三十九號(二)〇六九

〔卒〕〇カノ部下士卒ニ載ス

- 地租徵收期限改正 (法)第二號(三)一
- 地租條例施行細則第九條更正 (省)大藏第六號(三)一五
- 地租條例及同施行細則取扱方訓令中加除 (訓)大藏第二十九號(三)一四三
- 土地分合筆取扱手續第一條第二條中改正品賦及收稅部出張所地租事務取扱手續第二條加除 (訓)大藏第五十七號(七)一八五
- 地租ニ關スル諸儀禮式中改正追加 (訓)大藏第八號(三)九
- 地租ニ關スル諸儀禮式中廢止更正 (訓)大藏第四十一號(四)一五九
- 在外海軍用地租稅ハ前金拂リ爲スヲ得 (勅)第二十四號(三)二九
- 土地收用法及所得稅法中府縣參事會ノ行フヘキ職務 (勅)第九十六號(九)三二七
- 明治二十三年訓令第八號國稅滯納處分施行實況報告表、處分費報告表廢止滯納處分報告方設定 (訓)大藏第三十號(四)四五
- 乙年度所屬國稅金ヲ甲年度中金庫ヘ納入セル分ヲ前月マテ累計欄ニ掲クヘキ四月以降ノ月計對照表並據方 (訓)大藏第四十九號(五)一七六

- 明治二十三年訓令第二十九號(國稅賦課計算書調製方)第二項改正 (訓)大藏第五十二號(六)一七六
- 國稅賦課現計書及報告表調製手續設定二十三年訓令第二十九號二十四年訓令第五十二號同伴廢止 (訓)大藏第七十五號(二)〇四九
- 明治二十四年度內國稅徵收費配賦並ニ取扱順序 (訓)大藏第十九號(三)一〇
- 明治二十四年度內國稅徵收費配賦並ニ取扱順序中改正 (訓)大藏第七十一號(八)一三三
- 內國稅徵收費所屬物品會計規程第十八條加除 (訓)大藏第六十二號(七)一五九
- 明治二十三年訓令第三十一號(內國稅徵收費仕拂豫算整理手續)中改正 (訓)大藏第二十號(三)一〇
- 明治二十三年訓令第三十一號(大藏省所管內國稅徵收費仕拂豫算整理手續)第一項改正 (訓)大藏第三十二號(四)四七
- 內國稅徵收費支拂旅費支給方設定十九年訓令第二十八號第二項(內國稅徵收費支拂等外傭員旅費額表)二十三年同第四百十七號(府縣間稅檢査員月額旅費支給方)二十四年同第六號(同上追加)廢止 (訓)大藏第二十一號(三)一〇
- 內國稅徵收費支拂旅費支給方第一項改正 (訓)大藏第六十七號(八)一〇四

- 内國稅徵收費支辨旅費支給力第五項第七項第八項改定 (訓)大藏第七十二號(乙) 二五五
- 明治二十四年度經常歲出内國稅徵收費科目及同年度臨時歲出土地賣却調整費科目 (訓)大藏第十八號(三) 二四
- 明治二十五年年度經常歲入租稅概算書ニ前年度科目適用 (訓)大藏第九號(三) 九
- 租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下検査委任力 (訓)大藏第四十五號(五) 一六
- 租稅其他ノ缺損額彙報備置整理並ニ前年度末現在額及増減金額事由等取調報告方 (訓)大藏第七十九號(二)三〇
- 北海道地方稅徵收ニ係ル納入告知書發行方及督促令狀發付以前ニ上納セントスル者取扱方 (訓)大藏第十五號(三) 二〇
- 船稅徵收手續施行延期 (省)大藏第一號(二) 一
- 北海道水產稅算出價額改正 (省)大藏第四號(三) 一四
- 沖繩縣租稅收入證明規程 (達)會計検査院第四號(一〇)三六三
- 東京府管轄伊豆七島稅品收入證明規程 (達)會計検査院第五號(一〇)三六五
- 〔測候〕
- 地方測候所位置變更增加 (省)内務第二十號(乙) 一八四
- 地方測候所位置中變更 (省)内務第四十五號(乙) 四七九
- 〔測量測器〕
- 陸地測量部條例改正 (勅)第百七十五號(八) 二六九
- 陸地測量部條例中附則追加 (勅)第百八十九號(乙) 二〇七
- 陸地測量部條例 (勅)第百三十號(七) 二〇三
- 明治二十五年年度陸地測量部修技所生徒募集 (達)陸軍第一號(七) 二五三
- 兵備品測器定數表中刪除 (達)海軍第七十一號(四) 一六六
- 兵備品測器定數表中追加 (達)海軍第三百三十七號(六) 二三八
- 兵備品測器定數表中追加 (達)海軍第二百二十四號(三)四七三
- 秘密圖書測器海圖出納規程中追加 (達)海軍第四百四號(五) 二一〇
- 〔速射砲〕
- 秘密圖書測器海圖出納規程中追加改正 (達)海軍第六十號(八) 二七五
- 海軍操砲程式及速射砲換法中改正 (達)海軍第二號(五) 二〇九
- 海軍操砲程式中安式十二桿速射砲換法追加 (達)海軍第五號(五) 二二一
- 〔増修〕○ホノ部條給ニ職ス
- 〔訴訟解答〕
- 民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルニ附キテノ規定 (勅)第三號(一) 二
- 鐵道運ノ司掌ニ屬スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)内務第九號(七) 二九一

- 土木監督署ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)内務第二十號(二)三三二
- 造幣局稅關ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)大藏第五號(三) 一五
- 民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任方 (省)陸軍第三號(三) 一五
- 鎮守府ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)海軍第二號(三) 一五
- 民事訴訟法第五十二條第五十三條ニ依リテ爲ス送達ノ囑託手續増進方 (訓)司法第七號(乙) 二五五
- 司法官廳ロリ起スヘキ民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)司法第十一號(乙) 三三八
- 官林ニ關スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)農商務第一號(二) 二
- 郵便電信、郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)遞信第四號(六) 二七三
- 訴訟費額郵便送達手續納付方 (勅)第五十四號(六) 八八
- 行政裁判所第一號(七) 四四九
- 〔通譯〕
- 露國皇太子殿下御遊離ニ附キ舉行者處罰 (詔)五月十一日(五) 三
- 露國皇太子殿下御遊離ニ附キ一府注意ヲ加ヘ警察ヲ
- 嚴密ニシテ防置ノ實ヲ舉グルニ勉メシム (訓)内務第七號(五) 一六七
- ツノ部
- 〔對馬〕
- 軍隊教育順次教令改正對馬警備隊教育順次教令草案 (達)陸軍第四十一號(一〇)三九五
- 〔圖書〕
- 東京圖書館官制改正 (勅)第百三十八號(七) 三三三
- 帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官條給令 (勅)第百三十九號(七) 三三三
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第二十三號(三) 三九
- 官立學校及圖書館仕拂命令官職入金ヲ仕拂元受ニ組換及報告並ニ檢査方 (訓)大藏第二十四號(三) 四〇
- 小學校教科用圖書雜費等ニ關スル規則 (省)文部第十四號(二)三五六
- 幼稚園圖書館官噓學校其他小學校三類スル各種學校及私立小學校等ニ關スル規則 (省)文部第十八號(二)三六〇
- 秘密圖書測器海圖出納規程中追加 (達)海軍第四百四號(五) 二一〇
- 秘密圖書測器海圖出納規程中追加改正 (達)海軍第六十號(八) 二七五

〔圖畫圖誌圖工〕

○内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シ新聞紙雜報、文書圖畫ニ  
外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ草案ノ檢閱ヲ  
受ケシムルヲ得 (勅)第四十六號(五) 七九  
○新聞紙雜報、文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セ  
ントスル者ハ草案ノ檢閱ヲ受ケシム (省)内務第四號(五) 五四  
○外交事件記載新聞紙雜報文書圖畫草案檢閱方省令廢  
止 (省)内務第六號(五) 二六九

○水路圖誌供給規則設定海圖水路供給規則廢止  
(達)海軍第十一號(二) 七  
○水路圖誌供給規則第四條第九條中改正追加  
(達)海軍第九十四號(五) 二〇〇

○水路圖誌供給規則第四條中追加  
(達)海軍第三百三十號(六) 二三四  
○明治十九年省令乙第九十二號(鑛工圖工原料支辨方)  
但書削除 (達)陸軍第二百二十四號(八) 三三四

〔圖面圖解圖解〕  
○鐵山賦掘借區ノ願書ニ圖面ニ葉添付  
(省)農商務第四號(三) 一五  
○四月三十日現在ノ賦掘地及借區地原圖爲一葉ノ、芝  
出サシム (訓)農商務第十二號(三) 四二

○工兵携帶器具圖解圖解中改正 (達)陸軍第二十三號(三) 七  
○野戰電信材料圖解中改正 (達)陸軍第八十九號(六) 三三二  
○橋樑材料架橋器具圖解中改正 (達)陸軍第三百三十七號(五) 三八〇

〔通信〕

○農商務通信事項中改正 (訓)農商務第二十八號(六) 一八二  
ネノ部  
〔年俸〕○ホノ部俸給ニ載ス  
〔年報〕

○明治十七年第八十八號(收稅課年報書調製並出方)  
廢止 (訓)大藏第三十一號(四) 四七  
〔年報〕

○海軍軍人年限年齡計算方並ニ准士官以上豫備後備ニ  
入ルトキ時令書下付 (達)海軍第二百五號(二)〇四九  
○明治二十三年達第三百二十二號(海軍軍人年限年齡  
計算方並ニ後備編入方)廢止 (達)海軍第二百六號(一)〇五〇九

ナノ部

〔内閣〕

○内閣所屬職員官制中改正加除 (勅)第三十九號(四) 六一  
○内閣所屬職員官制中改正削除 (勅)第八十五號(七) 一四四

〔内務〕

○内務省官制改正 (勅)第八十八號(七) 一四

〔内國〕○内國旅費ハリノ部旅費ニ載ス  
○内國稅ハソノ部租稅ニ載ス

〔難民〕

○在外國難民貸與金一時繰替支辨方 (勅)第一號(二) 一

〔納額、納入、納付〕

○金庫ニテ現金領收後納額管知書現金拂込書及納付書  
肥帳年度ノ誤認發見ノトキ訂正手續  
(省)大藏第十一號(五) 二六九

○北海道地方稅徵收ニ係ル納入告知書發行方及督促令  
狀發付以前ニ上納セントスル者取扱方 (訓)大藏第十五號(三) 二〇

○金庫へ現金納付ノ納入失察其他ノ事故ニテ領收證ノ  
檢印ヲ了シ難キトキ收入官吏處理方 (訓)大藏第二十八號(三) 四三

○出納官吏身元保證金取扱規則中納付書以下書式中第  
五號乙改正 (訓)大藏第七十三號(九) 二五九  
○明治二十三年訓令第四十一號(森林收入納入告知書  
ニ收入官吏ノ簽勸署名記入)廢止

○日本稅法第三十一款ニ據リ納ムルハ明治二十五年分  
鐵山借區稅納付方 (省)農商務第十號(八) 三〇九

○鐵業條例實施前許可ヲ得タル鐵業者初年ノ借區稅納  
付方 (省)大藏第三十一號(八) 三〇八

〔納稅、納金〕

○酒造稅則ノ納稅保證煙草稅則ノ禮約金及印紙類並下  
代金ニ關シ他ノ地方管內現任者ニ對シテ訴求アルトキ  
引繼及取扱方 (訓)大藏第七十四號(一)〇三四四  
○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル  
納金收入ニ關スル規則設定方 (訓)文部第三號(一)〇三四四

ヲノ部

〔喇叭〕

○陸海軍喇叭譜同目次及所用區分表中追加  
(達)陸軍第八十八號(六) 二二三  
○陸海軍喇叭譜同目次及所用區分表中追加  
(達)海軍第二百二十六號(六) 二二二  
○陸海軍喇叭譜同目次及所用區分表中追加  
(達)海軍第二百三十三號(二)〇四二七

○下士官喇叭ヲ携フルトキノ取扱方 (達)海軍第六十號(三) 一一三

ムノ部

〔村田銃〕

○村田銃銃携帶準備品制式 (達)陸軍第九號(八) 二五七



〔無任所〕

○公使館領事館費用條例制定無任所外交官年俸及交際官位領事費用條例廢止 (勅)第三十三號(三) 三八

ツノ部

〔請負〕

○新原炭坑探炭補資規則 (告)海軍第六號(六) 一八〇

〔賣下賣捌〕 ○印紙類賣下賣捌ハイノ部印紙ニ載ス

〔運用運轉〕 ○運轉手技術免狀ハメノ部免狀ニ載ス

○海軍運用號令改正 (達)海軍第二百二十九號(三) 四八〇

〔運搬〕

○兵器ノ運搬負擔方 (達)海軍第二十三號(三) 二五

〔農商務〕

○農商務省官制改正地安調査所官制廢止 (勅)第九十四號(七) 一五

○農商務通信事項中改正 (訓)農商務第二十八號(六) 一八二

○農商務省移轉 (告)農商務第九號(二)六〇六

〔農作物〕

○農作物保護ノタメ有益ナル鳥類捕獲禁止方 (訓)農商務第二十六號(六) 一八〇

クノ部

〔皇太子〕

○露國皇太子殿下御遊離ニ附キ發行者處罰 (詔)五月十一日(五) 三

〔皇女〕

○皇女御降誕 (告)宮内第十二號(八) 四九八

○皇女御命名 (告)宮内第十三號(八) 四九六

〔宮内〕

○宮内省官制中改廢 (達)宮内甲第四號(二)四七五

○宮内省高等官供養當服 (達)宮内甲第三號(二)四七一

〔外務〕

○外務省官制改正 (勅)第八十七號(七) 一七

〔外交〕

○外交官及領事官官制中改正削除 (勅)第二百二號(七) 一六六

○公使館領事館費用條例制定無任所外交官年俸及交際官位領事費用條例廢止 (勅)第三十三號(三) 三八

○外交官領事官貿易事務官公使館書記生及領事館書記生職階制規則 (勅)第七十四號(七) 一三三

○内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シ新聞紙雜誌、文書圖書ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ草案ノ檢閱ヲ受ケシムルヲ得 (勅)第四十六號(五) 七九

○新聞紙雜誌、文書圖書ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セントスル者ハ草案ノ檢閱ヲ受ケシム (告)内務第四號(五) 五

○外交事件記載新聞紙雜誌文書圖書草案檢閱方令廢止 (告)内務第六號(五) 二六九

〔外國〕

○在外國難民貸與金一時繰替支辨方 (勅)第一號(二) 一

○在外國軍用地租稅ハ前金擔ヲ爲スヲ得 (勅)第二十四號(三) 二九

○在外國收入官吏外國貨幣ヲ以テ歳入金取納ノトモ配賦方 (訓)大藏第十一號(三) 一一

○外國公使館敷地トシテ官有地貸渡ハ隨意ノ約定ニ依ルヲ得 (勅)第七十五號(七) 一一三

○在外國水郵郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與額ヲ定ム (勅)第六十七號(六) 一〇四

○在外國水郵郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則 (告)逓信第七號(七) 二八五

○明治十八年第九號布達(登載對馬及朝鮮國ニ發著スル電報料及海外電報ノ國內傳送料)中改正削除 (告)逓信第二號(四) 一九

○長崎島並日阿斯德間海底電信線ヲ經由シテ水郵ト露西亞國西伯利亞間發著ノ電報料ヲ定メ十八年第九號

布達(朝鮮國發著ノ電報料及海外電報ノ國內傳送料)中削除 (告)逓信第五號(六) 二八二

○海外電報料金及諸手數料金額表 (告)逓信第九十九號(九) 五二四

○海外電報料金及諸手數料金額表中改正追加 (告)逓信第二百三十一號(一〇)五六一

○海外電報料金及諸手數料金額表中改正追加 (告)逓信第二百七十二號(一三)六八

○海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢査施行方 (勅)第六十五號(六) 一〇三

○明治二十三年勅令第二百六十二號(外國通航ノ郵船下ノ開港江兩港ハ廻船特許)中追加改正 (勅)第二百三十六號(一)三九三

○昆布木材及板ヲ不閉港ヨリ外國ニ輸出特許 (勅)第九十九號(一〇)三三三

○昆布木材及板ヲ不閉港ヨリ外國ニ輸出スル特許ニ關スル手續 (告)大藏第二十四號(二)三三六

〔官制〕

○内閣所屬職員官制中改正追加 (勅)第三十九號(四) 六一

○内閣所屬職員官制中改正削除 (勅)第八十五號(七) 一三四

○法制局官制中改正 (勅)第四十號(四) 六二

○法制局官制第二條中削除 (勅)第八十六號(七) 一三六

○各省官制通則中改正削除 (勅)第八十一號(七) 一三三



○各官廳官定ノ年給、在官年數俸給額等取調(恩給局ニ報告力) (訓)内務第一號六 一七七	○官有土地水面ニ關スル處分委任條件設定明治八年達乙第六十五號中及十二年達乙第二十九號十七年達乙第十號同件廢止 (訓)内務第十四號七 一九三
○恩賞諸職、附拂戻、缺損補填金、非職俸給ニ係ル會計規則第百條ノ官吏任命力 (訓)大藏第七號二 八	○官有地及官有建物整理報告手續 (訓)農商務第二十一號四 一五三
○在外國收入官定外國貨幣ヲ以テ歳入金收納ノトキ記裁力 (訓)大藏第十一號三 二	○官有森林原野及產物特別處分規則第四條追加 (勅)第六十六號六 一〇四
○現金前渡ヲ受ケタル官定ノ代理者設置及其取扱手續 (達)陸軍第八十五號六 二二〇	○官有森林原野及產物特賣規程 (告)農商務第八號九 四七九
○諸官員禁中休暇 (達)内閣七月一日七 二二九	○官有森林交換規程 (訓)農商務第三十八號九 二三四
○官國幣社 (訓)内務第十七號八 二〇六	○官有森林原野ノ公賣ハ林產物公賣規程ニ準據 (告)農商務第七號七 三〇七
○官林ニ關スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)農商務第一號二 二	○官有林野ノ立木又ハ木材ノ検査及引渡用極印雛形並ニ使用力 (省)農商務第八號七 二八九
○社寺上地官林委託規則 (省)農商務第五號四 二五	○官有土地森林原野收入金徵收規程設定官有地諸收入金徵收規程廢止 (訓)農商務第十一號三 三五
○官林事項報告書式改定 (訓)農商務第十六號三 四	○明治十九年訓令第一號(官有森林山野ノ員數ニ關スル附申書式)廢止 (訓)農商務第十四號三 四
○御料地ニ關入セル兵庫縣下官林ノ掛官吏ニ有寄島歐錢許許可 (訓)農商務第五號三 一三	○官有山林原野事項報告書式 (訓)農商務第十五號三 四
○官有 (勅)第十五號三 三	○官費 (省)陸軍第一號三 二五
○帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務整理及監督方 (勅)第十五號三 三	○明治二十四年陸軍一年志願兵官費服役人員 (省)陸軍第一號三 二五
○外國公使館敷地トシテ官有地貸渡ハ隨意ノ約定ニ依ルヲ得 (勅)第七十五號七 一一三	

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒防方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)内務第二十二號九 二二〇	○軍隊教育順次教令改正對馬醫備隊教育順次草案廢止 (達)陸軍第四十一號二〇三九三
○管理 (勅)第四百十九號七 二三八	○各種軍隊手帳改正 (達)陸軍第五百十二號二二四一八
○航路機關管理所官制 (勅)第四百十九號七 二三八	○軍隊ニ於ケル通常兵備品ハ陸軍物品會計規程ニ據ル (達)陸軍第三十二號三 七九
○橫濱市ニ航路機關管理所設置 (告)逕信第七十三號八 四七七	○軍艦 (省)各軍艦ハカノ部艦船ニ載ス
○郵便爲替貯金管理所官制制定郵便爲替貯金局官制廢止 (勅)第四百十八號七 二二七	○海軍省所管軍艦及水雷艦並ニ兵器製造費總額使用方 (法)第一號三 一
○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶司檢所航路標識管理所職員俸給 (勅)第五百十五號七 二四五	○軍艦團隊定員表中積須費水雷隊攻擊部定員改正 (勅)第六十號六 九八
○府縣小學校教員恩給基金管理規則 (省)文部第七號二〇三三五	○軍艦團隊定員表中改正 (勅)第九十八號二〇三三三
○供奉 (達)宮内甲第三號二二四三一	○軍艦及水雷艦機關日誌並ニ機關日誌摘要報告設定概開室日誌及豫備機關室日誌廢止 (達)海軍第二百十八號二二四三三
○軍法 (達)宮内甲第三號二二四三一	○軍艦團隊規則第十三條改正 (省)海軍第三號二二四三三
○第十旅管第十二旅管軍法會議廢止 (省)陸軍第五號四 二二三	○軍艦團隊規則第十三條改正 (省)海軍第三號二二四三三
○第十旅管第十二旅管軍法會議廢止 (達)陸軍第六十六號四 一八五	○衛生部軍吏部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方設 (軍醫)
○軍法會議ノ裁判官官出方 (達)海軍第六十六號六 二二九	○衛生部軍吏部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方設 (軍醫)
○軍隊 (達)海軍第六十六號六 二二九	○定砲工兵監護騎兵隊鐵工長同下長砲兵監工長同下長 (軍艦)

軍吏部軍曹部下士再服役ニ關スル取扱方廢止 (達)陸達第百六十六號(一)四三六

○屯田兵軍醫部服務規則 (達)陸達第百五十一號(四)一六二

○海軍病院軍醫部員服務通則中改正 (達)海軍第百三十二號(六)二二六

○海軍軍醫學校生徒及軍醫ヲ阻カサル東京各屬勤務ノ下士卒疾病ニ罹リタルトキ治療及監重秤量擔當方 (達)海軍第百二十二號(三)二四

**〔軍吏軍曹〕**

○陸軍軍吏部現役下士補充條例 (勅)第百八十七號(九)三〇五

○陸軍軍吏部控備後備下士補充條例 (勅)第百八十八號(九)三〇六

○軍吏部下士補充條例細則 (達)陸達第百二十八號(九)三五三

○軍吏部下士命課取扱方 (達)陸達第百二十九號(九)三五四

○明治二十一年陸達第百五十號(軍吏部下士一等給定員)中改正 (達)陸達第百五十九號(四)一七二

○衛生部軍吏部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方廢定砲工兵監騰騎兵蹄鐵工長同下長砲兵諸工長同下長軍吏部軍曹部下士再服役ニ關スル取扱方廢止 (達)陸達第百六十六號(一)四三六

○陸軍經理學校監督學生及軍吏學生二十四年入學試驗格例 (達)陸達第百四十一號(三)九

○陸軍經理學校監督學生軍吏學生召募 (達)陸達第百七十七號(七)二五二

○明治九年陸達第三十一號(軍曹ニ曹長心得者クハ代勤等ヲ命シタルトキハ軍刀ヲ帶ハシム)廢止 (達)陸達第百三十九號(二)三八九

**〔軍人軍屬〕**

○明治七年以後戰役ニ死没セル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助料支給方 (法)第四號(三)九

○警外居住ノ軍人軍屬公務演習行軍ノタメ傷病疾病ニ罹リ所屬部隊軍醫ノ治療ヲ求メタルトキハ療費ヲ要セス (達)陸達第百二十七號(三)七一

○陸軍軍屬團隊附屬中微章附著方 (達)陸達第百四十二號(三)九四

○海軍軍人手當金規則第七條削除 (勅)第七號(三)五

○海軍軍人俸給令改正 (勅)第百三十一號(七)一〇二

○海軍軍人俸給及手當金支給細則改正 (達)海軍第百六十三號(八)二六九

○海軍軍人俸給及手當金支給細則第七條改正 (達)海軍第百三十四號(一)四一八

○海軍軍人傷病疾病恩給等差例第四條削除 (達)海軍第百二十七號(三)二七

○海軍軍人年限年齡計算方並ニ進士官以上預備後備員ニ入ルトキ陸令書下付 (達)海軍第百五十五號(一)四九九

○明治二十三年陸達第百二十二號(海軍軍人年限年齡計算方並ニ後備編入方)廢止 (達)海軍第百六十六號(一)四三六

**〔軍刀〕**

○明治九年陸達第三十一號(軍曹ニ曹長心得者クハ代勤等ヲ命シタルトキハ軍刀ヲ帶ハシム)廢止 (達)陸達第百三十九號(二)三八九

**〔軍馬〕**

○三木木軍馬育成所十三木木支所設置 (達)陸達第七十五號(五)一九九

○青野軍馬育成所大山支所設置 (達)陸達第百四十號(二)三三三

**〔軍事〕**

○軍事費演習費ヲ以テ支辨スルハ費途概目 (達)海軍第百二十二號(六)三三三

○軍事費編制任支官每等定員表 (達)海軍第百三十九號(七)二四〇

**〔郡區〕**

○郡區長府縣廳事務其職務特別任用方 (勅)第百三十七號(一)三四四

○北海道郡長ニ特別年俸ヲ支給スルハ郡名指定 (省)內務第百四十一號(八)四二一

○郡長ニ特別年俸ヲ支給スルハ郡名增加 (省)內務第百四十六號(九)四三〇

○學校職員及郡區書記局長旅費額改正 (訓)內務第百十八號(八)二〇六

○郡區入帳出帳算調製式並ニ費目流用規定 (省)內務第百二號(四)二六

○郡區入帳出帳算調製式並ニ費目流用規定第五條中削除改正 (省)內務第百十三號(八)三〇七

○郡區市境界ノ變更及町村名字名ノ分合收稱等アルトキ報告方 (訓)逓信第八號(八)三三五

**〔訓導〕**

○明治二十五年(度)ニ於ケル尋常師範學校ノ設備並ニ數助教諭令監訓導書記ノ人員及俸額ヲ定ム (省)文部第百二十五號(一)三三五

**〔鑛業、鑛山、鑛場〕**

○鑛業條例實施前許可ヲ得タル鑛業者初年ノ鑛賦稅納付方 (省)大藏第百二十一號(八)三〇八

○日本坑法第三十一款ニ據リ納ムルハ明治二十五年分鑛山借區稅納付方 (省)農商務第百十號(八)三〇九

○鑛山賦稅借區ノ願書ニ圖面三葉添付 (省)農商務第百四號(三)一五

○明治十九年省令第四號(鑛山借區證券引揚處分)受ケタル者賦稅借區ヲ許可セザル件)中削除 (省)農商務第百六號(六)二八二

- 鐵山監警署官制 (勅) 第四百四十五號(七) 三三三
- 鐵山監警署官制施行期限變更 (勅) 第四百四十四號(二) 三三二
- 宮岡製絲所大小林區署鐵山監警署職員俸給制定林務官制書監警林主事警林主事俸給廢止 (勅) 第四百四十六號(七) 三三三
- 明治七年工部省第三十號布達(試掘礦場ヨリ坑物廢見ノトキ見木差出方)廢止 (省) 農商務第十三號(一〇) 三三八
- 丁採國大北部電信會社所有肥前對馬間ノ海底電信線六那政府ニ買收 (省) 逓信第九十二號(四) 一〇三
- 陸軍砲兵會議條例改正 (勅) 第五百六十六號(六) 九三
- 陸軍工兵會議條例改正 (勅) 第五百七十七號(六) 九四
- 第十旅管第十二旅管軍法會議廢止 (省) 陸軍第五號(四) 三三
- 第十旅管第十二旅管軍法會議廢止 (省) 陸軍第五號(四) 三三
- 海軍將官會議條例第一條改正 (勅) 第二百三十四號(一) 三九一
- 海軍技術會議條例第十一條改正 (達) 海軍第六號(二) 五
- 軍法會議ノ裁判官告出方 (達) 海軍第六十六號(三) 三九
- 商業會議所條例施行規則中追加 (省) 農商務第三號(三) 一四
- 帝國議會會期延長 (詔) 二月二十六日(三) 一

- 會計檢査院高等官俸 (勅) 第九十七號(七) 一六一
- 會計檢査院屬定員 (勅) 第二百十三號(二) 三三四
- 政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル會計上ノ規程 (勅) 第五百五十五號(六) 八九
- 物品會計規則第十四條削除 (勅) 第七十七號(七) 二七
- 明治二十四年度歲入歲出總豫算及同年度各特別會計歲入歲出豫算 (達) 三月十一日(三) 一
- 金庫出納事務規程及會計主務官心得中領收證書ニ係ル心得方 (訓) 大藏第五號(二) 二
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正 (訓) 大藏第二十三號(三) 三九
- 內國稅徵收費所屬物品會計規程第十八條削除 (訓) 大藏第六十二號(七) 一九三
- 保管物會計官吏身元保證金額定方 (訓) 大藏第五十八號(七) 一八六
- 保管物會計官吏身元保證金ニ係ル土地代納並ニ免除願取取扱方 (訓) 大藏第六十號(七) 一八八
- 會計主務官交替ノトキ歲出金月計對照表中前任後任ノ區分配載方式 (訓) 大藏第四十三號(四) 一六一
- 仕拂命令官ノ變更アルトキハ毎時會計主務官ニ令達 (訓) 大藏第七十六號(一〇) 四七

- 明治二十三年省令第二十七號(會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕拂命令同請求書ニシテ受取人ニ現金支付前誤拂過渡發見ノトキ整理手續)中刪除改正 (省) 大藏第十二號(六) 二七
- 恩賞贈與、諸拂戻、缺損補填金、非職俸給ニ係ル會計規則第百條ノ官吏任命方 (訓) 大藏第七號(二) 八
- 明治二十三年訓令第百二十號同第百三十三號(會計規則ニ依リ檢査員ノ任命並ニ木園大臣及事務管理廳ノ職務遺囑長官府縣知事執行)中追加
- 陸軍兵備品會計規則 (訓) 大藏第十三號(三) 一七
- 陸軍物品會計規則改正 (勅) 第二百二十二號(三) 二七
- 陸軍物品會計規程改正 (達) 陸軍第七十二號(五) 一九五
- 陸軍物品會計規程中刪除 (達) 陸軍第八十八號(八) 二五七
- 軍隊ニ於ケル通常兵備品ハ陸軍物品會計規程ニ據ル (達) 陸軍第三十二號(三) 七九
- 物品出納證明程式、作業及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方 (達) 陸軍第六十二號(二) 四三五
- 物品出納證明程式、作業及鐵道會計證明規定中ノ保證委任方達中追加 (達) 陸軍第八十二號(二) 四八〇
- 委任經理ニ係ル會計ノ檢査及證明手續書 (達) 陸軍第三十號(九) 三六〇
- 明治二十三年陸軍第五十五號(會計主務監視方)中追加改正 (達) 陸軍第八十六號(六) 三三三

- 明治二十三年陸軍第六十一號(會計主務官及收入官吏ノ任務知數方)同第六十二號(仕拂命令官歳入監督官下檢査官所管區分)同第九十一號(陸軍省所管歳入收納取扱順序)中追加改正 (達) 陸軍第四十號(三) 九二
- 明治二十三年度以降物品中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除委託方 (達) 陸軍第五十三號(四) 一六六
- 明治二十四年度以降經費中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除委託方 (達) 陸軍第五十六號(四) 一六六
- 鎮守府造船材料資金會計規則中改正 (勅) 第九十五號(九) 三三六
- 海軍會計監督部條例改正 (勅) 第七十八號(七) 一八
- 海軍會計監督規則第二十六條中追加 (達) 海軍第九十二號(五) 二〇〇
- 海軍會計監督規則改正 (達) 海軍第六十一號(八) 二七八
- 會計監督部長若クハ會計監督官檢査成績報告方 (達) 海軍第四十二號(三) 七二
- 明治二十四年陸軍第四十二號(會計監督部長若クハ會計監督官檢査成績報告方)廢止 (達) 海軍第七十七號(八) 三三三
- 海軍通常物品會計規程中改正追加 (達) 海軍第四十九號(三) 六
- 海軍通常物品會計規程中追加 (達) 海軍第八十六號(四) 一七六

- 海軍通常物品會計規程中追加改正 (逕)海軍第百三號(五) 二〇九
- 海軍通常物品會計規程第四條之追加 (逕)海軍第百十七號(六) 二一九
- 海軍通常物品會計規程中改正刪除 (逕)海軍第百五十一號(八) 二五五
- 海軍通常物品會計規程第十二條改正 (逕)海軍第百二十四號(二〇)四六
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (逕)海軍第八號(二) 六
- 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (逕)海軍第五十四號(三) 九五
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第六十一號(三) 一二三
- 兵備品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第八十二號(四) 一七四
- 兵備品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第百十九號(六) 三三三
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主簿會計官吏表中改正 (逕)海軍第百八十二號(九) 三三八
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (逕)海軍第百八十九號(九) 三七九
- 出納官吏物品會計官吏交代事務引繼ヲ爲シタルト申通知方 (逕)海軍第七號(二) 五
- 會計規則第九十三條ニ依リ調製スル檢定書式 (逕)海軍第九十一號(五) 一九五
- 林區製物品會計規程中追加 (逕)農商務第八號(三) 一七
- 林區物品會計規程第二十七條更正 (逕)農商務第三十二號(八) 一九八
- 林區製物品會計規程第六十二條更正 (逕)農商務第三十三號(八) 一九八
- 會計規則第八十一條ニ據リ工事及物件ノ買貸貸借ニ係ル契約書ハ大林區署長署名捺印 (逕)農商務第二十四號(五) 一七四
- 物品會計官吏保管品ノ亡失毀損ニ關シ事實證明セザルトキ處分方 (逕)農商務第四十七號(三)三三九
- 明治二十三、二十四兩年度歲出中逓信費ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ委託セラレタルニ附シ會計規則第九十八條ニ據リ官吏ノ提出スル仕拂計算書及其下檢査書差出方 (逕)逓信第四號(六) 一八〇
- 會同審問規則中改正 (逕)海軍第百十五號(六) 二二八
- 裁判官檢察官會同巡視規程廢止 (逕)刑法第十號(九) 二四〇

- 陸軍會葬式及陸軍喪式制定陸軍會葬式廢止 (勅)第百十號(二)三三三
- 在外國收入官吏外國貨幣ヲ以テ歲入金收納ノト申記帳方 (逕)大藏第十一號(三) 二
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第三號(三) 四九
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第十六號(六) 一三九
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第二十七號(四) 四七七
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第三十七號(三)三六七
- 明治十六年太政官第十七號(金銀木杯金圓馬與手續)中追加 (逕)第一號(三) 一
- 艦隊金銀出納規程中追加改正 (逕)海軍第七十八號(四) 一七一
- 艦隊金銀出納規程第十六條削除 (逕)海軍第百八十八號(九) 三六〇
- 債權者ノ抵押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保費金供託金銀及有價證券ノ抵押命令ヲ轉所ヨリ大臣、局長ニ送ルトキ寄託ノ要項記載方 (逕)刑法第三號(五) 一六六
- 逓信省所管歲入金取扱出納官吏保管ノ金員給失ノト申報告方 (逕)遞信第三號(三) 四三
- 明治二十四年度內務省所管歲出經費科目 (逕)內務第二號(三) 二〇
- 明治二十五年度內務省所管豫定經費要求書科目適用方 (逕)內務第三號(三) 二〇
- 內務省所管經費中神宮費外五科目ハ毎月仕拂内附ノ證明ヲ要セス (逕)內務第九號(六) 一七七
- 明治二十四年度歲入科目中二目撤置 (逕)大藏第十六號(三) 一〇
- 明治二十四年度經常歲出內國稅徵收費科目及同年度臨時歲出土地雜稅開製費科目 (逕)大藏第十八號(三) 二四
- 明治二十五年度經常歲入租稅概算書ニ前年度科目適用 (逕)大藏第九號(三) 九
- 明治二十五年度以降大藏省所管歲出經常部科目恩賞諸條ノ款中改正 (逕)大藏第三十八號(四) 一六
- 大藏省所管歲出中恩賞諸條外二科目ノ支出ハ毎月仕拂内附ノ證明ヲ要セス (逕)大藏第五十號(六) 一七七
- 農商務省所管二十四年度歲入科目表 (逕)農商務第四號(三) 二
- 明治二十五年度歲入歳出豫算書科目適用方 (逕)農商務第九號(三) 三

○ 森林經費科目表中改正 (訓) 農商務第三十一號(一) 一九七  
 ○ 森林經費科目表中一節設置 (訓) 農商務第三十九號(五) 二三五  
 ○ 森林經費科目表中一節設置 (訓) 農商務第四十八號(三) 二五八  
 ○ 隨意科目等三關スル規則 (省) 文部第十號(二) 三四四  
 ○ 明治三十四年陸軍大學校入學始末並ニ再審査檢査課目表 (達) 陸軍第七號(三) 一〇

〔火夫〕

○ 五等火夫教育規則第三條中改正 (達) 海軍第七十四號(四) 一六八

〔火藥、火具、火焚〕

○ 工兵大隊演習用及師團野戰用火藥火具定額種類區分及取扱規則廢止 (達) 陸軍第九十四號(七) 二二九  
 ○ 明治二十三年達第二百六十八號(遺) 遺兵廠火藥工廠水陸部在籍技工免役方) 廢止 (達) 海軍第十五號(三) 一〇  
 ○ 遺兵廠附屬製藥工場火藥製造所ノ收得及所内取締方 (達) 海軍第五十七號(三) 一一三  
 ○ 佐世保村ニ新築ノ火藥庫名稱 (達) 海軍第六十四號(四) 一六三  
 ○ 通常火藥廢止 (達) 海軍第三十八號(三) 一六〇  
 ○ 明治三十四年徵集舊工靴工入替期限 (勅) 第四十九號(五) 八四

〔組合〕

○ 明治十五年第三七九六號(代理人組合現員取調届出方) 廢止 (訓) 司法第六號(八) 三三五  
 ○ 榮業組合規則第二十七條中追加 (省) 農商務第二號(三) 一一  
 ○ 勸業 (訓) 農商務第一號(二) 二  
 ○ 明治三十四年勸業會休會 (訓) 農商務第四十一號(二) 二四一  
 ○ 明治三十五年勸業會休會 (訓) 農商務第四十一號(二) 二四一  
 ○ 觀測 (達) 陸軍第三百三十八號(二) 三八七  
 ○ 要塞砲兵照準最優等章同優等章及要塞砲兵照準最優等章同優等章圖式 (達) 陸軍第三百三十八號(二) 三八七  
 ○ 線越、線替 (達) 陸軍第三百三十八號(二) 三八七  
 ○ 海軍省所管軍艦及水雷艦並ニ兵器製造費繰越使用方 (法) 第一號(三) 一  
 ○ 在外國難民食與金一時繰替支辨方 (勅) 第一號(二) 一  
 ○ ヤノ部 (達) 陸軍第三百三十九號(三) 八五

○ 野外要務令 (達) 陸軍第七十二號(二) 四七三  
 ○ 野戰 (野戰) (達) 陸軍第四百十九號(二) 四一六  
 ○ 野戰砲兵操典 (達) 陸軍第五百十六號(二) 四二二  
 ○ 騎兵、輜重兵、野戰砲兵操典及馬術騎兵武器用法教範施行期限 (達) 陸軍第七十四號(二) 四七三  
 ○ 野戰砲兵及輜重兵戰用冷發射器器具制式中改正追加 (達) 陸軍第七十四號(二) 四七三  
 ○ 工兵大隊演習用及師團野戰用火藥火具定額種類區分及取扱規則廢止 (達) 陸軍第九十四號(七) 二二九  
 ○ 野戰用管内職工具制式 (達) 陸軍第七十六號(二) 四七四  
 ○ 野戰電信隊演習用拳銃彈藥支給表改正 (達) 陸軍第二十號(三) 五九  
 ○ 野戰電信材料圖解中改正 (達) 陸軍第八十九號(六) 二二三  
 ○ 野砲 (野砲) (達) 陸軍第五號(三) 九  
 ○ 七糎米野山砲表尺ノ挿板中修正 (達) 陸軍第五十五號(四) 一六八  
 ○ 七糎米野砲彈備品車制式 (達) 陸軍第五十五號(四) 一六八  
 ○ 七糎米野砲砲架外部備品及砲兵騎馬具中改正 (達) 陸軍第六十三號(四) 一八一  
 ○ 七糎米野砲前車箱及彈藥箱右側板中改正 (達) 陸軍第六十四號(四) 一八一  
 ○ 七糎米野山砲測腔機及同機底蓋修理器具制式 (達) 陸軍第八十號(六) 二三八

○ 儲員以下給料支給規則中儲給表改正 (達) 陸軍第七十二號(二) 四七三  
 ○ 儲員以下給料支給規則第一條中削除 (達) 陸軍第二百五號(八) 三三四  
 ○ 儲員以下給料支給規則儲給表中追加 (達) 陸軍第四百四十四號(一〇) 四〇八  
 ○ 明治十九年令乙第九十二號(軍工團工原料支辨方) 但書削除 (達) 陸軍第二百二十四號(八) 三三四  
 ○ 陸軍儲員服制 (達) 陸軍第一百十四號(八) 二七五  
 ○ 陸軍儲員被服給與規則 (達) 陸軍第一百十五號(八) 二七五  
 ○ 監護及儲員服制表中改正 (達) 海軍第二十九號(三) 三一  
 ○ 監護及儲員被服規則中改正追加 (達) 海軍第二百二十二號(三) 四七一  
 ○ 儲員規則第二條削除 (達) 海軍第九號(二) 六  
 ○ 儲員規則第三條表中追加 (達) 海軍第十二號(三) 九  
 ○ 儲員規則第三條中追加 (達) 海軍第九十九號(五) 二〇七  
 ○ 儲員規則第三條表中改正 (達) 海軍第四百四十一號(七) 二五一  
 ○ 儲員規則第三條表中追加 (達) 海軍第二百九號(一〇) 四一〇  
 ○ 儲員職工人夫給與規則第一條中追加 (達) 海軍第百號(五) 二〇七

○ 明治二十一年訓令第一號(西洋形商船海員雇入取止) 證明用紙拂下代金整理方) 但書改正 (訓) 逕信第五號(六) 一八四

○ 野砲 (野砲) (達) 陸軍第五十五號(四) 一六八  
 ○ 七糎米野山砲測腔機及同機底蓋修理器具制式 (達) 陸軍第八十號(六) 二三八





〔警備〕

- 警備條例第四條第五條追加 (勅)第六十二號六 九八
- 明治二十二年省令第七號(警備隊兵卒入營前取扱方) 中改正 (省)陸軍第八號(一〇)三三九
- 軍隊教育順次教令改正對馬警備隊教育順次教令草案 廢止 (達)陸軍第四十一號(一〇)三三三

〔教授、教諭、教官、教員〕

- 帝國大學教授助教人員 (勅)第四百十號七 三三五
- 文部省直轄諸學校教官人員 (勅)第四百一十一號七 三三五
- 帝國大學及文部省直轄諸學校教官俸給額方 (勅)第三百四號(一)三三〇
- 陸軍月山學校教官部附下士採用方 (達)陸軍第六十號(一)四三三
- 陸軍海軍諸學校教官俸給 (勅)第三百二十八號七 二〇〇
- 技術官教授主理編修及判任文官俸給改正ニ附中心得方 (達)海軍第六十八號八 三三〇
- 札幌農學校教官俸給支給方 (勅)第四百一十一號四 六四
- 明治二十五年度ニ於ケル尋常師範學校ノ設備並ニ教諭助教諭會監訓導書記ノ人員及俸額ヲ定ム (省)文部第二十五號(一)三三七
- 府縣制郡制市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助

- 料法並ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法 施行方 (勅)第二百四十八號(二)四〇五
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定施行ニ 附キ受檢者願書差出方 (省)文部第一號(四) 一〇六
- 小學校正教員准教員ノ別ヲ定ム (省)文部第三號(五) 三三
- 小學校正教員准教員ノ別改正 (省)文部第三十三號(二)三三三
- 小學校令等未施行地方ニ於ケル正准教員ノ別及特別 處分方 (省)文部第二十四號(二)三三五
- 市町村立小學校長及教員名稱及待遇 (勅)第七十三號六 一〇九
- 市町村立小學校長及教員名稱及待遇改正 (勅)第二百十八號(一)三三七
- 小學校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則 (省)文部第二十號(一)三三九
- 小學校長及教員職務及服務規則 (省)文部第二十一號(一)三七
- 市町村立小學校長及教員懲戒處分並私立小學校長及 教員業務停止及免許狀撤奪ニ關スル規則 (省)文部第二十二號(一)三七
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル 納金收入ニ關スル規則制定方 (勅)文部第三號(一〇)三四四
- 府縣小學校教員恩給基金管理規則 (省)文部第七號(一〇)三三五
- 小學校教員檢定等ニ關スル規則 (省)文部第十九號(一)三三三

- 小學校ノ每週教授時間ノ制限 (省)文部第十三號(一)三五八

〔教導〕

- 陸軍教導團生徒召募規則改正 (省)陸軍第一號(三) 三
- 陸軍教導團生徒召募規則第五條第十八條中削除改正 (省)陸軍第七號(五) 四三

〔教育〕

- 天皇 皇后兩陛下ノ御影並ニ教育ニ關スル勅語ノ附 本ハ尊重ニ奉置セシム (勅)文部第四號(一)三五一
- 小學校令施行ニ要スル附規則悉皆發布ニ附キ普通教 育ノ施設ニ關スル文部大臣ノ意見表示 (勅)文部第五號(一)三五二
- 工兵隊電信術教育假手續改正 (達)陸軍第十八號(三) 五七
- 軍隊教育順次教令改正對馬警備隊教育順次教令草案 廢止 (達)陸軍第四十一號(一〇)三三三
- 軍隊教育順次教令別表中改正 (達)陸軍第六十一號(一)四二六
- 五等水工五等鐵道教育規則中改正 (達)海軍第二十一號(三) 三三
- 五等水兵教育規則第三條改正 (達)海軍第五十五號(三) 九五
- 五等警備兵教育規則 (達)海軍第五十六號(三) 九六
- 五等火夫教育規則第三條中改正 (達)海軍第七十四號(四) 一六

〔教諭〕

- 判任待遇ノ監獄醫及教諭師旅費支給額 (勅)內務第十六號八 二〇五
- 〔教則、教科、教令、教範、教程〕
- 小學校教則大綱 (省)文部第十一號(一)三四五
- 補習科ノ教科目及修業年限 (省)文部第八號(一)三四三
- 專修科補習學校實業補習學校ノ教科目修業年限等ノ 規程制定ニ至ル間府縣知事便宜取調ヘ文部大臣ノ指 揮ヲ請ハシム (省)文部第九號(一)三四四
- 小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則 (省)文部第十四號(一)三四六
- 海軍省病夫教科書改正 (達)海軍第二百二十七號(二)四七九
- 馬術教範 (達)陸軍第五十四號(一)四二〇
- 騎兵武器用法教範 (達)陸軍第五十五號(一)四二〇
- 騎兵、騎重兵、野戰砲兵操典及馬術、騎兵武器用法教範 施行期限 (達)陸軍第五十六號(一)四二〇
- 歩兵射擊教範中改正追加 (達)陸軍第三百十四號(二) 三七九
- 要塞砲兵小銃射擊演習教令 (達)陸軍第一號(二) 一
- 騎重兵射擊演習教令改正 (達)陸軍第八十四號(六) 三三四
- 豫備役騎兵教練演習教令改正 (達)陸軍第十七號(三) 五五
- 軍隊教育順次教令改正對馬警備隊教育順次教令草案 廢止 (達)陸軍第四十一號(一〇)三三三

○ 軍隊教育順次敷令別表中改正 (逕)陸軍第六十一號(二)四二六	○ 會計規則第九十三條ニ依リ調製スヘキ檢定書格式 (逕)海軍第九十一號(五) 一九二
○ 水雷術練習艦甲種教程中追加 (逕)海軍第三十六號(三) 五二	○ 船積検査證書ハシノ部證書ニ載ス [檢閱、検査] ○ 船積検査證書ハシノ部證書ニ載ス
○ 水雷術練習艦乙種教程中追加 (逕)海軍第三十七號(三) 五三	○ 内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シ新聞紙雜誌、文書圖書ニ 外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ草案ノ檢閱ヲ 受ケシムルヲ得 (勅)第四十六號(五) 七九
○ 判事檢事俸給令制定判事檢事官等俸給令廢止 (勅)第三百三十四號(七) 二〇七	○ 新聞紙雜誌、文書圖書ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セ ントスル者ハ草案ノ檢閱ヲ受ケシム (省)内務第四號(五) 五四
○ 判事檢事費用試驗規則 (省)司法第三號(五) 四七	○ 外交事件記載新聞紙雜誌文書圖書草案檢閱方ノ省令 廢止 (省)内務第六號(五) 二九九
○ 地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事檢事及區裁 判所監督判事補職ヲ定ム (訓)司法第五號(八) 二三四	○ 會計検査院高等官俸 (勅)第九十七號(七) 一六一
○ 裁判官檢察官會同巡視規程廢止 (訓)司法第十號(九) 二四〇	○ 會計検査院副定員 (勅)第二百十三號(二)三四二
○ 度量衡器ノ制限、製作、修復及販賣ノ免許檢定ニ關 スル規則 (勅)第七十七號(八) 二七二	○ 藥品及物品ノ衛生試驗所初回検査ニ不服ノ者ハ再檢 査ヲ請フヲ得 (省)内務第十號(七) 二五二
○ 度量衡檢定所、地方原器檢定用具檢定補助用具及度 量衡檢定成績表ニ關スル規程 (訓)農商務第三十五號(八) 二二三	○ 明治二十三年訓令第三百二十三號(會計 規則ニ依リ検査員ノ任命並ニ水風大臣及事務管理廳 ノ職務道廳長官府縣知事執行)中追加 (訓)大藏第十三號(三) 一七
○ 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定施行ニ 附キ受檢者願書差出方 (省)文部第一號(四) 一〇六	○ 府縣間稅檢査員月額旅費支給方訓令中追加 (訓)大藏第六號(二) 七
○ 小學校教員檢定等ニ關スル規則 (省)文部第十九號(二)三六三	○ 内國稅徵收費支辨旅費支給方設定十九年訓令第二十 八號第二項(内國稅徵收費支辨等外備員旅費額表)ニ

○ 十三年同第四百七十七號(府縣間稅檢査員月額旅費支 給方)二十四年同第六號(同上追加)廢止 (訓)大藏第二十一號(三) 三三	○ 陸軍工兵兵隊補缺トシテ學術検査施行 (逕)陸軍第九十號(六) 二四三
○ 租稅徵收取扱收入官重提出ノ計算書下検査委任方 (訓)大藏第四十五號(五) 一六六	○ 陸軍被服工長學會第二期學生入會ニ附キ検査方 (逕)陸軍第二十五號(三) 六九
○ 明治二十三年度以降物品中會計検査院ノ委託ニ係ル 計算ノ検査及責任解除委託方 (逕)陸軍第五十三號(四) 一六六	○ 明治二十四年陸軍被服工長學會學生検査格例召數手 續 (省)陸軍第七號(六) 一七八
○ 明治二十四年度以降經費中會計検査院ノ委託ニ係ル 計算ノ検査及責任解除委託方 (逕)陸軍第五十六號(四) 一六八	○ 明治二十四年陸軍被服工長學會學生召集検査格例 (逕)陸軍第三百十五號(九) 三七九
○ 明治二十三年陸軍第六十一號(會計主務官及收入官 吏ノ任務知掌方)同第六十二號(仕務命令官職入監督 官下検査官所管區分)同第九十一號(陸軍省所管職 入收納取扱順序)中追加改正 (逕)陸軍第四十號(三) 九二	○ 明治二十三年陸軍第四十六號(毎年ノ學術検査ヲ受ケ シムル者指定)中追加 (逕)海軍第五十三號(三) 九四
○ 委託検査ニ係ル責任解除及検査成績報告順序 (逕)陸軍第九十六號(七) 二四七	○ 海軍士官學術検査規則及毎年ノ學術検査ヲ受ケシム サル者指定ノ邊廢止 (逕)海軍第七十二號(八) 三三九
○ 委任經理ニ係ル會計ノ検査及證明手續書 (逕)陸軍第三百三十號(九) 三六〇	○ 海軍少尉及相當官學術検査規則 (逕)海軍第七十一號(八) 三三七
○ 明治二十四年陸軍大學校入學始末並ニ再検査課程目 表 (逕)陸軍第七號(三) 一〇	○ 海軍下士學術検査規則第一條中追加 (逕)海軍第六十七號(四) 一四三

○ 會計監督部長若クハ會計監督官検査成績報告方 (達)海軍第四十二號(三) 七三	○ 戊列刺病發生地新設取浦頭、上海ヨリ來ル船舶検査 寄停場所 (告)内務第四十三號(八) 四六三
○ 明治二十四年達第四十二號(會計監督部長若クハ會計監督官検査成績報告方)廢止	○ 赤間關横濱三港ニ於ケル船舶検査施行停止 (告)内務第五十號(二)五七二
○ 度量衡検査規則中附則追加 (達)海軍第七十七號(八) 三三三	○ 長崎、口ノ津、神戸三港ニ於ケル船舶検査施行停止 (告)内務第五十五號(二)五九九
○ 官有林野ノ立木又ハ木材ノ検査及引渡用印形並ニ使用方 (告)農商務第七號(七) 二八五	○ 野戰電信線流習用器具製造支給表改正 (達)陸軍第二十號(三) 五九
○ 明治二十三、二十四年度歲出中調償費ニ係ル計算ノ検査及責任解除ヲ委託セラレタルニ附キ會計規則第九十八條ニ據リ官定ノ提出スル仕拂計算書及其下検査書提出方 (訓)通傳第四號(六) 一八〇	○ 陸軍各兵科現役士官補充條例第二十七條第二十八條中追加 (勅)第二百號(二)三三四
○ 海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ検査施行方 (勅)第六十五號(六) 一〇三	○ 陸軍各兵科現役下士補充條例改正前屯田兵ニ轉科セ ル下士現役又ハ再服役中ノ者ニ係ル年期 (達)陸軍第五十四號(四) 一六六
○ 瀋陽國盤谷府及マラッカ地方戊列刺病流行ニ附キ同地ヨリ來ル船舶ニ對シ検査實施 (告)内務第十八號(六) 一六六	○ 陸軍衛生部現役下士補充條例中改正追加 (勅)第三十八號(四) 六〇
○ 香港、上海其他清國南方諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ検査實施 (告)内務第二十六號(六) 一八八	○ 陸軍衛生部現役下士補充條例中改正追加 (勅)第七十六號(八) 二七一
○ 新嘉坡並ニ清國汕頭及上海ニ於テ戊列刺病發生ニ附キ同地ヨリ來ル船舶ニ對シ検査實施 (告)内務第四十二號(八) 四六三	○ 陸軍軍吏部現役下士補充條例 (勅)第八十七號(九) 三〇五

○ 現役兵ヲ徵集シ又ハ豫備徵兵ヨリ現役兵ニ繰上ケタルトキ其戸籍發送方 (訓)陸軍甲第一號(三) 二二	○ 近衛檢定成績表ニ關スル規程 (訓)農商務第三十五號(八) 二二三
○ 憲兵條例ニ依リ現役免除ヲ願フ者ハ證明書除斷書ヲ要ス (訓)陸軍甲第六號(八) 二〇三	○ 建築 ○ 電信建築區ハケノ部電信ニ關ス (橋樑)
○ 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例、陸軍一年志願兵志願者學科試驗及格格例並ニ志願者心得、同取扱手續設定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格者入校取消ノ件)廢止 (告)陸軍第十號(二)五七六	○ 大小架橋雜列ニ要スル橋樑材料架橋器具數表中及配賦表改正 (達)陸軍第九十三號(七) 二二九
○ 官有森林原野及產物特別處分規則第四條追加 (勅)第六十六號(六) 一〇四	○ 明治二十年陸軍第八十二號(橋樑材料架橋器具數表)中修正 (達)陸軍第六十三號(二)四三九
○ 官有森林原野及產物特別處分規則中改正追加 (勅)第二百二號(二)〇三三	○ 橋樑材料架橋器具圖解中改正 (達)陸軍百三十七號(九) 三八〇
○ 官有土地地籍原野收入金徵收規程官有地籍收入金徵收規程廢止 (訓)農商務第十一號(三) 五九	○ 經理、理事補制服用用ノトキ敬禮法ハ陸軍將校ニ同シ (達)陸軍第十六號(三) 五五
○ 官有山林原野事項報告書式 (訓)農商務第十五號(三) 四四	○ 下士卒喇叭ヲ拂フトキノ敬禮方 (達)海軍第六十號(三) 一一五
○ 官有森林原野ノ公賣ハ林產物公賣規程ニ準據 (告)農商務第七號(七) 三〇七	○ 經理 ○ 陸軍經理學校ハカノ部學校ニ關ス (達)陸軍百三十七號(九) 三三七
○ 官有森林原野及產物特賣規程 (告)農商務第八號(七) 四七九	○ 陸軍省官制改正ニ附キ現行法令中會計局長、會計局ヲ經理局長、經理局トス (達)陸軍百二十七號(九) 三三七
○ 度量衡檢定所、地方原器檢定用具檢定補助用具及度 (原器)	○ 委任經理ニ係ル會計ノ検査及證明手續表 (達)陸軍百三十號(九) 三六〇
	○ 被服經理規程中改正追加 (達)海軍第二十五號(三) 二五

○被服經理規程中改正 (逕)海軍第九十五號(五) 二〇一	○明治二十三年度已降內務省所管經費決算報告書及豫算現額計算書差出方及其様式 (訓)內務第二十四號(二)三四九
○被服經理規程第三十三條中刪除 (逕)海軍第五十三號(八) 二六六	○明治二十三年省令第十一號(諸)計算書仕拂命令領收書及諸帳簿様式)中刪除 (省)大藏第九號(四) 二六〇
○被服經理規程表中改正 (逕)海軍第七十六號(八) 三三三	○明治二十二年省令第十一號(諸)計算書仕拂命令領收書及諸帳簿様式)中改正 (省)大藏第二十六號(二)三七七
○糧食經理規程第二十五條中刪除 (逕)海軍第四十號(三) 二六〇	○租稅徵收取扱收入官更提出ノ計算書下検査委任方 (訓)大藏第四十五號(五) 一六六
○糧食經理規程中改正追加 (逕)海軍第九十六號(五) 二〇三	○明治二十三年訓令第二十九號(國)賦課計算書調製方)第二項改正 (訓)大藏第五十二號(六) 一七八
○糧食經理規程第四十條中刪除 (逕)海軍第五十二號(八) 二六五	○明治二十三年度以降物品中會計検査院ノ委託ニ係ル計算ノ検査及責任解除委託方 (逕)陸軍第五十三號(四) 一六六
○需品經理規程設定總務需品經理規程廢止 (逕)海軍第五十一號(三) 八六	○明治二十四年度以降經費中會計検査院ノ委託ニ係ル計算ノ検査及責任解除委託方 (逕)陸軍第五十六號(四) 一六八
○需品經理規程中刪除 (逕)海軍第五十四號(八) 二六六	○計算規程規程中刪除改正 (逕)海軍第七十五號(四) 一六九
○需品經理規程第五條貸與品表 (逕)海軍第八十四號(九) 三五五	○停年計算規則設定停年計算例廢止 (逕)海軍第七十三號(八) 三三九
○需品經理規程中刪除 (逕)海軍第八十四號(九) 三五五	○海軍軍人定限年齡計算方並ニ准士官以上豫備後備ニ入ルトキ降令書下附 (逕)海軍第二百五號(一〇)四〇九
○經費	○明治二十三年度第百二十二號(海)軍軍人定限年齡計算方並ニ後備編入方)廢止 (逕)海軍第二百六號(一〇)四〇九
○明治二十五年內務省所管豫定經費要求書科目適用方 (訓)內務第三號(三) 二〇	
○森林經費科目表中更正 (訓)農商務第三十一號(八) 一九七	
○森林經費科目表中一節設置 (訓)農商務第三十九號(九) 二二五	
○森林經費科目表中一節設置 (訓)農商務第四十八號(三)三三八	
○內務省所管經費ニ係ル支出計算書送付ノトキ寫一通本書へ送出サシム (訓)內務第五號(四) 四	

○農商務省所管歲入總計算書調製方 (訓)農商務第二號(二) 三	○明治十九年度整理公債金歲入歲出決算 (勅)第七十一號(六) 一〇七
○農商務省所管歲入ニ係ル計算書差出方 (訓)農商務第三十六號(九) 三三七	○明治二十三年度已降內務省所管經費決算報告書及豫算現額計算書差出方及其様式 (訓)內務第二十四號(二)三四九
○明治二十三、二十四兩年度歲出中通信費ニ係ル計算ノ検査及責任解除ヲ委託セラレタルニ附キ會計規則第九十八條ニ據リ官更ノ提出スル仕拂計算書及其下検査書差出方 (訓)遞信第四號(六) 一八〇	○明治二十三年度(省)宮内第二十二號(三)三三三
○電信掛數地手當金過渡、候拂ニ係ル返納金收入整理未了ノ分計算書調製差出方 (訓)遞信第九號(九) 三三七	○明治二十三年度(省)內務第三號(五) 四一
○郵便爲替金郵便貯金出納計算書明規程 (逕)會計検査院第三號(三) 二二四	○普魯西國教授ロベルトコッホ氏ノ發明ニ係ル結核病治療液ハ衛生試驗所ノ検査ヲ經シテ販賣授與スルヲ得ス (告)內務第四號(三) 四
○北海道廳府縣ノ取扱ニ係ル各省收入主管權換ニ附キ其關定額明細書收入計算書調製方 (逕)會計検査院第六號(二)四三九	○經國院財政勤務日誌ノ原紙ヲ定ム (逕)海軍第十八號(三) 一五
○明治十七年度中山道鐵道公債金歲入歲出決算 (勅)第六十八號(六) 一〇五	○北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜貸渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第六十三號(七) 二五二
○明治十八年度中山道鐵道公債金歲入歲出決算 (勅)第六十九號(六) 一〇六	○中央備死儲蓄金ニテ購入セル公債證書賣却ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第二百十二號(二)三三一
○明治十九年度中山道鐵道公債金歲出決算 (勅)第七十號(六) 一〇七	○豫算外國庫ノ負擔トナルハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫)外契)四月一日(四) 一
○決算	
○明治十七年度中山道鐵道公債金歲入歲出決算 (勅)第六十八號(六) 一〇五	
○明治十八年度中山道鐵道公債金歲入歲出決算 (勅)第六十九號(六) 一〇六	
○明治十九年度中山道鐵道公債金歲出決算 (勅)第七十號(六) 一〇七	
○契約	
○北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜貸渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第六十三號(七) 二五二	
○中央備死儲蓄金ニテ購入セル公債證書賣却ハ隨意契約ニ依ルヲ得 (勅)第二百十二號(二)三三一	
○豫算外國庫ノ負擔トナルハ契約ヲナスヲ要スル件 (豫)外契)四月一日(四) 一	



- 高等武官等特定員廢止 (達)海軍第二百七號(一〇)四〇九
- 海軍高等武官增修規則 (達)海軍第七十九號(九) 三三七
- 文官增修規則 (達)海軍第八十一號(九) 三三八
- 明治三十三年海軍第三百三十七號判任文官進等具申及增修ニ關スル規程第二項廢止 (達)海軍第一百十號(五) 三二四
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第二條追加 (達)海軍第二百三號(一〇)四〇四
- 武文官以下公務旅行手續廢止 (達)海軍第五十八號(三) 一一三
- 明治三十三年省令第十七號(文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ル任拂命令同請求書及金額氏名表書式)備考中追加 (符)大藏第八號(四) 一四
- 【武庫】
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達)海軍第六十一號(三) 一一四
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達)海軍第八十二號(四) 一七四
- 兵備品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達)海軍第一百十九號(六) 三一一
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達)海軍第八十二號(五) 三三八
- 【武器】
- 騎兵武器用法教範 (達)陸軍第五百五十五號(二)四〇〇
- 騎兵糧重兵厨履砲兵操典及馬術、騎兵武器用法教範施行期限 (達)陸軍第五百五十六號(二)四〇〇
- 【文具】
- 明治六年大藏省令第六十一號(辦當料改定)同二十二年附令第四號(文具支給規則)廢止 (勅)第二十七號(三) 三
- 文具料支給規則第二條改正 (達)海軍第三十九號(三) 六〇
- 特別使用文具ヲ定ム (達)海軍第一百八號(六) 三三〇
- 特別用文具備付規則 (訓)農商務第十八號(四) 一五二
- 【物品物件】
- 物品會計規則第十四條削除 (勅)第七十七號(七) 一一七
- 藥品及物品ノ衛生試驗所初回檢査ニ不服ノ者ハ再檢査ヲ請フヲ得 (符)內務第十號(七) 二九二
- 物品出納規程第二條第四條中加除 (訓)內務第四號(三) 一八
- 物品出納規程第二十二條削除 (訓)內務第十三號(七) 一九二
- 物品出納規程第二條第四條改正 (訓)內務第二十號(八) 三三六
- 內國稅徵收費所屬物品會計規程第十八條削除 (訓)大藏第六十二號(七) 一九三
- 禮札用品出納規程第八條及印紙類出納規程第十三條削除 (訓)大藏第六十九號(八) 三三二
- 陸軍物品會計規程改正 (達)陸軍第七十二號(五) 一九五
- 陸軍物品會計規程中削除 (達)陸軍第八十八號(八) 二五七

- 軍隊ニ於ケル通常兵備品ハ陸軍物品會計規程ニ據ル (達)陸軍第三十二號(三) 七九
- 明治三十三年度以降物品中會計檢査院ノ委託ニ係ル計算ノ檢査及責任解除委託方 (達)陸軍第五十三號(四) 一六六
- 物品出納證明書式作業及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方 (達)陸軍第六十二號(二)四三三
- 物品出納證明書式作業及鐵道會計證明規定中ノ保證委任方追加 (達)陸軍第八十二號(三)四八〇
- 陸軍省所轄物件ノ貸下賣却等北海道廳府縣へ委任並ニ其徵收金額收納及通報方 (訓)陸軍第八十二號(三)四九〇
- 出納官吏物品會計官吏交代事務引繼ヲ爲シタルトキ通知方 (達)海軍第七號(二) 五
- 演習費支辨ニ係ル物品ノ出納及時賦買却處分方 (達)海軍第八十八號(四) 一八〇
- 海軍通常物品會計規程中改正追加 (達)海軍第四十九號(三) 七六
- 海軍通常物品會計規程中加除 (達)海軍第八十六號(四) 一七六
- 海軍通常物品會計規程中追加改正 (達)海軍第三號(五) 二〇九
- 海軍通常物品會計規程第四條乙追加 (達)海軍第十七號(六) 三一九
- 海軍通常物品會計規程中改正削除 (達)海軍第五十一號(八) 二六五
- 海軍通常物品會計規程第十二條改正 (達)海軍第二百四號(一〇)四〇六
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第八號(二) 六
- 通常物品出納命令官會計官吏表中加除 (達)海軍第五十四號(三) 九五
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達)海軍第六十一號(三) 一一三
- 兵備品及通常物品出納命令官武庫主管會計官吏表中改正 (達)海軍第八十二號(五) 三三八
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第八十九號(九) 三七九
- 海軍艦船取外物品出納手續 (達)海軍第五號(二) 四
- 海軍艦船取外物品出納手續第八條削除 (達)海軍第二百八號(一〇)四〇九
- 需品經理規程設定艦需品經理規程廢止 (達)海軍第五十一號(三) 六六
- 需品經理規程中削除 (達)海軍第五十四號(八) 二六六
- 需品經理規程第五條貨品表 (達)海軍第八十四號(九) 三五五
- 艦隊校閱需品出納整理規程 (達)海軍第七十二號(四) 一九七
- 艦隊校閱需品出納整理規程書式用紙第二號以下四張ノ數量表設定 (達)海軍第八十號(四) 一七二

- 艦隊校及知港事所屬船需用品定額表改正 (逕)海軍第五十二號(三) 九四
- 艦隊校及知港事所屬船需用品定額表中刪除改正 (逕)海軍第六十五號(四) 一六三
- 艦隊校需用品定額表中刪除 (逕)海軍第七十九號(四) 一七一
- 艦隊校艦需用品定額表中改正追加 (逕)海軍第八十七號(四) 一七九
- 艦隊校需用品定額表中改正追加 (逕)海軍第一百一號(五) 二〇八
- 發光信號燈用赤光燃料ヲ兵器屬品トシ需用品定額表 中亞爾爾兒赤刪除 (逕)海軍第二十號(六) 三三三
- 各編定員外乘組員ノ衣服用ヲ費與品トシ需用品定額 表中衣服圖刪除 (逕)海軍第二十三號(六) 三三六
- 艦隊校需用品定額表中追加改正 (逕)海軍第三十六號(六) 三六六
- 艦隊校艦需用品定額表中追加改正 (逕)海軍第四十九號(七) 三五五
- 艦隊校需用品定額表中追加 (逕)海軍第二百二十八號(三)四七九
- 明治三十四年度中鎮守府艦隊需用品倉庫ヨリ供給シ艦 船附屬トスル物件種目 (逕)海軍第六十九號(四) 一六四
- 少尉候補生及少尉副士候補生乘艇中供用品表
- 山形地方裁判所管内新庄區裁判所ニ傾置セル物件下 渡申請期限 (逕)海軍第八十六號(九) 三五七
- 林區署物品會計規程中追加 (逕)司法第四十三號(三) 九三
- 林區署物品會計規程第六十二條更正 (逕)農商務第八號(三) 一七
- 林區署物品會計規程第六十二條更正 (逕)農商務第三十三號(八) 一九八
- 林區署物品會計規程第二十七條更正 (逕)農商務第三十二號(八) 一九八
- 小林區署用品代料支給規則第五條中改正 (逕)農商務第二十三號(五) 一七四
- 會計規則第八十一條ニ據リ工事及物件ノ買貨貸借ニ 係ル契約書ハ大林區署長署名捺印 (逕)農商務第二十四號(五) 一七四
- 物品會計官其保管品ノ亡失毀損ニ關シ事實證明セザ ルトハ處分方 (逕)農商務第四十七號(三)三五七
- 作業及鐵道物品出納證明程式 (逕)會計檢査院第一號(三) 三三
- 宮内省高等官供奉常服 (逕)宮内甲第三號(二)四二
- 稅關監吏及監吏補服制表中改正 (勅)第三百四十號(三)三九七
- 陸軍將校服制中改正 (勅)第二十九號(三) 三三
- 陸軍下士以下服制中改正 (勅)第三十號(三) 三三
- 理事及理事候補服制 (勅)第九號(三) 六

- 理事及理事候補服制中改正 (勅)第二百一號(二)〇三三
- 理事、理事候補服制服用ノトキ敬禮法ハ陸軍將校ニ 同シ (逕)陸軍第十六號(三) 五五
- 陸軍備入服制 (逕)陸軍第十四號(八) 二七五
- 戰時陸軍郵便部配給率其他諸率服制 (勅)第八十六號(八) 三〇一
- 海軍服制中追加 (勅)第十二號(三) 一〇
- 海軍服制中改正 (勅)第二百三十五號(二)三九一
- 海軍造船工學校生徒服制表中刪除 (逕)海軍第七十八號(八) 三三三
- 海軍造船工學校生徒服制表中追加 (逕)海軍第二百二十六號(三)四七四
- 監護及備入服制表中改正 (逕)海軍第二十九號(三) 三三
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服 並ニ帶劔ノ制 (勅)第四十四號(五) 六七
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服 並ニ帶劔ノ制中追加改正 (勅)第二百三十號(二)三六五
- 警察官及消防官服制中改正 (勅)第八十三號(二)九二
- 理事、理事候補服制規則 (逕)陸軍第九號(三) 一七
- 陸軍服制規則中追加改正 (逕)陸軍第六十號(四) 一七三
- 陸軍服制規則第五十條中追加 (逕)陸軍第二百二十六號(八) 三三三
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守服制 帶劔並禮式規定 (逕)農商務第三十號(七) 一八八
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守服制 帶劔並禮式規定中追加 (逕)農商務第四十五號(二)三五五
- (服役) 也田兵下士兵卒服制細則廢止 (逕)陸軍第三十六號(三) 八四
- 也田兵服制細則 (逕)陸軍第三十七號(三) 八四
- 理事、理事候補服制第一條中追加 (逕)陸軍第六十九號(四) 一八六
- 近衛師團及也田兵監督部服制規則 (逕)陸軍第三十一號(九) 三六九
- 也田兵司令部本部服制規則 (逕)陸軍第二十四號(三) 六七
- 也田兵隊附屬官服制規則此除斷所規程改正 (逕)陸軍第四十七號(四) 一三五
- 也田兵軍醫部服制規則 (逕)陸軍第五十一號(四) 一六三
- 衛戍服制規則改正 (逕)陸軍第六十七號(二)四三七
- 海兵團醫官服制規則中追加 (逕)海軍第二號(二) 一
- 海軍病院軍醫部員服制規則中改正 (逕)海軍第三十二號(六) 三三六
- 小學校長及教員職務及服制規則 (逕)文部第二十一號(二)三七一

服業

○海軍各工場服業時間表改正 (達)海軍第二百十九號(二)四三三

○海軍工場定時間外服業者潜水者加給規則改正 (達)海軍第二百二十三號(二)四七一

復習

○豫備役諸兵教練復習教令改正 (達)陸軍第十七號(三) 五五

○副馬(○)シノ部乗馬ニ罷ス

不開港

○昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出特許 (勅)第百九十九號(一)〇三三

○昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出ニ特許ニ關スル手續 (省)大藏第二十四號(一)〇三六

浮標

○兵庫縣明石海峽平磯嶺南方ニ浮標設置 (告)逓信第百八十六號(八) 四七一

扶助

○明治七年以後戰役ニ死歿セル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助料支給方 (法)第四號(三) 九

○行政上ノ處分ニ因リ恩給扶助料ノ權利ニ關スル恩給局裁決手續 (閣)第二號(六) 三

不開港

○海軍將校分限令制定陸海軍將校分限令中海軍將校分限ニ關スル件廢止 (勅)第七十九號(七) 二九

分遣

○陸軍砲工學校學生トシテ少尉分遣方 (達)陸軍第七十九號(六) 二二七

分合筆

○土地分合筆取扱手續第一條第二條中改正島嶼及收稅部出張所地租事務取扱手續第二條削除 (訓)大藏第五十七號(七) 一八五

○府縣制市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法並ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法施行方 (勅)第二百四十八號(三)四〇五

○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル納金收入ニ關スル規則設定方 (訓)文部第三號(一)〇三四四

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

○佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ並ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓)內務第二十二號(九) 二五〇

コノ部

御形

○天皇 皇后兩陛下ノ御形並ニ教育ニ關スル勅諭ノ傍本ハ豫重ニ奉置セシム (訓)文部第四號(二)四五一

御料地

○社寺ノ土地ニ係ル御料地委託出願方 (告)宮内第九號(五) 一三六

御獵場

○福島縣下岩瀬第一御料地ノ内及第三御料地ヲ御獵場トス (訓)農商務第四十三號(一)〇三四四

御獵場

○千葉縣下野志野原御獵場ノ内四箇村ノ御獵場名稱呼除 (訓)農商務第二十二號(四) 一五五

御獵場

○茨城縣下眞壁郡内ニ新設ノ御獵場廢止 (訓)農商務第四十二號(一)〇三四四

御獵場

○福島縣下岩瀬第一御料地ノ内及第三御料地ヲ御獵場トス (訓)農商務第四十三號(一)〇三四四

近衛

○近衛司令部條例中改正追加 (勅)第二百四十一號(三)三九八

近衛

○近衛各師團騎兵隊增設人員員數表中改正追加 (達)陸軍第五十八號(四) 一七一

○近衛各師團騎兵隊增設人員員數表改正 (達)陸軍第百五十七號(一)四一〇

○近衛師團及屯田兵監督部服務規則 (達)陸軍第百三十一號(九) 三六九

○近衛工兵大隊增設者手續序表中改正 (達)陸軍第十號(三) 一九

○明治三十四年近衛及海軍新兵配賦表 (告)陸軍第六號(六) 一四〇

○樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官年俸改正 (勅)第九十六號(七) 一六〇

○明治三十二年邊第十二號(丙)大臣同秘書官官中顧問官俸給(中)官中顧問官ノ俸給ヲ廢シ現任者中恩給支給方 (達)宮内甲第五號(三)四七五

○國道表第四號路線中削除 (告)內務第一號(二) 一一

○國道表第四號路線中追加 (告)內務第五十九號(二)五九八

○國道表第十二號路線中改正 (告)內務第三十六號(八) 四七七

○國道表第十五號路線中追加 (告)內務第七號(三) 八一

○國道表第三十八號路線中改正 (告)內務第六號(三) 八

○國道表第四十七號路線中削除 (告)內務第八號(三) 八一



○ 豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)四月一日(四) 一

〔國稅〕

○ ソノ部租稅ニ據ス

○ 三條内大臣廳法ニ附キ特ニ國幣ヲ行フ (勅)第十四號(三) 二

〔工廠工場〕

○ 砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第二百九號(一)二百三 二

○ 明治二十三年海軍第二百六十八號(遣)兵廠火藥工廠水 路部在籍技工免役方)廢止 (遣)海軍第十五號(三) 一〇

○ 遣兵廠附屬製藥工場ノ火藥製造所ト收附及所内取締 方 (遣)海軍第五十七號(三) 一三

○ 海軍各工場服勞時間表改正 (遣)海軍第二百十九號(一)四百三 二

○ 海軍工場定時間外服勞者清水者加給規則改正 (遣)海軍第二百二十三號(一)四百七 二

〔工兵〕

○ 陸軍工兵令體條例改正 (勅)第五十七號(六) 九

○ 朝鮮海峽山兵ニ工兵第二方面生石支隊設置 (告)陸軍第二號(三) 九〇

○ 近衛工兵大隊增設著手順序表中改正 (遣)陸軍第十號(三) 一九

○ 工兵隊管術教育假手續改正 (遣)陸軍第十八號(三) 九七

○ 陸軍工兵隊醫補快トシテ學術檢査施行 (遣)陸軍第九十號(六) 二五三

○ 工兵監視砲臺看守ニ等給定員假定二十一年陸軍第百 四十九號(陸軍下士ニ一等給支給方)中刪除 (遣)陸軍第六十四號(一)四百五 二

○ 衛生部軍吏部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方假 定砲工兵隊醫騎兵隊工兵同下兵砲兵階工兵同下長 軍吏部軍醫部下士再服役ニ關スル取扱方廢止 (遣)陸軍第六十六號(一)四百六 二

○ 工兵大隊長副島ハ自今備發セシム (遣)陸軍第六十二號(四) 一八一

○ 工兵大隊演習用及師團野戰用火藥火具定額種類區分 及取扱規則廢止 (遣)陸軍第九十四號(七) 二五九

○ 工兵大隊作業器具表中改正 (遣)陸軍第九十九號(三) 九九

○ 工兵大隊作業器具表中改正 (遣)陸軍第五十七號(四) 一六九

○ 工兵中隊隊醫器具隊馬具及納置法中改正 (遣)陸軍第九十五號(七) 二五九

○ 工兵中隊隊醫器具隊馬具及納置法中追加 (遣)陸軍第六十六號(七) 二五九

○ 工兵中隊隊醫器具隊馬具及納置法中改正追加 (遣)陸軍第五十五號(七) 二五三

○ 工兵携帶器具圖面圖解中改正 (遣)陸軍第二十三號(三) 六七

〔工事〕

○ 土木工事起業者保證金納付方 (勅)第二十六號(三) 三

○ 岐阜愛知三縣下流災地方人民救濟並ニ破産セル河川 堤防工事ニ要スル金額臨時支出 (勅)第二百五五號(二)三百〇 二

○ 工事施行規則第二十條改正 (遣)海軍第五十八號(六) 二六九

○ 會社規則第八十一條ニ據リ工事及物件ノ發賣貸借ニ 係ル契約書ハ大林區署長署名捺印 (勅)農商務第二十四號(五) 一七四

〔公使〕

○ 公使館領事館費用條例制定無任所外交官年俸及交際 官並領事費用條例廢止 (勅)第三十三號(三) 八

○ 公使館領事館費用條例第六條中追加 (勅)第五十號(六) 八五

○ 公使館領事館費用條例中改正 (勅)第三十三號(七) 一六七

○ 公使館領事館費用條例中追加 (勅)第六十八號(六) 二九〇

○ 公使館領事館費用條例細則 (省)外務第一號(四) 一五

○ 外交官領事官貿易事務官公使館書記生及領事館書記 生賜暇規則 (勅)第七十四號(七) 一二三

○ 外國公使館敷地トシテ官有地貸渡ハ隨意ノ約定ニ依 ルヲ得 (勅)第七十五號(七) 一二三

〔公務〕

○ 武文官以下公務旅行手續廢止 (遣)海軍第五十八號(三) 一二三

〔公報〕

○ 明治二十二年告示第一號(特許發明)ノ明細書同公報 ノ排下代價並ニ特許證書圖面圖解ノ手数料及請求手 續)中改正 (告)農商務第三號(三) 一〇四

○ 官有森林原野ノ公賣ハ林產物公賣規則ニ準據 (告)農商務第七號(七) 三〇七

○ 鹿兒島地方裁判所管内手打登記所保管ノ寄公證簿紛 失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第六號(二) 五

○ 鹿兒島地方裁判所管内加治木區裁判所保管ノ寄公證 簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第九十六號(二)〇五七

○ 宮山地方裁判所管内宮山區裁判所松木田出張所保管 ノ寄公證簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第六十四號(三) 二二

○ 福島地方裁判所管内白河區裁判所須賀川出張所保管 ノ寄公證簿紛失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム (告)司法第六十七號(五) 一三六

○ 明治二十四年告示第六十七號(福島地方裁判所管内 白河區裁判所須賀川出張所保管ノ寄公證簿紛失 二附キ更ニ登記出願方)中改正 (告)司法第六十九號(六) 一四二

- 函館地方裁判所管内福山區裁判所管轄地所公債簿紛  
失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム  
(告)司法第八十七號(八) 四七〇
- 長崎地方裁判所管内平戸區裁判所保存ノ公債簿紛  
失ニ附キ更ニ登記ヲ出願セシム  
(告)司法第八十九號(九) 五〇六
- 〔公債〕**
- 明治十七年度中山道鐵道公債金繰入繰出決算  
(勅)第六十八號(六) 一〇五
- 明治十八年度中山道鐵道公債金繰入繰出決算  
(勅)第六十九號(六) 一〇六
- 明治十九年度中山道鐵道公債金繰出決算  
(勅)第七十號(六) 一〇七
- 明治十九年度整理公債金繰入繰出決算  
(勅)第七十一號(六) 一〇七
- 中央備荒儲蓄金ニテ購入セル公債證書賣却ハ隨意契  
約ニ依ルヲ得  
(勅)第二百十二號(二)三三一
- 出納官更身元保證金代用部名公債證書ノ代ニ他人ノ  
同證書ヲ以テ保勞ノ請求アルトキ取扱方  
(訓)大藏第二號(二) 一
- 出納官更身元保證金代用トシテ第三者ノ土地若クハ  
公債證書掛入ノトキ證書掛式 (訓)大藏第五十三號(六) 一七六
- 整理公債第三回募集 (告)大藏第二十四號(八) 四九九
- 六七分利付金繰公債整理公債證書下引換金額及  
同證書發行金額  
(告)大藏第十號(四) 一二七
- 整理公債證書發行金額  
(告)大藏第十二號(五) 一三二
- 整理公債證書發行金額  
(告)大藏第二十二號(七) 四四四
- 諸公債元金償還抽籤金額  
(告)大藏第六號(三) 九二
- 中山道鐵道公債元金償還抽籤金額  
(告)大藏第三十五號(二)五九八
- 七分利付金繰公債元金償還抽籤金額  
(告)大藏第八號(四) 一〇五
- 七分利付金繰公債元金償還抽籤金額  
(告)大藏第十九號(六) 二九七
- 七分利付金繰公債元金償還抽籤金額  
(告)大藏第二十五號(八) 四六二
- 各官衙各所保勞保管ニ係ル家計保證金身元金保證金等  
ニ關スル公債證書取扱方 (達)陸軍第九十八號(七) 二五二
- 〔候補〕**
- 明治二十一年陸軍第百十四號(各兵科士官候補生徒  
習書簡書)廢止 (達)陸軍第二十二號(三) 九九
- 各兵科士官候補生徒及豫備見習士官被服徵率ヲ定メ  
十年陸軍第百二十九號(士官候補生徒被服徵率)廢止  
(達)陸軍第七十一號(五) 一九二

- 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生徒、陸軍幼年  
學校生徒志願者學科試驗格例、陸軍一年志願兵志願  
者學科試驗及格格例並ニ志願者心得、同取扱手續  
設定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格  
者入校取消ノ件)廢止 (告)陸軍第十號(二)〇五七
- 明治二十四年陸軍告示第十號第九掛式(士官候補  
生徒幼年學校生徒志願者身上明細表)中止行ニ係ル證  
明方 (訓)司法第十三號(三)三三八
- 少尉候補生徒及少尉關士候補生乘艇中供用品表  
(達)海軍第百八十六號(九) 三三七
- 海軍高等武官候補生學術檢査規則第二條中追加  
(達)海軍第二百二號(二)〇四四
- 〔後備〕**
- 豫備後備ノ軍籍ニアル文官陸軍召集條例ニ依リ召集  
中供給支給方 (勅)第百六十二號(七) 二五二
- 陸軍軍吏部豫備後備下士補充條例  
(勅)第百八十八號(九) 三〇六
- 陸軍豫備後備將校補充條例第二條ニ依リ勤務講習施  
行ノトキ召集方 (告)陸軍第六號(四) 三三
- 後備役工兵卒高橋文助戶籍不明ニ附キ所在發見ノト  
キ届出ケシム (訓)陸軍甲第五號(四) 一五三
- 海軍軍人定限年齡計算方並ニ准士官以上豫備後備ニ  
入ルトキ辭令書下附 (達)海軍第二百五號(二)〇四九
- 明治二十三年陸軍第百二十二號(海軍軍人定限年齡  
計算方並ニ後備編入方)廢止 (達)海軍第二百六號(二)〇四九
- 〔戸籍〕**
- 學校職員及郡區書記戶長旅費額改正  
(訓)內務第十八號(八) 二〇六
- 戶籍登記書式中改正追加  
(訓)內務第十一號(六) 一八四
- 現役兵ヲ徵集シ又ハ豫備徵員ヨリ現役兵ニ繰上ケタ  
ルトキ其戶籍寫送付方 (訓)陸軍甲第一號(三) 一三
- 後備役工兵卒高橋文助戶籍不明ニ附キ所在發見ノト  
キ届出ケシム (訓)陸軍甲第五號(四) 一五三
- 〔昆布〕**
- 昆布木材及板ヲ不明港ヨリ外國ニ輸出特許  
(勅)第百九十九號(二)〇三三
- 昆布木材及板ヲ不明港ヨリ外國ニ輸出スル特許ニ關  
スル手續 (告)大藏第二十四號(二)〇三六
- 〔極印〕**
- 官有林野ノ立木又ハ木材ノ檢査及引渡用極印雛形並  
ニ使用方 (告)農商務第八號(七) 二八九
- 〔控訴〕**
- 刑事控訴手續心得第六條廢止並ニ控訴事件ニ附キ被  
告人應送手續取扱方 (訓)司法第十二號(二)〇三四

〔護送〕

- 刑事被脅人及囚人護送方 (達)海軍第九十七號(五) 二〇六
- 明治十九年律第一五六號ノ二罪犯傳臈狀ノ件二十年訓令第六號即犯傳臈狀ニ隨選費償還方應止 (達)海軍第九十八號(五) 二〇七
- 刑事控訴手續心得第六條廢止並ニ控訴事件ニ附キ被脅人護送手續換換方 (訓)司法第十二號(一〇)三四三
- 大勳位朝彦親王殿下薨去 (告)宮内第十六號(一〇)五九三
- 大勳位朝彦親王殿下薨去ニ附キ宮中喪 (告)宮内第十七號(一〇)五九四
- 大勳位朝彦親王殿下薨去ニ附キ宮中喪間參内者喪服着用 (告)宮内第十八號(一〇)五九五
- 大勳位朝彦親王殿下薨去ニ附キ歌聲音曲停止 (訓)第四號(一〇) 一
- 貞愛親王妃結宗御女殿下薨去 (告)宮内第五號(一〇) 二七
- 三條内大臣薨去 (告)内閣二月十九日(三) 三
- 三條内大臣薨去ニ附キ特ニ國葬ヲ行フ (勅)第十四號(三) 三
- 三條内大臣薨去ニ附キ三日間廢朝 (告)宮内第八號(三) 三
- 清國駐劄王殿下薨去ニ附キ宮中喪 (告)宮内第一號(一) 一
- 清國駐劄王殿下薨去ニ附キ宮中喪間參内者喪服着用 (告)宮内第二號(一) 一

〔戒制〕

- 暹羅國曼谷府及マラッカ地方戒制流行ニ附キ同地ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫實施 (告)内務第十八號(六) 一七六
- 香港 上海其他清國南方諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫實施 (告)内務第二十六號(六) 一八六
- 新嘉坡並ニ清國汕頭及上海ニ於テ戒制流行發生ニ附キ同地ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫實施 (告)内務第四十二號(六) 四六三
- 戒制流行發生地新嘉坡、汕頭、上海ヨリ來ル船舶檢疫停止場所 (告)内務第四十三號(六) 四六三
- エノ部
- 衛成服務規則改正 (達)陸軍第六十七號(二)四七七
- 衛生試驗所官制中改正 (勅)第五號(七) 一七一
- 土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給 (勅)第十四號(七) 一八四
- 藥品及物品ノ衛生試驗所初回検査ニ不服ノ者ハ再検査ヲ請フヲ得 (告)内務第十號(七) 二九一
- 地方衛生會規則 (勅)第七十四號(六) 二二七
- 陸軍衛生部現役士官補充條例中改正追加 (勅)第三十八號(四) 六〇

〔營內、營外〕

- 陸軍衛生部現役下士官補充條例中改正追加 (勅)第七十六號(八) 二二七
- 衛生部下士官職取扱方 (達)陸軍第七十三號(八) 二二六
- 衛生部下士官及看護手再服役ニ關スル取扱方應定砲工兵監護騎兵補給工長同下長砲兵附工長同下長軍吏部軍醫部下士官服役ニ關スル取扱方應止 (達)陸軍第六十六號(二)四三六
- 衛生部治療器械調劑器械定數表中追加 (達)陸軍第二十一號(三) 一九九
- 衛生部治療器械調劑器械定數表中削除 (達)陸軍第十九號(八) 三三三
- 官國製織所大小林區管嶺山監督等職員俸給制定林務官補給能營林主事營林主事補俸給廢止 (勅)第四百四十六號(七) 二二三
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制 (勅)第四百四號(五) 一七〇
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制中追加改正 (勅)第二百三十號(二)三三六
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服帶劔並禮式規定 (訓)農商務第三十號(七) 一八八
- 林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服帶劔並禮式規定中追加 (訓)農商務第四十五號(二)三三六
- 營內備附銃工器具及携帶銃工器具中追加 (達)陸軍第七十八號(五) 二〇六
- 野戰用營內職工器具制式 (達)陸軍第七十六號(三)四四四
- 營外居住ノ軍人軍屬公務、演習、行軍ノタメ傷疾疾病ニ罹リ所屬部隊軍醫ノ治療ヲ求メタルトキハ賠償ヲ要セス (達)陸軍第二十七號(三) 七
- 下士官營外居住、外泊方ヲ定メ二十三年陸軍第七十七號同伴廢止 (達)陸軍第九十二號(六) 二二六
- 陸軍營務事務規程廢定營務規程廢止 (達)陸軍第三十三號(九) 三七五
- 第四種郵便物トシテ差出スヘキ營務品見本及確形ノ帶紙包紙ニ記載方 (告)遞信第十四號(九) 三三三
- 電氣事業營業者取締方 (訓)遞信第七號(八) 三三三
- 要塞 ○ 要塞砲兵ハハノ部砲兵ニ職ス
- 野外要務令 (達)陸軍第七十二號(三)四七五
- 幼稚園 (幼稚園)
- 幼稚園圖書館官廳學校其他小學校ニ類スル各種學校及私立小學校等ニ關スル規則 (告)文部第十八號(二)四〇〇

〔演習〕

- 將校演習旅行條例 (勅) 第九十七號(二〇三) 九
- 將校演習旅行條例細則 (達) 陸達第四百十二號(一〇五〇) 八
- 明治二十三年省令第三號(陸軍豫備兵定時演習召集方) 中加除 (省) 陸軍第二號(三) 二
- 陸軍豫備後備將校補充條例第二條ニ依リ勅務演習施行ノトキ召集方 (省) 陸軍第六號(四) 四
- 要塞砲兵小銃射擊演習教令 (達) 陸達第一號(一) 一
- 輜重兵射擊演習教令改正 (達) 陸達第八十四號(六) 三四
- 野戰電信隊演習用拳銃彈藥支給表改正 (達) 陸達第二十號(三) 五九
- 工兵大隊演習用及師團野戰用火鋸火具定額種類區分及取扱規則廢止 (達) 陸達第九十四號(七) 二五九
- 演習費支辨ニ係ル物品ノ出納及時驗賣却處分方 (達) 海軍第八十八號(四) 一八〇
- 軍事費演習費ヲ以テ支辨スヘキ費途概目 (達) 海軍第二百二十二號(六) 三三

テノ部

〔朝鮮〕

- 明治十八年第九號布達(慶成對馬及朝鮮國ニ渡ルル電報料及海外電報ノ國內傳送料) 中改正刪除 (省) 逕信第二號(四) 一九

- 長崎島並日阿斯德爾海底電信線ヲ經由シテ水邦ト露西亞國西伯利亞間發着ノ電報料ヲ定メ十八年第九號布達(朝鮮國發着ノ電報料及海外電報ノ國內傳送料) 中刪除 (省) 逕信第五號(六) 二八二
  - 水邦及朝鮮國元山間電信開始及其電報料 (省) 逕信第七十二號(七) 四五六
  - 朝鮮國仁川郵便局京城出張所郵便爲替及貯金事務開設 (省) 逕信第二百七號(九) 五〇八
- 丁抹
- 丁抹國政府ト船舶積置互認ノ件取極メタルニ附キ此條規設定 (省) 逕信第十五號(二) 三六六
  - 丁抹國政府ト船舶積置互認ノ件取極 (省) 逕信第二百八十二號(三) 三六四
  - 丁抹國大北部電信會社所有肥前對馬間ノ海底電信線水邦政府ニ買收 (省) 逕信第九十二號(四) 一〇五
- 〔逕信〕
- 逕信監察印章ハイノ部印章ニ據ス (勅) 第九十五號(七) 一五九
  - 逕信省官制改正 (勅) 第九十五號(七) 一五九
  - 明治二十三、二十四兩年度發出中逕信費ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ委託セラレタルニ附キ會計規則第九十八條ニ據リ官定ノ提出スル仕拂計算書及其下檢査書提出方 (訓) 逕信第四號(六) 一八〇
  - 鐵道省官制第十六條中刪除 (勅) 第九十九號(七) 一七五

- 鐵道省官制條給 (勅) 第九十七號(七) 一八七
- 明治十七年度中山道鐵道公債金歳入歳出決算 (勅) 第六十八號(六) 一〇五
- 明治十八年度中山道鐵道公債金歳入歳出決算 (勅) 第六十九號(六) 一〇六
- 明治十九年度中山道鐵道公債金歳出決算 (勅) 第七十號(六) 一〇七
- 逕信省ヨリ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交付スル電報料及電話料金額割合改正 (訓) 第三號(六) 三
- 鐵道省ノ司掌ニ關スル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省) 內務第九號(七) 三九
- 物品出納證明程式、作業及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方 (達) 陸達第六十二號(二) 四四
- 物品出納證明程式、作業及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方追加 (達) 陸達第八十二號(三) 四八
- 作業及鐵道物品出納證明程式 (達) 會計檢査院第一號(三) 三三
- 東海道鐵道線路中安城野洲二環設置 (省) 鐵道第四號(六) 一八五

〔電信、電報、電話〕

- 郵便及電信局官制改正 (勅) 第四百四十七號(七) 二五
- 電信建築費官制 (勅) 第五百五十一號(七) 二四一
- 電話交換局官制 (勅) 第五百五十二號(七) 二四二

- 郵便及電信局官制、郵便爲替貯金管理所官制、電信建築費官制、電話交換局官制中改正 (勅) 第二百二十二號(二) 三九
- 郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶檢所航路標識管理所職員條給 (勅) 第五百五十五號(七) 二四四
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與額ヲ定ム (勅) 第六十七號(六) 一〇四
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則 (省) 逕信第七號(七) 二八五
- 三等郵便電信局長郵便局長電信局長手當金年額改正 (省) 逕信第十二號(八) 三〇八
- 電話交換規則第十五條中第十六條改正 (省) 逕信第一號(二) 一
- 電話交換規則第十二條改正 (省) 逕信第六號(六) 二八三
- 明治二十三年省令第四號(電信取扱規則第三十七條中發着對馬刪除) 但書刪除 (省) 逕信第三號(四) 三
- 電信取扱規則第五十六條中追加 (省) 逕信第八號(七) 二八六
- 電信取扱規則第一百十一條乃至第一百十六條改正 (省) 逕信第九號(七) 二八六
- 逕信省ヨリ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交付スル電報料及電話料金額割合改正 (訓) 第三號(六) 三
- 郵便電信、郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省) 逕信第四號(六) 二七一

- 電信柱敷地手當金ノ誤拂過渡金取納ニ係ル取扱手續中改正追加 (副) 逕信第二號(三) 一四
- 電信電報料敷地手當金ノ交付マサル者アルト申報告方 (副) 逕信第六號(一) 一六
- 電信柱敷地手當金過渡、誤拂ニ係ル返納金取入整理未了ノ分計算表調製出方 (副) 逕信第九號(五) 三七
- 電氣事業營業者取締方 (副) 逕信第七號(一) 三三
- 電信局所開始若クハ既設電信局所電報配送町租返ノ改正ニ附テ照會ヲ受ケタルトキ町村名及里程取附送付方 (副) 逕信第十號(五) 三三
- 人民私設ニテ開設セル橋梁渡津及道路等ニ於テ印鑑携帯ノ電信取扱所配達人ニ買取附求スルヲ得ヌ (副) 內務第六號(五) 一六
- 東京電信建區區第六部名古屋電信建區區第三部中線路編入 (告) 逕信第七號(二) 九
- 東京、名古屋、仙臺電信建區區中線路編入 (告) 逕信第七十四號(三) 九二
- 熊本電信建區區第四部中線路編入 (告) 逕信第三十九號(三) 三
- 熊本電信建區區第三部中線路編入 (告) 逕信第九十六號(四) 一〇七
- 函館電信建區區各部ノ區域及携帶電信建區區手本居改定 (告) 逕信第十號(二) 九
- 電信建區區合併改稱及區域改正 (告) 逕信第四十九號(三) 五〇
- 電信建區區中改正及線路編入 (告) 逕信第七十一號(三) 八七
- 電信建區區管轄區域改正 (告) 逕信第九十七號(四) 一〇七
- 越後國三島郡野村ト佐渡國羽茂郡德和村トノ間ニ海底電信線流布 (告) 逕信第九十號(八) 四七
- 掃部國石部東垂水村ト淡路國津名郡岩屋町トノ間ニ海底電信線流布 (告) 逕信第二百七十七號(三) 三三
- 關東國東郡室蘭ト波島國茅部郡砂原村トノ間ニ海底電信線流布 (告) 逕信第九十一號(八) 四七
- 許入電信器機室塵粉失 (告) 逕信第四十七號(三) 四七
- 許入電信器機室塵粉失 (告) 逕信第九十八號(四) 二九
- 許入電信器機室塵粉失 (告) 逕信第二百三十九號(二) 五九
- 工兵隊電信教育假手續改正 (逕) 陸軍第十八號(三) 五七
- 野戰電信隊演習用拳銃彈藥支給表改正 (逕) 陸軍第二十號(三) 五九
- 野戰電信材料圖解中改正 (逕) 陸軍第八十九號(六) 二五
- 各郵便電信局及電信局ニテ盜竊私雜夜ノ別ナクテ付發送 (告) 逕信第二百八十八號(三) 六
- 攝津國大阪市大阪郵便電信局淡町電信支局移轉改稱 (告) 逕信第二百二十四號(五) 一五
- 攝津國三田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百六十五號(二) 六

- 近江國津波、相良郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百六十三號(二) 六三
- 近江國森町郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逕信第二百二十三號(五) 一〇
- 武藏國東京郵便電信局駒込支局同四久保支局設置 (告) 逕信第八十七號(三) 九
- 武藏國東京郵便電信局青山支局設置並ニ麻布郵便支局電報取扱開始及改稱 (告) 逕信第九十八號(四) 一〇
- 武藏國東京郵便電信局飯田町支局設置 (告) 逕信第九十五號(四) 一三
- 武藏國東京市飯田町郵便電信支局内ニ電話所設置 (告) 逕信第四十六號(二) 五
- 武藏國横濱郵便電信局梅ヶ枝郵便支局移轉改稱 (告) 逕信第二百四十一號(二) 五
- 武藏國八王子郵便局同電信局合併 (告) 逕信第二百四十四號(六) 一五
- 下總國銚子郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逕信第四號(二) 五
- 常陸國石岡郵便電信局電報取扱開始 (告) 逕信第十一號(四) 一三
- 常陸國龍ヶ崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百三十六號(一) 五
- 近江國彦根、八幡郵便局同電信局合併 (告) 逕信第二百二十一號(五) 二九
- 近江國長濱二等郵便電信局ヲ三等ニ改定 (告) 逕信第二百五十一號(七) 五〇
- 美濃國大垣郵便局同電信局合併 (告) 逕信第九十八號(四) 二四
- 信濃國小諸郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逕信第二十三號(三) 二
- 上野國伊香保郵便局同電信局合併 (告) 逕信第八十號(三) 九
- 下野國足利郵便局同電信局合併 (告) 逕信第二百二十二號(五) 二九
- 信濃國中村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第三十號(三) 五
- 磐城國平郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字配入ノ和文電報取扱開始 (告) 逕信第四十四號(三) 五
- 岩代國喜多方郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第十二號(二) 一〇
- 陸前國國府郵便局同電信局合併 (告) 逕信第二百二十二號(五) 二九
- 陸前國磐前郵便電信局改稱 (告) 逕信第二百六十六號(七) 四三
- 陸前國宮古郵便局同電信局合併 (告) 逕信第二百十八號(一) 五

- 陸中國熱河郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百三十四號(二)五七四
- 陸中國大勸郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百六十七號(二)六一三
- 陸奧國野邊地、田名部郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第十一號(一) 一〇
- 陸奧國野邊地郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第十一號(一) 一〇
- 陸奧國七月、三月郵便電信局開設 (告) 遞信第二百九十二號(二)三六四〇
- 羽前國谷地郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百二十二號(九) 五九四九
- 羽後國湯澤、大山郵便電信局電信爲替開設 (告) 遞信第二百二十九號(五) 一三四四
- 越前國三國郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百二十二號(五) 一三九〇
- 越前國大野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百四十七號(二)六〇〇
- 越中國東岩瀨郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百二十二號(五) 一三九〇
- 越後國寺泊電信局開設 (告) 遞信第二百九十二號(二) 四七六
- 佐渡國相川電信局開設 (告) 遞信第二百二十三號(二)五八八
- 周防國山口郵便電信局管線及監督區域改定 (告) 遞信第九十三號(四) 一〇五
- 長門國赤間郵便電信局等級及監督區域改定 (告) 遞信第九十三號(四) 一〇五
- 紀伊國田邊郵便電信局ニテ歐文電報數字及亞刺比亞數字記入ノ利文電報取扱開始 (告) 遞信第七十二號(三) 九〇
- 阿波國撫養郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百十八號(一)〇五五五
- 筑前國門多郵便電信局移轉改稱 (告) 遞信第七十九號(三) 三三
- 筑後國大牟田郵便局電信爲替開設 (告) 遞信第二百五十八號(二)六二二
- 豐前國中津郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百二十三號(五) 一三九〇
- 肥後國人吉郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百二十九號(三) 二九
- 渡島國七飯郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第七十七號(三) 九二
- 後志國余市郵便局同電信局合併 (告) 遞信第二百七十四號(二)六二〇
- 釧路國樺多布電信局開始 (告) 遞信第五十三號(三) 七九
- 釧路國中野郵便局同電信局合併 (告) 遞信第五十六號(三) 八〇

- 攝津國西ノ宮、神崎鐵道停車場電信取扱所電報受付時限改正 (告) 遞信第四十三號(三) 四四
- 攝津國西ノ宮外四鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 攝津國茨木、高槻、吹田鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第五十九號(三) 八三
- 攝津國茨木、神崎鐵道停車場電信取扱所十八町以内ニ宛テニ宛テタル電報ハ直ニ配達ス (告) 遞信第九十九號(四) 一〇八
- 尾張國鐵道停車場電信取扱所電報受付時限改正 (告) 遞信第四十三號(三) 四四
- 尾張國大府鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第四百一十一號(六) 一八七
- 尾張國魚崎、大府鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 遠江國袋井鐵道停車場電信取扱所十八町以内ニ宛テタル電報ハ直ニ配達ス (告) 遞信第九十九號(四) 一〇八
- 遠江國袋井、中泉鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 遠江國堀之内鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第三百六十六號(九) 五三九
- 駿河國燒津鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第六十七號(三) 八六
- 駿河國燒津鐵道停車場電信取扱所ニテ二十七町以内ニ宛テタル電報ハ直ニ配達ス (告) 遞信第二百五十五號(九) 五九二
- 駿河國御殿場、興津、島田鐵道停車場電信取扱所十八町以内ニ宛テタル電報ハ直ニ配達ス (告) 遞信第九十九號(四) 一〇八
- 駿河國興津外五鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 相模國中六鐵道停車場電信取扱所十八町以内ニ宛テタル電報ハ直ニ配達ス (告) 遞信第九十九號(四) 一〇八
- 相模國中六鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 武藏國大宮、栗橋鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 武藏國神奈川、川崎鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五
- 武藏國橫濱鐵道停車場内ニ電報所設置 (告) 遞信第二百一十一號(九) 五三八
- 武藏國赤羽鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 遞信第二百十六號(九) 五三三
- 近江國米原鐵道停車場電信取扱所電報受付時限改正 (告) 遞信第四十三號(三) 四四
- 近江國米原鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 遞信第七十一號(七) 四四五

- 美濃國關ヶ原鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 通信第五十九號(三) 八三
- 美濃國關ヶ原鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 通信第七十一號(七) 四九五
- 信濃國輕井澤鐵道停車場電信取扱所電報受付時限改正 (告) 通信第四十三號(三) 四九
- 信濃國輕井澤鐵道停車場電信取扱所通信取扱時間改正 (告) 通信第二百十四號(七) 四九三
- 信濃國輕井澤、飯城鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 通信第七十一號(七) 四九五
- 信濃國飯城鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 通信第五十九號(三) 八三
- 信濃國飯城鐵道停車場電信取扱所時限 (告) 通信第七十三號(三) 九〇
- 信濃國輕井澤、飯城鐵道停車場電信取扱所十八町以内ニ宛タル電報ハ直ニ配給ス (告) 通信第九十九號(四) 一〇八
- 上野國磯部、横川鐵道停車場電信取扱所電報受付時限改正 (告) 通信第四十三號(三) 四九
- 上野國横川鐵道停車場電信取扱所通信取扱時間改正 (告) 通信第二百十四號(七) 四九三
- 上野國磯部、横川鐵道停車場電信取扱所返信料前納電報取扱開始 (告) 通信第七十一號(七) 四九五
- 下野國那須鐵道停車場電信取扱所改稱 (告) 通信第十號(四) 一三〇
- 陸前國小牛田鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 通信第六十號(三) 八三
- 豐前國門司鐵道停車場電信取扱所公衆通信開始 (告) 通信第九十五號(四) 一〇六
- 明治十八年第九號布達(豐後對馬及朝鮮國ニ發著スル電報料及海外電報ノ國內傳送料)中改正刪除 (告) 通信第二號(四) 一九
- 長崎、島拉日阿斯德間海底電信線ヲ經由シテ本邦ト露西亞國西伯利亞間發著ノ電報料ヲ定メ十八年第九號布達(朝鮮國發著ノ電報料及海外電報ノ國內傳送料)中刪除 (告) 通信第五號(六) 二八二
- 海外電報料金及勝手敷料金額表 (告) 通信第九十九號(九) 五二四
- 海外電報料金及勝手敷料金額表中改正追加 (告) 通信第二百三十一號(一〇) 五六一
- 海外電報料金及勝手敷料金額表中改正追加 (告) 通信第二百七十二號(三) 六二八
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜ニ規定スルヲ得ル事項ニ附シテ萬國電信總局ヨリノ報告及本邦回答 (告) 通信第九十七號(七) 四八七
- 萬國電信總理局報告中改正 (告) 通信第二百三十號(一〇) 六一

- 萬國電信條約附屬細目規則及稅表改正 (告) 通信第四百二十二號(六) 一八八
- 萬國電信條約附屬細目規則及稅表中改正追加 (告) 通信第二百五十五號(二) 六〇六
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ヲ定メ (告) 通信第六十一號(七) 四八八
- 萬國電信條約附屬細目規則第三十七條中追加 (告) 通信第六十二號(七) 四八八
- 本邦及朝鮮國元山間電信開始及其電報料 (告) 通信第七十二號(七) 四八六
- 上海濟南間ノ電報料改正 (告) 通信第五號(二) 四
- 香港線ヲ經テ澳大利亞洲へ發著スル電報料低減 (告) 通信第七十七號(五) 一三七
- 本邦及清國廣西省自馬間ニ電信開始及其電報料 (告) 通信第四百十七號(七) 四〇七
- 清國吳淞烟台ノ船艙ニ宛テタル電報料割合增加 (告) 通信第五百五十七號(七) 四八六
- 丁採國大北部電信會社所有鹿前對馬間ノ海底電信線本邦政府ニ買取 (告) 通信第九十二號(四) 一〇五
- 南亞米利加智利國內亂ノタメアントンフガスタ以南地方へノ電信停止 (告) 通信第十六號(二) 一三
- 南亞米利加智利國內亂ノタメアントンフガスタ以南地方へノ電信停止ノ處ヲヤナラル外五地方間通 (告) 通信第四百十四號(四) 一三三
- 南亞米利加智利國電信全通 (告) 通信第七十四號(八) 四七七
- 北海鐵道治警分監長及北海道廳典獄特別任用方 (勅) 第三百十三號(七) 一八四
- 郡區長府縣警察官典獄警視特別任用方 (勅) 第三百三十七號(二) 五九四
- 條約
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中修正 (告) 通信第四十三號(三) 四九
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條中修正 (告) 通信第四百四號(四) 一六
- 萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項中修正 (告) 通信第二百二十八號(五) 一三三
- 英領北ホルネオ國萬國郵便聯合ニ加入並ニ萬國郵便聯合條約實施細目規則第四條貨幣比例表中追加 (告) 通信第五十七號(三) 八二
- 溙洲英領殖民地及英領新銀泰萬國郵便聯合ニ加盟 (告) 通信第二百十七號(一〇) 五五
- 英領殖民地フビザ一島萬國郵便聯合ニ加盟 (告) 通信第二百六十二號(二) 六三

- 萬國電信條約書附屬細目規則及稅表改正 (母) 通信第四百二十二號(六) 一八六
- 萬國電信條約書附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ヲ定ム (母) 通信第四百六十一號(七) 四四八
- 萬國電信條約書附屬細目規則第三十七條中追加 (母) 通信第四百六十二號(七) 四四八
- 萬國電信條約書附屬細目規則及稅表中改正追加 (母) 通信第四百六十五號(二) 四〇六
- 萬國電信條約書附屬細目規則中各國適宜ニ規定スルヲ得ル事項ニ附キ萬國電信總局ヨリノ報告及本邦同答 (母) 通信第四百九十七號(七) 四八七
- 【定員】
- 帝國大學職員制定帝國大學職員官等定員廢止 (勅) 第三百三十六號(七) 三三三
- 帝國大學教授補助教授人員 (勅) 第四百四十一號(七) 三三五
- 文部省直轄諸學校教官人員 (勅) 第四百四十一號(七) 三三五
- 明治二十五年度ニ於ケル警察師範學校ノ設備並ニ教職補助會監副書記ノ人員及俸額ヲ定ム (書) 文部第三百五十五號(二) 三七五
- 會計檢査院屬定員 (勅) 第三百十三號(二) 三三三
- 熱河監獄留置看守人員及津給第四項中追加 (勅) 第四百十六號(七) 一八六
- 陸軍定員令附表第十三號中改正削除 (勅) 第四百二十二號(四) 六四
- 陸軍定員令附表第十二號丙丁表改正 (勅) 第五百十八號(六) 九五
- 陸軍定員令中改正 (勅) 第四百九十四號(七) 三三〇
- 陸軍定員令中改正 (勅) 第三百三十二號(二) 三三〇
- 陸軍定員令附表第十一號中改廢 (勅) 第四百四十二號(三) 三九八
- 明治二十四年徵集新兵員數表 (勅) 第四百十八號(五) 八三
- 近衛各師團騎兵隊附設人員員數表中改正追加 (勅) 第五百五十八號(四) 一七一
- 近衛各師團騎兵隊附設人員員數表改正 (勅) 第五百五十七號(二) 一四〇
- 明治二十一年陸軍第五百十號(軍吏部下士一等給定員)中改正 (勅) 第五百九十九號(四) 一七一
- 工兵監監理官監守一等給定員數定二十一年陸軍第四百九十九號(陸軍下士二)等給支給方)中刪除 (勅) 第五百六十四號(二) 四三三
- 附設工看病人房工及病院病室廚夫定員數表定二十一年陸軍第二百二十八號同件廢止 (勅) 第四百四十三號(二) 四〇八
- 支那番以下定員表中改正追加 (勅) 陸軍第四百號(三) 九
- 支那番以下定員表中追加 (勅) 陸軍第三百三十三號(三) 八三

- 支那番以下定員表中追加 (勅) 陸軍第三百三十八號(三) 八五
- 支那番以下定員表中改正 (勅) 陸軍第六十七號(四) 一八六
- 支那番以下定員表中改正 (勅) 陸軍第一百一十一號(二) 一六七
- 支那番以下定員表中改正別除 (勅) 陸軍第四百四十五號(二) 四〇八
- 高等武官官等定員 (勅) 海軍第八十九號(四) 一八六
- 高等武官官等定員中追加 (勅) 海軍第七號(元) 三三三
- 高等武官官等定員廢止 (勅) 海軍第二百七號(一〇) 四〇八
- 軍事費廳判任文官官等定員表 (勅) 陸軍第四百四十五號(二) 四〇八
- 水路部條例定員中改正 (勅) 海軍第三百三十九號(七) 二四〇
- 海軍大學校下士卒定員職別表中改正 (勅) 第三百八十一號(六) 二九一
- 海軍機關學校條例定員中改正 (勅) 海軍第二百二十八號(六) 三三二
- 吳鎮守府定員表中改正 (勅) 第三百八十二號(六) 三三二
- 橫須賀吳佐世保鎮守府定員中改正追加 (勅) 第七十二號(六) 一〇八
- 橫須賀鎮守府海兵團定員職別表中改正 (勅) 第三百八十號(六) 二八九
- 橫須賀水雷隊政務部定員職別表中改正 (勅) 海軍第四百五十五號(三) 七四
- 橫須賀水雷隊政務部定員職別表 (勅) 海軍第二百二十四號(六) 三三六
- 橫須賀水雷隊政務部定員職別表中改正 (勅) 海軍第九十九號(二) 三九〇
- 吳鎮守府海兵團定員職別表中改正 (勅) 海軍第四百六號(五) 七五
- 佐世保鎮守府海兵團定員職別表中改正 (勅) 海軍第四十七號(三) 七六
- 鎮守府准士官下士卒定員職別表吳ノ部中改正 (勅) 海軍第四十八號(三) 七六
- 軍艦團定員表中橫須賀水雷隊政務部定員改正 (勅) 海軍第三百三十八號(七) 三三〇
- 軍艦團定員表中改正 (勅) 第六十號(六) 九八
- 千島定員職別表 (勅) 第三百九十八號(二) 三三三
- 武藏定員中減員並ニ其職別表 (勅) 海軍第二十六號(三) 三三六
- 武藏定員職別表中改正 (勅) 海軍第三十號(三) 三三二
- 愛宕定員職別表 (勅) 海軍第八十三號(四) 一七五
- 八重山定員職別表中改正 (勅) 海軍第二百五號(六) 三三八
- 浪速高千穂島千代田扶桑八重山各定員職別表中改正 (勅) 海軍第五百五十六號(六) 二六七
- 千代田定員職別表中改正 (勅) 海軍第七十五號(六) 三三三
- 靜波非役艦タル間常置人員 (勅) 海軍第九十七號(二) 三六九
- 金剛非役艦タル間常置人員 (勅) 海軍第二百十號(二) 四一〇
- 筑波非役艦タル間常置人員 (勅) 海軍第二百十二號(二) 四一五
- 筑波非役艦タル間常置人員 (勅) 海軍第二百二十一號(二) 四二四



○艦隊司令長官將旗ヲ他艦ニ移ストキハ旗艦增加定員ノ全員若クハ若干員ヲ新旗艦ニ移スコトヲ得 (送)海軍第五十七號(一) 二六九	○兵備品測器定數表中追加 (送)海軍第三十七號(一) 三三八
○明治二十二年訓令第八號第一機式(府縣海軍志願人員表)中追加 (訓)海軍第一號(一) 一	○兵備品測器定數表中追加 (送)海軍第二百二十四號(三) 四七三
○明治二十四年海軍志願兵徵募兵員(告)海軍第二號(一) 二	○海軍外國旅費定額表附則第二項改正 (送)海軍第六十五號(一) 三三四
〔定數〕	○艦隊校及知港事所屬船雷用品定額表改正 (送)海軍第五十二號(三) 九四
○府縣會議員定數規則(勅)第五十九號(六) 九七	○艦隊校雷用品定額表中刪除 (送)海軍第六十五號(四) 一六三
○府縣會議員定數規則ニ添クル人口計算方(訓)內務第十號(六) 一八一	○艦隊校雷用品定額表中刪除 (送)海軍第七十九號(四) 一七一
○衛生部治療器械並調劑器械定數表中追加 (送)陸軍第二十一號(三) 五九	○艦隊校雷用品定額表中改正追加 (送)海軍第八十七號(四) 一七九
○平時糧軍兵一大隊駄鞍及屬品定數表改正 (送)陸軍第十一號(三) 一九	○艦隊校雷用品定額表中追加改正 (送)海軍第一號(五) 二〇八
○艦重器械工器具備附定數表 (送)陸軍第七十四號(五) 一九九	○艦隊校雷用品定額表中追加改正 (送)海軍第四十九號(七) 二五九
○裝蹄及別毛器械定數表 (送)陸軍第七十八號(三) 四七九	○艦隊校雷用品定額表中追加 (送)海軍第二百二十八號(三) 四七九
○大小架橋羅列器具材料定數表並配賦表中改正追加 (送)陸軍第四十五號(三) 二二五	○發光信號燈用赤光燃料ヲ兵器屬品トシ雷用品定額表中亞爾爾兒亦刪除 (送)海軍第二百二十號(三) 三三三
○明治二十年陸軍第八十二號(橋船材料製橋器具員數表)中修正 (送)陸軍第六十三號(二) 四四四	○各艦定員外乘組員ノ衣服履ヲ貸與品トシ雷用品定額表中表加删除 (送)海軍第二百二十三號(六) 三三六
○兵備品測器定數表中删除 (送)海軍第七十一號(四) 二六六	

〔蹄鐵〕	○陸軍蹄鐵工採用規則 (送)陸軍第十五號(三) 五五	○各種軍服手帳改正 (送)陸軍第五十二號(二) 四八
○蹄鐵工看病人履工及病院病室履夫定員表並定二十一年陸軍第二百二十八號同件廢止 (送)陸軍第四十三號(一) 〇〇八	○衛生部軍吏部下士及看護手帳服ニ關スル取扱方並定施工兵監護醫兵蹄鐵工長同下長砲兵監工長同下長軍吏部軍醫部下士再服役ニ關スル取扱方廢止 (送)陸軍第六十六號(二) 四六八	○海軍軍人手當金規則第七條删除 (勅)第七號(三) 五
○第十三回歐戰第三回蹄鐵工免許試驗施行地及期日 (告)農商務第六號(六) 一八六	○第十二回歐戰第二回蹄鐵工免許試驗施行地及期日 (告)農商務第十號(二) 〇六〇	○海軍造船工學校生徒手當金規則 (勅)第五十三號(六) 八八
〔停會〕	○農商務停會 (詔)十二月二十五日(三) 三三	○海軍造船工學校生徒手當金規則第三條中改正 (勅)第五十九號(七) 二四九
○停年計算規則並定停年計算例廢止 (送)海軍第七十三號(八) 三三六	〔停職〕	○在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與額ヲ定ム (勅)第六十七號(六) 一〇四
○明治二十二年陸軍第二十號(休職並ニ停職者取扱方)中追加 (送)陸軍第五十二號(四) 一六三	○程度(〇)留學校ノ學科程度ハカノ部學校ニ載ス	○在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則 (告)通信第七號(七) 二八五
		○三等郵便電信局長郵便局長電信局長手當金年額改正 (告)通信第十二號(八) 三〇八
		○電信電話線敷地手當金ノ交付ヲ望マサル者アルト申報告方 (訓)通信第六號(八) 一九八
		○電信柱敷地手當金ノ撥拂過渡金收納ニ係ル取扱手續中改正追加 (訓)通信第二號(三) 一五

○電信柱敷地手當金過渡渡換ニ係ル返納金收入整理案  
了ノ分計算表調製送出力 (勅) 逡信第九號(五) 三三七

〔手数料〕

○郵政省郵船便送送手数料納付方 (勅) 第五十四號(六) 八  
○政府ニ納ムル手数料ハ登記印紙リ以テメルヲ得 (勅) 第二百四十五號(三) 四〇〇

○電信省ヨリ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交付ス  
キ電信電話手数料金額割合改正 (閣) 第三號(天) 三  
○海外電報料金及諸手数料金額表 (告) 逡信第九十九號(五) 五二四

○海外電報料金及諸手数料金額表中改正追加 (告) 逡信第二百三十一號(二) 五三二

○海外電報料金及諸手数料金額表中改正追加 (告) 逡信第二百七十二號(三) 六二八

○明治三十二年告示第一號(特許發明)ノ明細書同公報  
ノ拂下代價並ニ書類原本圖面圖樣ノ手数料及請求手  
續中改正 (告) 農商務第三號(四) 一〇四

○衛生部治癒器機成調劑器機成數表中追加 (逡) 陸軍第二十一號(三) 五九

○衛生部治癒器機成調劑器機成數表中削除 (逡) 陸軍第九十九號(八) 三三三

〔調定〕

○歳入ノ調定額ニ超過セル課納アリタルトモ借借配入  
力 (告) 大蔵第十號(五) 四三

○各年度歳入調定額ニシテ翌年度八月三十一日マテ  
ニ收入整理未了ノモノ取扱方 (勅) 大蔵第六十八號(八) 二〇八

○明治三十三年度歳入豫算額調定額對照表書式及送  
出力 (勅) 農商務第七號(三) 一五

○北海道廳府縣ノ取扱ニ係ル各者收入主管變換ニ附キ  
其調定額明細書收入計算書調製方 (逡) 會計検査院第六號(二) 四四五

○農商務省官制改正地質調査所官制廢止 (勅) 第九十四號(五) 一六

〔調理〕  
○海軍財産調理規程廢止 (逡) 海軍第四十三號(三) 七

○歳入歳出豫算調理規程第九條第十條中改正追加 (逡) 海軍第七十六號(四) 一七〇

〔堤防〕  
○岐阜縣知事ニ關シテ下流其地方人民救濟並ニ破壊セル河川  
堤防工事ニ要スル金額臨時支出 (勅) 第二百五號(二) 四二〇

〔鳥獸獵〕  
○御料地ニ侵入セル兵庫縣下官林ノ掛官更ニ有寄鳥獸  
銃獵許可 (勅) 農商務第五號(三) 一四

○農作物保護ノタメ有益ナル鳥類捕獲禁止方

〔別毛〕

○製糖及別毛器械定數表 (逡) 陸軍第七十八號(三) 四七九

〔適任〕

○卒業證書適任證書紛失補失ノトキ聲明書下付方 (逡) 海軍第二十四號(三) 三三

〔傳習〕

○各種ノ試驗傳習其他ノ必要ニ由リ地方廳若クハ營業  
省ノ請求ニ應ジ農商務省ノ技術官派遣ノトキ旅費日  
當員拂方 (告) 農商務第四號(四) 二一七

〔傳遞・遞傳〕

○明治十九年並第一五六號ノ二罪犯傳國狀ノ件二十年  
訓令第六號即犯遞傳傳送並ニ證據費償還方廢止 (逡) 海軍第九十八號(五) 二〇七

アノ部

〔亞米利加〕

○一千八百九十三年北亞米利加合衆國イリノイ州シカ  
ゴ府ニ於テ開設スル「ロンドン」世界博覽會各國出  
品入ニ關スル規程輸入税免除規程及出品種類目錄 (告) 農商務第五號(六) 一四三

○「ロンドン」世界博覽會出品ニ關シテ各地方ニ事務委  
員設置及出品機目録調製報告方 (勅) 臨時博覽會事務局第一號(二) 四一

○「ロンドン」世界博覽會ハ普通物品美術品藝術工藝  
品出品者心得方 (告) 臨時博覽會事務局第一號(二) 四五六

○「ロンドン」世界博覽會出品規則 (告) 臨時博覽會事務局第二號(二) 四〇二

○「ロンドン」世界博覽會事務局第三號(二) 四〇二  
則 (告) 臨時博覽會事務局第三號(二) 四〇三

○「ロンドン」世界博覽會美術品規程 (告) 臨時博覽會事務局第四號(二) 四〇三

○「ロンドン」世界博覽會出品物ニ關スル鑑定規則 (告) 臨時博覽會事務局第五號(二) 四〇七

○南亞米利加智利國內亂ノタメアントノフガスタ以南  
地方ヘノ電信停止 (告) 逡信第十六號(二) 一三

○南亞米利加智利國內亂ノタメアントノフガスタ以南  
地方ヘノ電信停止ノ處チヤナラル外五地方開通 (告) 逡信第十四號(四) 一三三

○南亞米利加智利國電信全通 (告) 逡信第七十四號(八) 四七

サノ部

〔參事〕

○土地收用法及所得税法中府縣參事會ノ行フキ職務 (勅) 第九十六號(九) 三二七

○ 郵政長府縣事務官典職警察特別任用方 (勅)第三百三十七號(一)三九四	○ 徵兵隊事務員旅費額改正 (省)內務第十六號(八)三二一	○ 行政上ノ處分ニ因リ恩給扶助料ノ權利ニ關スル恩給 局裁決手續 (附)第二號(六) 三	○ 那珂地方裁判所及同區裁判所假設法 (法)第五號(三) 一〇	○ 裁判所書記官試用試驗規則 (勅)第三百三十五號(七) 三三三	○ 大審院裁判所職員修練條例廢止 (附)司法第八號(七) 三三三	○ 津田三藏被告事件暫開裁判ノタメ大審院廷ヲ大津 地方裁判所ニ開ク (省)司法第六十五號(五) 一三三	○ 裁判官檢察官會同巡視規則廢止 (附)司法第十號(七) 二四〇	○ 地方裁判所支部及管轄表中削除 (省)司法第七號(七) 二八五	○ 地方裁判所支部及管轄表中改廢 (省)司法第十二號(二)三五五	○ 秋田地方裁判所管内能代支部廢止 (省)司法第八號(八) 三三四	○ 地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事檢察及區 判所監督判事補職ヲ定ム (附)司法第五號(八) 三三四	○ 地方裁判所甲級支部ニテ刑事第二審事務取扱廢止 (省)司法第九號(七) 三三六	○ 地方裁判所甲級支部ニテ刑事第二審事務取扱廢止ニ 附キ管理中ニ係ル同事件引續方 (附)司法第九號(七) 三三九	○ 地方裁判所支部改置及廢止ニ附キ管理中ニ係ル事件 引續方 (附)司法第十一號(一〇)三三一	○ 區裁判所出報所管轄區域表中改正 (省)司法第二號(五) 四七	○ 區裁判所出報所管轄區域及期日表盛岡ノ部追加 (省)司法第十號(九) 三三七	○ 出張裁判所開廷場所管轄區域及期日表佐賀ノ部改正 (省)司法第十二號(二) 一七	○ 出張裁判所開廷場所管轄區域及期日表佐賀ノ部改正 (省)司法第三十八號(三) 八三	○ 區裁判所出報所管轄區域及期日表改正 (省)司法第七十九號(七) 三〇一	○ 區裁判所出報所管轄區域及期日表改正 (省)司法第九十四號(一〇)三五七	○ 區裁判所出報所管轄區域及期日表改正 (省)司法百號(一〇)三六一	○ 東京地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第三十四號(三) 四八	○ 橫濱地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第四十五號(五) 九四
---	----------------------------------	---	------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	--	---	--	--	-------------------------------------	--	--	---	--	--	---------------------------------------	--	--

○ 橫濱地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第五十六號(四) 三三	○ 橫濱地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第六十八號(五) 一三七	○ 橫濱地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第七十七號(六) 三三七	○ 橫濱地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第九十七號(一〇)三九一	○ 新潟地方裁判所管内區裁判所出報所開廷場所管 轄區域及期日改正 (省)司法第十五號(二) 一八	○ 浦和地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第二十號(三) 三三	○ 浦和地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第三十六號(三) 八二	○ 浦和地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第八十八號(八) 四七六	○ 浦和地方裁判所及同區裁判所燒失ニ附キ假設設置 (省)司法百十號(二)六二四	○ 浦和地方裁判所及同區裁判所火災ノタメ訴訟掛煩燒 失ニ附キ出訴中ニ係ル民事訴訟更ニ提出方 (省)司法百一十一號(二)六二四	○ 宇都宮地方裁判所管内太田原區裁判所出報所中間 延場所及期日 (省)司法第五號(二) 三	○ 宇都宮地方裁判所管内太田原區裁判所船生出張所開 廷期日改正 (省)司法第九號(二) 三	○ 宇都宮地方裁判所管内真岡區裁判所出報所開廷 場所管轄區域及期日 (省)司法第十七號(二) 一九	○ 宇都宮地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第二十六號(三) 二九	○ 前橋地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第四號(二) 四	○ 水戸地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第二十八號(三) 二九	○ 水戸地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第二十九號(三) 四〇	○ 水戸地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第四十八號(四) 一〇五	○ 甲府地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第六十號(五) 二二九	○ 甲府地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第二十七號(三) 二九	○ 靜岡地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第十四號(二) 一八	○ 靜岡地方裁判所管内區裁判所出報所中間 (省)司法第四十七號(四) 一〇五
--	---	---	---	--	---	--	---	--	--	---	---	---	---	---------------------------------------	--	--	---	--	--	---	---

○長野地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第二十八號(三) 二九	○大津地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法百十八號(二)六二四
○長野地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十五號(三) 九九	○德島地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第五十號(四) 一〇九
○長野地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法百十四號(一)六二〇	○德島地方裁判所管内區町區裁判所山城谷出張所移轉 (告)司法百六號(一)六〇四
○京都地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十七號(三) 八二	○岡山地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十號(三) 三〇
○京都地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第九十三號(九) 五五〇	○福井地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十二號(三) 八六
○神戸地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第二十八號(三) 二九	○福井地方裁判所管内二區裁判所民事裁判事務取扱期 日改正 (告)司法第八十一號(七) 四四六
○奈良地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第四十號(三) 八九	○高知地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第九十一號(九) 五五〇
○和歌山地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第八十三號(七) 四四七	○松山地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十二號(三) 八六
○大津地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第十四號(二) 一八	○松山地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十五號(三) 九九
○大津地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第五十一號(四) 一〇八	

○松山地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第五十三號(四) 一三〇	○宮崎地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第六十一號(五) 一三〇
○松山地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第七十號(六) 一四〇	○宮崎地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第六十八號(五) 一三七
○高松地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第一號(二) 一	○宮崎地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第七十五號(六) 一六六
○高松地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第五十三號(四) 一三〇	○名古屋地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第十四號(二) 一八
○高松地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第九十五號(一〇)五六三	○名古屋地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第十八號(二) 二〇
○福岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第四十二號(三) 九〇	○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第三十七號(三) 八三
○福岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第七十七號(六) 二九七	○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第二十二號(三) 二七
○大分地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第十五號(二) 一八	○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第二十八號(三) 二九
○鹿児島地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第一號(二) 一	○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第五十六號(四) 一三三
○鹿児島地方裁判所管内加治木區裁判所ノ裁判事務取扱場所 (告)司法百十二號(一)六一	○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所中開廳 (告)司法第八十二號(七) 四七

- 福島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第七十一號(八) 一七
- 鳥取地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第九十二號(九) 五三
- 新潟地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法百三號(一) 五九
- 浦和地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第七十三號(八) 一七
- 宇都宮地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第七十四號(八) 一八
- 長野地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法百十五號(一) 一〇
- 德島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第二十四號(三) 二六
- 德島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
五月分開庭日數  
(告) 司法五十八號(五) 二七
- 金澤地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第十九號(一) 二
- 金澤地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第七十六號(八) 二七
- 高知地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法五十五號(四) 三三
- 鳥取地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第三十六號(三) 八一
- 山口地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第三號(一) 四
- 山口地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第四號(二) 四
- 廣島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第二十八號(三) 二九
- 盛岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法百八號(一) 六五
- 盛岡地方裁判所管内二區裁判所民事裁判事務取扱期  
日改正  
(告) 司法八十一號(七) 四六
- 盛岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第八十六號(八) 四〇
- 盛岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第七十五號(六) 一八
- 山形地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第二十九號(三) 三〇
- 福島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第三十二號(三) 二七
- 轄區域及期日改正

- 長崎地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第三十一號(三) 三一
- 熊本地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第三十三號(三) 四六
- 鹿兒島地方裁判所管内各裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第二號(一) 三
- 名古屋地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第十六號(二) 一九
- 仙臺地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第五十七號(四) 三三
- 福島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法百四號(一) 六〇
- 福島地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第八號(二) 二二
- 盛岡地方裁判所管内盛岡區裁判所出張所中開庭  
(告) 司法第三十九號(三) 八三
- 盛岡地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第七十六號(八) 二七
- 秋田地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法十三號(二) 一七
- 秋田地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法百十六號(一) 三三
- 松江地方裁判所管内區裁判所出張所中開庭停止  
(告) 司法第八號(二) 三
- 横濱地方裁判所管内横須賀區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法四十九號(四) 一〇
- 横濱地方裁判所管内横須賀區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法第六十二號(五) 一〇
- 浦和地方裁判所管内越ヶ谷區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法第六十三號(五) 一〇
- 水戸地方裁判所管内太田區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法第五十九號(五) 二七
- 甲府地方裁判所管内御津區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法第九十號(九) 五〇
- 大阪地方裁判所管内茨木、宮田區裁判所民事裁判  
事務取扱開始  
(告) 司法第四十六號(三) 九
- 大阪地方裁判所管内池田區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法第六十六號(五) 一五
- 大阪地方裁判所管内白井區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法百五號(一) 六〇
- 大津地方裁判所管内八幡區裁判所民事裁判事務  
取扱開始  
(告) 司法七十二號(八) 一七



〔山砲〕

- 七洲米野山砲表凡ノ補破中修正 (達)陸軍第五號(三) 九
- 七洲米野山砲測候機及同塞底塞修理器具制式 (達)陸軍第八十號(六) 二二八
- 七洲米野山砲彈藥箱附著門管喉口部木燭子ノ位置及製法修正 (達)陸軍第八十三號(六) 三三四
- 七洲米野砲附屬工箱同山砲附屬工箱 同野山砲附屬木工箱 鑿工箱 踏機工箱 鋸箱 炭箱制式 (達)陸軍第九十九號(七) 二五二
- 七洲米野山砲用榴散彈ニ複備信管採用及其材料修正 加除 (達)陸軍第五十一號(二)四七
- 七洲米野山砲器具箱及預備器具箱材料修正 (達)陸軍第七十一號(二)四七
- 七洲米野山砲附屬中修正 (達)陸軍第七十三號(二)四七
- 七洲米野山砲引棒中改正 (達)陸軍第七十七號(二)四七
- 〔歳費〕
- 帝國議會議長副議長議員歳費及旅費支給規則中刪除改正 (勅)第七十九號(八) 二六八
- 〔歳入歳出〕
- 明治十七年度中山道鐵道公債金歳入歳出決算 (勅)第六十八號(六) 一〇五
- 明治十八年度中山道鐵道公債金歳入歳出決算 (勅)第六十九號(六) 一〇六

- 明治十九年度中山道鐵道公債金歳出決算 (勅)第七十號(六) 一〇七
- 明治十九年度整理公債金歳入歳出決算 (勅)第七十一號(六) 一〇七
- 明治二十四年度歳入歳出總預算及同年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫)三月十一日(三) 一
- 明治二十四年度歳入歳出總預算追加 (豫)十二月八日(三) 六五
- 明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ル半費目 (勅)第七十六號(七) 一一四
- 露英水害ニ附キ要スル旅費等ハ明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルヲ得 (勅)第二百二十三號(二)五〇
- 府縣歳入歳出豫算調製式並ニ費目流用規定 (省)內務第十二號(八) 二九二
- 郡縣歳入歳出豫算調製式並ニ費目流用規定 (省)內務第二號(四) 二八
- 郡縣歳入歳出豫算調製式並ニ費目流用規定第五條中刪除改正 (省)內務第十三號(八) 三〇七
- 歳出豫算概定順序中追加 (訓)內務第一號(三) 九
- 明治二十四年度內務省所管歳出經費科目 (訓)內務第二號(三) 二〇

<ul style="list-style-type: none"> <li>○歳入ノ測定額ニ超過セル賦納アリタルトキ掛附記入力 (省)大藏第十號(五) 三</li> <li>○歳出金月計對照表送付方 (訓)大藏第一號(二) 一</li> <li>○歳入歳出金月計對照表ニ金員外ノ誤謬發見ノトキ應明方 (訓)大藏第四號(二) 二</li> <li>○明治二十三年度所屬歳入歳出金月計對照表書式 (訓)大藏第三十四號(四) 六二</li> <li>○歳出金月計對照表中書式調製進捗方 (訓)大藏第四十七號(五) 一六七</li> <li>○歳出仕拂未済繰越金ヲ月計對照表ニ掲載方 (訓)大藏第四十號(四) 一五九</li> <li>○明治二十四年訓令第四十號(歳出仕拂未済繰越金ヲ月計對照表ニ掲載方)第一項刪除 (訓)大藏第七十號(八) 三三三</li> <li>○會計主務官交替ノトキ歳出金月計對照表中前任後任ノ區分記載書式 (訓)大藏第四十三號(四) 一六二</li> <li>○明治二十三年度所屬歳出金ニシテ二十四年四月以後ノ收支ニ係ル出納内附書式 (訓)大藏第三十五號(四) 七</li> <li>○明治二十四年度歳入科目中二目設置 (訓)大藏第十六號(三) 二〇</li> <li>○明治二十四年度歳出科目及同年度臨時歳出土地運搬費科目 (訓)大藏第十八號(三) 二四</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○明治三十五年年度經常歳入租稅概算書ニ前年度科目適用 (訓)大藏第九號(三) 九</li> <li>○明治三十五年年度以降大藏省所管歳出經常部科目恩賞發給ノ款中改正 (訓)大藏第三十八號(四) 一六六</li> <li>○官立學校及圖書館仕拂命令官歳入金ヲ仕拂元受ニ組換及報告並ニ検査方 (訓)大藏第二十四號(三) 四〇</li> <li>○歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル經費ノ一週年度仕拂命令濟額及發高報告書調製式並ニ差出方 (訓)大藏第三十六號(四) 一五三</li> <li>○歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル諸拂戻及缺損補填金 非職俸給ノ一週年度仕拂命令濟額發高報告書調製式並ニ差出方 (訓)大藏第三十七號(四) 一五三</li> <li>○各年度歳入測定額額ニシテ翌年度八月三十一日マテニ歳入整理未了ノモノ取扱方 (訓)大藏第六十八號(八) 二〇八</li> <li>○在外國收入官吏外國貨幣ヲ以テ歳入金收納ノトキ記帳方 (訓)大藏第十一號(三) 二二</li> <li>○明治二十三年訓令第十號(北海道廳府縣廳ニテ陸軍省所管歳入ノ收納取扱方)中加除 (訓)陸軍甲第四號(三) 四二</li> <li>○明治二十三年訓令第十號(北海道廳府縣廳ニテ陸軍省所管歳入ノ收納取扱方)廢止 (訓)陸軍甲第七號(三)三四九</li> </ul>
---	---

- 明治二十三年陸軍第六十一號(會計主務官及收入官定ノ任務知照方)同第六十二號(仕拂命令官歳入監督官下検査官所管區分)同第九十一號(陸軍省所管歳入歳納取扱順序)中加除改正 (達)陸軍第四十號(三) 九三
- 明治二十三年陸軍第六十二號(仕拂命令官歳入監督官下検査官及所管區分表)中追加 (達)陸軍第八十七號(六) 三三
- 陸軍省所管歳入歳出各局課擔任區分改正 (達)陸軍第六十五號(四) 一八一
- 陸軍省所管歳入歳出各局課擔任區分中加除 (達)陸軍第七十三號(五) 一九九
- 陸軍省所管歳入歳納取扱順序中加除 (達)陸軍第五十號(二)四二六
- 歳入歳出豫算調理規程第九條第十條中改正追加 (達)海軍第七十六號(四) 一七〇
- 歳入歳出取扱規程書式中改正 (達)海軍第七十七號(四) 一七〇
- 文部省主管歳入検査書及月額金庫區分表差出照限 (訓)文部第一號(三) 九
- 農商務省所管歳入總計算書調製方 (訓)農商務第二號(二) 三
- 農商務省所管歳入ニ係ル計算法差出方 (訓)農商務第三十六號(九) 三三七
- 北海道廳府縣ノ取扱ニ係ル歳入金毎年度概算書及月額金庫區分表差出方 (訓)農商務第四十四號(二)三〇〇
- 明治二十三年度歳入歳入納報書書中不納缺損照限明書調製差出方 (訓)農商務第六號(三) 一五
- 明治二十三年度歳入豫算額調定額照限對照表書式及差出方 (訓)農商務第七號(三) 一五
- 農商務省所管二十四年度歳入科目表 (訓)農商務第四號(二) 一一
- 明治二十五年年度歳入歳出豫算書科目適用方 (訓)農商務第九號(三) 三
- 逕信省所管歳入金取扱出納官吏保管ノ金員紛失ノト申報告方 (訓)逕信第三號(三) 四三
- 歳入歳出外現金出納證明規程 (達)會計検査院第二號(三) 六三
- 倉庫
- 佐世保鎮守府ニ造船材料倉庫主管ヲ任ケサル間其職務執行方 (達)海軍第四百八十八號(七) 二五四
- 財産
- 帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務整理及監督方 (勅)第十五號(三) 三三
- 明治十四年乙第三十三號(社寺總代人選舉並ニ社寺財産取調方)中改正追加 (訓)內務第八號(五) 一七六

- 海軍財産調理規程廢止 (達)海軍第四十三號(三) 七五
- 海軍財産取扱手續 (達)海軍第四十四號(三) 七五
- 債務
- 政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケル場合ニ於ケル會計上ノ規程 (勅)第五十五號(六) 八九
- 政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルト申拂手續 (告)大藏第十六號(六) 二七四
- 政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルト申拂手續命令同前請求取扱方及供託受領取扱方手續 (訓)大藏第六十一號(七) 一七〇
- 作業
- 工兵大隊作業器具表中改正 (達)陸軍第九十九號(三) 九九
- 工兵大隊作業器具表中改正 (達)陸軍第五十七號(四) 一六九
- 物品出納證明規程式、作業及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方 (達)陸軍第六十二號(二)四三九
- 物品出納證明規程式、作業及鐵道會計證明規定中ノ保證委任方途中追加 (達)陸軍第八十二號(三)四八〇
- 作業及鐵道物品出納證明規程式 (達)會計検査院第一號(三) 三三
- 材料
- 造船材料ハサノ部造船ニ關ス (達)陸軍第八十九號(六) 三三三
- 野戰電信材料圖解中改正 (達)陸軍第四十五號(三) 二二三
- 大小架橋欄列材料器具數表就配賦表中改正追加 (達)陸軍第四十五號(三) 二二三
- 大小架橋欄列材料器具結束及納置法ヲ定ム (達)陸軍第四十六號(三) 二二三
- 大小架橋欄列ニ要スル欄列材料架橋器具數表中及配賦表改正 (達)陸軍第九十三號(七) 二五九
- 欄列材料架橋器具圖解中改正 (達)陸軍第三十七號(九) 三八〇
- 明治二十年陸軍第八十二號(欄列材料架橋器具數表)中修正 (達)陸軍第六十三號(二)四三九
- 產物
- 官有森林原野及產物特別處分規則第四條追加 (勅)第六十六號(六) 一〇四
- 官有森林原野及產物特別處分規則中改正追加 (勅)第二百二號(二)〇三六
- 官有森林原野及產物特種規程 (告)農商務第八號(九) 四七九
- 獵典
- 步兵獵典改正 (達)陸軍第七十七號(七) 二五五
- 騎兵獵典改正 (達)陸軍第五十三號(二)四三〇
- 騎重兵獵典改正 (達)陸軍第四百八十八號(二)四二六
- 野戰砲兵獵典 (達)陸軍第四百九十九號(二)四二六
- 騎兵、騎重兵、野戰砲兵、馬術騎兵武器用法教範施行規則 (達)陸軍第五百十六號(二)四三〇



〔採砲操法〕

○海軍操砲程式及速射砲操法中改正

(達)海軍第百二號(五) 二〇九

○海軍操砲程式中安式十二種速射砲操法追加

(達)海軍第百五號(五) 三二一

〔裝飾〕

○野戰砲兵及騎兵軍用冷機機噐具制式中改正追加

(達)陸軍第百七十四號(三)四七三

○裝蹄及別毛器機噐定數表

(達)陸軍第百七十八號(三)四七九

〔雜誌〕

○内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シ新聞紙雜誌 文書圖畫ニ

外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ草案ノ檢閲ヲ

受ケシムルヲ得

(勅)第百四十六號(五) 一九九

○新聞紙雜誌 文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セ

ントスル者ハ草案ノ檢閲ヲ受ケシム

(省)内務第百四號(五) 一〇四

○外交事件記載新聞紙雜誌文書圖畫草案檢閱方指令廢

止 (省)内務第百六號(五) 二九九

〔採用〕

○巡査採用規則 (訓)内務第百二十一號(九) 三三七

○巡査採用規則第二條中改正 (訓)内務第百二十三號(二〇)三三三

○陸軍附屬工採用規則 (達)陸軍第百十五號(三) 五五

○判任文官缺員ノトキ補缺採用方

(達)陸軍第百二十三號(八) 三三四

○陸軍戸山學校教官部附下士採用方

(達)陸軍第百六十號(二)四三三

○海軍技工臨時採用手續

(省)海軍第一號(二) 二

〔探炭〕

○新原炭坑探炭規程

(達)海軍第百二十一號(六) 三三四

○新原炭坑探炭規程

(省)海軍第百六號(六) 一八〇

〔再服役〕

○陸軍各兵科現役下士補充條例改正前屯田兵ニ轉科セ

ル下士現役又ハ再服役中ノ者ニ係ル年期

(達)陸軍第百五十四號(四) 一六六

○衛生部軍部下士及看護手再服役ニ關スル取扱方規

定砲工兵監護醫兵監護工長同下長砲兵監護工長同下長

軍吏部軍部下士再服役ニ關スル取扱方廢止

(達)陸軍第百六十六號(二)四三六

〔差押〕

○政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタル場合ニ於ケル會

計上ノ規程 (勅)第百五十五號(六) 八九

○政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルトキ仕拂手續

(省)大藏第百六號(六) 二七四

○政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルトキ案内仕拂

命令同時請求取扱方及供託受領取扱方手續

(訓)大藏第百六十一號(七) 一九〇

○債權者ノ差押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保管金

供託金錢及有價證券ノ差押命令ヲ裁判所ヨリ大臣

局長ニ送ルトキ寄附ノ要項取扱方 (訓)司法第百三號(五) 一六六

〔罪犯〕

○明治十九年舊第一五六號ノ二罪犯傳送狀ノ件二十年

訓令第六號罪犯傳送狀ニ應テ取扱方廢止

(達)海軍第百九十八號(五) 二〇七

半ノ部

〔宮中〕

○宮中儀式上層次改定 (達)宮内第百六號(三)四七六

○明治二十二年達第百十二號(内大臣同祕書官宮中顧問

官俸給)中宮中顧問官ノ俸給ヲ廢シ現任者中恩給支

給方 (達)宮内第百五號(三)四七五

○大勳位朝庭親王殿下護法ニ附キ宮中喪

(省)宮内第百十七號(二〇)五九三

○大勳位朝庭親王殿下護法ニ附キ宮中喪問答内者喪服

著用 (省)宮内第百十八號(二〇)五九三

○清國醇親王殿下護法ニ附キ宮中喪(省)宮内第一號(一) 一

○清國醇親王殿下護法ニ附キ宮中喪問答内者喪服著用

(省)宮内第百二號(二) 一

○布哇國皇帝カラカワ第一世陛下崩御ニ附キ宮中喪

(省)宮内第百三號(二) 一〇

○布哇國皇帝カラカワ第一世陛下崩御ニ附キ宮中喪問

答内者喪服著用 (省)宮内第百四號(二) 一〇

〔行幸、行啓〕

○露國皇太子殿下御訪問トシテ京都へ行幸

(省)宮内第百十號(五) 一三〇

○京都御發遣禮華

(省)宮内第百十一號(五) 一三三

○皇太后陛下京都へ行啓

(省)宮内第百十四號(九) 一五九

○皇太后陛下奈良縣大府兵庫縣へ行啓

(省)宮内第百十五號(二〇)五七五

○皇太后陛下還御

(省)宮内第百十九號(二)五九八

〔行政〕

○帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務規

理及監督方 (勅)第百十五號(三) 三三

○行政上ノ處分ニ因リ恩給扶助料ノ權利ニ關スル恩給

局裁決手續 (訓)第百二號(六) 三

○行政裁判所長官及評定官年俸

(勅)第百三十二號(三) 三七

○行政裁判所長官並評定官年俸改正 (勅)第百九十八號(七) 一六三

○行政裁判所書記式 (省)行政裁判所第一號(七) 四九

○行政裁判所移轉 (省)行政裁判所第二號(九) 四七九

〔貴族院〕

- 貴族院伯爵議員補選 (詔)七月二十五日(七) 七
- 貴族院子爵議員補選 (詔)三月三日(三) 一
- 貴族院子爵議員補選 (詔)五月八日(五) 三
- 貴族院子爵議員補選 (詔)六月四日(六) 五
- 貴族院子爵議員補選 (詔)十月八日(一〇) 九
- 貴族院男爵議員補選 (詔)十月二十二日(一〇) 一〇
- 貴族院事務局官制第一條改正 (勅)九月十九日(七) 一六
- 貴族院事務局官制追加 (勅)第二百六號(一一三) 一
- 貴族院議院書記官長並書記官年俸 (勅)第一百號(七) 一六
- 貴族院及衆議院守衛ヲ判任官待遇トス (勅)第二百八號(一一三) 一
- 貴族院衆議院守衛判任方 (勅)第二百三十九號(三三九) 七
- 議會議長議員 (詔)三月二十六日(三) 一
- 帝國議會會期延長 (詔)十月八日(一〇) 九
- 帝國議會召集 (詔)十一月二十一日(一二) 二
- 帝國議會開院式日 (告)宮内第三十號(一一三) 三
- 帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務等 (勅)第十五號(三) 三
- 樞密院議長副議長顧問官並書記官長並書記官年俸改正 (勅)第九十六號(七) 一六
- 帝國議會議長副議長議員並書記官及庶務支給規則中刪除改正 (勅)第七十九號(八) 一六
- 貴族院伯爵議員補選 (詔)七月二十五日(七) 七
- 貴族院子爵議員補選 (詔)三月三日(三) 一
- 貴族院子爵議員補選 (詔)五月八日(五) 三
- 貴族院子爵議員補選 (詔)六月四日(六) 五
- 貴族院子爵議員補選 (詔)十月八日(一〇) 九
- 貴族院男爵議員補選 (詔)十月二十二日(一〇) 一〇
- 府縣會議員定數規則 (勅)第五十九號(六) 七
- 府縣會議員定數規則ニ據クル人口計算方 (訓)内務第十號(六) 一八

〔儀式〕

- 宮中儀式上席次改定 (詔)宮内甲第六號(三三) 七
- 小學校祝日大祭日儀式規程 (告)文部第四號(六) 一八
- 小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式執行ノ際唱歌用ニ供スル唱歌及樂譜ハ文部大臣ノ認可ヲ經シテ並ニ其歌、贈瀨次文部省ニテ指定頒布 (訓)文部第三號(一〇) 三
- 騎兵給服改正 (詔)陸軍第三十一號(三) 七
- 騎兵給服改正 (詔)陸軍第五十三號(一四) 〇
- 騎兵武器用法教範 (詔)陸軍第五十五號(一四) 〇

〔騎兵〕

- 騎兵糧重兵、野戰砲兵糧典及馬術騎兵武器用法教範施行期限 (詔)陸軍第五十六號(一四) 〇
- 近衛各師團騎兵隊增設人員員數表中改正追加 (詔)陸軍第五十八號(一七) 二
- 近衛各師團騎兵隊增設人員員數表改正 (詔)陸軍第六十六號(二) 〇
- 衛生部軍吏部下士及看護手可服役ニ關スル取扱方 (定)確工兵監護騎兵隊鐵工長同下長砲兵隊工長同下長軍吏部軍醫部下士再服役ニ關スル取扱方 (詔)陸軍第六十一號(四) 一八
- 騎兵馬具中牧士帽革尺度修正 (詔)陸軍第六十一號(四) 一八
- 騎兵馬具制式中旅裝及馬糧袋ヲ褐色ニ改ム (詔)陸軍第九十一號(六) 二〇
- 騎兵砲兵糧重兵馬具中鞍下毛布ノ品質改正 (詔)陸軍第六十八號(四) 一六

- 橫濱實業守府任用海軍技工臨時採用手續 (告)海軍第一號(三) 二
- 橫濱實業守府任用海軍技工志願期日延期 (告)海軍第三號(三) 三
- 技術官俸給令制定技術官官俸俸給令廢止 (勅)第八十四號(七) 一三
- 技術官タル資格ヲ有スル者ヲ本官ニ任用方 (勅)第九十一號(六) 二〇
- 技術官教授主理編修及判任文官俸給改正ニ附キ心得方 (詔)海軍第六十八號(四) 一六
- 海軍技術官職制第十一條改正 (詔)海軍第六號(二) 五
- 各種ノ試驗傳習其他ノ必要ニ由リ地方廳若クハ營業者ノ請求ニ應ジ農商務省ノ技術官派遣ノトキ旅費日當負擔方 (告)農商務第四號(四) 一七

〔技術〕

- 陸軍馬車學校條例中騎手二下士通用方 (詔)陸軍第七十五號(三) 四
- 造兵廠水路部在籍技工職役及免役方 (詔)海軍第十四號(三) 九
- 明治三十三年陸軍第二百六十八號(造兵廠火藥工廠水路部在籍技工免役方)廢止 (詔)海軍第十五號(三) 一〇

〔技手・技工〕

- 陸軍馬車學校條例中騎手二下士通用方 (詔)陸軍第七十五號(三) 四
- 造兵廠水路部在籍技工職役及免役方 (詔)海軍第十四號(三) 九
- 明治三十三年陸軍第二百六十八號(造兵廠火藥工廠水路部在籍技工免役方)廢止 (詔)海軍第十五號(三) 一〇

〔金庫〕

- 支金庫設置場所中移轉 (告)大藏第十三號(六) 一五
- 支金庫設置場所中移轉 (告)大藏第十七號(六) 二二

- 支金庫設置場所中刪除 (省)大藏第十八號七 二八五
- 支金庫設置場所中改正 (省)大藏第二十五號二〇五九
- 金庫位置及出納區域中改正 (省)大藏第二十一號七 五〇一
- 橫濱本金庫積須賀支金庫移轉 (省)大藏第二十九號二〇 五八八
- 神戸本金庫柏原支金庫移轉 (省)大藏第五號三 九一
- 神戸本金庫柏原支金庫移轉 (省)大藏第十五號五 一三〇
- 神戸本金庫豐岡支金庫移轉 (省)大藏第二十六號八 四七五
- 千葉本金庫茂原支金庫移轉 (省)大藏第七號三 九〇
- 水戸本金庫宗道支金庫移轉 (省)大藏第十八號六 一八五
- 名古屋本金庫熱田支金庫移轉 (省)大藏第二號三 四六
- 岐阜本金庫笠松支金庫移轉 (省)大藏第九號四 一六
- 岐阜本金庫多治見支金庫移轉 (省)大藏第二十號六 二九七
- 岐阜本金庫中津川支金庫移轉 (省)大藏第三十號九 五〇四
- 福島本金庫三春支金庫移轉 (省)大藏第三十二號二〇五五
- 青森本金庫八戸支金庫移轉 (省)大藏第三十一號二〇五五
- 松江水金庫津和野支金庫移轉 (省)大藏第三十三號二〇五五
- 廣島本金庫竹原支金庫移轉 (省)大藏第二十號六 二九七
- 山口本金庫長府支金庫移轉 (省)大藏第十七號六 一四一
- 和歌山本金庫橋本支金庫移轉 (省)大藏第二十三號七 四四四
- 高知本金庫大藏支金庫移轉 (省)大藏第三十四號二〇五五
- 鹿兒島本金庫知覽支金庫出納區域變更 (省)大藏第二十號六 二九七
- 金庫ニテ現金領收後納額告知書現金拂込書及納付書 記帳年度ノ誤認發見ノトテ訂正手續 (省)大藏第十一號五 二六九
- 明治二十三年省令第二十七號(會計主務官)リ金庫ニ送付セル仕拂命令同前書ニシテ受取人ニ現金交 付前帳簿過渡發見ノトテ整理手續)中刪除改正 (省)大藏第十二號六 二七二
- 前金渡機算渡ノ返納金告知書ニシテ金庫ニ於テ現金 領收後誤認發見レ全部若クハ一部廢入ニ入テ要ス ルトテ整理手續 (省)大藏第十五號六 二七三
- 金庫(現金納付)ノ納入失察其他ノ事故ニテ領收證ノ 檢印ヲ了シ雖キトテ收入官吏處理方 (省)大藏第二十八號三 四三
- 乙年度所屬國稅金ヲ甲年度中金庫へ納入セル分ヲ前 月マテ累計欄ニ掲ゲヘ四月以降ノ月計對照表單據 方 (省)大藏第四十九號五 一七六
- 金庫出納事務規程及會計主務官心得領收證書ニ係 ル心得方 (省)大藏第五號二 二
- 金庫出納事務規程中追加改正 (省)大藏第四十二號四 一五九
- 金庫出納事務規程第六條改正 (省)大藏第四十六號五 一六六

- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正 (省)大藏第二十三號三 五九
- 文部省主審歳入概算書及月額金庫區分表送呈出期限 (省)文部第一號三 九
- 北海道府廳ノ取扱ニ係ル歳入金庫年度概算書及月 額金庫區分表送呈出方 (省)農商務第四十四號二〇三三〇
- 〔金銀、金貨〕〇ノノ部貨幣ニ載ス
- 〔銀行〕
- 第三十三國立銀行宇都宮支店閉歇 (省)大藏第十四號五 一三三
- 第三十八國立銀行大藏支店閉歇 (省)大藏第十一號四 二二九
- 第九十四國立銀行兵庫縣下郷千町支店設置 (省)大藏第一號三 四四
- 第二十四第二十六第八百二十六國立銀行發行紙 幣引換延期 (省)大藏第二十二號八 五二〇
- 兌換銀行券百圓券改道及見水 (省)大藏第三十六號二 五九〇
- 〔銀貨〕〇ノノ部貨幣ニ載ス
- 〔機關〕〇機關學校ハカノノ部學校ニ載ス
- 巡查本部警察事務分署警部及消防士消防機關士 監獄書記看守長俸給令 (省)第三十六號四 七〇
- 明治二十四年海軍兵學校生徒及機關生徒志願者心得 第十七條中追加 (省)海軍第五號三 九二
- 明治二十四年十二月海軍兵學校機關生徒志願者心得 (省)海軍第八號二〇五六
- 軍艦及水雷艦機關日誌並ニ機關日誌摘要報告設定機 關室日誌及機備機關室日誌廢止 (省)海軍第二百十八號二〇四二
- 發電機ト同一磁ニ連接附著セル發電機用ノ汽機ヲ兵 器取扱トス (省)海軍第九十號二〇三七九
- 小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第十五號二 三三
- 小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第二百二十號五 二二八
- 小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第二百四十二號二〇五九六
- 乙種一等運轉手及小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第九十五號九 四七八
- 乙種二等機關手技術免狀流失 (省)遞信第七十五號八 四七七
- 第一則一等機關手木免狀紛失 (省)遞信第三百三十一號五 一五五
- 小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第一百八號五 二二七
- 〔器械〕
- 衛生部治疫器械並調劑器械定數表中刪除 (省)陸軍第九十九號八 三三三
- 裝蹄及刷毛器械定數表 (省)陸軍第七十八號二〇四七九

- 許入電信器械修理 電信監察官吏之章紛失 (令) 逕信第四十七號(三) 四七
- 許入電信器械修理紛失 (令) 逕信第百八號(四) 一一九
- 許入電信器械修理紛失 (令) 逕信第百二十九號(二) 五九二
- 〔器具〕
- 野戰砲兵及騎重兵戰用冷機動器其制式中改正加除 (逕) 陸軍第百七十四號(二) 四七五
- 七厘米野山砲測腔機及同底底底底修理器具制式 (逕) 陸軍第八十號(六) 二三八
- 七厘米山砲器具箱及豫備器具箱積材修正 (逕) 陸軍第百七十一號(二) 四七二
- 特內備附銃工器具及携帶銃工器具中追加 (逕) 陸軍第七十八號(五) 二〇六
- 工兵大隊作業器具表中改正 (逕) 陸軍第十九號(三) 一〇九
- 工兵大隊作業器具表中改正 (逕) 陸軍第五十七號(四) 一六九
- 工兵中隊隊器器具表馬馬馬馬式及納置法中改正 (逕) 陸軍第九十五號(七) 二二九
- 工兵中隊隊器器具表馬馬馬馬式及納置法中追加 (逕) 陸軍第百六號(七) 二二五
- 工兵中隊隊器器具表同隊馬馬馬馬表中改正追加 (逕) 陸軍第百五號(七) 二二五
- 工兵機噐器具圖說圖解中改正 (逕) 陸軍第二十三號(三) 七
- 大小架橋機列材料器具結束及納置法ヲ定ム (逕) 陸軍第四十六號(三) 二二五
- 大小架橋機列器具材料員數表並配賦表中改正追加 (逕) 陸軍第四十五號(三) 二二五
- 大小架橋機列ニ要スル橋樑材料架橋器具員數表及配賦表改正 (逕) 陸軍第九十三號(七) 二九〇
- 明治二十年陸軍第八十二號(橋樑材料架橋器具員數表)中修正 (逕) 陸軍第百六十三號(二) 四九五
- 橋樑材料並架橋器具圖解中改正 (逕) 陸軍第百三十七號(九) 三八〇
- 橋樑機噐工器具備附定數表 (逕) 陸軍第七十四號(五) 一九九
- 〔氣象〕
- 中央氣象臺官制中改正 (勅) 第百六號(七) 一七一
- 土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給 (勅) 第百十四號(七) 一八四
- 〔徽章〕
- 陸軍軍團團附屬中徽章附著力 (逕) 陸軍第四十二號(三) 九四
- 各兵科士官候補生及豫備員將士官被服徽章ヲ定ムニ十年陸軍第百二十九號(士官候補生被服徽章)廢止 (逕) 陸軍第七十一號(三) 一五二
- 海軍大學校條例第八條ニ依リ付與スヘキ配章圖說 (逕) 海軍第百十四號(六) 二三八

- 〔旗艦〕
- 艦隊司令長官將旗ヲ他艦ニ移ストキハ旗艦增加定員ノ全員若クハ若干員ヲ新旗艦ニ移スコトヲ得 (逕) 海軍第百五十七號(六) 二六九
- 〔勤務〕
- 艦隊隊附勤務日脚ノ配賦ヲ定ム (逕) 海軍第十八號(三) 一〇
- 下士水雷隊政務部勤務日數ヲ海上勤務ニ算入 (逕) 海軍第百二十六號(二) 二一九
- 〔休職〕
- 明治二十二年陸軍第二十號(休職並ニ停職者取扱方)中追加 (逕) 陸軍第五十二號(四) 一六五
- 海軍武官待命休職條例 (逕) 海軍第百四十六號(五) 二四〇
- 海軍武官待命休職條例第二條改正 (逕) 海軍第百二十五號(二) 四四九
- 〔休暇〕
- 階官員學中休暇 (逕) 內閣七月一日(五) 一〇九
- 〔寄託〕
- 借權者ノ差押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保管金供託金額及有價證券ノ差押命令ヲ裁判所ヨリ大藏局長ニ送ルトキ寄託ノ要項配賦方 (勅) 司法第三號(三) 一六六
- 〔供託〕
- 供託物取扱順序書式中記入方 (勅) 大藏第五十一號(六) 一七七
- 供託物取扱順序第一條中刪除 (勅) 大藏第七十八號(二) 三〇七
- 政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルトキ案内仕務命令同請求書取扱方及供託受領取扱方手續 (勅) 大藏第六十一號(七) 一八〇
- 借權者ノ差押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保管金供託金額及有價證券ノ差押命令ヲ裁判所ヨリ大藏局長ニ送ルトキ寄託ノ要項配賦方 (勅) 司法第三號(三) 一六六
- 〔供給〕
- 水路圖購供給規則設定海圖水路購供給規則廢止 (逕) 海軍第十一號(二) 七
- 水路圖購供給規則第四條第九條中改正追加 (逕) 海軍第九十四號(五) 二〇〇
- 水路圖購供給規則第四條中追加 (逕) 海軍第百三十號(六) 二四四
- 〔給料〕
- 借員以下給料支給規則借給表中追加 (逕) 陸軍第三十九號(三) 八五
- 借員以下給料支給規則中借給表改正 (逕) 陸軍第百十二號(六) 一六七
- 借員以下給料支給規則借給表中追加 (逕) 陸軍第百十四號(二) 四〇六

○ 備員以下給料支給規則第一條中削除

(達)陸軍第百二十五號(八) 三三〇

〔給與〕

○ 陸軍給與令中追加改正

(勅)第百二十五號(七) 一六七

○ 陸軍給與令中改正追加

(勅)第百六十四號(八) 二五三

○ 陸軍給與令中改正

(勅)第百八十四號(八) 二九四

○ 陸軍給與令中改正 (勅)第百八十一號(二) 二四二

○ 明治十一年達乙第七十九號(給與概則第五章附錄)同

十四年達乙第四十八號(給與概則第五章附錄改稱)廢止

(達)陸軍第三十五號(三) 八四

○ 陸軍給與令細則第二章中改正追加

(達)陸軍第四十八號(四) 一四〇

○ 陸軍給與令細則第二章中改正追加

(達)陸軍第百八十三號(三) 二四八〇

○ 陸軍給與令細則第三章第四條中改正追加

(達)陸軍第四十八號(四) 一四〇

○ 陸軍給與令細則第五章改正

(達)陸軍第四十九號(四) 一四八

○ 陸軍給與令細則第五章中改正追加

(達)陸軍第百十八號(八) 三三二

○ 陸軍給與令細則第六章中改正追加

(達)陸軍第四十八號(四) 一四〇

○ 陸軍給與令細則第六條中改正

(達)陸軍第百六十五號(二) 二四八

○ 陸軍給與令細則第九章中追加改正

(省)陸軍第九號(二) 二八八

○ 也田兵給與令中改正 (勅)第百八十五號(八) 三〇一

○ 也田兵給與令中改正追加 (勅)第百三十三號(二) 二八〇

○ 也田兵給與令細則第五章中改正追加 (達)陸軍第百十八號(八) 三三二

○ 也田兵移住給與規則中改正追加 (勅)第百三十一號(二) 二六五

○ 陸軍部內諸學校學令(入學及分遣者)係給與其他給與方 (達)陸軍第百七十號(二) 二四七

○ 召集醫官俸給其他給與方 (達)陸軍第百八十一號(二) 二四八〇

○ 陸軍備人衣服給與規則 (達)陸軍第百十五號(八) 二七五

○ 支那番以下被服調製式及被服代金給與手續並陸軍看病人被服調製式及被服代金給與手續廢止 (達)陸軍第百十六號(八) 二七七

○ 備人職工人工給與規則第一條中追加 (達)海軍第百號(五) 二〇七

○ 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則 (省)遞信第七號(七) 二八五

○ 破早愛知二縣下震災地方人民救濟並二破壤セル河川堤防工事ニ要スル金額臨時支出 (勅)第百二十五號(二) 二四〇

○ 明治二十三年達第百六十八號(遺兵廠火藥工廠水陸部在籍技工免役方)廢止 (達)海軍第百十五號(三) 一〇

○ 西澤形帆船順速丸免狀流失 (省)遞信第三十八號(三) 三三

○ 西澤形帆船大力丸免狀流失 (省)遞信第百六十號(七) 四四七

○ 西澤形汽船第一石崎丸免狀流失 (省)遞信第百六十四號(七) 四三三

○ 汽船江丸免狀流失 (省)遞信第百二十四號(二) 五五八

○ 甲種一等運轉手技術免狀流失 (省)遞信第百五十五號(三) 六六

○ 甲種二等運轉手技術免狀流失 (省)遞信第百九十四號(四) 一〇六

○ 乙種一等運轉手技術免狀流失 (省)遞信第百四十八號(三) 四七

○ 乙種二等運轉手及小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第百九十五號(九) 四七六

○ 乙種二等運轉手技術免狀流失 (省)遞信第百六十七號(七) 四三二

○ 假免狀船長技術免狀、乙種一等及同等運轉手技術免狀流失 (省)遞信第百二十六號(三) 二六

○ 小形船船長技術免狀換用證書、小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第百十五號(二) 三

○ 小形船機關手技術免狀流失 (省)遞信第百二十號(五) 二八

○ 乙種二等機關手技術免狀流失 (省)遞信第百七十五號(八) 四七七

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 憲兵條例ニ依リ現役免除ヲ願フ者ハ簡明書陸軍部ヲ要ス (勅)陸軍第百六號(八) 二〇五

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

メノ部

〔名簿〕

○ 海軍上長官技師名簿製式第二條中改正

(達)海軍第百七十號(八) 三三七

〔明細書〕

○ 明治二十二年告示第一號(特許發明)明細書同公報ノ拂下代價並ニ書籍繪本圖面調製ノ手数料及請求手續中改正

(省)農商務第三號(四) 一〇四

〔命名〕

○ 皇女御命名 (省)宮内第十三號(八) 四六〇

〔命課〕

○ 陸軍下士以下任免命課等ニ課令得テ發スルモノト發セサルモノノ區分 (達)陸軍第七十號(五) 一九二

○ 衛生部下士命課取扱方 (達)陸軍第百十三號(八) 二六八

○ 軍吏部下士命課取扱方 (達)陸軍第百二十九號(九) 三三〇

〔命令〕

○ 差押命令ハサノ部差押ニ載ス ○ 在場命令ハシノ部在場ニ載ス ○ 出納命令ハスノ部出納ニ載ス

〔免役〕

○ 憲兵條例ニ依リ現役免除ヲ願フ者ハ簡明書陸軍部ヲ要ス (勅)陸軍第百六號(八) 二〇五

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九

○ 遺兵廠水路部在籍技工免役及免役方 (達)海軍第百十四號(三) 九



〔師團〕

- 近衛師團及屯田兵監督部服務規則 (達)陸軍第三百三十一號(九) 三五九
- 近衛各師團騎兵隊附設人員員數表中改正追加 (達)陸軍第五十八號(四) 一七一
- 近衛各師團騎兵隊附設人員員數表改正 (達)陸軍第五百五十七號(二)四一〇
- 工兵大隊演習用及師團野戰用火藥火具定額種類區分及取扱規則廢止 (達)陸軍第九十四號(七) 三三九

〔將校將官〕

- 陸軍將校服制中改正 (勅)第二十九號(三) 三三九
- 將校演習旅行條例 (勅)第九十七號(一〇)三一九
- 將校演習旅行條例細則 (達)陸軍第四百三十二號(一〇)四〇六
- 陸軍預備後備將校補充條例第二條ニ依リ勤務演習施行ノトキ召集方 (達)陸軍第六號(四) 三三九
- 海軍將校分限令制定陸海軍將校分限令中海軍將校分限ニ關スル件廢止 (勅)第七十九號(七) 一一九
- 海軍將官會議條例第一條改正 (勅)第二百三十四號(二)三九一

〔上長官〕

- 海軍上長官士官按階進級取扱規則 (達)海軍第六十九號(八) 三三三

○海軍上長官士官按階進級取扱規則第二條中改正

(達)海軍第七十號(八) 三三七

〔士官准士官〕

- 陸軍獸醫部現役士官補充條例中改正追加 (勅)第二十號(三) 三六
- 陸軍衛生部現役士官補充條例中改正追加 (勅)第三十八號(四) 六〇
- 陸軍各兵科現役士官補充條例第二十七條第二十八條中追加 (勅)第二百號(一〇)三三四
- 明治二十一年陸軍第四百十四號(各兵科士官候補生修習書簡表)廢止 (達)陸軍第二十二號(三) 三九
- 士官候補制改正 (達)陸軍第四百十四號(三) 一一三
- 各兵科士官候補生及預備見習士官被服制章ヲ定メ二十年陸軍第二百二十九號(士官候補生被服制章)廢止 (達)陸軍第七十一號(五) 一九二
- 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例、陸軍一年志願兵志願者學科試驗及格格例並ニ志願者心得、同取扱手續廢定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格者入校取消ノ件)廢止 (達)陸軍第十號(一〇)五七六
- 明治二十四年陸軍告示第十號第九號式(士官候補生幼年學校生徒志願者身上問細表)中品行ニ係ル點明方 (勅)司法第十三號(三)三九八

○海軍上長官士官按階進級取扱規則

(達)海軍第六十九號(八) 三三三

○海軍上長官士官按階進級取扱規則第二條中改正

(達)海軍第七十號(八) 三三七

○海軍士官學術檢査規則及毎年ノ學術檢査ヲ受ケシムサル者指定ノ通廢止

(達)海軍第七十二號(八) 三三九

○海軍准士官下士增俸規則中改正

(達)海軍第十六號(三) 一〇

○海軍准士官下士增俸規則第一條中改正

(達)海軍第八十號(四) 三三〇

○海軍准士官下士增俸規則第五條改正

(達)海軍第九十二號(九) 三六一

○海軍准士官下士增俸規則第二條中改正

(達)海軍第二百二十號(二)四二四

○鎮守府准士官下士卒定員職別表中英ノ部改正

(達)海軍第四十八號(三) 七五

○鎮守府准士官下士卒定員職別表英ノ部中改正

(達)海軍第三百三十八號(七) 二四〇

○明治二十三年陸軍第二百六十五號(准士官職階命令下付方)中一項追加

(達)海軍第八十五號(九) 三三七

○明治二十三年陸軍第二百六十五號(准士官職階命令下付方)中改正追加

(達)海軍第九十六號(一〇)三八八

○一營下士ニ准士官ノ職務心得ヲ命スルハ如何ヲ要ス

(達)海軍第九十五號(一〇)三八八

○海軍軍人定限年齡計算方並ニ准士官以上預備後備ニ入ルトキ辭令書下附

(達)海軍第二百五號(一〇)五〇九

〔志願兵〕

- 明治二十四年陸軍一年志願兵官費服役人員 (達)陸軍第一號(三) 二二
- 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年學校生徒志願者學科試驗格例、陸軍一年志願兵志願者學科試驗及格格例並ニ志願者心得、同取扱手續廢定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格者入校取消ノ件)廢止 (達)陸軍第十號(一〇)五七六
- 海軍志願兵徵募細則中改正追加 (達)海軍第一號(一) 一
- 明治二十二年訓令第八號第一機式(府縣海軍兵役志願人員表)中追加 (達)海軍第一號(一) 一
- 海軍志願兵身體檢査格例第二條中追加 (達)海軍第一號(一) 一
- 明治二十四年海軍志願兵徵募兵員 (達)海軍第二號(二) 一一

〔新兵〕

- 明治二十四年徵集新兵員數表 (勅)第四十八號(五) 八三
- 第三師管下二十四年徵集新兵員數表 (勅)第二百四十六號(一〇)五〇九
- 明治二十四年近衛及海軍新兵配賦表 (達)陸軍第六號(八) 一五〇

〔新年〕

- 明治二十五年新年式 (告) 宮内第二十二號(三六三)
- 明治二十五年新年式中二項取消 (告) 宮内第二十三號(三六四)

〔新聞紙〕

- 内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シテ新聞紙雜誌、文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ草案ノ檢閱ヲ受ケシムルヲ得 (勅) 第四十六號(五) 七九
- 新聞紙雜誌、文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セントスル者ハ草案ノ檢閱ヲ受ケシム (省) 内務第四號(五) 九四
- 外交事件記載新聞紙雜誌、文書圖畫、案檢閱方ノ省令廢止 (省) 内務第六號(五) 二六九
- 米國ニ於テ發行スル新聞紙自由内國ニテ發賣預布禁止 (省) 内務第七號(七) 二六八
- 米國ニ於テ發行スル新聞紙革命内國ニテ發賣預布禁止 (省) 内務第十七號(七) 二六八

〔司法〕

- 司法省官制改正 (勅) 第九十二號(七) 一五五
- 司法官廳ヨリ起スヘキ民事訴訟ニ關シテ國ヲ代表スル權利委任 (省) 司法第十一號(七) 二六六
- 司法事務ニ關スル府縣令發布ノトキ報告方設定十五年丙第十五號同件廢止 (訓) 司法第二號(五) 一六五

〔司令〕

- 近衛司令部條例中改正加除 (勅) 第二百四十一號(三三九)
- 山田兵司令部本部服務規則 (達) 陸達第二十四號(三) 六七
- 艦隊司令官將旗ヲ他艦ニ移ストキハ旗幟增加定員ノ全員若クハ若干員ヲ新旗幟ニ移スコトヲ得 (達) 海軍第五十七號(八) 二六九

〔司檢〕

- 船積司檢所官制 (勅) 第二百五十號(七) 二五三
- 郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船積司檢所航路權職管理所職員俸給 (勅) 第二百五十五號(七) 二五五
- 船積司檢所ノ名稱及位置 (省) 逓信第十一號(八) 二〇八
- 函館司檢所移轉 (省) 逓信第九號(四) 一一〇

〔主理〕

- 主理錄事俸給制定主理錄事官等俸給廢止 (勅) 第三百三十二號(七) 二〇六
- 技術官教授主理編修及判任文官俸給改正ニ附キ心得方 (達) 海軍第六十八號(八) 三三〇

〔主事主務〕

- 會計主務ハクノ部會計ニ職ス (省) 國稅所大小林區署嶺山監督署職員俸給制定林務官補書記林主事警林主事補俸給廢止 (勅) 第四百六十六號(七) 三三三

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服

並ニ帶劔ノ制 (勅) 第四百四十四號(五) 六七

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服

並ニ帶劔ノ制中追加改正 (勅) 第三百三十號(二) 三五五

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服

帶劔並禮式規定 (訓) 農商務第三十號(七) 一八八

○ 林務官林務官補警林主事警林主事補及森林監守制服

帶劔並禮式規定中追加 (訓) 農商務第四十五號(二) 三五五

〔主務〕 ○ 武庫主務ハフノ部武庫ニ職ス

○ 倉庫主務ハサノ部倉庫ニ職ス

〔神社、神職、神宣〕

○ 維新前後殉難者靖國神社(合祀人名)

(省) 陸軍第九號(九) 五四〇

○ 官國幣社神職奉務規則

(訓) 内務第十七號(八) 二〇六

○ 府縣鄉村社神官奉務規則改正

(訓) 内務第十二號(七) 一八七

〔社寺〕

○ 明治十四年乙第三十三號(社寺總代人選考並ニ社寺

財產取調方)中改正追加 (訓) 内務第八號(五) 一七六

○ 社寺土地官林委託規則

(省) 農商務第五號(四) 二五

○ 社寺ノ土地ニ係ル御料地委託出願方

(省) 宮内第九號(五) 二六

〔宗派、宗規〕

○ 佛道各宗派管長ヲシテ宗規ノ戒飭方ニ一層注意シ此

ニ一宗ノ安寧ヲ保持セシム (訓) 内務第二十二號(七) 三三〇

〔助教〕

○ 帝國大學教授助教人員 (勅) 第四百四十號(七) 三三五

〔舍監〕

○ 明治二十五年乙於ケル尋常師範學校ノ設備並ニ教

諭助教監會監訓導書記ノ人員及俸額ヲ定ム (省) 文部第二十五號(二) 三三七

〔職醫〕

○ 陸軍職醫部現役士官補充條例中改正加除 (勅) 第二十號(三) 二六

○ 明治二十一年陸達第百八號(從前鎮西職醫長タリシ

職醫監職方)同第二百二十五號(東京衛戍病院附一

等藥劑官ニ充用方)廢止 (達) 陸達第三十四號(三) 八四

○ 召集職醫官俸給其他給與準據方

(達) 陸達第百八十一號(二) 四八〇

○ 第十二回職醫第二回踏鐵工免許試驗舉行地及期日

(省) 農商務第六號(六) 一八六

○ 第十三回職醫第三回踏鐵工免許試驗舉行地及期日

(省) 農商務第十號(二) 三六〇

〔書記〕

○ 樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官俸改正

(勅) 第九十六號(七) 一六〇



○貴族院衆議院書記官長就書記官年俸 (勅)第百一號(七) 一五六	○執達吏常用規則中追加改正 (省)司法第六號(六) 二二七
○裁判所書記長書記官俸給制定裁判所書記長書記官俸給廢止 (勅)第百三十五號(七) 二二三	○巡視官檢察官會同巡視規程廢止 (訓)司法第十號(九) 二四〇
○裁判所書記官試用試驗規則 (省)司法第四號(五) 二二二	○巡査守守ヲ判任官待遇トス (勅)第百七十號(八) 二六一
○外交官領事官貿易事務官公使館書記生及領事館書記生臨時規則 (勅)第七十四號(七) 二二三	○巡査守守ヲ判任官待遇トス (勅)第百六十九號(八) 二六〇
○海軍省所轄各艦ノ屬ヲ廢シ書記ヲ置ク (勅)第四十三號(四) 六一五	○巡査本部警察警察分署警部及消防士消防機關士監獄書記守長俸給令 (勅)第三十六號(四) 二五七
○宮内省所轄大小林區警備山監督警備員俸給制定林務官補書記警備林主事警備林主事補俸給廢止 (勅)第百四十六號(七) 二二三	○巡査採用規則第二條中改正 (訓)內務第二十三號(一〇) 二四三
○巡査本部警察警察分署警部及消防士消防機關士監獄書記守長俸給令 (勅)第三十六號(四) 二五七	○貴族院衆議院守衛ヲ判任官待遇トス (勅)第百八號(一) 二二三
○明治二十五年度ニ於ケル警察機關學校ノ設備並ニ救護助救協會監訓書記ノ人員及俸額ヲ定ム (省)文部第二十五號(一) 二五九	○貴族院衆議院守衛懲罰方 (勅)第百三十九號(三) 二五九
○學校職員及郡區書記戶長旅費額改正 (省)文部第二十五號(一) 二五九	○大阪製煉所職制 (建)宮內甲第二號(九) 二五二
○內務省所轄大小林區警備山監督警備員俸給制定林務官補書記警備林主事警備林主事補俸給廢止 (勅)第百四十六號(七) 二二三	○內閣所屬職員官制中改正追加 (勅)第三十九號(四) 二六一
○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所所屬補給所航路郵便管理所職員俸給 (勅)第百五十五號(七) 二四五	○內閣所屬職員官制中改正削除 (勅)第八十五號(七) 二三四
○通信省所管學校職員俸給 (勅)第百五十六號(七) 二四七	○造幣局印刷局稅關職員俸給 (勅)第百二十四號(七) 一九九
○公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免 (勅)第百四十四號(一) 二四〇	○帝國大學職員定員制定帝國大學職員官等定員廢止 (勅)第百三十六號(七) 二二三
○尋常師範學校及市町村立小學校職員待遇ニ附中心得方 (訓)文部第六號(二) 二五〇	
○府縣制市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法並ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法施行方 (勅)第百四十八號(二) 二四〇	
○學校職員及郡區書記戶長旅費額改正 (訓)內務第十八號(八) 二〇六	
○直稅署關稅署及同分署職員報告表調製及報告方假定二十一年訓令第十六號(稅務部職員調製式及報告方)廢止 (訓)大藏第十七號(三) 二〇〇	
○大審院裁判所職員考績條例廢止 (訓)司法第八號(九) 二二七	
○職工	
○輔重職職工器具備附定數表 (建)陸軍第七十四號(五) 一九九	
○野戰用營內職工器具制式 (建)陸軍第七十六號(三) 二四七	

○宮内省所轄大小林區警備山監督警備員俸給制定林務官補書記警備林主事警備林主事補俸給廢止 (勅)第百四十六號(七) 二二三	○警内備附職工器具及携帶職工器具中追加 (建)陸軍第七十八號(五) 二〇六
○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所所屬補給所航路郵便管理所職員俸給 (勅)第百五十五號(七) 二四五	○明治二十四年砲兵工科學會銃工生徒召集規則 (省)陸軍第三號(四) 二二一
○通信省所管學校職員俸給 (勅)第百五十六號(七) 二四七	○明治二十四年砲兵工科學會銃工生徒召集規則中追加 (省)陸軍第四號(四) 二二八
○公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免 (勅)第百四十四號(一) 二四〇	○彈水雷 (建)海軍第二十八號(三) 三三
○尋常師範學校及市町村立小學校職員待遇ニ附中心得方 (訓)文部第六號(二) 二五〇	○人口 (訓)內務第十號(六) 一八一
○府縣制市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法並ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法施行方 (勅)第百四十八號(二) 二四〇	○府縣會議員定數規則ニ掲クル人口計算方 (訓)內務第十號(六) 一八一
○學校職員及郡區書記戶長旅費額改正 (訓)內務第十八號(八) 二〇六	○明治二十三年末市町村現住人口表 (省)內務第三十號(七) 三〇九
○直稅署關稅署及同分署職員報告表調製及報告方假定二十一年訓令第十六號(稅務部職員調製式及報告方)廢止 (訓)大藏第十七號(三) 二〇〇	○審問 (建)海軍第百十五號(六) 二二八
○大審院裁判所職員考績條例廢止 (訓)司法第八號(九) 二二七	○津田三藏報告事件審問裁判ノタメ大審院法廷ヲ大津地方裁判所ニ開ク (省)司法第六十五號(五) 一三三
○職工	○審問 (省)文部第十四號(一) 二五九
○輔重職職工器具備附定數表 (建)陸軍第七十四號(五) 一九九	○小學校教科用圖書費等ニ關スル規則 (省)文部第十四號(一) 二五九
○野戰用營內職工器具制式 (建)陸軍第七十六號(三) 二四七	

〔試補〕

- 理事及理事試補服制 (勅)第九號(三) 六
- 理事及理事試補服制中改正 (勅)第二百一號(一〇)三五 五
- 理事試補服制規則 (達)陸達第九號(三) 一七
- 理事試補服制服用ノトキ敬禮法ハ陸軍將校ニ同シ (達)陸達第十六號(三) 五五

〔試驗〕

- 衛生試驗所官制中改正 (勅)第百五號(七) 一七一
- 土木監督署衛生試驗所中央氣象高等官俸給 (勅)第百十四號(七) 一八四
- 藥品及物品ノ衛生試驗所同検査ニ不服ノ者ハ再検査ヲ請フヲ得 (省)内務第十號(七) 二九一
- 醫術開業試驗規則第十四條第十五條改正 (省)内務第十八號(一)三四一

- 明治二十四年第二回醫術開業並ニ藥劑師試驗舉行地及期日 (省)内務第十三號(四) 一三三
- 明治二十五年第一回醫術開業並ニ藥劑師試驗舉行地及期日 (省)内務第五十六號(二)九六六
- 醫術開業並ニ藥劑師試驗願書ハ本人自書シ寫眞添附 (省)内務第五十七號(二)九六七
- 藥劑師試驗規則第六條第八條改正 (省)内務第十九號(二)三四二
- 陸軍經理學校監督學生及軍吏學生二十四年入學試驗格例 (達)陸達第四十一號(三) 九三

〔試驗〕

- 明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年學校生徒志願者、學科試驗格例、陸軍一年志願兵志願者學科試驗及合格格例並ニ志願者心得、同取扱手續、陸定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格者入校取消ノ件)廢止 (省)陸軍第十號(一〇)五七六
- 判事檢事登用試驗規則 (省)司法第三號(五) 四七
- 裁判所書記登用試驗規則 (省)司法第四號(五) 五三
- 代官出願人試驗本年ニ限り十月執行 (勅)司法第四號(七) 一八八

- 代官出願人試驗本年ニ限り十月執行 (省)司法第八十號(七) 四四六
- 第十二回歐戰第三回隨工免許試驗舉行地及期日 (省)農商務第六號(六) 一八六
- 第十三回歐戰第三回隨工免許試驗舉行地及期日 (省)農商務第十號(二)六四〇

〔試掘借區〕

- 嶺山試掘借區ノ願書ニ圖面三葉添付 (省)農商務第四號(三) 一五
- 明治十九年省令第四號(嶺山借區證券引揚處分)受ケタル者試掘借區ヲ許可セサル件)中削除 (省)農商務第六號(六) 二八二
- 借區續年期限ハ滿期後三十日マテニ差出サシム (省)農商務第九號(七) 二九二

〔輜重〕

- 輜重兵射擊演習教令改正 (達)陸達第八十四號(六) 三三四
- 輜重兵操典改正 (達)陸達第百四十八號(一)四一六
- 騎兵輜重兵野戰砲兵操典及馬術騎兵武器用法教範施行期限 (達)陸達第百五十六號(一)四三〇
- 平時輜重兵一大隊賦役及屬品定數表改正 (達)陸達第十一號(三) 一九
- 騎兵砲兵輜重兵馬具中鞍下毛布ノ品質改正 (達)陸達第六十八號(四) 一八六
- 輜重廠職工器具備附定數表 (達)陸達第七十四號(五) 一九九
- 野戰砲兵及輜重兵戰用冷銳裝附器具制式中改正加除 (達)陸達第七十四號(二)三三七

〔輸入輸出〕

- 劍路國劍路へ特別輸出港規則施行 (勅)第四號(一) 三
- 特別輸出港規則施行細則第一條改正 (省)大藏第三十三號(九) 三三五
- 昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出ニ輸出特許スル手續 (勅)第百九十九號(一〇)三三三
- 昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出スル特許ニ關スル手續 (省)大藏第二十四號(一〇)三三六
- 輸入從價稅品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (省)大藏第三號(三) 四九

- 日本抗法第三十一款ニ據リ納ムヘキ明治二十五年分嶺山借區稅納付方 (省)農商務第十號(八) 三〇九
- 試掘借區願書及圖面中不完全ノモノアルトキ處分方 (省)農商務第十二號(一〇)三七七
- 明治七年工部省第三十號布達(試掘借區)ヨリ坑物發見ノトキ見水差出方)廢止 (省)農商務第十三號(一〇)三八八
- 明治二十四年四月三十日現在ノ(試掘地及借區)地原圖寫一葉ツ、差出サシム (勅)農商務第十二號(三) 四二
- 試掘借區等ニ關スル出願屆具申期限 (勅)農商務第十三號(三) 四二
- 嶺前國嶺前郡海軍豫備隊炭田ノ内試掘借區出願許可並ニ其實測圖 (省)農商務第一號(一) 六
- 嶺前國田川郡海軍省豫備隊炭山全部ヲ解キ試掘借區出願差許 (省)農商務第二號(三) 五〇

〔修業〕

- 補習科ノ教科目及修業年限 (省)文部第八號(一)三四三
- 專修科徒弟學校實業補習學校ノ教科目修業年限等ノ規程設定ニ至ル間府縣知事便宜取調ヘ文部大臣ノ指揮ヲ請ハシム (省)文部第九號(一)三四四

〔修理〕

- 兵器彈藥取扱規則設定兵器修理規則其他矛盾スルモノ廢止 (達)陸達第四十三號(三) 一〇一

○輸入従價税品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第十六號(六) 一五九

○輸入従價税品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第二十七號(七) 四七七

○輸入従價税品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第三十七號(三六) 二六二七

○一千八百九十三年北亞米利加合衆國イリノイ州シカゴ府ニ於テ開設スル「コロンブス」世界博覽會各國出品入ニ關スル規程、輸入税免除規程及出品部類目錄 (告)農商務第五號(五) 一四三

**〔森林〕**

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制 (勅)第四十四號(五) 六七

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制中追加改正 (勅)第二百三十號(二)三六五

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服帶劔並禮式規定 (訓)農商務第三十號(七) 一八八

○林務官林務官補營林主事營林主事補及森林監守制服帶劔並禮式規定中追加 (訓)農商務第四十五號(二)三五五

○官有森林原野及產物特別處分規則第四條追加 (勅)第六十六號(六) 一〇四

○官有森林原野及產物特別處分規則中改正追加 (勅)第二百二號(一〇)三六

○官有森林原野及產物特賣規程 (告)農商務第八號(九) 四七九

○官有森林交換規程 (訓)農商務第三十八號(九) 二三四

○官有森林原野ノ公賣ハ林產物公賣規程ニ準據 (告)農商務第七號(七) 三〇七

○官有土地森林原野收入金徵收規程設定官有地籍收入金徵收規程廢止 (訓)農商務第十一號(三) 三五

○明治十九年訓令第一號(官有森林山野ノ員數ニ關スル諸申陳書式)廢止 (訓)農商務第十四號(三) 四四

○森林施業ニ要スル諸案彙表 (訓)農商務第十七號(四) 九〇

○明治二十三年訓令第四十一號(森林收入納入告知書ニ收入官吏ノ在勤名記入)廢止 (訓)農商務第二十七號(六) 一八二

○森林經費科目表中更正 (訓)農商務第三十一號(八) 一九七

○森林經費科目表中一節設置 (訓)農商務第三十九號(九) 二三五

○森林經費科目表中一節設置 (訓)農商務第四十八號(二)三三八

**〔酒造〕**

○酒造稅則ノ納稅保證額草稅則ノ附約金及印紙類賣下代金ニ關シ他ノ地方管内現住者ニ對シ訴求アルトキ引續及取扱方 (訓)大藏第七十四號(一〇)三四四

**〔商業〕**

○商業會議所條例施行規則中追加 (告)農商務第三號(三) 一四

**〔船舶〕** ○セノ部船舶ニ載ス (訓)農商務第七十四號(一〇)三四四

**〔賜暇〕**

○外交官領事官貿易事務官公使館書記生及領事館書記生賜暇規則 (勅)第七十四號(七) 一一三

**〔紙幣〕**

○第二十四第二十六第八百二十六國立銀行發行紙幣引換延期 (告)大藏第二十二號(八) 三三〇

○銀行紙幣燒燬金額 (告)大藏第十三號(五) 一三三

**〔證書、證狀、證券〕** ○公債證書ハヨノ部公債ニ關スル心算方 (訓)大藏第五號(二) 二

○債權者ノ差押ヘタル大藏省預金局保管ニ係ル保管金供託金額及有價證券ノ差押命令ヲ裁判所ヨリ大臣、局長ニ送ルトキ寄託ノ要項記載方 (訓)司法第三號(五) 一六六

○明治十九年省令第四號(鐵山借區證券引揚處分ヲ受ケタル者試掘借區ヲ許可セサル件)中削除 (告)農商務第六號(六) 二八二

○卒業證書遺失證書紛失燒失ノトキ證明書下付方 (訓)海軍第二十四號(三) 二五

○明治二十二年海軍第九十四號(下士卒證書遺失證書尋及還付方)廢止 (訓)海軍第十二號(六) 二二七

○證書遺失證明ノトキ列席員ノ途中追加 (訓)海軍第三十五號(六) 二二七

○明治二十一年訓令第一號(西洋形商船海員雇入廢止) 證書用紙拂下代金整理方但書改正 (訓)遞信第五號(六) 一八四

○汽船運花丸検査證書紛失 (告)遞信第九十三號(九) 四七八

○汽船運江丸検査證書紛失 (告)遞信第九十四號(九) 四七八

○汽船一丸検査證書紛失 (告)遞信第二百三十八號(一〇)五七五

○汽船已那丸検査證書紛失 (告)遞信第二百五十三號(二)六〇五

○帆船相陽丸検査證書紛失 (告)遞信第二百五十五號(五) 一三三

○帆船大海丸検査證書紛失 (告)遞信第二百八十四號(二)六二五

**〔證約〕**

○酒造稅則ノ納稅保證額草稅則ノ附約金及印紙類賣下代金ニ關シ他ノ地方管内現住者ニ對シ訴求アルトキ引續及取扱方 (訓)大藏第七十四號(一〇)三四四

**〔證明〕**

○内務省所管經費中神宮費外五科目ハ毎月仕拂内附ノ證明ヲ要セス (訓)內務第九號(六) 一七七

○鐵入鐵出金月計對照表ニ金員外ノ誤謬發見ノトキ證明方 (訓)大藏第四號(二) 二

○大藏省所管歲出中恩賞諸費外二科目ノ支出ハ毎月仕拂内附ノ證明ヲ要セス (訓)大藏第五十號(六) 一七七

○明治二十四年度歲出中央儲蓄備蓄金補助ノ支出ハ毎月仕拂内附ノ證明ヲ要セス (訓)大藏第五十九號(七) 一八六

○ 憲兵條例ニ依リ現役免除ヲ願フ者ハ證明書陸軍省ヲ要ス (訓)陸軍甲第六號(八) 二〇三	○ 委任經理ニ係ル會計ノ検査及證明手續書 (達)陸軍第百三十號(九) 二〇六	○ 物品出納證明程式作樂及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方 (達)陸軍第百六十二號(二)四三五	○ 物品出納證明程式作樂及鐵道會計證明規程中ノ保證委任方中追加 (達)陸軍第百八十二號(三)四八〇	○ 卒業證書適任證書紛失焼失ノトキ證明書下付方 (達)海軍第二十四號(三) 二二五	○ 明治三十四年陸軍省告示第十號第九書式(士官候補生幼年學校生徒志願者身上明細表)中品行ニ係ル證明方 (訓)司法第十三號(三)三五六	○ 作樂及鐵道物品出納證明程式 (達)會計検査院第一號(三) 三三三	○ 鐵道出外現金出納證明規程 (達)會計検査院第二號(三) 三六三	○ 郵便爲替金郵便貯金出納計算證明規程 (達)會計検査院第三號(三) 二二四	○ 沖繩縣租稅收入證明規程 (達)會計検査院第四號(二)〇三六三	○ 東京府管轄伊豆七島稅品收入證明規程 (達)會計検査院第五號(二)〇三八五	[償還] ○ 公債元金償還ハコノ部公債ニ載ス	[所得税] ○ ソノ部租稅ニ載ス	○ 土地收用法及所得稅法中府縣審事會ノ行フヘキ職務 (勅)第百九十六號(九) 三二七	[收税] ○ 收稅圖傳給制定收稅圖官等傳給廢止 (勅)第百六十號(七) 二五〇	○ 直稅署開稅署及同分署職員報告表調製及報告方股定二十一年訓令第十六號(收稅部職員調書式及報告方)廢止 (訓)大藏第十七號(三) 二〇	○ 明治十七年第八十八號達(收稅課年報書調製差出方)廢止 (訓)大藏第三十一號(四) 四七	○ 土地分合筆取扱手續第一條第二條中改正島廳及收稅部出張所地租事務取扱手續第二條削除 (訓)大藏第五十七號(七) 一八五	[收入收納] ○ 在外國收入官吏外國貨幣ヲ以テ錢入金收納ノトキ記帳方 (訓)大藏第十一號(三) 二	○ 金庫(現金納付)ノ納入失察其他ノ事故ニテ領收證ノ檢印ヲ了シ難キトキ收入官吏處理方 (訓)大藏第二十八號(三) 四三	○ 租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下検査委任方 (訓)大藏第四十五號(九) 一六六
---	---	---	--	--	---	---------------------------------------	--------------------------------------	---	-------------------------------------	---	------------------------	------------------	---	---	--	--	---	---	--	---

○ 賭收入收納取扱順序中加除改正二十三年訓令第四十七號(大藏省所管賭博貸付金徵收取扱方)同年第六六七號達廢止 (訓)大藏第二十二號(三) 三七	○ 賭收入收納取扱順序第五條中刪除 (訓)大藏第五十五號(六) 一八四	○ 各年度歲入調定濟額ニシテ翌年度八月三十一日マテニ收入整理未了ノモノ取扱方 (訓)大藏第六十八號(八) 二〇八	○ 司法省主管收入金ニシテ道廳府縣取扱ニ係ル懲罰及沒收金ヲ大藏省主管トシ並ニ其收納取扱方 (訓)大藏第六十三號(七) 一九六	○ 道廳府縣ノ取扱ニ係ル各省主管賭博收入ヲ大藏省主管トシ並ニ其收納整理取扱方 (訓)大藏第七十七號(二)〇三二七	○ 明治二十二年度備荒儲蓄金收支精算報告 (省)大藏第四號(三) 五一	○ 明治二十三年訓令甲第十號(北海道廳府縣廳ニテ陸軍省所管歲入ノ收納取扱方)中加除 (訓)陸軍甲第四號(三) 四一	○ 明治二十三年訓令甲第十號(北海道廳府縣廳ニテ陸軍省所管歲入ノ收納取扱方)廢止 (訓)陸軍甲第七號(二)三九九	○ 明治二十三年陸軍第六十一號(會計主務官及收入官吏ノ任務知照方)同第六十二號(在拂命令官歲入監督官下検査官所管區分)同第九十一號(陸軍省所管歲	入收納取扱順序)中加除改正 (達)陸軍第四十號(三) 九二	○ 陸軍省所管歲入收納取扱順序中刪除 (達)陸軍第五十號(二)四一六	○ 委任任拂命令官ノ送及收入監督官吏ノ送中改正 (達)海軍第六十三號(四) 一六三	○ 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル納金收入ニ關スル規則股定方 (訓)文部第三號(二)〇三四	○ 明治二十三年度歲入收入總報告書中不納缺損額說明書調製差出方 (訓)農商務第六號(三) 一五	○ 官有土地森林原野收入金徵收規程股定官有地諸收入金徵收規程廢止 (訓)農商務第十一號(三) 三五	○ 明治二十三年訓令第四十一號(森林收入納入告知書ニ收入官吏ノ在勤職名記入)廢止 (訓)農商務第二十七號(六) 一八二	○ 電信柱敷地手當金ノ誤拂過渡金收納ニ係ル取扱手續中改正追加 (訓)逓信第二號(三) 一四	○ 沖繩縣租稅收入證明規程 (達)會計検査院第四號(二)〇三八三	○ 東京府管轄伊豆七島稅品收入證明規程 (達)會計検査院第五號(二)〇三八五	○ 北海道廳府縣ノ取扱ニ係ル各省收入主管變換ニ附申其調定額明細書收入計算書調製方 (達)會計検査院第六號(二)四三五
--	--	---	---	---	--	--	---	--	----------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------	---	---

〔支出〕

- 内務省所管經費ニ係ル支出計算書送付ノトキ寫一通本者(差出ツシム) (訓)内務第五號(四) 四
- 明治二十二年度備産儲蓄金收支精算報告 (告)大藏第四號(三) 五
- 〔仕拂〕
- 内務省所管經費中神宮費外五科目ハ毎月仕拂内譯ノ證明ヲ要セス (訓)内務第九號(六) 一七七
- 明治二十三年省令第十七號(文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ル仕拂命令同請求書及金額氏名表書式) 備考中追加 (省)大藏第八號(四) 三
- 明治二十二年省令第十一號(附計算書仕拂命令領收證及附報簿樣式) 中改正 (省)大藏第二十六號(二)三三七
- 明治二十二年省令第十一號(附計算書仕拂命令領收證及附報簿樣式) 中刪除 (省)大藏第九號(四) 三
- 明治二十三年省令第二十七號(會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕拂命令同請求書ニシテ受取人ニ現金交付前誤拂過渡發見ノトキ整理手續) 中刪除改正 (省)大藏第十二號(六) 二七二
- 政府ノ債務ニ對シ送押命令ヲ受ケタルトキ仕拂手續 (省)大藏第十六號(六) 二七四
- 明治二十三年訓令第三十一號(内國稅徵收仕拂豫算整理手續) 中改正 (訓)大藏第二十號(三) 三

- 明治二十三年訓令第三十一號(大藏省所管内國稅徵收仕拂豫算整理手續) 第一項改正 (訓)大藏第三十二號(四) 四七
- 明治二十三年度土地森嶼製鐵仕拂豫算額取扱方 (訓)大藏第二十七號(三) 四二
- 歳出仕拂未済繰越金ヲ月計對照表ニ掲載方 (訓)大藏第四十號(四) 一五九
- 明治二十四年訓令第四十號(歳出仕拂未済繰越金ヲ月計對照表ニ掲載方) 第一項刪除 (訓)大藏第七十號(六) 二二三
- 大藏省所管經費恩賞諸祿仕拂取扱順序改正 (訓)大藏第四十八號(五) 一六七
- 官立學校及團信仕拂命令官歳入金ヲ仕拂元受ニ組換及報告並ニ檢査方 (訓)大藏第二十四號(三) 四〇
- 仕拂命令官ノ變更アルトキハ毎時會計主務官ニ令送ス (訓)大藏第七十六號(二)三三七
- 政府ノ債務ニ對シ送押命令ヲ受ケタルトキ案内仕拂命令同請求書取扱方及供託受領證取扱方手續 (訓)大藏第六十一號(七) 一九〇
- 明治二十三年訓令第九十九號(北海道廳政府經費内國稅徵收費及島嶼山費ニテ支給スル俸給ニ係ル仕拂命令同請求書送付ノトキ罷職方) 中改正 (訓)大藏第五十四號(六) 一八二

○歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル經費ノ

一週年度仕拂命令濟額及殘高報告書調製樣式並ニ差出方 (訓)大藏第三十六號(四) 一五三

○歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル諸拂戻及缺損補填金、非職俸給ノ一週年度仕拂命令濟額殘高報告書調製樣式並ニ差出方 (訓)大藏第三十七號(四) 一五三

○大藏省所管歳出中恩賞諸祿外二科目ノ支出ハ毎月仕拂内譯ノ證明ヲ要セス (訓)大藏第五十號(六) 一七七

○明治二十四年度歳出中央備産儲蓄金補助ノ支出ハ毎月仕拂内譯ノ證明ヲ要セス (訓)大藏第五十九號(七) 一八六

○明治二十三年陸軍第六十二號(會計主務官及收入官吏ノ任務知掌方) 同第六十二號(仕拂命令官歳入監督官下檢査官所管區分) 同第九十一號(陸軍省所管歳入取納取扱順序) 中加除改正 (達)陸軍第四十號(三) 九三

○明治二十三年陸軍第六十二號(仕拂命令官歳入監督官下檢査官及所管區分表) 中追加 (達)陸軍第八十七號(六) 三三三

○委任仕拂命令官ノ邊及收入監督官吏ノ邊中改正 (達)海軍第六十三號(四) 一六三

○明治二十三、二十四年度歳出中通算費ニ係ル計算ノ檢査及責任解除ヲ委任セラレタルニ附キ會計規則第九十八條ニ據リ官吏ノ提出スル仕拂計算書及其下檢査書差出方 (訓)通算第四號(六) 一八〇

〔寫眞〕

○刑死者ノ墓標寫眞等ニ係ル取締方 (省)内務第十一號(七) 二九二

○醫術開業並ニ藥劑師試驗願書ハ本人自書シ寫眞添付 (省)内務第五十七號(二)五九七

〔食料〕

○密直及徴査者食料支給方 (訓)農商務第十九號(四) 一五一

○食料給與方假令二十三年陸軍第二十三號(判任官以下辨當料) 廢止 (達)海軍第六十二號(三) 一三四

○糧食條例ニ依リ支給スル二十四年度食料金額並ニ食品代價表 (達)海軍第四十一號(三) 六〇

〔出品〕

○「ロンドン」世界博覽會出品ニ關シ各地方ニ事務委員設置等及出品目録調製報告方 (訓)臨時博覽會事務局第一號(一〇)三四一

○「ロンドン」世界博覽會(普通商品美術品及美術工藝品)出品者心得方 (告)臨時博覽會事務局第一號(一〇)五五六

○「ロンドン」世界博覽會出品規則 (告)臨時博覽會事務局第二號(一二)三〇三

○「コロンブス」世界博覽會美術品出品規程

○「コロンブス」世界博覽會出品物ニ關スル鑑査規則 (告)臨時博覽會事務局第四號(二)三六三  
(告)臨時博覽會事務局第五號(二)三六七

〔出版〕

- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二號(三) 二五
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三號(三) 三三
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第五號(三) 三四
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十號(四) 一〇五
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十一號(四) 一二二
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十二號(四) 一二〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十四號(五) 一二七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十五號(五) 一三〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十六號(六) 一四三
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十七號(六) 一七〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第十九號(六) 一八四
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十一號(六) 一八七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十二號(六) 一八七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十三號(六) 一八七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十四號(六) 一八八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十五號(六) 一八八
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十七號(七) 三〇一
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十八號(七) 三〇一

- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第二十九號(七) 三〇九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十一號(七) 四〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十二號(七) 四〇九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十三號(七) 四〇九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十四號(七) 四〇九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十七號(八) 四〇〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十八號(八) 四〇〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第三十九號(八) 四〇〇
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第四十號(八) 四〇一
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第四十四號(八) 四〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第四十七號(九) 四〇三
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第四十八號(一〇) 四〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第五十一號(一〇) 四〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第五十二號(一〇) 四〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第五十三號(一〇) 四〇九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第五十四號(一〇) 四〇九
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第五十八號(一一) 四〇七
- 出版物一種發賣額布禁止 (告)內務第六十號(一二) 四〇〇

〔唱歌〕

- 小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式執行ノ際唱歌用ニ供スル唱歌及樂器ハ文部大臣ノ認可ヲ經シテ其歌、贈漸次文部省ニテ指定額布 (訓)文部第二號(一〇)三四三

〔處務〕

- 陸軍省處務細則改正 (達)陸達第百十號(八) 二五七
- 海軍省處務細則改正 (達)海軍第百六十二號(八) 二八〇
- 海軍各處處務通則改正 (達)海軍第百三十四號(六) 二二七
- 水路部處務細則改正刑除 (達)海軍第百三十三號(一〇)四〇四
- 大林區署長處務規程設定同委任條件廢止 (訓)農商務第三十七號(九) 二二二
- 大林區署長處務規程第十二條中追加 (訓)農商務第四十六號(二)三九七
- 陸軍下士以下任免命課等ニ辭令書ヲ發スルモノト發セサルモノノ區分 (達)陸達第七十號(五) 一九二
- 明治二十三年達第百六十五號(准士官職課辭令下付方)中一項追加 (達)海軍第百八十五號(九) 三九七
- 明治二十三年達第百六十五號(准士官職課辭令下付方)中改正追加 (達)海軍第百九十六號(一〇)三八八
- 海軍軍人定限年齡計算方並ニ准士官以上豫備後備ニ入ルトト辭令書下付 (達)海軍第百二十五號(一〇)四〇九
- 海軍高等武官進級條例改正 (勅)第百七十八號(八) 二八五
- 海軍上長官士官技擢進級取扱規則 (達)海軍第百六十九號(八) 三三三

〔進等進級〕

- 海軍下士任用進級條例中改正 (勅)第三十一號(三) 二六
- 海軍卒進級條例第二條中改正 (達)海軍第六十八號(四) 一六四
- 明治二十三年達第百三十七號(准士官進等具申及附件ニ關スル規程)第二項廢止 (達)海軍第百十號(五) 二二五
- 五等信號兵教育規則 (達)海軍第五十六號(三) 九八
- 發光信號燈用赤光燃料ヲ兵需用品トシ需用品定額表 中亞爾爾兒赤刪除 (達)海軍第百二十號(六) 二二二
- 海軍艦船(信號符)字點附 (告)遞信第百八十八號(八) 四七三
- 海軍艦船(信號符)字點附 (告)遞信第百八十八號(八) 四七三
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百二十號(二) 二〇
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百四十號(三) 三三
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百六十二號(三) 八四
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百三十二號(五) 一三五
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百三十九號(六) 一八五
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百六十八號(七) 四九三
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百八十九號(八) 四七三
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百二十九號(九) 四〇八
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百二十九號(九) 四〇八
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百五十四號(一一) 四〇五
- 西洋形船(信號符)字點附 (告)遞信第百八十七號(一二) 四〇五

〔乘員乘艦〕

- 各編定員外乘員其ノ衣服履ヲ貸與品トシ需用品定額表申衣服履副除 (達)海軍第百二十三號(六) 三六
- 少尉候補生及少尉副士候補生乘艦中供用品表 (達)海軍第百八十六號(九) 三九七

〔乘馬〕

- 乘馬學校ハカノ部學校ニ罷ス

〔陸軍乘馬制〕

- 陸軍乘馬制條例第一條第二條改正別除 (勅)第六十三號(六) 一〇〇

○乘馬飼養令廢止

- (勅)第六十一號(七) 二五〇

○工兵大隊長副馬ハ自今飼養セシム

- (達)陸軍第六十二號(四) 一八一

〔種畜〕

- 北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜代渡ハ隨意要約ニ依ルヲ得 (勅)第六十三號(七) 二五二

〔射擊〕

- 要塞砲兵小銃射擊演習教令 (達)陸軍第一號(一) 一
- 輔重兵射擊演習教令改正 (達)陸軍第八十四號(六) 三三四
- 少兵射擊教範中改正追加 (達)陸軍第百三十四號(九) 三九九

〔殉難〕

- 維新前後殉難者靖國神社(合祀人名)

〔震災〕

- (告)陸軍第九號(九) 五四〇

○岐阜愛知三縣下震災地方人民救濟並ニ破壞セル河川堤防工事ニ要スル金額臨時支出 (勅)第二百五號(二)三三〇

- 震災水害ニ附キ要スル旅費等ハ明治二十四年度歳出豫算中第一預備金ヲ以テ補充スルヲ得 (勅)第二百二十三號(二)三五〇

〔診斷〕

- 憲兵條例ニ依リ現役免除ヲ願フ者ハ證明書診斷書ヲ要ス (勅)陸軍第六號(八) 二〇三

○屯田兵隊附醫官服務規則並診斷所規程改正

- (達)陸軍第四十七號(四) 一三五

〔傷疾疾病〕

- 營外居住ノ軍人軍屬公務演習、行軍ノタメ傷疾疾病ニ罹リ所屬部隊軍醫ノ治療ヲ求メタルトキハ藥價ヲ要セス (達)陸軍第二十七號(三) 七一
- 海軍軍人傷疾疾病恩給等差例第四條別除 (達)海軍第二十七號(三) 七一
- 海軍軍醫學校生徒及軍醫ヲ罷カサル東京各屬勤務ノ下士卒疾病ニ罹リタルトキ治療方 (達)海軍第三十二號(三) 二四

〔集治監〕

- 集治監假留監官制第五條中別除 (勅)第七號(七) 一七二
- 集治監假留監官俸給 (勅)第百十五號(七) 一八五

○集治監假留監看守人員及俸給第四項中追加

- (勅)第百十六號(七) 一八六

○北海道集治監官制

- (勅)第百八號(七) 一七三

○北海道集治監分監長及北海道廳典獄特別任用方

- (勅)第百十三號(七) 一八四

○北海道集治監水監及分監設置場所

- (告)內務第三十五號(七) 四五六

〔囚人〕

- 刑事被告人及囚人護送方 (達)海軍第九十七號(五) 二〇六

ヒノ部

〔評定〕

- 行政裁判所長官及評定官俸 (勅)第三十二號(三) 三七
- 行政裁判所長官評定官俸改正 (勅)第九十八號(七) 一六三

〔非職〕

- 官吏非職條例第五條別除 (勅)第二十三號(三) 二九
- 明治二十一年度以前非職者俸給支給額訂正方 (訓)大藏第二十五號(三) 四一

- 恩賞贈與附拂戻缺損補填金、非職俸給ニ係ル會計規則第百條ノ官定任命方 (訓)大藏第七號(二) 八

- 歳出ノ内仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任セル附拂戻及缺損補填金、非職俸給ノ一週年度仕拂命令濟額殘高報告書調製様式並ニ送出力 (訓)大藏第三十七號(四) 一五三

〔筆工〕

- 明治十九年省令乙第九十二號(筆工圖工原料支辨方)但書別除 (達)陸軍第百二十四號(八) 三三四

〔被服〕

- 各兵科士官候補生及豫備員習士官被服徵章ヲ定メ二十年陸軍第百二十九號(士官候補生被服徵章)廢止 (達)陸軍第七十一號(五) 一九二
- 陸軍附人被服給與規則 (達)陸軍第百十五號(八) 二七五
- 支團番以下被服調製式及被服代金給與手續並ニ陸軍看病人被服調製式及被服代金給與手續廢止 (達)陸軍第十六號(八) 二七七

- 水省並陸軍諸官術返納被服品取扱手續廢止 (達)陸軍第百二十二號(八) 三三三
- 海軍被服條例中追加 (勅)第十三號(三) 二二
- 被服經理規程中改正追加 (達)海軍第二十五號(二) 二五
- 被服經理規程中改正 (達)海軍第九十五號(五) 二〇一
- 被服經理規程第三十三條中別除 (達)海軍第百五十三號(八) 二六六

- 被服經理規程表中改正 (達)海軍第百七十六號(八) 三三三
- 陸隊及備人被服規則中改正追加 (達)海軍第百二十二號(二)四七一

- 刑事被告人及囚人護送方 (達)海軍第九十七號(五) 二〇六

- 刑事被告人及囚人護送方 (達)海軍第九十七號(五) 二〇六

○ 刑部控訴手續心得第六條廢止並ニ控訴事件ニ附テ破  
告人護送手續準據方 (訓) 司法第十二號(一〇)三三

○ 津田三藏被告事件審問裁判ノタメ大審院廷延ヲ大津  
地方裁判所ニ開ク (省) 司法第六十五號(五) 一三三

〔備荒儲蓄〕

○ 中央備荒儲蓄金ニテ購入セル公債證書賣却ハ隨意契  
約ニ依ルヲ得 (勅) 第二百十二號(二)三四一

○ 明治二十二年度備荒儲蓄金收支精算報告  
(省) 大藏第四號(三) 五二

○ 明治二十四年度歲出中央備荒儲蓄金補助ノ支出ハ  
毎月仕拂内際ノ證明ヲ要セス (訓) 大藏第五十九號(七) 一八六

〔費用〕

○ 公使館領事館費用條例制定無任所外交官年俸及交際  
官館領事費用條例廢止 (勅) 第三十三號(三) 一六

○ 公使館領事館費用條例第六條中追加  
(勅) 第五十號(六) 八五

○ 公使館領事館費用條例中改正  
(勅) 第三百三號(七) 一六七

○ 公使館領事館費用條例細則  
(省) 外務第一號(四) 三五

○ 「ロンドン」世界博覽會出品物ニ關スル費用補助規  
則 (省) 臨時博覽會事務局第三號(二)三六一

〔費用〕

○ 府縣歲入歲出豫算調製式並ニ費用流用規定  
(省) 內務第十二號(八) 二九三

○ 郡歲入歲出豫算調製式並ニ費用流用規定  
(省) 內務第二號(四) 二六

○ 郡歲入歲出豫算調製式並ニ費用流用規定第五條中削  
除改正 (省) 內務第十三號(八) 三〇七

〔病院、病室〕

○ 陸軍病院條例中改正追加 (達) 陸軍第二十六號(三) 六九

○ 明治二十一年陸軍第二百四十三號(陸軍病院條例中  
ノ入院料及藥價)廢止 (達) 陸軍第二十八號(三) 七二

○ 明治二十一年陸軍第八號(從前鎮守監獄醫長タリシ  
歐醫監續職方)同第二百二十五號(東京衛戍病院附一  
等藥劑官ニ充用方)廢止 (達) 陸軍第三十四號(三) 八四

○ 陸軍工看病人廢工及病院病室附夫定員表廢定明治二  
十一年陸軍第二百二十八號同件廢止 (達) 陸軍第四百三十三號(一〇)四〇八

○ 海軍病院軍醫部員服務通則中改正  
(達) 海軍第三百三十二號(六) 二三六

○ 明治二十二年陸軍第三百九號(海軍病院入院ノ下士卒  
退院ノ節其乘組艦船所在不明ノトキ及利期滿限出處  
ノトキ送付方)中追加 (達) 海軍第十號(二) 六

〔引繼、引渡〕

○ 借引及沒收金主管變換ニ附キ引繼整理方  
(訓) 大藏第六十六號(八) 二〇四

○ 借引及沒收金主管變換ニ附キ引繼整理方  
(達) 陸軍第二百一十一號(八) 三三三

○ 出納官更物品會計官更交代事務引繼ヲ爲シタルトキ  
通知方 (達) 海軍第七號(二) 五

○ 地方裁判所甲號支部ニテ刑事第二審事務取扱廢止ニ  
附キ審理中ニ係ル同事件引繼方 (訓) 司法第九號(九) 三三九

○ 出納官更交代ノ際事務引繼ヲ爲シタルトキ會計檢査  
院ヘ通知方 (訓) 遞信第一號(二) 一

○ 官有林野ノ立木又ハ木材ノ檢査及引渡用印雜形並  
ニ使用方 (省) 農商務第八號(七) 二八九

〔引換〕

○ 第二十四第二十六第八百二十六國立銀行發行紙  
替引換延期 (省) 大藏第二十二號(八) 三二〇

毛ノ部

〔文部〕  
○ 文部省官制改正 (勅) 第九十三號(七) 一五四

○ 小學校令施行ニ要スル諸規則悉皆發布ニ附キ普通教  
育ノ施設ニ關スル文部大臣ノ意見表示 (訓) 文部第五號(二)三五一

〔木工〕

○ 木工練習生設備練習生規則設定海軍練習工概則廢止  
(達) 海軍第二十號(三) 一九

○ 砲術練習艦規則水雷術練習艦規則機關學校規則主計  
學校規則假治、木工、練習生規則中削除 (達) 海軍第七十號(四) 一六四

○ 五等木工五等假治教育規則中改正  
(達) 海軍第二十一號(三) 二二

〔木杯〕

○ 明治十六年太政官第十七號(金銀木杯金圓賜與手  
續)中追加 (訓) 第一號(三) 一

〔木材〕  
○ 昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出ニ特許  
(勅) 第九十九號(一〇)三三三

○ 昆布木材及板ヲ不開港ヨリ外國ニ輸出スル特許ニ關  
スル手續 (省) 大藏第二十四號(一〇)三三六

〔沒收〕

○ 司法省主管收入金ニシテ道府縣取扱ニ係ル廢則  
及沒收金ヲ大藏省主管トシ並ニ其取納取扱方 (訓) 大藏第六十三號(七) 一九六

○ 借引及沒收金主管變換ニ附キ引繼整理方  
(訓) 大藏第六十六號(八) 二〇四



○司法省主計簿冊及沒收金ヲ陸軍省主計トス

(達)陸軍第百二十號(八) 三三三

○懲罰及沒收金主計簿冊ニ附キ引續整理方

(達)陸軍第百二十一號(八) 三三三

七ノ部

[清國]

○清國親王殿下遊去ニ附キ宮中喪 (告)宮内第一號(二) 一

○清國親王殿下遊去ニ附キ宮中喪前參内者喪服着用

(告)宮内第二號(二) 一

○上海濟南間ノ電報料改正

(告)通信第五號(二) 四

○本邦及清國廣西省自馬間ニ電信開始及其電報料

(告)通信第百四十七號(七) 三〇七

○清國吳淞碇泊ノ船舶ニ宛テタル電報料割合増加

(告)通信第百五十七號(七) 四四六

[政府]

○政府ニ納ムル手數料ハ登記印紙ヲ以テスルヲ得

(勅)第百四十五號(三)四〇三

○政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケル場合ニ於ケル會

計上ノ規程 (勅)第百五十五號(六) 八九

○政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルトキ仕拂手續

(告)大藏第十六號(六) 二七四

○政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受ケタルトキ案内仕拂

(訓)司法第十三號(三)三五六

命令同請求書取扱方及供託受領證取扱方手續

(訓)大藏第六十一號(七) 一九〇

[少尉、少機關士]

○陸軍砲工學校學生トシテ少尉分遣方

(達)陸軍第七十九號(六) 二二七

○海軍少尉及相當官學術檢査規則

(達)海軍第百七十一號(八) 三三七

○少尉候補生及少機關士候補生乘艦中供用品表

(達)海軍第百八十六號(九) 三九七

[小銃]

○要塞砲兵小銃射擊演習教令

(達)陸軍第一號(二) 一

○要塞砲兵照準最優等章同優等章及要塞砲兵觀測最優

等章同優等章圖式 (達)陸軍第百三十八號(一〇)三八七

[生徒]

○明治二十五年陸軍各兵科現役士官候補生、陸軍幼年

學校生徒志願者學科試驗格例、陸軍一年志願兵志願

者學科試驗及格格例並ニ志願者心得、同取扱手續

設定明治二十年告示第七號(陸軍幼年學校生徒合格

者入校取消ノ件)廢止 (告)陸軍第十號(一〇)五七六

○明治二十四年陸軍告示第十號第九書式(士官候補

生幼年學校生徒志願者身上明細表)中品行ニ係ル點

明方 (訓)司法第十三號(三)三五六

○明治二十五年度陸軍測量部修技所生徒募集

(達)陸軍第百一號(七) 二五三

○陸軍砲工學校學生トシテ少尉分遣方

(達)陸軍第七十九號(六) 二二七

○陸軍砲工學校學生分遣ハ定員ヲ超過スルヲ得

(達)陸軍第百四十七號(二)四二五

○陸軍砲兵射的學校學生學期心得方

(達)陸軍第百五十九號(二)四三三

○陸軍經理學校學生召集規則第一條第十三條中追加

(達)陸軍第五十號(四) 一六一

○陸軍經理學校監督學生及軍吏學生二十四年入學試驗

格例 (達)陸軍第四十一號(三) 九三

○陸軍經理學校監督學生軍吏學生召集

(達)陸軍第百號(七) 二五三

○陸軍教練團生徒召集規則改正

(告)陸軍第一號(三) 三

○陸軍教練團生徒召集規則第五條第十八條中削除改正

(告)陸軍第七號(五) 四二

○明治二十四年砲兵工科學會銃工生徒召集規則

(告)陸軍第三號(四) 一一二

○明治二十四年砲兵工科學會銃工生徒召集規則中追加

(告)陸軍第四號(四) 一一八

○陸軍砲兵工科學會生徒召集規則第四條第五條削除

(達)陸軍第七十七號(五) 二〇六

○陸軍砲兵工科學會銃工生徒召集 (告)陸軍第八號(八) 四九七

○各部隊兵卒ノ砲兵工科學會生徒志願者ニ生徒命シ方

(達)陸軍第三十號(三) 七三

○陸軍被服工長學會學生召集規則

(達)陸軍第八十一號(六) 三三三

○明治二十四年陸軍被服工長學會學生召集檢査格例

(達)陸軍第百三十五號(九) 三七九

○明治二十四年陸軍被服工長學會學生檢査格例召集

手續 (告)陸軍第七號(六) 一七八

○陸軍被服工長學會第二期學生入會ニ附キ檢査方

(達)陸軍第二十五號(三) 六九

○明治二十四年海軍兵學校將校生徒及機關生徒志願者

心得 (告)海軍第四號(三) 三六

○明治二十四年海軍兵學校生徒及機關生徒志願者心得

(告)海軍第五號(三) 九三

○明治二十四年十二月海軍兵學校機關生徒志願者心得

(告)海軍第八號(一〇)五六三

○海軍軍醫學校生徒及軍醫ヲ陸カサル東京各縣勤務ノ

下士軍醫病ニ罹リタルトキ補綴及陸軍部事務方

(達)海軍第二十二號(三) 二四

○海軍造船工學校生徒手當金規則 (勅)第五十三號(六) 八八

○海軍造船工學校生徒手當金規則第三條中改正

(勅)第百五十九號(七) 二四九

○海軍造船工學校生徒手當金支給區分 (達)海軍第二百二十七號(六) 二二二

○海軍造船工學校生徒制服制表中追加 (達)海軍第七十八號(八) 三三三

○海軍造船工學校生徒制服制表中追加 (達)海軍第二百二十六號(三)四七四

○明治二十三年告示第十八號(海軍造船工學校生徒志願者心得力)第三項改正 (告)海軍第七號(六) 二二八

○東京郵便電信學校卒業生任用方 (勅)第九十二號(九) 三〇九

○尋常師範學校ニテ支給スヘキ生徒ノ學費科目及支給方假定十九年訓令第四號同校男生徒學費支給要項 廢止 (訓)文部第七號(二)三五四

〔消防〕

○巡查本部警察署警察分署警部及消防士消防機關士 監獄書記看守長俸給令 (勅)第三十六號(四) 五七

○警察官及消防官制服中改正 (勅)第八十三號(八) 二九二

〔潜水〕

○海軍工馬定時間外服業者潜水者加給規則改定 (達)海軍第二百二十三號(二)四七一

〔船舶〕

○船舶司檢所官制 (勅)第五十號(七) 二二九

○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶司檢所航路標識管理所職員俸給 (勅)第五十五號(七) 二四五

○船舶司檢所ノ名稱及位置 (省)逕信第十一號(八) 三〇八

○海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫施行方 (勅)第六十五號(六) 一〇三

○暹羅國盤谷府及マラッカ地方虎列刺病流行ニ附キ同地ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫實施 (告)內務第十八號(六) 一七八

○香港、上海其他清國南方諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫實施 (告)內務第二十六號(六) 一八八

○新嘉坡並ニ清國汕頭及上海ニ於テ虎列刺病發生ニ附キ同地ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫實施 (告)內務第四十二號(八) 四六二

○虎列刺病發生地、新嘉坡、汕頭、上海ヨリ來ル船舶檢疫寄停場所 (告)內務第四十三號(八) 四六二

○赤間關橫濱二港ニ於ケル船舶檢疫施行停止 (告)內務第五十號(二)五七二

○長崎、口ノ津、神戸三港ニ於ケル船舶檢疫施行停止 (告)內務第五十五號(二)五九五

○艦隊學校及知港事所屬船備用品定額表改正 (達)海軍第五十二號(三) 九四

○選納小蒸氣船端舳雜種船取扱手續 (達)海軍第八十五號(四) 一七八

○丁採國政府ト船舶積量互認ノ件取極メタルニ附キ其條規改定 (省)逕信第十五號(三)三八六

○丁採國政府ト船舶積量互認ノ件取極 (省)逕信第二百八十二號(三)三二四

○明治二十一年訓令第一號(西洋形商船海員雇入取止證書用紙拂下代金整理方)但書改正 (訓)逕信第五號(六) 一八四

○清國英領碇泊ノ船舶ニ宛テタル電報料割合增加 (省)逕信第五十七號(七) 四四六

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第二十號(二) 二〇

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第四十號(三) 三三

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第六十二號(三) 八四

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第七十三號(四) 一一〇

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第九十三號(五) 一二五

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第一百一十九號(六) 一八五

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第一百六十八號(七) 四四三

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第一百八十九號(八) 四七三

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第二百九號(九) 五四八

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第二百五十四號(二)一〇五

○西洋形船(信號符字點附) (省)逕信第二百八十七號(三)六一五

○西洋形汽船第一石崎丸免狀洗授 (省)逕信第六十四號(七) 四四三

○西洋形帆船連丸免狀洗授 (省)逕信第三十八號(三) 三三

○西洋形帆船大力丸免狀洗授 (省)逕信第六十號(七) 四四七

○汽船連丸免狀紛失 (省)逕信第二百二十四號(二)五五八

○汽船連丸免狀紛失 (省)逕信第九十四號(九) 四七六

○汽船一丸檢査證書紛失 (省)逕信第二百三十八號(一〇)五七五

○汽船已那丸檢査證書紛失 (省)逕信第二百五十三號(二)六〇五

○汽船浪花丸檢査證書紛失 (省)逕信第九十三號(九) 四七六

○帆船相陽丸檢査證書紛失 (省)逕信第二百五十五號(五) 一三一

○帆船大海丸檢査證書紛失 (省)逕信第二百八十四號(三)六一五

〔船稅〕

○船稅(〇)ノ部租稅ニ罷ス

〔稅關〕

○稅關官制第二條改正 (勅)第二百二十三號(七) 一九四

○稅關局印刷局稅關職員俸給 (勅)第二百二十四號(七) 一九五

○稅關監吏及監吏補服制表中改正 (勅)第二百四十四號(二)三九七

○造幣局稅關ニ係ル民事訴訟ニ附キ國ヲ代表スル權利委任 (省)大藏第五號(三) 一五

〔石炭〕

○島羽港相島在美大島久慈村、舞鶴港倉村ニ新築ノ石炭庫名稱 (達)海軍第九十號(五) 一九三

〔製絨〕

○千佳製絨所高等官俸給 (勅)第二百二十七號(七) 一九九

〔製絲〕

○宮岡製絲所大小林區製絲山監督職員俸給制定林務官補書配林主事林主事補俸給廢止 (勅)第四百十六號(七) 二二三

- 大坂製煉所職制 (達)宮内甲第二號九 三五三
- 製藥 (達)海軍第五十七號三 一一三
- 造兵廠附屬製藥工場ノ火藥製造所ノ改稱及所内取締力 (達)海軍第五十七號三 一一三
- 精算 (告)大藏第四號三 五二
- 明治二十二年年度備用儲蓄金收支精算報告
- 選舉 (昭)七月二十五日七 七一
- 貴族院議員補選選舉 (昭)二月三日三 一
- 貴族院議員補選選舉 (昭)五月八日五 三
- 貴族院議員補選選舉 (昭)六月四日六 五
- 貴族院議員補選選舉 (昭)十月八日(〇) 九
- 貴族院議員補選選舉 (昭)十月二十二日(〇) 一〇
- 明治十四年乙第三十三號(社寺總代人選舉並社寺財產取調方)中改正追加 (訓)内務第八號五 一七六
- 席次 (達)宮内甲第六號(二)四七六
- 宮中儀式上席次改定 (積量) (達)宮内甲第六號(二)四七六
- 丁抹國政府卜船積量互認ノ件取極メタルニ附キ其條規設定 (省)通符第十五號(二三)六六
- 丁抹國政府卜船積量互認ノ件取極 (告)通符第二百八十二號(二三)六四
- 二十五年年度ニ於ケル尋常師範學校ノ設備並ニ教諭助教諭會監圖書部ノ人員及俸額ヲ定ム (省)文部第二十五號(二)三七九
- 尋常中學校設備規則 (省)文部第二十七號(三)三八七
- 小學校設備規則 (省)文部第二十七號(四) 三三
- 小學校設備規則改正 (省)文部第十五號(二)三八八
- 整理 (整理) ○整理公債ハコノ部公債ニ限ス
- 明治二十三年省令第二十七號(會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕拂命令同請求書ニシテ受取人ニ現金交付前課拂過渡發見ノトキ整理手續)中刪除改正 (省)大藏第十二號(二)二七一
- 前金渡概算渡ノ返納金告知書ニシテ金庫ニ於テ現金領收後誤認發見シ全部若クハ一部繰入ニ歸入ラヌルトキ整理手續 (省)大藏第十五號(二)二七三
- 明治二十三年省令第三十一號(大藏省所管内國稅徵收費仕拂豫算整理手續)第一項改正 (訓)大藏第三十二號(四) 四七
- 船關學校圖書品出納整理規程 (達)海軍第七十二號(四) 一六七
- 船關學校圖書品出納整理規程書式用紙第二號以下四張ノ數量設定 (達)海軍第八十號(四) 一七二

- 官有地及官有建物整理報告手續 (訓)農商務第二十一號(四) 一五二
- 戰役戰時 (明治七年以後戰役ニ死歿セル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助料支給方 (法)第四號(三) 九
- 戰時陸軍郵便部配達率其他將率服制 (勅)第八十六號(八) 三〇一
- 召集召集 (帝國議會召集 (詔)十月八日(〇) 九
- 召集召集 (陸軍後備ノ軍需ニアル支隊陸軍召集條例ニ依リ召集中係給支給方 (勅)第六十二號(七) 二五二
- 明治二十三年省令第二號(陸軍後備兵定時演習召集方)中追加 (省)陸軍第二號(三) 二
- 陸軍後備兵定時演習條例第二條ニ依リ勤務演習施行ノトキ召集方 (省)陸軍第六號(四) 三四
- 陸軍臨時召集旅費概算表二十四年度取扱方 (訓)陸軍甲第三號(三) 一八
- 召集旅費概算表其他給與取扱方 (達)陸軍第八十一號(三)四八〇
- 陸軍經理學校學生召集規則第一條第十三條中追加 (達)陸軍第五十號(四) 一六一
- 陸軍經理學校監督學生軍定學生召集 (達)陸軍第七號(七) 二二二
- 陸軍教練團生徒召集規則改正 (省)陸軍第一號(三) 三
- 陸軍教練團生徒召集規則第五條第十八條中刪除改正 (省)陸軍第七號(五) 四二
- 陸軍砲兵工科學會生徒召集規則第四條第五條刪除 (達)陸軍第七十七號(五) 二〇六
- 明治二十四年砲兵工科學會生徒召集規則 (省)陸軍第三號(四) 一一
- 明治二十四年砲兵工科學會生徒召集規則中追加 (省)陸軍第四號(四) 一八
- 陸軍砲兵工科學會生徒召集規則 (省)陸軍第八號(八) 四九七
- 陸軍被服工科學會學生召集規則 (達)陸軍第八十一號(六) 三三三
- 明治二十四年陸軍被服工科學會學生召集檢査格例 (達)陸軍第三十五號(九) 三七九
- 明治二十四年陸軍被服工科學會學生檢査格例召集手續 (省)陸軍第七號(六) 一七八
- 軍法會議ノ裁判官音届出方 (達)海軍第一百十六號(六) 二二九
- 軍法會議ノ裁判官音届出方 (省)陸軍第七號(六) 一七八
- 樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官年俸改正 (勅)第九十六號(七) 一六〇

〔水兵〕

- 高等水兵練習條例廢止 (勅)第十六號(三) 二五
- 五等水兵教育規則第三條改正 (達)海軍第五十五號(三) 九五
- 〔水雷〕
- 水雷術練習條例中改正追加 (勅)第十八號(三) 二五
- 水雷術練習規則中改正 (達)海軍第三十五號(三) 四九
- 砲術練習艦規則水雷術練習艦規則機關學校規則主計學校規則廢止、水工練習生規則中削除 (達)海軍第七十號(四) 一六四

- 水雷術練習艦規則第四條第五條中追加改正 (達)海軍第九號(五) 二二
- 水雷術練習艦甲種教程中追加 (達)海軍第三十六號(三) 五二
- 水雷術練習艦乙種教程中追加 (達)海軍第三十七號(三) 五二
- 水雷工練習生規則設定海軍水雷練習工廠則廢止 (達)海軍第八十四號(四) 一七五
- 海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費概略使用力 (法)第一號(三) 一
- 軍艦及水雷艇機關日誌並二機關日誌摘要報告設定機關日誌及豫備機關日誌廢止 (達)海軍第二百十八號(二)四三三
- 軍艦隊定員表中橫須賀水雷隊攻擊部定員改正 (勅)第六十號(六) 六
- 軍艦隊定員表中改正 (勅)第九十八號(二)〇三三

○橫須賀水雷隊攻擊部定員職別表

- 橫須賀水雷隊攻擊部定員職別表改正 (達)海軍第二百二十四號(六) 三三六
- 下士水雷隊攻擊部勤務日數ヲ海上勤務ニ算入 (達)海軍第九十九號(二)〇三九〇
- 〔水路〕
- 水路部條例定員中改正 (勅)第八十一號(八) 二九一
- 水路部處務細則中改正削除 (達)海軍第二百三號(二)〇四〇四
- 造兵廠水路部在籍技工轉役及免役力 (達)海軍第十四號(三) 九
- 明治二十三年達第二百六十八號(造兵廠火藥工廠水路部在籍技工免役力)廢止 (達)海軍第十五號(三) 一〇
- 水路圖誌供給規則設定海圖水路誌供給概略廢止 (達)海軍第十一號(二) 七
- 水路圖誌供給規則第四條第九條中改正追加 (達)海軍第九十四號(五) 二〇〇
- 水路圖誌供給規則第四條中追加 (達)海軍第三十號(六) 二三四

〔水産〕

- 北海道水産稅則施行細則第三條中削除改正 (省)大藏第二十號(八) 三〇七

- 北海道水産稅算出價額改正 (省)大藏第四號(三) 一四
- 北海道水産稅品產出高及其價額報告力 (訓)大藏第六十四號(八) 一九七

〔水面〕

- 官有土地水面ニ關スル處分委任條件設定明治八年達乙第六十五號中及十二年達乙第二十九號十七年達乙第十號同件廢止 (訓)內務第十四號(七) 一九三
- 〔水害〕
- 震災水害ニ附キ要スル旅費等ハ明治二十四年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルヲ得 (勅)第二百二十三號(二)五〇

〔出納〕

- 明治二十三年勅令第四號(出納官吏身元保證金納付力)第一條中追加 (勅)第五十一號(六) 八五
- 出納官吏身元保證金代用配名公債證書ノ代ニ他人ノ同證書ヲ以テ保管ノ請求アルトテ取扱力 (訓)大藏第二號(二) 一
- 出納官吏身元保證金代用トシテ第三者ノ土地若クハ公債證書ヲ入ノトテ取扱力 (訓)大藏第五十三號(六) 一七六
- 出納官吏身元保證金取扱規則中納付書以下書式中第五號乙改正 (訓)大藏第七十三號(九) 二二九
- 物品出納規程第二條第四條中追加 (訓)內務第四號(三) 吳
- 物品出納規程第二十二條削除 (訓)內務第十三號(七) 一九二

- 物品出納規程第二條第四條改正 (訓)內務第二十號(八) 三三六
- 大藏省所屬出納官吏保管金員紛失ノトキ報告力 (訓)大藏第十四號(三) 一七
- 金庫出納事務規程及會計主務官心得中領收證書ニ係ル心得力 (訓)大藏第五號(二) 二
- 金庫出納事務規程中追加改正 (訓)大藏第四十二號(四) 一九九
- 金庫出納事務規程第六條改正 (訓)大藏第四十六號(五) 一六六
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第二十三號(三) 三九
- 證札用品出納規程第八條及印紙類出納規程第十三條削除 (訓)大藏第六十九號(八) 二二二
- 明治二十二年勅令第五十八號第五十九號第六十一號印紙類出納ニ關スル規程更正 (訓)大藏第三十三號(四) 四九
- 明治二十三年度所屬歲出金ニシテ二十四年四月以後ノ收支ニ係ル出納內附書式 (訓)大藏第三十五號(四) 七
- 物品出納證明書式作案及鐵道會計證明規程中ノ保證委任力 (達)陸軍第六十二號(二)四三三
- 物品出納證明書式作案及鐵道會計證明規程中ノ保證委任力追加 (達)陸軍第八十二號(三)四八〇
- 艦隊金錢出納規程中追加改正 (達)海軍第七十八號(四) 一七一
- 艦隊金錢出納規程第十六條削除 (達)海軍第八十八號(九) 三六〇